

6) 防 災 関 連 資 料 集

平成16年7月福井豪雨と 足羽川ダムの治水効果



国土交通省近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所

1. 気象・降雨の状況

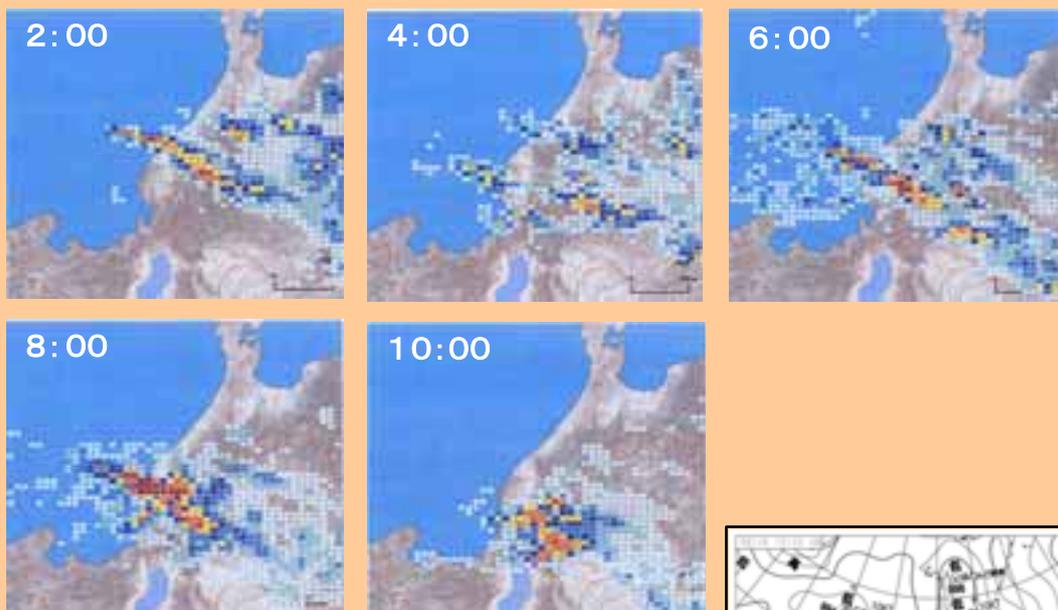
7月18日の気象状況

日本海から北陸地方(福井県)に延びる梅雨前線の活動が活発化し、強い雨雲が福井県嶺北地方に流れ込んだ。

福井県嶺北部の足羽川の流域を中心に、18日明け方から昼前にかけて短時間に猛烈な雨が降り、美山町では1時間雨量が最大で88mm、降り始めからの総降水量は285mmに達した。

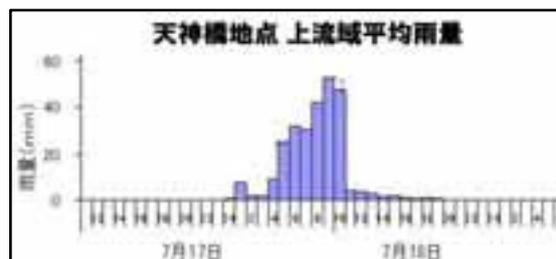
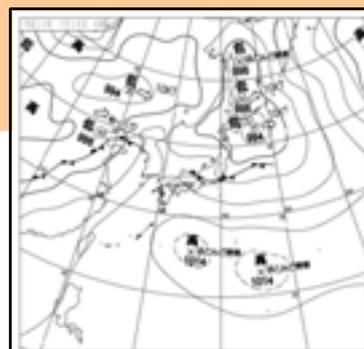


レーダー雨量状況



足羽川流域 (天神橋上流)

九頭竜川流域の等雨量線図

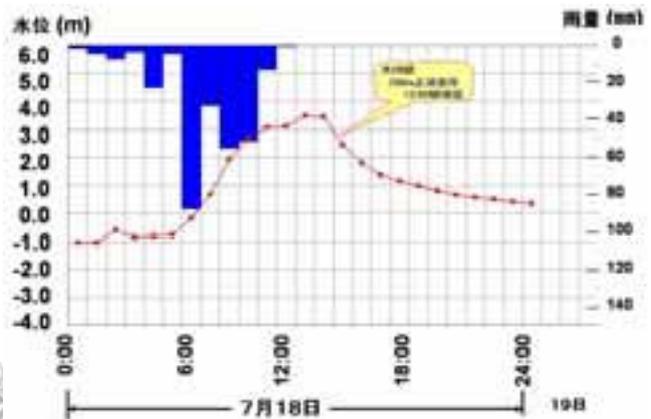
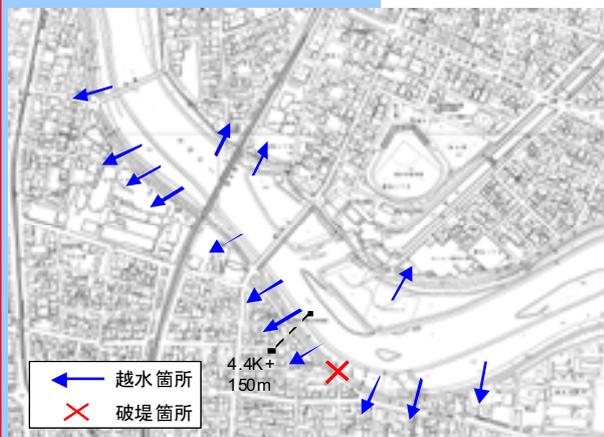


2. 足羽川洪水概要

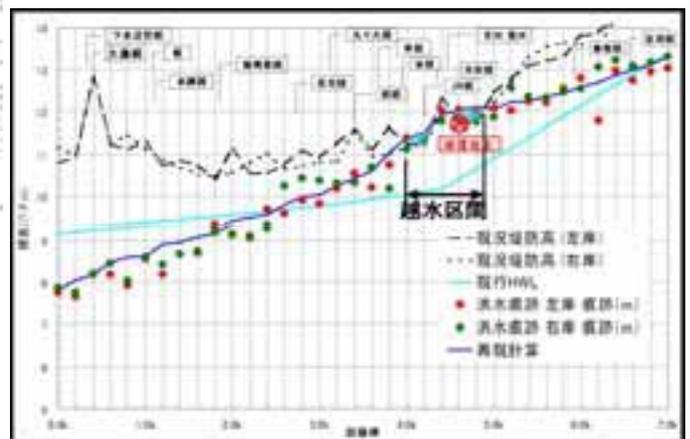
2-1 水位・流量の概要

①水位

足羽川上流で水位が上昇し、美山町小宇坂島付近で堤防越水し、破堤。下流天神橋治水基準点でも、7時頃から水位が急上昇し、観測史上最高水位の3.47mに達して、13時には木田橋付近で越水が始まり、木田橋上流200mでの地点で破堤した。



←足羽川の越水・破堤箇所



足羽川洪水跡縦断面図

②流量

流量観測値をはじめ洪水痕跡、水理検討、植生・河床材料、河道断面の変化など総合的にみて、さらに足羽川堰堤付近の氾濫流を考慮し、天神橋地点での最大流量は、概ね $2,400\text{m}^3/\text{s}$ であった。

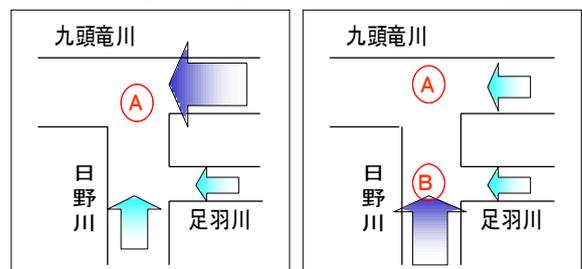
③洪水痕跡

洪水後の足羽川に残っていた最高水位の痕跡は、右図のようであり、前述の降雨状況からもわかる通り、日野川の水位がかなり低く、足羽川はかなり流れやすい状態になっていたといえる。

しかし、上流から流れてきた量が河道の能力以上であったため、越水したものである。

本川(九頭竜川)多雨型

支川(日野川)多雨型



九頭竜川で降雨が集中するとA地点の水位が高くなり日野川が流下しづらくなる

日野川で降雨が集中するとA地点、B地点の水位が高くなり九頭竜川、足羽川が流下しづらくなる

九頭竜川における過去の洪水現象

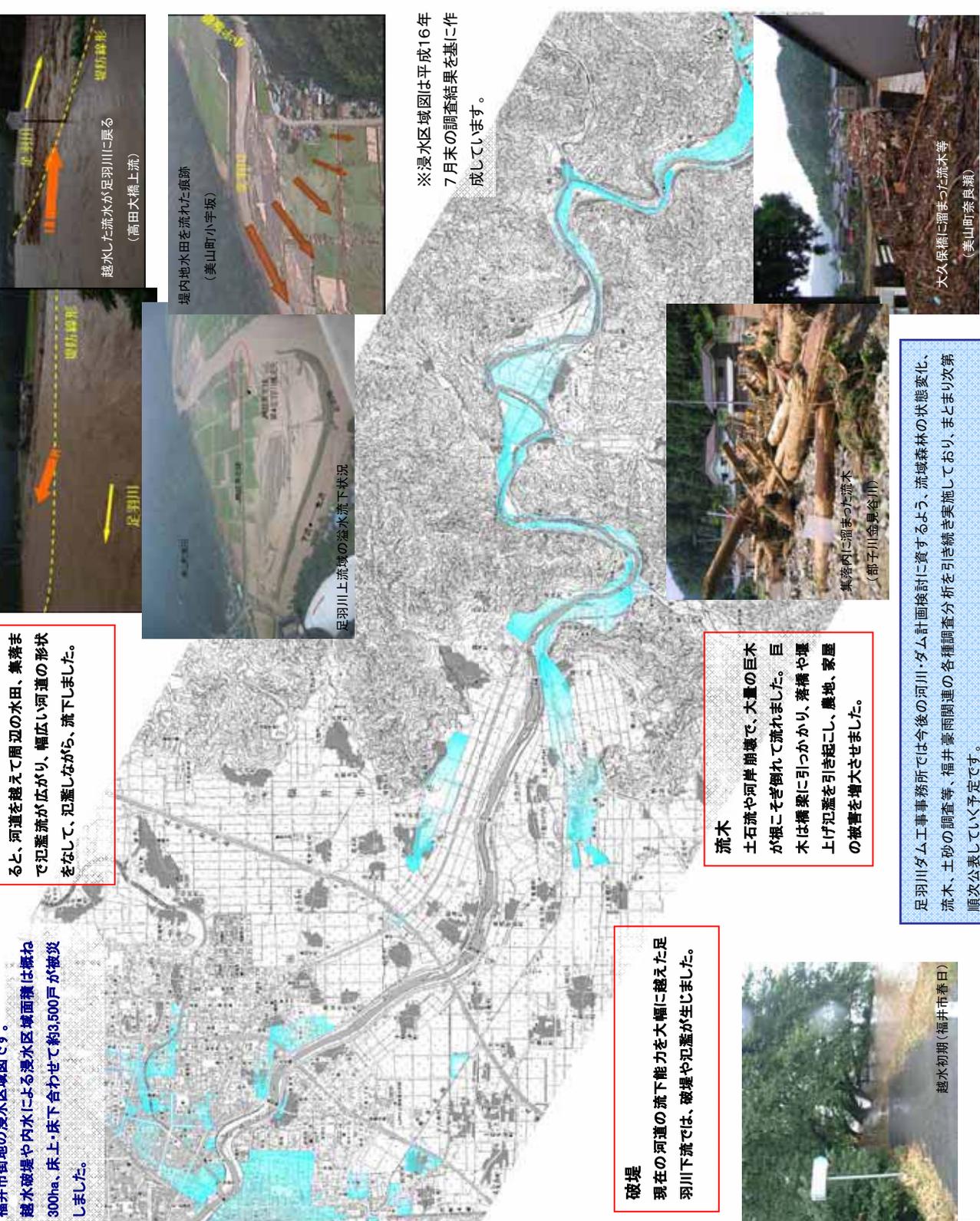
2-2 洪水流の現象

市街地浸水区域

福井市街地の浸水区域図です。
越水破壊や内水による浸水区域面積は概ね300ha、床上・床下合わせて約3,500戸が被災しました。

流下型氾濫

足羽川上流域では、洪水水位が上昇すると、河道を越えて周辺の水田、集落などで氾濫流が広がり、幅広い河道の形状をなして、氾濫しながら、流下しました。



※浸水区域図は平成16年7月末の調査結果を基に作成しています。

流木

土石流や河岸崩壊で、大量の巨木が根こそぎ倒れて流れました。巨木は橋梁に引っかかり、養橋や堰上げ氾濫を引き起こし、農地、家屋の被害を増大させました。



破堤

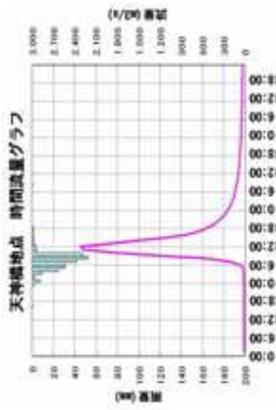
現在の河道の流下能力を大幅に越えた足羽川下流では、破堤や氾濫が生じました。

足羽川ダム工事事務所では今後の河川・ダム計画検討に資するよう、流域森林の状態変化、流木、土砂の調査等、福井豪雨関連の各種調査分析を引き続き実施しており、まとまり次第順次公表していく予定です。

3. 足羽川ダムの効果

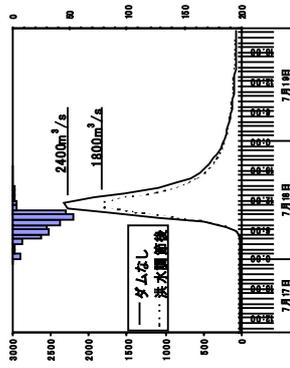
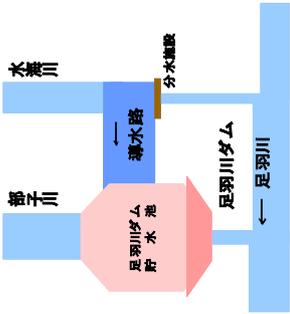
3-1 福井豪雨の再現

今回の洪水を流出モデルで再現しました。
図のように短時間に急激な流量の増加があり、約2,400m³/sに達した。



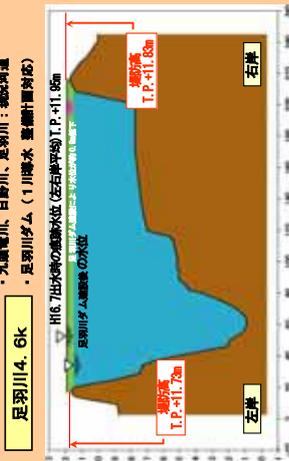
3-2 足羽川ダムの洪水調節

九頭竜川流域委員会において治水計画の整備メニューとして審議されている足羽川ダム(1川導水案)は、足羽川の支川である水海川から洪水を導水し、部子川の洪水とあわせて、ダムで洪水調節を行う案です。ダムの洪水調節容量を13,700千m³とすれば、今回の洪水は、足羽川で1,800m³/sまで低減することが可能で、河道の整備とあいまって安全に流すことができます。

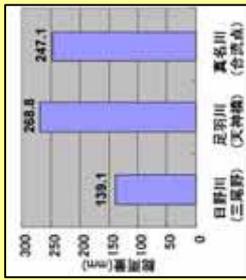
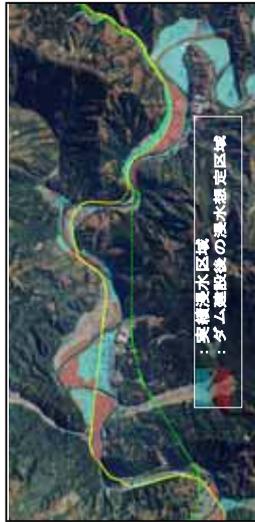
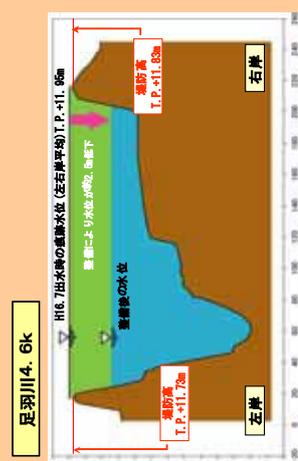


3-3 足羽川ダムの効果

現在の足羽川で足羽川ダムが建設されていた場合には、福井豪雨による破堤地点で水位は約0.9m低下すると推定され越水はなかったものと予想できます。



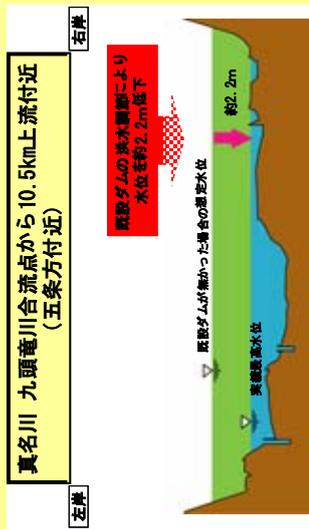
九頭竜川流域委員会では、九頭竜川、日野川、足羽川の河道改修と足羽川ダムがあいまって整備することとしており、その整備によれば、破堤地点での水位は約2.5m低下し、福井豪雨は安全に処理できたものと予想できます。



足羽川ダムは上流でも効果を発揮し、現在の河道のまま足羽川ダム(1川導水)が建設されたとすると、浸水区域は大幅に減少していたと予想できます。
なお、この区域は、福井県の河川整備と整備をとりながら順次安全度を上げていくこととしています

足羽川流域と同規模で、今回の豪雨で同程度の降雨があった真名川流域では、ダムの洪水調節により、九頭竜川や真名川、ひいでは日野川の被害を大きく軽減することができました。

真名川ダム、笹生川ダムの洪水調節により五条方地点において約22mの水位低下がありました。



福井豪雨で被災された方に心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。



国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所

〒918-8239

福井市成和1-2111 ポラリスビル

TEL 0776-27-0642

e-mail asuwadam@mx1.fctv.ne.jp

URL <http://www.kkr.mlit.go.jp/asuwa/>

ホームページには福井豪雨の情報を含め、最新情報を掲載しています。

※この資料は第23回九頭竜川流域委員会の説明資料を用いて、足羽川ダム工事事務所が再構成したものです。九頭竜川流域委員会の資料は下記URLをご覧ください。

<http://www.fukui-moc.go.jp/ryuiki/index.html>

各地方整備局 河川調査官 殿
北海道開発局 河川企画官 殿
沖縄総合事務局 技術管理官 殿
独立行政法人水資源機構 ダム事業部事業課長 殿

水管理・国土保全局 治水課
企画専門官 豊口 佳之



建設ダムにおける非常時の情報伝達について

災害等非常時の本省各部署への情報伝達については、「河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアル」等に基づき実施されているところですが、建設ダム事業の所管区域において本省各部署に情報伝達の必要がある事象が生じ、本省各部署へ情報伝達する場合等には、下記のとおり建設ダム担当へも併せて伝達頂くよう徹底願います。

記

(1) 情報伝達の対象

- ①国土交通省所管の直轄建設ダム又は水資源機構建設ダムの所管区域において、出水時、地震時、工事事故発生時等非常時に本省各部署へ情報伝達することとなっている事象が発生した場合。
- ②出水、地震の後に施工中の構造物、仮設構造物等の被災を発見した場合。
- ③ダム地点の震度*が5弱以上の地震を観測した場合。

*ダム地点に地震計を設置している場合はその震度、設置していない場合は近隣の震度計の観測震度。

(2) 情報伝達内容

- ①の場合は、本省各部署へ情報伝達を行う資料（本省各部署宛に電子メールを送付する際に同報するのみでよく、追加資料は不要。）
- ②の場合は、被災時刻、被災箇所、被災範囲、被災規模、人的被害等（様式自由。メール本文のみでも可）。
- ③の場合は、当該地震を観測した事実（メール本文のみで可）。

(3) 情報伝達先

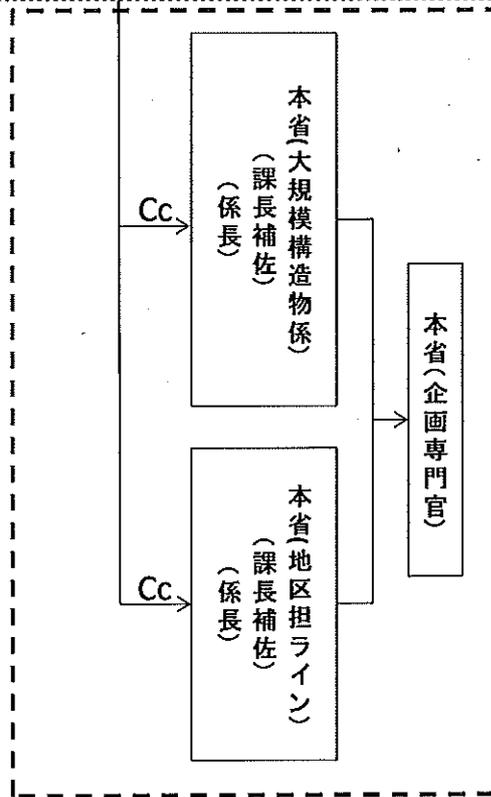
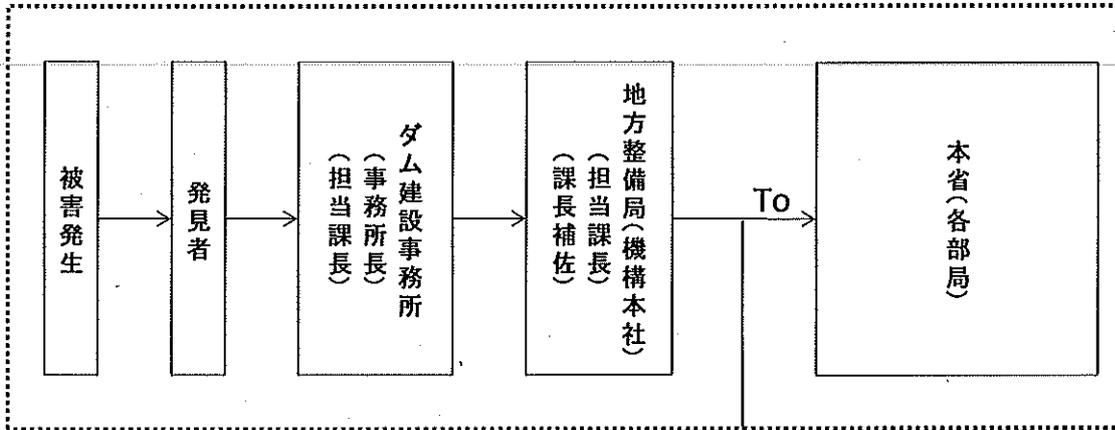
治水課大規模構造物技術係及びダム建設事業に係る各地区担当（連絡先は別途連絡。）

(4) 留意事項

別添様式を参考に各地整等における体制表を作成し、また異動、変更等があれば適宜修正し、大規模構造物技術係宛に送付すること。

以上

従来の情報伝達



追加する情報伝達

事務連絡
令和3年4月21日

各地方整備局 河川計画課長 殿
 地域河川課長 殿
 河川工事課長 殿
 河川管理課長 殿
北海道開発局 河川調整推進官 殿
 河川構造物対策官 殿
 河川情報管理官 殿
 地域事業管理官 殿
沖縄総合事務局 河川課長 殿
独立行政法人水資源機構 設計課長 殿
 事業課長 殿
 管理課長 殿

水管理・国土保全局
治水課 企画専門官
河川環境課 流水管理室 課長補佐

ダム等における地震時の情報伝達の運用について

地震時の建設ダム等における点検対象ダム、点検実施状況、被害状況等の本省建設ダム担当への情報伝達については、「建設ダムにおける非常時の情報伝達について」（平成24年9月18日付事務連絡）及び「建設ダムにおける地震時の情報伝達の運用について」（平成27年4月6日付事務連絡）（以下、「治水課事務連絡」という。）等に基づき実施されてきたところですが、その運用について下記の通り変更したので、適切に対応願います。

なお、管理ダム等における地震発生後の臨時点検結果の報告等については、「ダム等における地震発生後の臨時点検結果の報告について」（令和3年3月31日付国水流第38号）及び「ダム等に係る災害情報連絡の運用について」の一部改定について」（令和3年3月31日付国水流第39号）（以下、「河川環境課通知」という。）により、引き続き、適切に対応願います。

※ダム等…ダム及び水資源開発を目的に設置されたダム以外の施設

記

(1) 点検

点検の実施について、

- ・ 新規ダム建設事業については、ダム地点の震度が5弱以上の地震を観測した場合
- ・ 再開発事業及び試験湛水中の事業については、管理ダムと同様にダム地点の震度が4以上の地震を観測した場合

としていましたが、

- ・ 再開発事業については、震度5弱以上の地震を観測した場合に変更します。

なお、点検の実施を震度4以上から震度5弱以上に変更したのは、施工中の構造物や仮設構造物等の再開発事業としての点検であって、管理ダム等そのものの点検は、引き続き、河川環境課通知によって適切に対応願います。

(2) 情報伝達

情報伝達の対象について、

- ・ 新規ダム建設事業については、ダム地点の震度が5弱以上の地震を観測した場合
- ・ 再開発事業及び試験湛水中の事業については、ダム地点の震度が4以上の地震を観測した場合

としていましたが、

- ・ 再開発事業及び試験湛水中の事業については、震度5弱以上の地震を観測した場合に変更します。

なお、上記に関わらず、被災等を発見した場合には、本省建設ダム担当へ速やかに情報伝達する必要がありますのでご留意ください。

(3) その他

補助建設ダムについては、これまでも治水課事務連絡を参考に各都道府県からの情報伝達についてご協力いただいているところですが、今後の本省補助ダム担当への情報伝達にあたっては、本事務連絡についてもご留意の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

※震度…ダム地点に地震計を設置している場合はその震度、設置していない場合は近隣の震度計の観測震度

以上

大規模災害時の初動情報の伝達について

発災時

25分ルール：管内で震度5弱以上（気象庁発表）の地震が観測された場合に実施

- 最寄りの事務所等（事務所長（代行含む））が、初動情報を本局へ伝達（**発災後25分以内**にメール）①②
- 連絡担当者は、情報を選んで速やかに本省へ伝達（メール）③-1
- 班長は、社会的影響の大きい情報を速やかに本省へ伝達（電話）③-2
- ★ 伝達する情報は、**火事発生、建物被害、停電、けが**などの有無、**ライフラインの機能状況**、**新幹線等の脱線の有無、落橋、破堤**など**公共被害の状況**。被害がない場合は「被害なし」。
- 特に、本省は、「**新幹線情報・所管施設・死亡情報が重要**」
- 本省災害対策室は、状況によって、**直接最寄りの事務所長へ電話連絡**することがある。

25分ルールの運用方法



※地震発生後は、携帯電話が多数の防災関係メールを受信してポタタン操作が困難な場合があるため、25分ルール運用時には携帯電話の受信表示設定※を通知優先※でなく操作優先に切り替えること ※携帯電話の機種により機能の有無、機能名は異なる

大規模災害時の初動情報の伝達(25分ルールの運用)

- 各事務所長から、本局への報告は25分以内に。
- 25分ルールの適用条件について、下記のとおり今後運用。

(運用)【25分ルールの適用条件】

標題:【30分】第○報 ○○事務所<被害有りor被害無し>

TO: kkr-bousai30min@gxb.milit.go.jp

△△事務所 △△県(府)△△市△△周辺について

【必須項目】

- ① 庁舎の状況
- ② 庁舎周辺の状況
- ③ その時点での事務所体制(参集人数、指揮官等)
- ④ 重大な施設被害等の発生有無(※下記の★印参照)
- ⑤ その他必要な情報(※被害なしも重要な情報)

【報告者/役職△△ 氏名△△ △△】

①～③:

本事務所で震度5弱以上が観測された場合に報告

④～⑤:

首长ホットラインを構築する市町村において、震度5弱以上が観測された場合に報告

★伝達する情報は、火事発生、建物被害、停電、けが人などの有無、ライフラインの機能状況、新幹線等の脱線の有無、落橋、破堤など公共被害の状況。被害がない場合は「被害なし」。
特に、本省は、「新幹線情報・所管施設・死亡情報が重要」

以上を、25分以内に収集できる範囲内で報告

直轄河川緊急復旧事業の留意事項

(地震災害・風水害)

平成21年9月

河川工事課

【 直轄河川緊急復旧の目的 】

異常な天然現象による災害によって重大な事態が発生したか、または発生するおそれがあり、通常の直轄河川災害復旧の手続きで行う余裕がない場合に実施するものであり、迅速かつ適正な復旧工法を選定し緊急的に対処しなければならない。

【 緊急復旧事業の実施手順 】

採択要件・手続き様式等の詳細については、「直轄河川災害復旧事業の手引き（平成15年）」によるが、本事業の目的から実務的な実施フロ - を次に示す。

第一報 河川緊急復旧対象箇所の報告

・発生位置・被災の概要

（様式 任意）

水災害予報センタ - 経由
河川工事課河川係へ報告

第一報に基づき 本省 報告
河川緊急復旧箇所の発生について

河川工事課より
治水課災害復旧担当へ連絡

第二報 災害復旧申請資料の提出

事務所より河川工事課へ提出

- ・平面図（復旧延長入り） 横断図（復旧断面入り） （様式 - 5 . 4 ）
- ・被災状況写真 （様式 任意 ）
- ・概算工事費（ワク取りであり、大きめに算定する）
復旧工法等について協議
復旧断面は、既存の横断図に手書きによる記載でかまわない。
本復旧と合わせて5,000千円以上であれば申請可能。

第二報を受けて本省へ提出協議

河川工事課より
治水課災害復旧担当へ連絡

- ・平面図（復旧延長入り） 横断図（復旧断面入り） （様式 - 5 . 4 ）
- ・被災状況写真 （様式 任意 ）
- ・概算工事費
第一報より1時間以内に本省に報告し復旧工法等について協議

第二報により財務協議

本省治水課 ↔ 財務省主査
緊急時は電話による協議もあり

承認後に着手（現場の準備は承認前に行うこともある。）

財務協議後に本調書を作成し財務省へ提出するため、若干の追加・変更申請は可能であることから、「第二報 災害復旧資料」（金額は大きめに）は概略で早急に作成の上提出すること。

24時間以内に本調書（直轄河川災害復旧事業の手引きのとおり）を作成し本省へ提出する。

事務所 本局

本局 本省

《 緊急復旧事業の実施に係る留意事項 》

緊急復旧は災害の速やかな復旧を図ることを第一義と考えること。

上記主旨に鑑み、被災原因を分析のうえ保有資材や調達可能資機材等を総合的に勘案し、もっとも短時間で対応できる工法を選定する。

資機材の保有状況等を加味し、被災原因ごとに過去の復旧事例等を参考に標準的な復旧工法を設定する。

復旧工法決定の際には、発生した事象に対し現時点での情報で推測される被災原因、メカニズムを整理、さらに推測される原因及びメカニズムに対して、対策工法の妥当性を説明できるようにしておく必要がある。

水位低下後（水害の場合）又は対策工実施中に、当初想定していた状況に差異があり、工法変更等の必要が生じた場合には、柔軟かつ迅速に対応すること。

災害時に備えた周辺情勢の把握と整理

- ・ 災害協定業者のリストの作成（緊急時の連絡体制、担当者、資機材の保有状況）
- ・ 災害復旧を実施する上での障害箇所の把握（堤防天端が狭・橋梁から堤防天端へ大型車の乗り込み不能箇所、浸水・法崩れ等による通行不能箇所等等）

復旧状況の情報を取得するため衛星車の配備やモバイルPC等を活用する。

災害対策車・照明車等を活用し監督体制を強化する。

応援要員も活用し、適切な実施体制をとること。

二重採択防止のため、関係機関と協議すること。参考資料の様式（参考 - 3）により文書により協議する。当該文書の写しは財務協議の際に必要となる。

「事務所直轄河川緊急復旧の手引き」（参考 - 1）を作成し、緊急時の対応に備えること。また、その内容は毎年更新していくこと。

【 緊急復旧工法申請事例 】

堤防破堤

[円山川の事例]・・・立野地区（円山川右岸13.2k） L = 119 m

破堤の場合は二重締め切りまでが緊急復旧となる。

復旧工法：(荒締め切り) ・・・ 応急復旧のために流水を止める措置

根固めブロック

(応急復旧) ・・・ 次の出水に備え堤防を応急的に締め切る。

復旧断面は本来の断面よりも小さい。

盛土 + 大型土のう

盛土の表面にブルーシートを敷いた上に大型土のうを設置

(緊急復旧) ・・・ 本復旧までの堤防機能確保のための措置

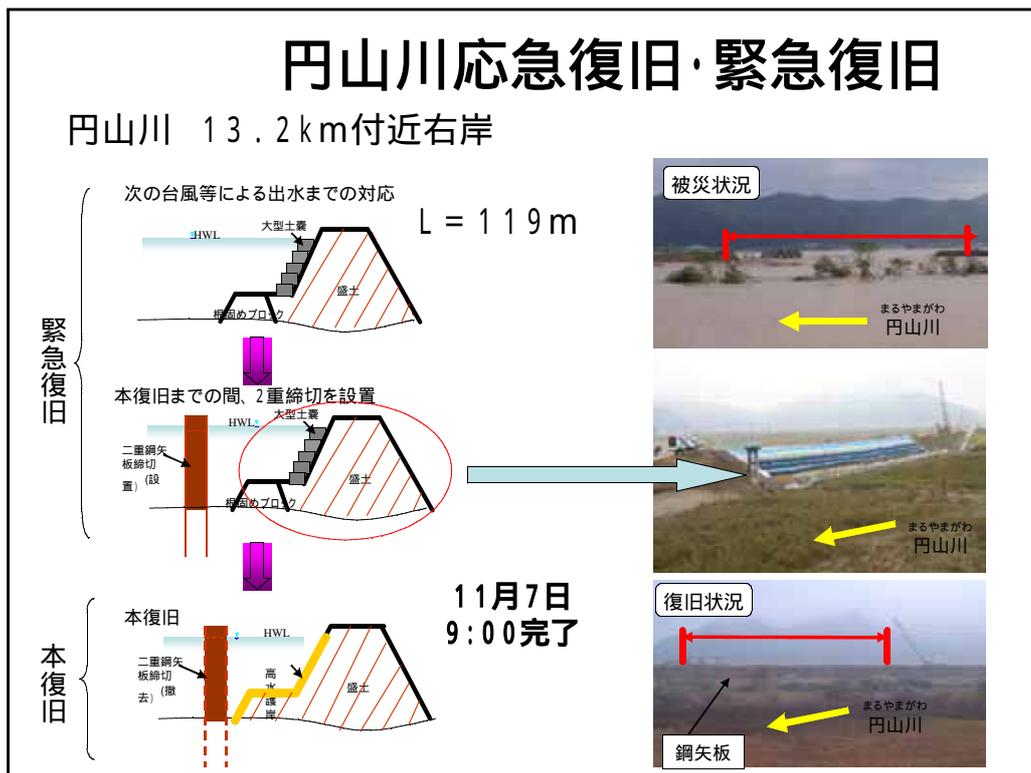
鋼矢板二重締め切り

復旧に要した日数：(荒締め切り ~ 応急復旧)

約 5 日 (H18.10.21 9:00 ~ H18.10.26 11:20)

(鋼矢板二重締め切り)

約 12 日 (~ H18.11.7 9:00)



堤防欠損

[円山川の事例] ・ ・ ・ 一日市地区 (円山川左岸9.4k) L = 45 m

復旧工法 : 盛土 + ブロックマット

復旧に要した日数 : 約 3.5 日 (H18.10.22 6:00 ~ H18.10.25 15:30)



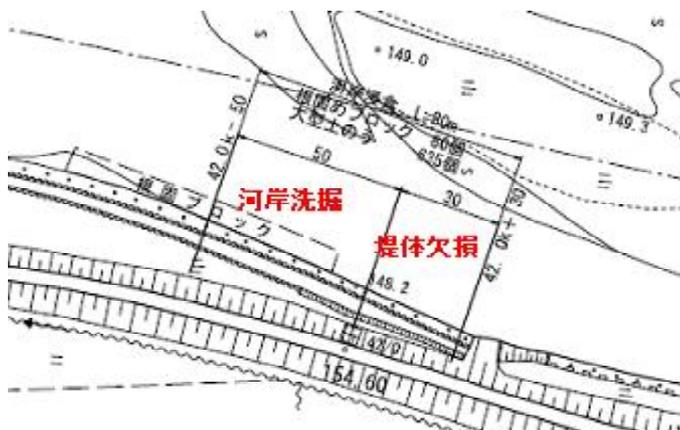
[揖保川の事例] ・ ・ ・ 名畑地区 (揖保川左岸42.0k) L = 80 m

復旧工法 : (堤体欠損部 : 30 m) 根固めブロック + 大型土のう

(河岸洗掘部 : 50 m) 根固めブロック

復旧に要した日数 : (堤体欠損部) 約 1 日 (H21.8.10 9:42 ~ H21.8.11 10:40)

(河岸洗掘部) 約 0.6 日 (~ H21.8.12 0:35)



護岸崩壊、洗掘

[揖保川の事例] ・ ・ ・ 嶋田地区 (揖保川左岸40.6k) L = 30 m

復旧工法：根固めブロック + 大型土のう

復旧に要した日数：約1日 (H21.8.10 15:00 ~ H21.8.11 13:15)



【第二報の災害復旧資料の事例】

- ・ 平面図 (復旧延長入り) 横断図 (復旧断面入り) (様式 - 5 . 4)
数量、概算工事費を記載する。おおまかでよい。後で変更可能。
- ・ 被災状況写真 (様式 任意)

近畿地方整備局建設機械等の運用

1. 目的

この運用は、近畿地方整備局が保有する災害対策用として使用可能な建設機械等（以下「災害対策用機械」という）の運営並びに管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 使用範囲

災害対策用機械は、異常な自然現象その他により近畿地方整備局の所管にかかる公共施設に災害が発生したとき、あるいは発生が予想されるとき、当該現地において災害復旧、応急対策等の作業及び指揮、連絡及び広報活動等を行うために使用（以下「緊急使用」という）する。

また、緊急使用以外でも、次の各号に掲げる場合には使用（以下「平常使用」という）することができるものとする。

なお、災害対策用機械の使用においては、現地状況及びその目的に応じて使用することもできる。

- (1) 水防または道路防災等の演習若しくは訓練を行うとき。
- (2) 工事現場等において、測定、データ整理、監督、待機を行うとき。
- (3) その他、事務所長が必要と認めたとき。

3. 管理

災害対策用機械の管理は、保有事務所長が行う。ただし前項の規定による緊急使用中あるいは、平常使用中は使用事務所長が管理する。

4. 緊急出動命令

緊急使用のため災害対策用機械を出動させるときは、（図－１）「災害対策用機械・機器 出動手続き系統図」に基づき、近畿地方整備局長の命令によるものとする。ただし局長が不在の場合は、企画部長が代行し、企画部長も不在の場合は各本部員が代行する。

5. 平常使用の協議

- (1) 災害対策用機械を平常使用しようとするときは、あらかじめ使用しようとする事務所長と保有事務所長とが協議し、（図－１）「災害対策用機械・機器 出動手続き系統図」に基づき、使用するものとする。
- (2) 前項の規定による使用中であっても、初期の災害対策体制が発令される等、緊急使用が見込まれる事態が発生したときは、直ちに使用を中止して、出動を速やかに行えるよう待機させておかなければならない。

6. 機械等の選定

機械等の選定に当たっては、施工企画課長が派遣要請、使用状況、機械保管状況等を勘案して関係部課長と協議の上選定し、緊急出動命令権者の決裁を受けるものとする。

7. 運転要員・操作員等の確保

災害対策用機械の使用にあたっては、次の各号により運転及び操作等のための要員を確保するものとする。

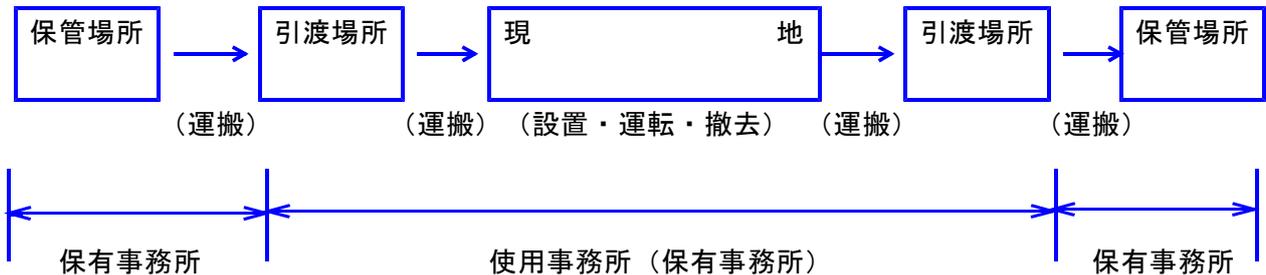
- (1) 緊急使用時は、災害対策用機械の保管場所から引渡場所までの運搬は保有事務所長が運転要員を、引渡場所から現地までの運搬・設置・運転・撤去・運搬までは使用する事務所長が運転要員及び操作員等を確保する。

保有事務所への回送のための運転要員は、保有事務所長が確保する。

なお、引渡場所については、保有事務所長と使用事務所長が協議し決定するものとする。

- (2) 平常使用時は、使用事務所長が運転及び操作等の各要員を確保する。
- (3) 使用事務所において運転要員及び操作員等を確保することが困難な場合は、依頼により保有事務所で確保する。

(緊急使用)



8. 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付手続き等

災害対策基本法第76条または大規模地震対策特別措置法第24条の交通の禁止または制限がなされた場合の災害対策用機械の輸送（緊急自動車を除く）による標章及び証明書の交付手続き等は次によるものとする。

- (1) 災害対策用機械保有事務所は、輸送する業者名、車両の登録番号、輸送日時及び輸送経路等を当該事務所へ通知するとともに、公安委員会に標章及び証明等の交付申請を行い、その書類を受領したのちに輸送するものとする。
- (2) 当該事務所は、上記通知に基づき、都道府県知事または公安委員会に標章及び証明書の交付申請を行うとともに、交付された標章及び証明書を交通の禁止または制限が開始された箇所で引き渡すものとする。

9. 運転経費の負担

- (1) 緊急使用時は、災害対策用機械の保管場所から引渡場所までは、保有事務所長の負担とする。

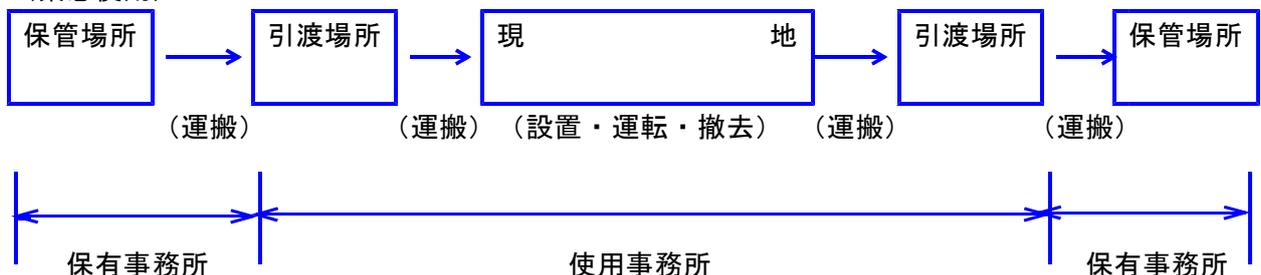
なお、引渡場所については、保有事務所長と使用事務所長が協議し決定するものとする。

- (2) 引渡後における設置・運転（保守を含む）・撤去及び返納時引渡場所までは、使用事務所長の負担とする。

なお、引渡場所については、保有事務所長と使用事務所長が協議し決定するものとする。

- (3) 平常使用時は、すべて使用事務所長が負担するものとする。

(緊急使用)



10. 保守及び点検

災害対策用機械の保守及び点検は、保有事務所が行うものとする。なお、使用事務所が、管理している間については、使用事務所が行う。

11. 修理費等の支弁科目

災害対策用機械の修理及び前項に係わる経費は、建設機械整備費のほか、必要に応じて事業費で支弁することができるものとする。

12. 応援派遣

災害対策用機械は、応援のため他の地方整備局へ派遣することができるほか、建設機械事務取扱規程第20条に定める災害復旧工事等を行う地方公共団体に貸付けることができる。この場合において必要な事項は、派遣先地方整備局長または地方公共団体等の長と近畿地方整備局長とが協議するものとする。

13. 特 例

災害対策用機械の運営及び管理について、この運用により難しいときは、その都度局施工企画課長及び各事務所長が協議し実施するものとする。

14. 出動（撤収）手続

災害対策用機械の使用については、（様式－1，2）「災害対策用機械・機器 出動（撤収）要請・命令書」によるものとする。

15. 保有状況把握

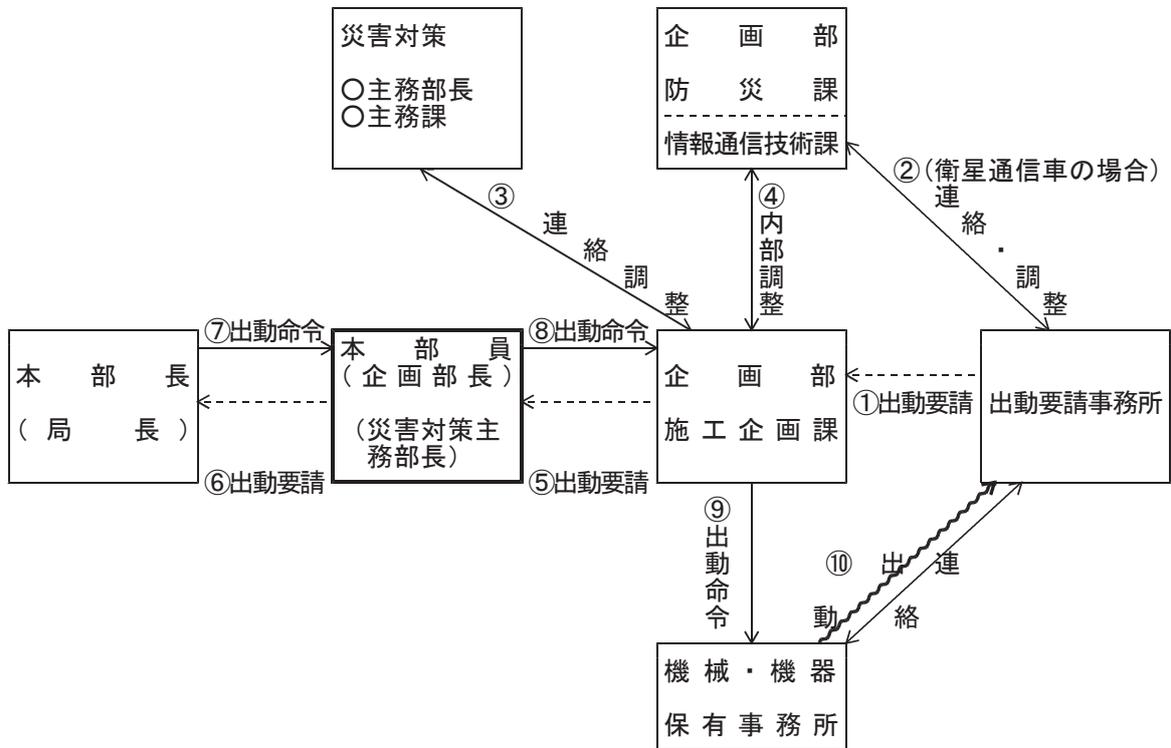
企画部施工企画課長は災害対策用機械の保有状況の把握に努め、毎年度「災害対策本部運営計画」に記載するものとする。

災害対策用機械・機器 撤収要請書						1 /
■下記のとおり、災害対策用機械・機器の撤収を要請する。						
年 月 日 時 分起案					日 時 分決裁	
<input type="checkbox"/> 事務所名	対策課長	対策副部長	班長		起案者	<input type="checkbox"/> 現地概況図（別添のとおり）
〔 〕 対策部長 要請第 号	所長	副長				<input type="checkbox"/> 撤収要請理由
		河川	道路	課長	課	
<input type="checkbox"/> 要請出動地先名						
<input type="checkbox"/> 現地責任者所属・連絡先						
<input type="checkbox"/> 要請機械名・台数		<input type="checkbox"/> 要請書送付先			<input type="checkbox"/> 通信記録欄	
対策本部車()		台	施工企画課		〈事務所→本局〉	
衛星通信車		台	FAX(マイクロ): 86-3499		本局:	
排水ポンプ車()		台	(NTT): 06-6942-4439		時 分 確認	
照明車 ()		台	TEL(マイクロ): 86-3466		受信者:	
土のう造成機		台	(NTT): 06-6920-6023			
水陸両用車		台	<input type="checkbox"/> 衛星通信車要請時は下記にも連絡		〈事務所連絡先〉	
応急組立橋		台	情報通信技術課		担 当:	
分解組立型バックホウ		台	TEL(マイクロ): 86-3361,3362		連絡先: TEL:	
()		台	(NTT): 06-6941-1812		FAX:	
()		台				
()		台				
備 考						

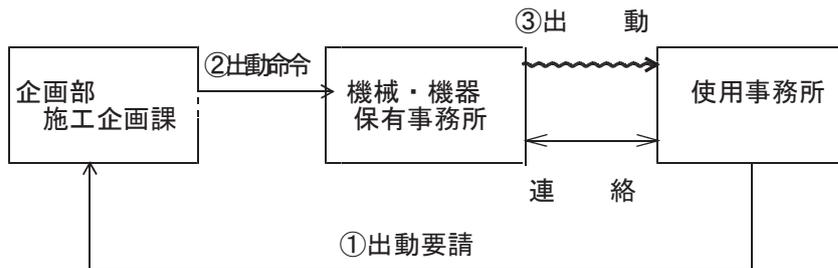
■上記のとおり撤収要請があったので、							事務所長に対し撤収を命じられたい。
対策本部長 (局長)	本 部 員 (企画部長)	(部長)	(総括防災調整官)	(防 災 課 長)	(施工企画課長)	(情報通信技術課長)	
() 事務所長殿 下記の機械・機器の撤収を命ずる (機械・機器名) (建設機械番号)					文書受領確認欄(メモ)		
					<本 局 → 事務所> <input type="checkbox"/> 時 分:FAX <input type="checkbox"/> 時 分:TEL 確認 <input type="checkbox"/> 確認者:		
					年 月 日 時 分 災害対策本部長		

災害対策用機械・機器 出動（撤収）手続き系統図

(災害（緊急）使用)



(平常使用)



ヘリコプター運航マニュアル

(利用者用 抜粋版)

令和 2年 6月

近畿地方整備局 防災室

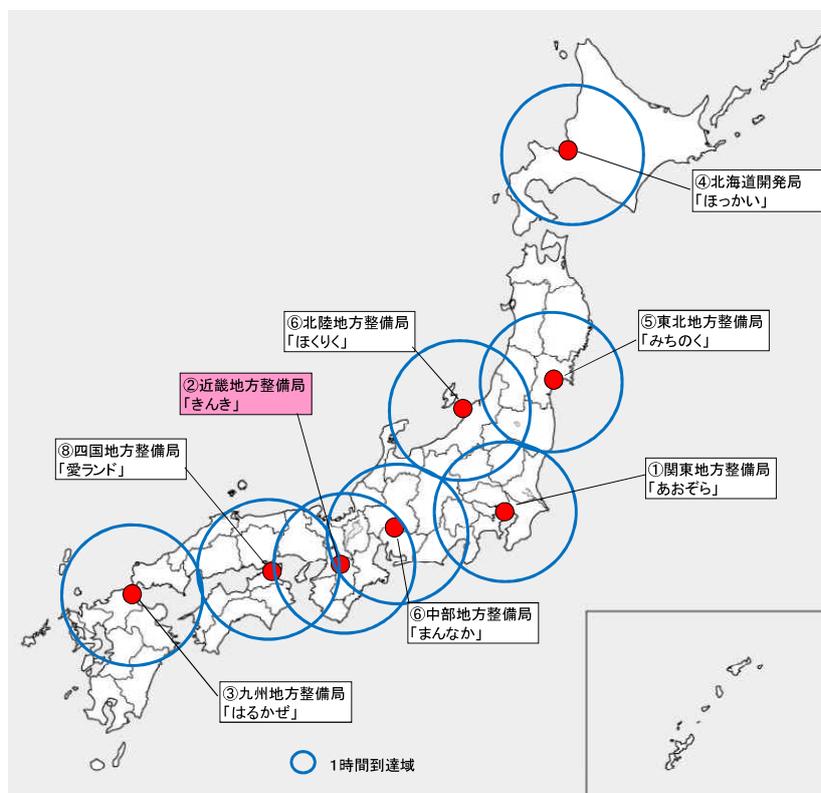
【本書の目的】

本書は、国土交通省ヘリコプターを有効かつ的確に運用することを目的とした「ヘリコプター運航マニュアル」である。あらゆる自然災害の情報収集活動等に対応すべく、近畿地方整備局には、災害対策用ヘリコプター（愛称：きんき号）が配備（導入：平成8年4月、更新：令和2年6月）されており、全国では、きんき号を含めて合計8機の災害対策用ヘリコプターの運用がなされている。これにより、災害時の情報収集体制の充実と共に、各種調査業務や管理施設の確認等、平常時の活用も期待されている。

【国土交通省ヘリコプター各機の担当エリア】

国土交通省ヘリコプターは8機体制（将来的には9機体制）となることから、各機の活動範囲を考慮し、担当エリアを以下の図に示す。

地整名等	愛称	導入年月	更新年月
関東地方整備局	あおぞら号	昭和63年4月	平成30年4月
近畿地方整備局	きんき号	平成8年4月	令和2年6月
九州地方整備局	はるかぜ号	平成8年4月	令和3年4月（予定）
北海道開発局	ほっかい号	平成9年1月	平成31年3月
東北地方整備局	みちのく号	平成13年3月	令和5年4月（予定）
中部地方整備局	まんなか号	平成14年4月	
北陸地方整備局	ほくりく号	平成17年6月	
四国地方整備局	愛らんど号	平成18年8月	
中国地方整備局	未定	令和4年4月（予定）	



目 次

【改定履歴】

【本書の目的】

【国土交通省ヘリコプター各機の担当エリア】

第1章	ヘリコプターの運用	
1	機種及び主な性能	1
2	ヘリコプターの運航体制と配備	3
2-1	配備基地	
2-2	運航の実施体制	
第2章	ヘリコプターの飛行性能と搭載装備	
1	性能諸元	5
1-1	形式等	
1-2	機体の構造諸元	
1-3	輸送禁止物件	
2	搭載装備と座席配置	7
2-1	搭載装備の一覧	
2-2	座席配置とその特徴	
2-3	搭乗人員と航続時間	
3	通信システム	11
3-1	ヘリコプター搭載型衛星通信設備【ヘリサット】	
3-2	デジタル陸上移動通信システム【K-λ(ヘリコプター用無線設備)】	
第3章	使用の手続き	
1	使用者となり得るもの	13
2	使用責任者等	
3	使用承認等窓口	
4	使用計画の変更	
5	きんき号の使用手続き	14
5-1	きんき号の予約から運航までの流れ	
5-2	きんき号使用後の流れ	
5-3	きんき号運行委託料の支払いについて	
5-4	運行委託料の扱いについて	
5-5	きんき号使用要請様式等	
第4章	きんき号搭乗	
1	搭乗者の心得	28
2	安全のしおり	30
3	八尾空港について	32
3-1	八尾空港の時間外の使用許可について	
3-2	きんき号緊急連絡先について	
3-3	八尾空港利用上の注意	

【別添】

1 きんき号との通信方法

第1章 ヘリコプターの運用

1 機種及び主な性能

(1) 「きんき号」主要諸元

- 型 式 AW139
- 愛 称 きんき号
- 登録記号 JA86KK
- 最大搭乗者数 9人（運航要員（操縦士、整備士、撮影技師）を含む。）
- 最大重量 6,400kg
- 最大航続時間 2時間30分（カメラ等全装備、定員満席状態）
- 最大巡航速度 251km/h
- 定 置 場 近畿技術場外離着陸場（航空局登録）

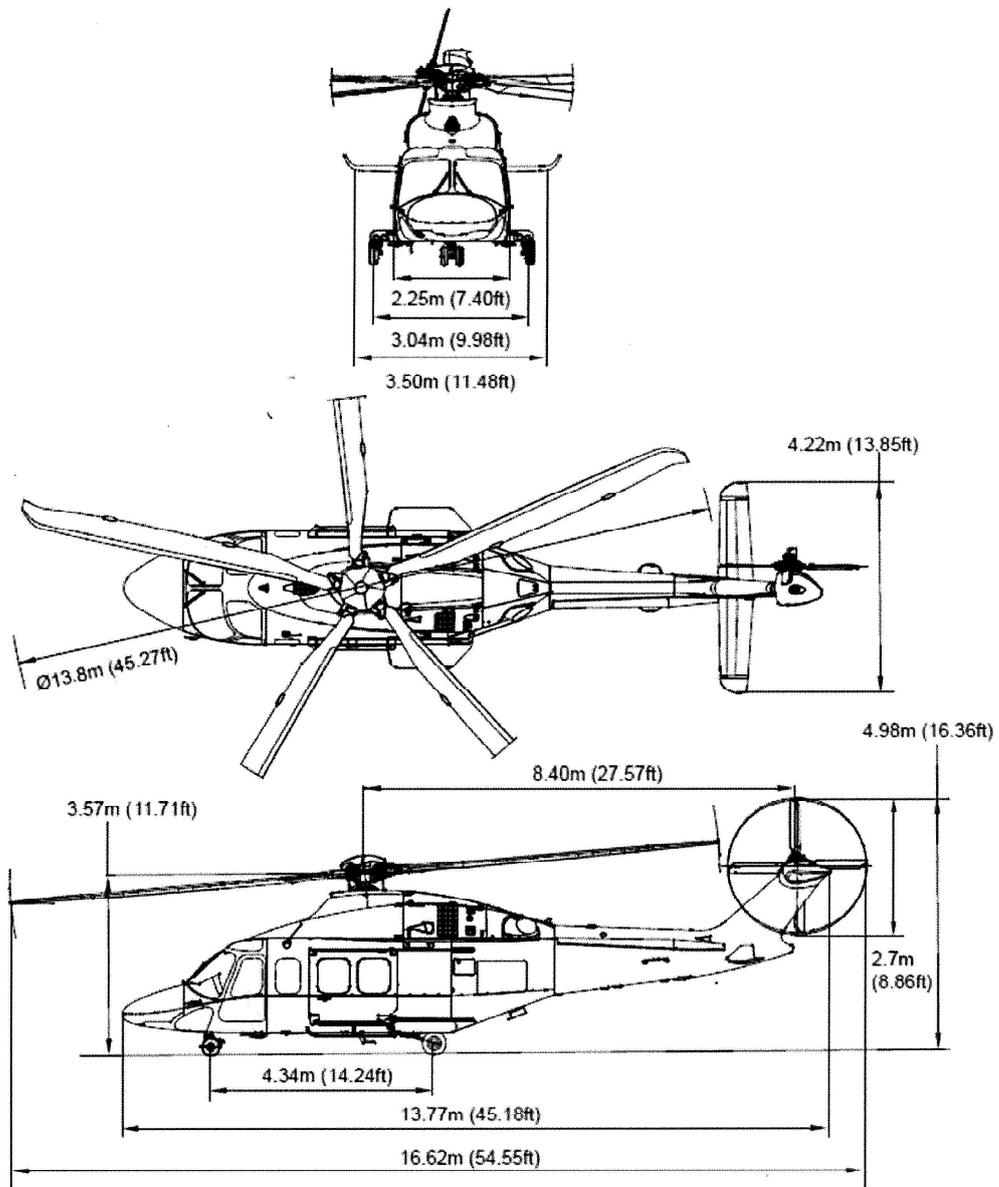


きんき号外観（撮影2020年6月）



きんき号 搭乗員室内（撮影2020年6月）

参考：きんき号 外形寸法



2 ヘリコプターの運航体制と配備

2-1 配備基地

きんき号の運航は、ヘリコプター運航会社に委託されている。基地及び運航委託先の概要は下表の通りである。

- 配備基地 八尾空港
- 空港の分類 その他の空港
- 運用時間 8:00~19:30
- 時間外の離着陸 災害時に限り可能
- 所在地 〒581-0043 大阪府八尾市空港 2-12
- 近畿地方整備局からの
距離及び交通手段 約 25km、地下鉄と徒歩で約 45 分、車約 40 分
- 運航委託者
 - 会社名 中日本航空（株）大阪支店
 - 所在地 八尾空港内
 - 電話 072-993-4201
 - FAX 072-993-2949
 - 専用電話 86-753-585（TEL/FAX）
（マイクロ）

2-2 運航の実施体制

（1）運航の体制

- 操縦士 1 名
- 整備士 1 名
- 撮影技師 1 名（必要に応じて）

（2）飛行時間帯

1) 使用可能時間帯

航空機の使用可能時間帯は、次によるものとする。

- ① 運航に直接必要な運航受託会社の運航要員（操縦士、整備士）は、毎日（日曜、祭日を含む）8:30 から 17:15 まで、何時でも出動できるように待機している。
- ② 業務の必要がある場合、要員の準備をした上で、日出から日没の間も使用可能である。
- ③ 離陸、着陸共に法令上定められた照明施設を有するヘリポート等を使用する場合には、夜間の使用が可能である。

2) 使用時間帯内での制限

使用者（又は使用責任者）は、既に使用承認を受けた使用時間帯であっても、次の事項を運航者に確認しない限り、実際に航空機を運航させてはならないものとする。

- ① 航空法に定められた気象条件が満たされている事。
- ② 航空法令上必要な飛行許可を得ている事。（場外離着陸場、低空飛行等）
- ③ 航空法令上必要な飛行届け出をしている事。（フライトプラン等）

※ 運航要員は、ヘリコプターの飛行前後に各1時間、機体の点検を行う。

(3) 緊急時の夜間使用

空港及びヘリポートは、航空機の離着陸に伴い、周辺の住民に対して騒音問題が発生する為、原則として夜間又は深夜の離着陸が禁止されている。この禁止時間は空港又はヘリポート毎、それぞれの実状によって異なる。ただし、災害等の発生により、緊急やむを得ないと認められる場合は、以下のような手続きを取る事によって使用可能となりえる。

なお、夜間の離着陸には照明施設が必要である。したがって、夜間照明設備の無いヘリポートでは、必然的に日没から日出までの離着陸は認められない。

【八尾空港】

- ・ 運用時間 8:00～19:30
- ・ 緊急時の対応

使用条件が、災害の発生等に限定された上で、使用可能である。

詳細は、【資料編】「6-1 八尾空港の運用時間外の使用許可について」によるものとする。

第2章 ヘリコプターの飛行性能と搭載装備

1 性能諸元

きんき号の性能諸元は下記の通りである。

1-1 形式等

形	式	双発中型回転翼							
愛	称	きんき号							
耐	空	種	別	回転翼航空機 輸送 TA/TB 級又は特殊航空機 X (※)					
国	籍	記	号	及び	登	録	記	号	JA86KK
航	空	機	型	式	レオナルド式 AW139 型				
製	造	番	号	第 41561 号					
製	造	者	アグスタ ウェストランド フィラデルフィア コーポレーション						
製	造	国	アメリカ合衆国						
定	置	場	近畿技術場外離着陸場 (近畿技術事務所)						
機	体	所	有	者	近畿地方整備局長				

(※) 機外に装備品を装備した場合の耐空種別は、特殊航空機 X 類になります。

1-2 機体の構造諸元

① 機体寸法

全	長	16.62 m		
全	高	4.98 m		
乗	員	数	9 名 (操縦士 1 名、整備士 1 名、撮影技師 1 名含む)	
乗	員	容	量	8.00 m ³

② ローター直径 13.80 m

③ 降着装置 車輪式

④ エンジン形式 PT6C-67C (2 基)

最	大	出	力	3358 馬力 (2 基分)
製	造	者	プラット&ホイットニーカナダ社製	
製	造	国	カナダ	

⑤ 重 量

標	準	機	体	重	量	4,577 kg (※1)
基	本	機	体	重	量	3,910 kg
最	大	離	陸	重	量	6,400 kg

⑥ 燃料タンク容量

標準タンク 1,520 L (1,254kg、ドラム缶 約8本)

⑦ 飛行性能

最大速度	251 km/h
巡航速度	220 km/h
航続時間	2h30m (※2)

⑧ 最大運用高度 (飛行してはいけない限界の高度)

6,096 m

最大運用高度は、機体の安全上、超えてはならない高度である。

高度3,000~4,000mで30分以上飛行する場合又は4,000mを超えて飛行する場合には、全員酸素マスクを必要とする。

⑨ 最大航続距離 500 km

⑩ 外気温度限界 +51.7°C (海面上)
-40°C

※1 標準機体重量は、国土交通省搭載装備を全備した時の重量である。

※2 航続時間は、気象及び飛行条件、搭載燃料量等、種々の要素で大幅に相違する。
(予備燃料300kgを除く。)

1-3 輸送禁止物件

航空機は、航空法第 86 条及び施行規則第 194 条により、下記のような爆発物等の輸送が禁止されている。

- ① 火薬類
火薬・爆薬等
- ② 高圧ガス
殺虫ガス類・小型燃料ガスボンベ・冷媒用ガス類等
- ③ 引火性液体
接着剤・軽油・灯油・塗料・殺虫殺菌剤等
- ④ 可燃性物質
セルロイド・安全マッチ・衣料用防虫剤等
- ⑤ 酸化性物質
硝酸アンモニウム肥料・瞬間冷却剤・漂白剤等
- ⑥ 毒物類
消毒剤・殺虫殺菌剤・医薬品等
- ⑦ 放射性物質
- ⑧ 腐食性物質
蓄電池・水銀・腐食性塗料等
- ⑨ 鉄砲刀剣類

2 搭載装備と座席配置

2-1 搭載装備の一覧

「きんき号」には、以下のような装備品が搭載されている。(詳細は(3)参照。)

(1) 搭載装備の一覧

装備品	概要
HDTV 高感度カラーカメラ 機外スピーカー サーチライト 機外吊り下げ装置 ヘリコプター搭載型衛星通信設備 地上系無線装置	NC-H1200S (防振) 出力400W SX-16 Nightsun 吊下げ能力2,200kg ヘリサット (アンテナ2基) 150MHz帯

(2) 装備品の装着位置

p.8 「きんき号 主要装備品取付位置図」参照

きんき号主要装備品取付位置図



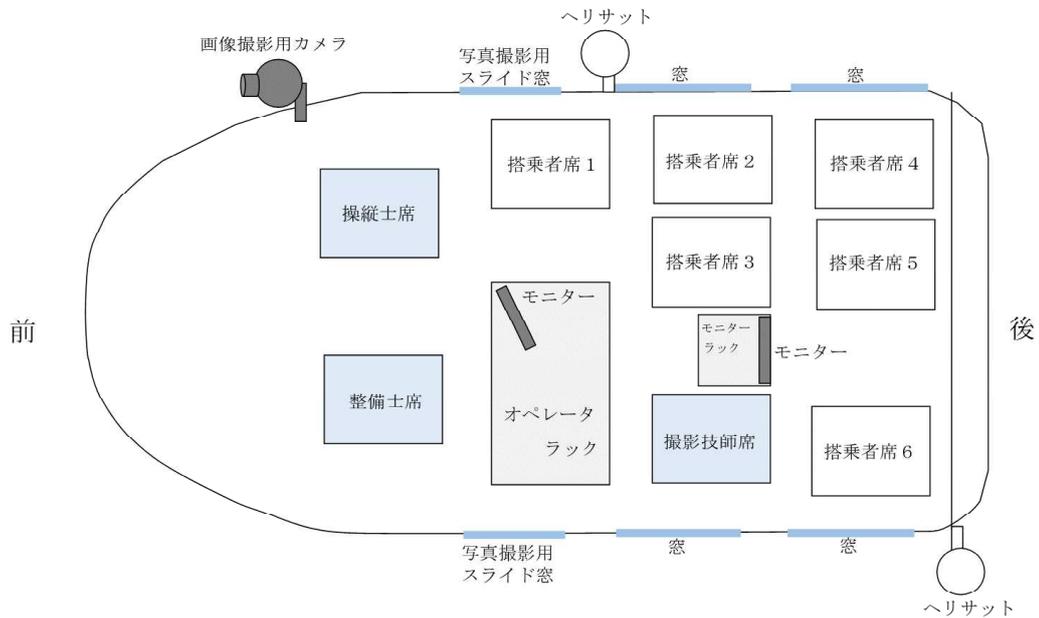
(3) 装備品の概要

きんき号の装備品については、以下の通りである。

装備品	仕様・操作	形状
写真撮影用スライド窓 (左右)	客室前方の窓は、飛行中操作可能な垂直開閉式のスライド窓となっており、飛行中もドアを開けることなく写真撮影が可能。(開口部幅：約47cm、高さ：約60cm)	
HDカメラ	ズームは84倍(42倍×2)である。カメラ操作は、機内のモニターを見ながら行う。(防振装置付)	
サーチライト	夜間における地上活動支援や捜索活動に利用できる照明装置であり、機内から遠隔操作が可能。(最大燭光3,000万~4,000万cd)	
機内乗員通話装置	ヘッドセットを装着することにより、機内にて搭乗員の相互通話が可能。またヘリスラット、K-1入を通じて、外部と通話できる。全9座席で使用可能。	
機外スピーカー	ヘッドセットに内蔵されるマイク等から、機内乗員通話装置を介して送信される音声信号を増幅させ、機外に装備されたスピーカーから音声を出力する装置。(出力400W)	

装備品	仕様・操作	形状
積荷フック	機体の重心点に取付けられ、重量物の吊下げ、投下が可能。(吊り下げ能力は約2,200kg)通常の吊荷の切り離しは操縦士がサイクリックスティックのガード付きリリクススティックカメラにより、貨物やフックの状態を確認することも可能。	
ヘリコプター搭載型衛星通信設備【ヘリスラット】 アンテナ装置(左右)	地上局から制御を受け、ヘリコプターからのHDカメラ映像や音声等を衛星中継して地上局へ通信するための装置(アンテナ装置、大電力増幅装置)(左舷側)	
ヘリコプター搭載型衛星通信設備【ヘリスラット】 機内装置	アンテナ切替装置、映像音声制御装置、位置情報表示用端末、信号処理装置、カラーモニタ(操縦士用、副操縦士用、オペレータ用、搭乗員用、ライン用)他	
地上系無線装置アンテナ【K-1入】	携帯基地局等と単信方式により無線通信する。	
調査用画像撮影装置	デジタル一眼レフカメラ 2台 Canon(EOS Kiss X90) 約2410万画素 (防災室にて保管)	
調査用赤外線カメラ	赤外線サーモグラフィカメラ (ハンディタイプ) 2台 日本アビオニクス株式会社 InReC R650 シリーズ 120万画素 (防災室にて保管)	

2-2 座席配置とその特徴



キャビン内配置図

■ きんき号の座席について

- 座席は、全部で9座席有ります。
- 運航要員（操縦士、整備士、撮影技師）が3座席を使用します。
- きんき号を使用される搭乗者の座席数は、全部で6座席となっております。
- 1番の席の右側には、写真撮影用の窓がありますので、写真撮影される時はご利用ください。又、2,5,6番の席でも写真撮影は可能ですが、窓は開閉しません。
- 3,5番の席の方は、真ん中の席になりますので、オペレーターラック、モニターラックに設置してあるモニターで確認して下さい。

2-3 搭乗人員と航続時間

「きんき号」（標準装備時・運航要員3名を除く）

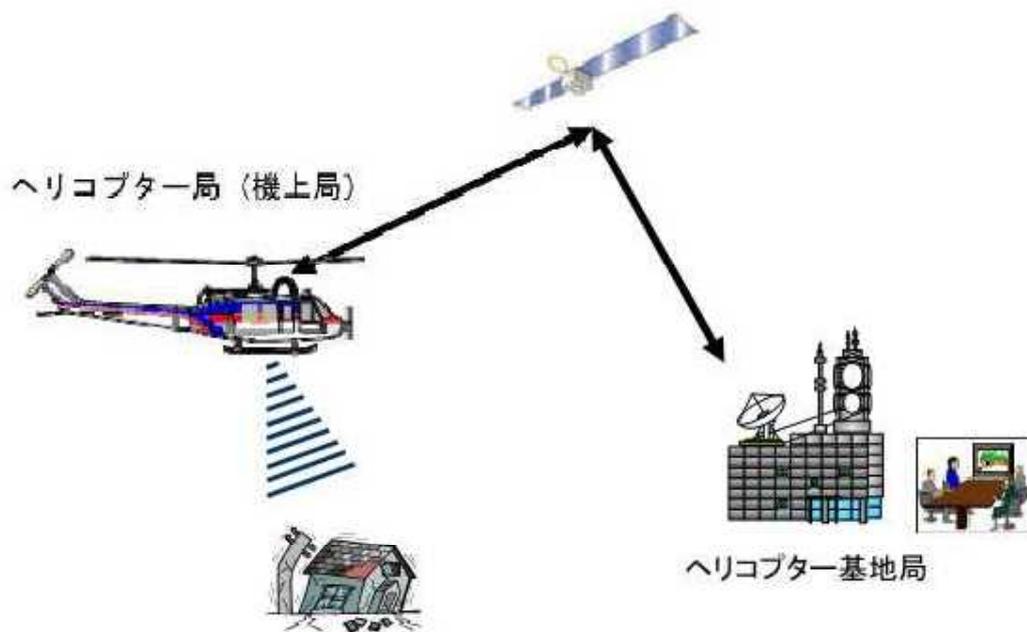
搭乗人員	航続時間	備考
1	2時間43分	燃料1200kg, 速度80kt
2	2時間43分	燃料1200kg, 速度80kt
3	2時間43分	燃料1200kg, 速度80kt
4	2時間43分	燃料1200kg, 速度80kt
5	2時間36分	燃料1160kg, 速度80kt
6	2時間23分	燃料1080kg, 速度80kt

※航続時間は、予備燃料300kgを除く。

3 通信システム

3-1 ヘリコプター搭載型衛星通信設備【ヘリサット】

ヘリコプター搭載型衛星通信設備は、ヘリコプターにて撮影した映像を、通信衛星を経由して地上基地局にリアルタイムに映像伝送を可能とするシステムであり、ヘリコプターから基地局の音声通信ならびに位置情報等のデータ通信を可能とするシステムである。



【システム基本構成】

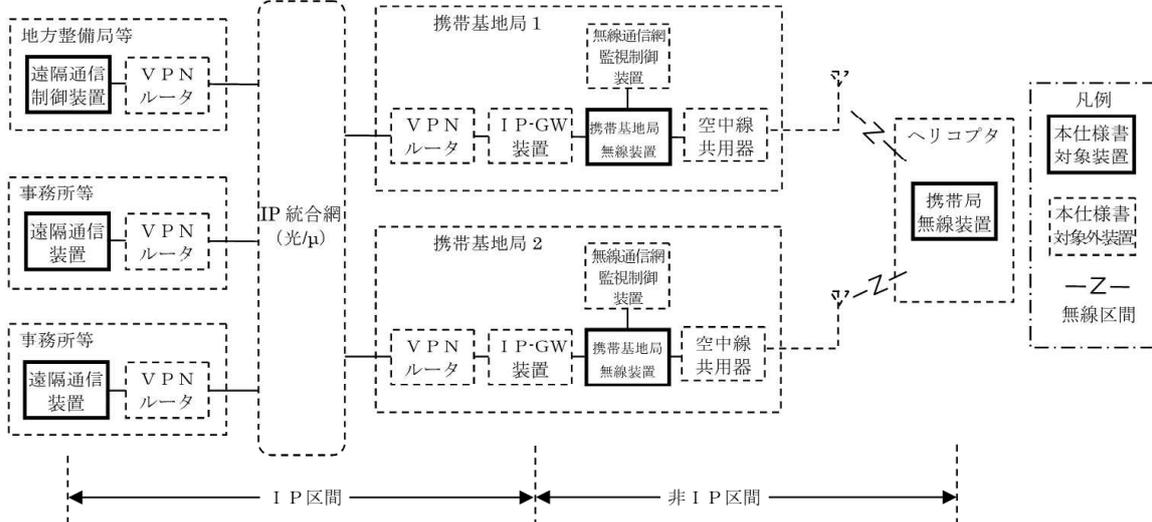
ヘリコプター基地局（以下「基地局」）から衛星経由で到達した電波を複数のヘリコプター局（以下「機上局」）で受信し、機上局から衛星経由で基地局へ映像伝送を行い、また、双方向音声通信及びデータ伝送を行う。

基地局側にて、国土地理院地図にて、映像・位置情報等を受信し表示を行うことができる。[\(国土交通省ヘリ位置表示システム http://10.97.5.49:8080/service/heli_web/\)](http://10.97.5.49:8080/service/heli_web/)

ヘリサット運用等に伴う詳細は、別添「きんき号との通信方法」を参照のこと。

3-2 デジタル陸上移動通信システム【K-λ（ヘリコプター用無線設備）】

本システムは、携帯基地局無線装置、遠隔通信制御装置、遠隔通信装置及び携帯局無線装置で構成される。



【デジタル陸上移動通信システム（ヘリコプター用無線設備）構成図例】

国土交通省の専用無線としてヘリコプターと地上との連絡用の無線設備（K-λ）としては、150MHz 帯（VHF：「けんせつ〇〇」）が装備されている。

又、国土交通省の通信システムとは別に、運航会社が航空管制用として通信する無線（VHF・HF）及び運航会社専用無線（運航会社が通信用専用周波数を持っている場合）を使用できる装置が装備される。

第3章 使用の手続き

1 使用者となり得る者

(1) 近畿地方整備局で使用する場合

航空機の利用者となり得る者は、各部長（総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長）、統括防災官及び各事務所長を原則とする。（「近畿地方整備局回転翼航空機使用・維持管理規程」第6条を参照。）

2 使用責任者等

(1) 使用責任者と搭乗責任者

利用者は、「使用責任者」を指名した上で、財産管理者（近畿地方整備局長）に、航空機の利用の承認要請を行うものとする。

使用責任者は、利用者の命を受け、運航調整者、維持管理者、及び運航者と必要な連絡調整を行った上で、使用するものとする。又、使用責任者は、搭乗者がある場合は、搭乗者の内から搭乗責任者を指名し、飛行中、必要に応じて、連絡及び使用業務に係る飛行の指示を行わせるものとする。

3 使用承認等窓口

- ① 利用者からの航空機及び付属機器（衛星通信設備等の電気通信機器を含む）の利用の要請先、使用計画に関する事務の窓口及び運用に関する事は、防災室が担当するものとする。
- ② 航空機及び付属機器（衛星通信設備等の電気通信機器を除く）の維持管理に関する事は、企画部施工企画課が担当するものとする。
- ③ 衛星通信設備等の電気通信機器の維持管理及び運用（法令上の諸手続き、機器の性能）に関する事は、防災室（本体）、又は企画部情報通信技術課（無線局舎）が担当するものとする。
- ④ 「航空機維持管理業務」の契約（事務手続き）及び支払いに関する事は、総務部契約課が担当するものとする。

4 使用計画の変更

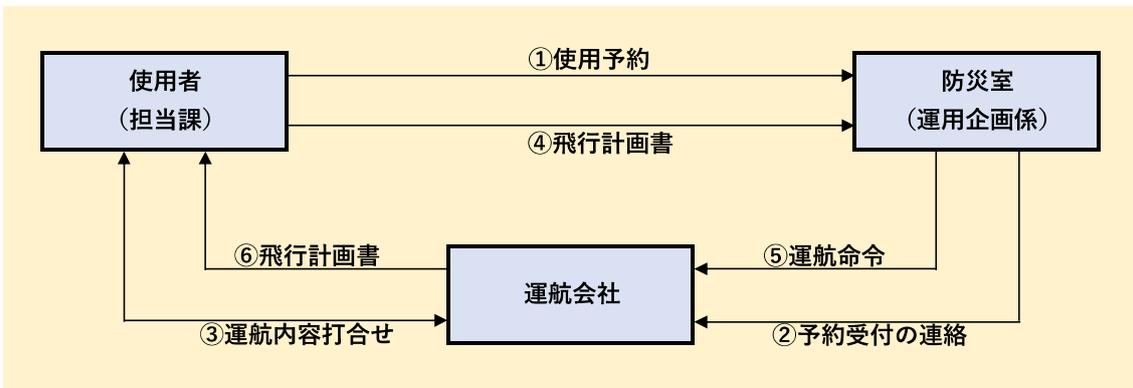
使用承認を受けた計画は、天候、緊急用務等の事情で変更される場合がある。この場合の変更日程等は、運行調整者と利用者が協議して調整を行うものとする。

簡易な変更（時間、使用装備、ルートの一部等）は、電話で防災室へ連絡するものとする。

大きな変更（飛行日、全面的飛行ルート、使用目的等）は、改めて使用要請、又は変更の使用要請を行うものとする。

5 きんき号の使用手続き

5-1 きんき号の予約から運航までの流れ



① 使用予約【使用日の2週間前まで】

使用担当者は、航空機使用の必要が生じたら、防災室（運用企画係）へ使用日時等の予約（メール）をする。

（イントラ／防災業務支援／防災ヘリ「きんき号」の利用／「きんき号」運航スケジュールに登録します。）

② 予約受付の連絡【予約受付後】

防災室（運用企画係）から運航会社へ予約受付の連絡をする。

③ 運航内容打合せ【予約受付後速やかに】

使用担当者は、運航会社と航空機の飛行計画について、打合せを実施する。

④ 飛行計画書【使用日の1週間前まで】

搭乗者、飛行ルート等が決まったら、下記の書類を作成し、使用者決裁のうえ、防災室（運用企画係）へ提出（メール送付）する。書類受領後、本局にて局長決裁し、航空機の使用承認について通知（メール）します。

- ・ 様式A、様式BCD、飛行ルート図

（イントラ／防災業務支援／防災ヘリ「きんき号」の利用／「きんき号」の利用方法等について／）

※ 予算費目等については、予算担当課と必ず調整してください。

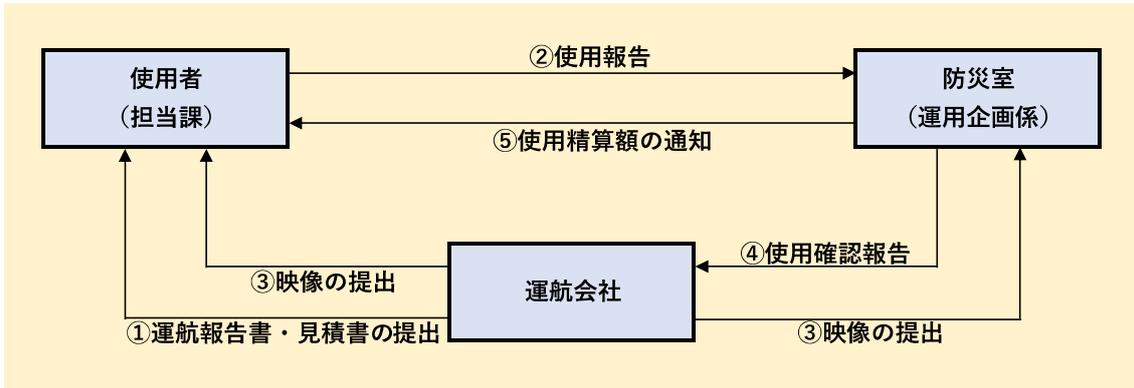
⑤ 運航命令

きんき号使用計画について、局長決裁後、防災室長より運航会社へ運航命令（通知）を送付します。

⑥ 飛行計画書

運航会社から使用担当者へ、飛行計画書を送付します。

5-2 きんき号使用後の流れ



① 運航報告書・見積書の提出

航空機使用後、運航時刻等を記載した報告書と、概算見積書が使用担当課に届きます。金額については、調整の結果、多少の変動があるため参考としてください。

② 使用報告

運航会社からの報告書を確認し、問題がなければ予算担当と調整した費目（金額は見積額）を使用報告書（様式-F）に記載して提出する。

③ 映像の提出

撮影した映像がある場合、必要に応じ運航会社から提出してもらう。
（受け渡し媒体については、運航者と調整）

④ 使用確認報告書

運航者からの報告書の内容について決裁のうえ、運航者へ報告をする。

⑤ 使用精算額の通知

既済部分検査を実施時に、各費目の支払額を決定し通知する。（四半期毎）

5-3 きんき号運航委託料の支払いについて

(1) 契約形態

- 近畿地方整備局と運航会社間で、きんき号維持管理運航業務（本官）を締結。
- 支払いは、四半期毎にまとめて1回（ただし1千万円を超えない場合）、施工企画課が各部予算担当課支払い費目を確認（局留め置き分か、配賦替えさせるか）の上、実施する。

(2) 支払いについて

【使用者…統括防災官、各部長、各事務所長】

- 運航後、運航会社より運航報告書（別紙1）が送付されるので、運航時間等を確認し、使用報告書（様式F）、（運航報告書のコピーを添付）を防災室へ提出する。
- 使用者が本局各部の場合は、所属部の予算担当課へ予算手当をする。
- 使用者が事務所の場合は、本局各部の予算担当課と調整（局留め置き分で支払うか、配賦替えを行うか）し、費用負担会計名を定める。

【施工企画課】

- 使用報告書をもとに3ヶ月毎の運航委託料を算定し、本局各課の予算担当課と調整の上、検査調書を作成し契約課へ提出する。

【本局予算担当課】

- 事務所との予算支出にかかる調整。
- 施工企画課作成の検査調書を確認し、予算措置を行う。

5-4 運航委託料の扱いについて

- (1) 操縦士・整備士の運航前、運航後整備点検について
 - 運航前後（一日の最初の運航前と同日の最後の運航後）の整備点検時間として各1時間（計2時間）必要とする。
この時間が基本時間（8:30～17:15）外の場合は、超過勤務扱いとする。
 - 運航前整備点検を行ったが天候等で運航できなかった場合は費用計上する。
- (2) 撮影技師について
 - 単価表には、撮影技師が別枠となっているが、災害対策用ヘリコプターとして高性能カメラ等を常時搭載している関係上、撮影なしの場合であっても、機器点検保持の為、撮影技師は必ず搭乗する。
 - 撮影技師は、「運航費委託料」に入っていない為、運航前点検から運航後点検までを別途計上する。なお、基本時間外の場合は、超過勤務扱いとする。
 - 撮影技師の運航前後（一日の最初の運航前と同日の最後の運航後）の点検は、各1時間（計2時間）計上する。
- (3) 早朝の天候確認作業について
 - 運航日において、操縦士の天候確認作業による運航の可否が必要となるが、搭乗者の準備の関係で運航の可否を基本時間（8:30～17:15）外の実施とする場合は超過勤務扱いになる。但し、運航前整備点検とは二重計上しない。（天候不順で運航できなかった場合は計上しない。）
 - 早朝天候確認作業後から基本時間（8:30）までの空白時間については、特に作業や待機の指示をしていない場合は超過勤務扱いとしない。
- (4) 同じ日に複数事務所が運航する場合の運航前整備点検の費用負担について
 - 運航前後整備点検は、一日の最初の運航前と最終運航後に行う事になっており、複数事務所が飛行した時は、以下の通り、その費用負担を行うものとする。
 - 運航前整備点検（天候確認作業含む）…最初に運航する使用責任者が負担
 - 運航後整備点検…最後に運航する使用責任者が負担
 - なお、撮影技師については、運航後、次の運航まで待機している事になるので、直前運航終了時から当該運航終了時（又は運航後整備点検終了時）まで計上する。ただし、八尾空港で待機している場合は、運航後整備点検として30分、運航前整備点検として30分計上する。この場合、次回運航まで1時間以内の場合は、次回運航者が負担するものとし、二重計上はしない。
- (5) 飛行中のトラブルについて
 - 飛行中にトラブル（計器類の異常等）が発生した場合、機長は飛行計画を変更し、当該機飛行規程に基づく対応を行うが、この場合の費用は、原則として使用者が負担する。

(6) キャンセルについて

- 運航前整備点検を行う前（ただし基本時間内）であれば計上されない。

(7) その他

- 上記以外の費用について疑義が生じた場合は、防災室及び施工企画課と協議するものとする。

5-5 きんき号使用要請様式等

- 様式 A
- 様式 B C D
- 様式 F
- 様式 B C D（記入例）
- 飛行ルート図（記入例）
- 使用計画書記入のポイント
- 別紙 1 運航報告書
- 別紙 2 運航実績報告書

様式－A

国近整 第 号
令和 年 月 日

(財産管理者)

近畿地方整備局長 殿

(使用者)

各部長・統括防災官・各事務所長
(公印省略)

航空機の使用要請について

標記の件について、別紙使用計画書のとおり航空機を使用したいので、近畿地方整備局回転翼航空機使用・維持管理規程第10条第1項の規定に基づき承認を要請する。

きんき号使用計画書

1. 使用目的 (使用目的を■に)	<input type="checkbox"/> 災害時使用 <input type="checkbox"/> 平常時使用 <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 施設管理 <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 災害活動 <input type="checkbox"/> 要員輸送 <input type="checkbox"/> その他					
2. 業務の概要						
3. 使用地域						
4. 使用責任者の所属・氏名	近畿地方整備局 ○○○○長 ○○ ○○					
5. 使用予定期間 実飛行時間	令和 年 月 日 (予備日: 月 日) 約 時間 分					
6. 駐在基地名 中継基地名						
7. 搭乗者の数 搭乗者の役職・氏名	搭乗者数 名 ①搭乗責任者: 役職・氏名 ②搭乗者: 役職・氏名 ③搭乗者: 役職・氏名 ④搭乗者: 役職・氏名 ⑤搭乗者: 役職・氏名 ⑥搭乗者: 役職・氏名					
搭載資材重量	なし					
8. 使用装備及びヘリサット 使用の有無 (必要な装備を■に)	<input type="checkbox"/> HDカメラ <input type="checkbox"/> サーチライト <input type="checkbox"/> 機外スピーカー <input type="checkbox"/> 吊下装置 <input type="checkbox"/> 赤外線カメラ <input type="checkbox"/> デジタル一眼レフカメラ ヘリサット使用の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
9. 費用負担会計名	(組織)	(会計)	(項)	(目)	(目の細分)	(事業名)
本局予算担当課: ○○部○○課○○係(内線 M○○○○)						
10. 離陸基地名 —飛行ポイント(時間) —最終着陸基地名	八尾空港(:) →					
11. 使用中の連絡先						
12. その他						
13. 事前連絡窓口						

※飛行ルート図(A3で1枚程度)を添付すること。

(様式F)

国近整 第 号
令和 年 月 日

(財産管理者)

近畿地方整備局長 殿

(使用者)

きんき号の使用報告について

標記について、令和 年 月 日付けで航空機の使用承認を得た使用について 報告する。
なお、今回の費用負担会計については下記のとおりとする。

	コード	費 目	コード	費 目	コード	費 目
事務所						
会計						
組織又は勘定						
項						
目						
事業区分						
目の細分						
経費区分						
概算金額						
予算管理担当者						
問い合わせ先						

*CAMSで使用しているコードを併せて記入すること。

きんき号使用計画書 記入例

様式-B・C・D

きんき号使用計画書(記入例)

1. 使用目的 (使用目的を■に)	<input type="checkbox"/> 災害時使用 <input checked="" type="checkbox"/> 平常時使用 (<input checked="" type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 施設管理 <input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> 災害活動 <input type="checkbox"/> 要員輸送) (<input type="checkbox"/> その他 ※該当項目がない場合のみ記入)				
2. 業務の概要	令和〇年度実施工事箇所の状況確認 or 〇〇川流域調査 等 ※簡潔に記入				
3. 使用地域	〇〇川流域(〇〇地区～〇〇地区) or 〇〇港 等 ※飛行市町村名でも可				
4. 使用責任者の所属・氏名	近畿地方整備局 〇〇〇〇長 〇〇 〇〇				
5. 使用予定期間	令和〇年〇月〇〇日 (予備日:〇月〇〇日)				
6. 駐在基地名 中継基地名	〇〇空港 ※主基地「八尾空港」に帰還しない場合、駐留箇所も記入 〇〇空港 ※長距離飛行で燃料補給を行った場合、補給箇所を記入				
7. 搭乗者の数 搭乗者の役職・氏名	搭乗者数 3名 ※きんき号は最大6名搭乗できます。 ①搭乗責任者:防災室運用企画係 〇〇 〇〇 連絡先(携帯)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ②搭乗者:〇〇河川国道事務所 〇〇道路管理課 〇〇 〇〇 ※所属、フルネームを記入 ※必ず職員が最低1名搭乗すること ※搭乗責任者又は搭乗者の連絡先(携帯)を記入				
搭載資材重量	なし ※人間以外のもを搭乗させる場合のみ記入				
8. 使用装備及びヘリサット 使用の有無 (必要な装備を■に)	<input checked="" type="checkbox"/> HDカメラ <input type="checkbox"/> サーチライト <input type="checkbox"/> 機外スピーカー <input type="checkbox"/> 吊下装置 <input type="checkbox"/> 赤外線カメラ <input type="checkbox"/> デジタル一眼レフカメラ ヘリサット使用の有無: <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
9. 費用負担会計名	(組織)	(会計)	(項)	(目)	(目の細分)
本局予算担当課:〇〇部〇〇課〇〇係(内線 M〇〇〇〇)					
10. 離陸基地名 —飛行ポイント(時間) —最終着陸基地名	八尾空港(8:25) → 日高町調査(9:00～9:10) → 広川町調査(9:15～9:30) → 国道42号調査(10:00～10:40) → 八尾空港(10:55)				
11. 使用中の連絡先	防災室〇〇係〇〇〇〇 (TEL:06-0000-0000 マイクロ 700-000) ※使用中に事故があった場合の連絡先(事務所等で待機されている職員)を記入。(NTT又は携帯、マイクロの両方を記入)				
12. その他					
13. 事前連絡窓口	防災室〇〇係〇〇〇〇 (TEL:06-0000-0000 マイクロ 700-000) ※原則「搭乗予定者」を記入(使用要請の承認後、運航工程等詳細な打合せが必要のため)。(NTT又は携帯、マイクロの両方を記入)				

※飛行ルート図(A3で1枚程度)を添付すること。

飛行ルート図 記入例



使用計画書記入のポイント

- 1.使用目的・・・・・・・・・・・・・・ 該当欄に○又は□印を。ない場合はその他に記入してください
- 2.業務の概要・・・・・・・・・・・・・・ 簡潔に記入してください。
- 3.使用地域・・・・・・・・・・・・・・ ○○川流域(○○地区～○○地区)や、国道○号沿線(○○地区～○○地区)等大まかに記入してください。表現しにくい場合は市町村名でも結構です。
- 4.使用責任者の所属氏名・・ 近畿地方整備局○○部長又は○○事務(管理)所長名を記入してください。
*「使用責任者」=使用する所属の部長又は事務(管理)所長が該当
- 5.使用予定期間・・・・・・・・・・・・・・ 使用予定日が2日以上連続する場合は、初日と最終日を記入してください。
実飛行時間 使用する時間を記入してください。空輸時間は請求費用に含まれます。
- 6.駐在基地名・・・・・・・・・・・・・・ 主基地で使用の場合は八尾空港。八尾空港以外に夜間係留する場合は、その係留地名
中継基地名 を記入してください。
飛行時間が2時間以上など、燃料補給が必要な場合や場外離着陸場使用時のみ記入してください。
- 7.搭乗者数・搭乗者名・・・・・ 一回あたりの搭乗者数(最大5名)、氏名および役職を記入してください。
複数回飛行の場合は、回毎の搭乗者数、搭乗者名を記入して下さい。(別紙可)
搭載資材重量・・・・・・・・・・・・・・ 搭乗者以外で、作業上搭載する必要がある資材のみ記入して下さい。
- 8.使用装備・・・・・・・・・・・・・・ 必要な装備に○又は□印を記入し、該当しない場合はその他に記入して下さい。
- 9.費用負担会計・・・・・・・・・・・・・・ 係る費用について使用要請時に確保してください。
- 10.離陸基地名 - 飛行ポイント(時間) - 最終着陸基地名
・・・・・・・・・・・・・・ 主基地(八尾空港)又は駐在基地から最終着陸基地までの運航行程を記入して下さい。
時間は大まかで結構です。
詳細な飛行ルート図を添付してください。
- 11.使用中の連絡先・・・・・・・・・・・・・・ 使用中に緊急事態等があった場合の連絡先です。
事務所で待機している職員を記入し、マイクロ及びNTT番号の両方を記入してください。
- 12.その他・・・・・・・・・・・・・・ 早朝連絡が必要な場合の連絡先及び連絡時間等を記入して下さい。
- 13.連絡担当窓口・・・・・・・・・・・・・・ 使用要請の承認後、運航行程等の打ち合わせが必要ですので、その連絡先を記入して下さい。

運航会社からの運航報告書は事前連絡窓口あてに送付されます。
マイクロ番号、NTT番号両方記入して下さい。
支払いについて問い合わせすることがあります。

別紙 1 運航報告書 (運航内容についてとりまとめたもので、運航会社から運航後、使用責任者に送付される。)

【別紙1. 運航報告書(実施した作業内容について取りまとめたもので、運航会社から使用責任者へ送付される。)

平成 14 年 4 月 5 日

No.003

運航報告書

国土交通省 近畿地方整備局

大阪市淀川区西中島5丁目11番10号
 中日本航空株式会社
 大阪支店長 ○○○○

殿

航空機(さんき号)運航業務委託契約に基づき下記の通り実施いたしましたので、ご報告致します。

4月5日 飛行No.	飛行区域		発着時間		飛行時間	搭乗者数	飛行時間		撮影技師勤務時間		飛行時間		時間外業務(飛行・待機・点検)		備考		
	出発	到着	出発	到着			開始	終了	開始	終了	時間外深夜	時間外深夜	時間外深夜	時間外深夜		整備士	
1	八尾空港	日高防炎	5:41	7:57	2:16	2	4:41	7:57	3:16	0:00	2:57	0:19	2:57	0:19	2:57	0:19	※1
2	日高防炎	但馬空港	8:41	10:54	2:13	2	7:57	10:54	2:57	1:54	1:03		1:03				
3	但馬空港	八尾空港	11:40	12:25	0:45	2	10:54	13:25	2:31	2:31							※1
4																	
5																	
6																	
宿泊	0名		合計	時間	5:14	合計	時間	8:44	4:25	4:00	0:19	4:00	0:19	4:00	0:19		
飛行No.	使用責任者		合計		搭乗者名		飛行内容										
1,3	河川部地域河川課建設専門官○○○○○						丹後半島沖重油流出事故(緊急)										
1,3	企画部企画課企画第一係長○○○○○																
2	豊岡工事事務所河川管理課長○○○○○																
2	豊岡工事事務所調査係長○○○○○																
							使用装置【消耗品】 画像伝送 ウエスカム(TVカメラ)										
記																	
事																	

※1. 撮影技師・整備士・整備士・撮影技師の飛行前後の点検整備時間は、各1時間(計2時間)計上。

※2. 常駐基地(八尾)にて、1日に2回以上飛行した場合の各飛行間の、撮影技師の飛行前後の点検整備時間は、各0.5時間(計1時間)計上。

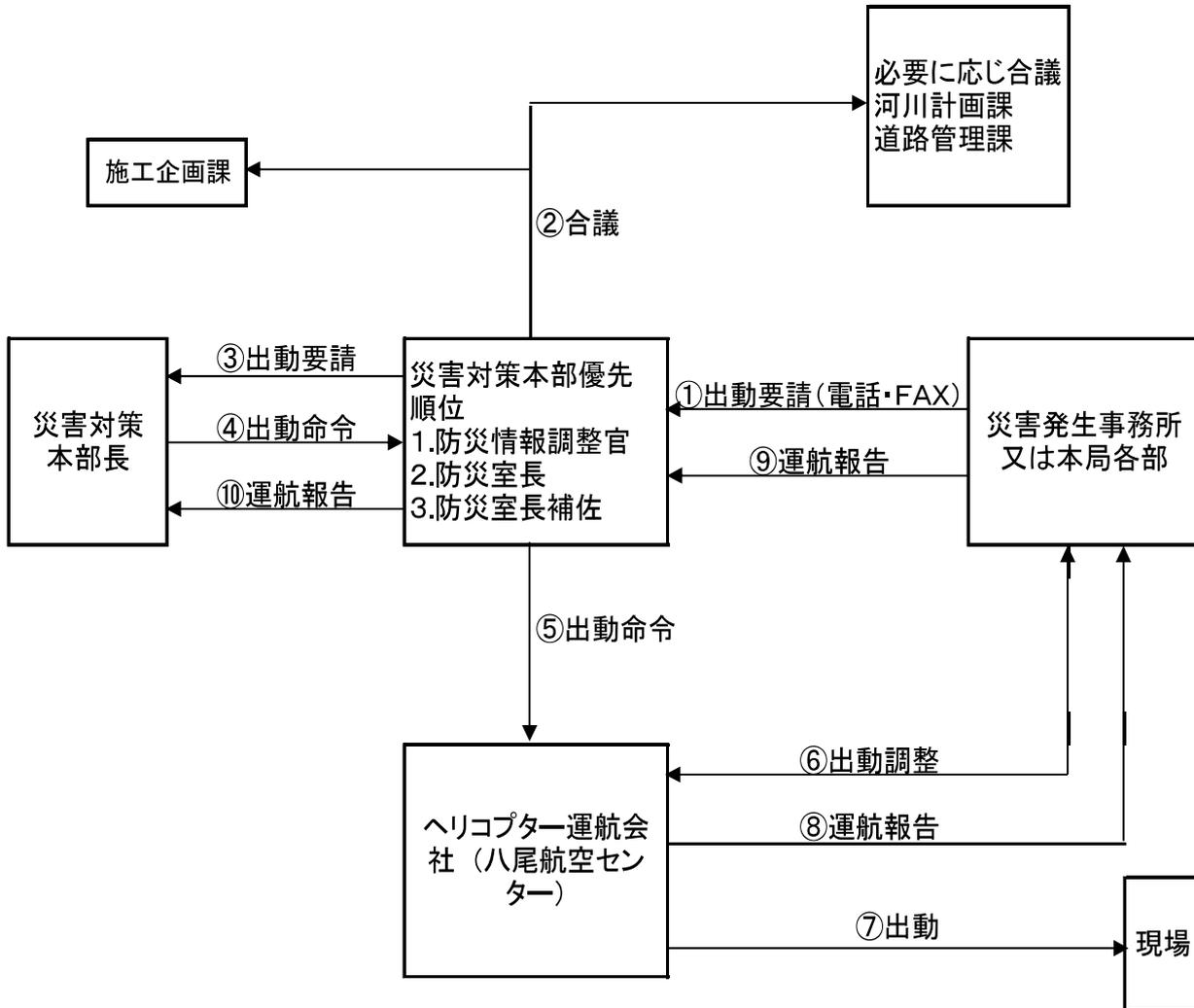
別紙2 運航実績報告書（1ヶ月毎の運航実績をとりまとめたもので、運航会社から、本局施工企画課へ送付される。）

平成14年度 運航実績報告書

[平成14年度 航空運送課(各人各局)]

月	飛行時間		操縦士		撮影持士		積込人数	使用責任者	飛行時間	操縦士		撮影持士			
	時間	分	時間外	深夜	基本内	時間外				深夜	時間外	深夜	時間外	深夜	
16	:	:	:	:	:	:		24	:	:	:	:	:		
17	:	:	:	:	:	:		25	4:51	2:00	:	6:52	2:00		
18	:	:	:	:	:	:		26	:	:	:	:	:		
19	3:45	0:53	0:53	:	6:03	0:53	近畿 環島橋工事	27	:	:	:	:	:		
20	:	:	:	:	:	:		28	:	:	:	:	:		
21	:	:	:	:	:	:		29	:	:	:	:	:		
22	:	:	:	:	:	:		30	3:47	0:30	:	6:47	:		
23	:	:	:	:	:	:			:	:	:	:	:		
小計									10:19	3:50	0:00	3:30	0:40	21:11	3:30
合計									10:19	3:50	0:00	3:30	0:40	21:11	3:30

6-6 緊急時の運航について
きんき号の災害時の使用手続きについて



*①について、使用計画書をFAXするか、又はその内容を口頭で伝える。

*大規模災害時等の発生の場合は、別途本省からの指示により運航。

*⑧～⑩の運航報告については、平常時使用と同様。

*ヘリコプター出動時の事務所が為すべき事項

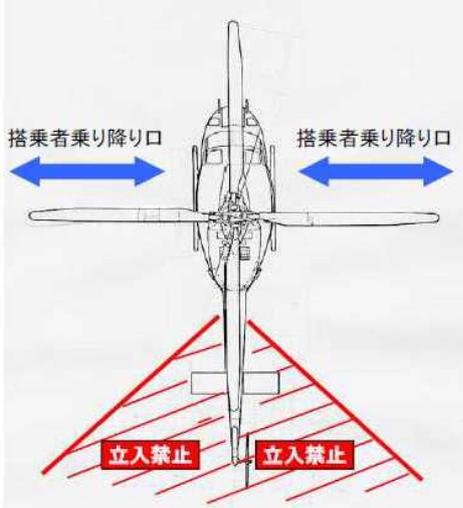
- ・災害調査内容(飛行ルート・使用装備品等)を計画し、運航会社(八尾航空センター)と調整を行う。

- ・運航会社(八尾航空センター)より、飛行経路に当たる事務所等が気象情報の確認を受けた場合は、速やかに確認し回答する。

- ・臨時場外離着陸場を使用する場合、必要に応じて管理者へ使用確認及び安全管理当の処置を行う。

第4章 きんき号搭乗

1. 搭乗者の心得

制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 予定外の離着陸や、現場での飛び入り搭乗はできない。 ② 航空法に定められた、飛行高度の制限が有る。 ③ 飛行制限区域がある。 ④ 空港・ヘリポート・ヘリコプター内は、火気厳禁（禁煙）である。 ⑤ 可燃性物質、危険物等を、機内に持ち込まない。
搭乗・降機時	<ul style="list-style-type: none"> ① 余裕を持ってヘリポート等に着く（離陸予定時刻の30分前）。 ② ヘリコプターの運航時は、ヘリポートに人や車を近づけない。通常ヘリコプターは、原則として風上に向かって離着陸する。 ③ トイレに行ってから搭乗する。（ヘリコプターにトイレは付いていない。） ④ ヘリコプターには斜め前から乗る。 ヘリコプターで最も危険な所はテール・ローター（尾部回転翼）である。機体後部には決して近寄らない事。搭乗時は、必ず、機体の真横よりやや前方から接近する。降機する際も同様である。又、メイン・ローターが地面を吹きつける風は予想以上に強いので、帽子・資料等を吹き飛ばされないように注意する。ローターが回転中は、必ず、乗務員、誘導員の合図を待って機体に近づく。 ⑤ 長い道具等を持つ時は、水平にして腰の高さ以下で持つ。 ⑥ 着陸後は速やかに機体から離れる。（走らないこと）着陸後は、必ず、乗務員、誘導員の指示を待って、乗務員、誘導員がドアを開けてから機外へ出る。 <div style="text-align: center;">  </div>
搭乗中	<ul style="list-style-type: none"> ① 運航の安全に係る乗務員の指示には無条件で従う。 ② 安全ベルト（座席ベルト）は、必ず締める。 ③ ドアの開閉は乗務員、誘導員に任せる。 ④ 機内の機器装置には許可なしに触らない。 ⑤ 斜写真等撮影可能窓を開ける時は、操縦士の許可を得る事。 ⑥ 飛行中の機内での座席の移動はできない。 ⑦ 長時間のホバリングの指示は避ける。（騒音、性能） ⑧ 気分が悪くなった時は、早めに乗務員に伝える。 <div style="text-align: center;">  </div>
非常時	<ul style="list-style-type: none"> ① 非常時は操縦士（乗務員）の指示に従う。 ② 救命胴衣は座席下に装備している。不時着水を行う場合は操縦士（乗務員）の指示により着用する。 ③ 機体が停止した後、写真(右)のドアの四隅を押すと、窓ガラスを放出できる。 ④ ローターが停止している事、足元を確認し、なるべく早く機体を離れる。 <div style="text-align: center;">  </div>

JA86KK 搭乗者名簿

平成 年 月 日

(出発予定時刻 :)

所属及び役職	御氏名

▼ 搭乗者の心得

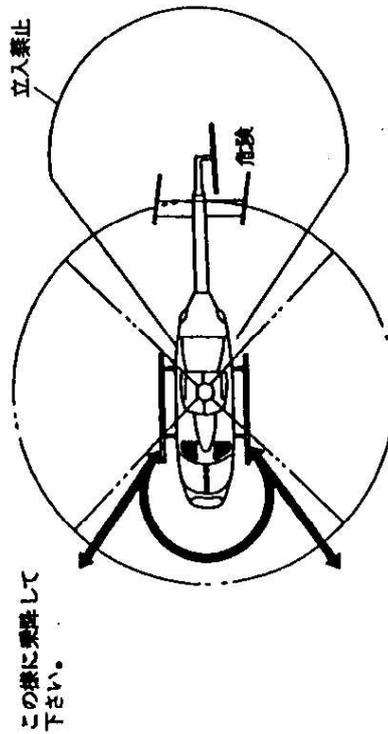
1. 予定外の離着陸や現場での飛び入り搭乗はできません。
2. 空港駐機場及び搭乗中は禁煙です。又、危険物の持ち込みはできません。
3. 必ずヘリコプターの斜め前から搭乗して下さい。
4. 機体に近づく時は、荷物が飛散しないように注意して下さい。
5. 飛行中安全ベルトは必ず閉め、ドアの開閉は乗務員に任せて下さい。
6. プロペラ、特に尾部には近付かない様をお願いします。
7. 機内の機器装置には許可なしにさわらないで下さい。
8. 飛行中、機内での急な移動は避けて下さい。
9. 気分が悪くなった場合は早めに機長に伝えて下さい。
10. 飛行中の携帯電話の使用はお控下さい。

2. 安全のしおり

安全のしおり

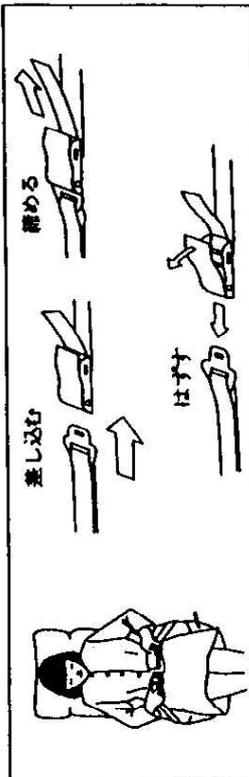
ヘリコプターへの乗降

- 係員の指示に従って、ヘリコプターの前方から乗り降りして下さい。危険です。後方へは絶対に近寄らないで下さい。
- 回転中のテールローターは特に危険です。絶対に近寄らないで下さい。



シートベルト着脱

- 着席中は常にシートベルトをお締め下さい。



ご注意



- 待合室より先ご搭乗の間は禁煙です。



- 機内でのラジオの使用は禁止されております。



- ローター回転中は頭の高さ以上にものを上げたりしないで下さい。



- 帽子その他飛ばされやすいお気をつけて下さい。

脱出時の注意



- 手荷物は持たさないで下さい。



- 脱出後はできるだけ早く安全地帯へ退避して下さい。

安全のしおり

救命胴衣

● 係員の指示により膨らませて下さい。

1

2

3

4

5

6

膨れが足りない場合は、吹台には、クダを吹いて膨らませて下さい。

非常口

ヘル412EP

① ④のカバーをははずす
② 中のハンドルをねじる
③ 前のドアがはずれる

四角（よすみ）を押すと膨らみははずれます（スライドドア）

3. 八尾空港について

3-1 八尾空港の運用時間外（19:30～08:00）の使用許可について

1. 手順

- (1) 夜間使用が必要になったらその都度、緊急連絡体制に基づき運航責任者又は安全担当者から、八尾空港事務所の担当官宅へ電話連絡して了解を得る。
- (2) 正式な書類は中日本航空（株）が後日提出する。

2. 夜間使用の条件

八尾空港夜間使用は次の場合を想定する。

- (1) 国土交通省非常災害対策本部が設置された場合。
- (2) 異常な天然現象、その他により、河川・道路等国土交通省が直接管理又は関連する施設に重大な被害が発生し、又は発生が予想された場合。

重大な被害発生とは、たとえば次のような場合をいう。

- ①震度6以上の地震が確認された場合。
- ②不足な大規模火山噴火が確認された場合。
- ③その他大規模な洪水被害、地すべり、道路事故、港湾災害等の発生が確認された場合。

3. 夜間使用時の八尾空港担当官の連絡先（優先順位の高い順で1名に連絡）

担当者（優先順位）第一連絡先 090-1485-7983（前任管制運航情報官）
第二連絡先 090-7366-1795（総務課長）
第三連絡先 090-7356-1639（前任航空管制官）

4. 届出の緊急連絡体制（近畿地方整備局の担当者）

防災室長補佐、防災室運用企画係長（3-2参照）

*ただし、夜間使用の条件を満たしても、八尾空港担当官の了解が得られない場合があり得る。

3-2 きんき号緊急連絡先について

(1) 本局

○ 防災室

担当：室長補佐（マイカ 86-2154 / FAX 3449）
運用企画係長（マイカ 86-2165 / FAX 3449）
防災情報係長（マイカ 86-2171 / FAX 3449）
NTT 06-6941-1575 / FAX 06-6944-4741

○ 施工企画課

担当：課長補佐（マイカ 86-3452）
計画係長（マイカ 86-3466 / FAX 3499）
NTT 06-6941-1575 / FAX 06-6944-4741

(2) 中日本航空株式会社 八尾運航所

大阪府八尾市空港 2-12（八尾空港内）
マイカ 86-753-585 (TEL / FAX)
NTT 072-993-4201 / FAX 072-993-2949
緊急時【携帯】090-8867-4407（安全担当者が所持）

(3) 中日本航空株式会社 大阪支店

大阪府八尾市空港 2-12
NTT 072-993-7200 / FAX 0729-28-6350
緊急時【携帯】090-3163-4489（大阪支店長が保持）

(4) 八尾空港（夜間使用の連絡先）

資料編 6-1 「八尾空港の運用時間外の使用許可について」参照。

3-3 八尾空港利用上の注意

- 離陸の30分前には空港内の中日本航空株式会社（R2）に集合してください。（待合室があります。）飛行ルートについて操縦士との最終確認を行います。
- 打ち合わせ後、中日本航空社員の指示に従いヘリコプターの搭乗場所へ移動します。
- 空港敷地内は立入り場所が制限（八尾空港制限区域）されていますので、ご注意ください。
- 離陸の時間は原則的には変更できませんので時間厳守をお願いします。

中日本航空株式会社

〒581-0043 大阪府八尾市空港 2-12

TEL 072-993-4201（運航所【近畿地整用】）
072-991-3950（運航所【一般用】）
072-993-7200（大阪支店）

FAX 072-993-2949（運航所）

国土交通省専用回線 M86-753-585（運航所）

〈中日本航空 八尾運航所への道順〉

大阪市地下鉄 八尾南駅下車

- ローターと反対のわたり廊下のほうへ
- 自転車置き場を左手に進む
- 横断歩道を渡る
- 空港への道

中日本航空（株）八尾運航所
（きんき号運航基地）

きんき号との通信方法

令和2年6月12日作成

■概要

ヘリサット接続や運用終了時に、きんき号と本局無線室との間でk-λ無線機を用いて通話を行います。また、飛行中通話は、OW（オーダーワイヤー）によりマイクロ内線網を使用して通話を行います。

■通信フロー

別添のヘリサット運用フロー参照

■通信方法

1. ヘリサット接続依頼（k-λ）※きんき号と本局無線室

（通話例）

きんき号 建設〇〇本局無線室、建設〇〇本局無線室、こちらは建設近畿100きんき号。
感度ありましたら応答願います。どうぞ。

本局無線室 こちら建設△△本局無線室。感度良好です。どうぞ。

きんき号 きんき号フライト開始のためヘリサット接続をお願いします。どうぞ。

本局無線室 了解しました。今からヘリサット接続作業を行います。
（接続が完了したら）
ヘリサット接続が完了しました。どうぞ。

きんき号 ありがとうございます。しばらくさようなら。
※〇〇は、生駒、粟鹿、槇山、越知のいずれか

2. 飛行中通話（OW）※きんき号と本局災害対策室等

（地上からかける場合）

マイクロ電話で「5901」をダイヤルし、呼出音のあと、きんき号から応答があれば通話できます。通常の電話と同じ話し方でOKです。

（きんき号からかける場合）

ヘリサット接続時に設定したマイクロ番号に電話ができます。通常は本局災害対策室の大型モニタ前の電話機「5228」を設定しています。

3. 運用終了連絡（k-λ）※きんき号と本局無線室

（通話例）

きんき号 建設〇〇本局無線室、建設〇〇本局無線室、こちらは建設近畿100きんき号。
感度ありましたら応答願います。どうぞ。

本局無線室 こちら建設△△本局無線室。感度良好です。どうぞ。

きんき号 きんき号運用終了のためのヘリサット切断をお願いします。どうぞ。

本局無線室 了解しました。今からヘリサット切断作業を行います。
（切断が完了したら）
ヘリサット切断が完了しました。どうぞ。

きんき号 ありがとうございます。以上で通話を終了します。
※〇〇は、生駒、粟鹿、槇山、越知のいずれか

■連絡先

1. 各地整ヘリコプター

ヘリ名称	マイクロ番号	ヘリ名称	マイクロ番号
ほっかい号	80-60901	まんなか号	86-5900
みちのく号	80-60902	きんき号	86-5901
ほくりく号	80-60903	愛らんど号	86-5902
あおぞら号	80-60904	はるかぜ号	86-5903

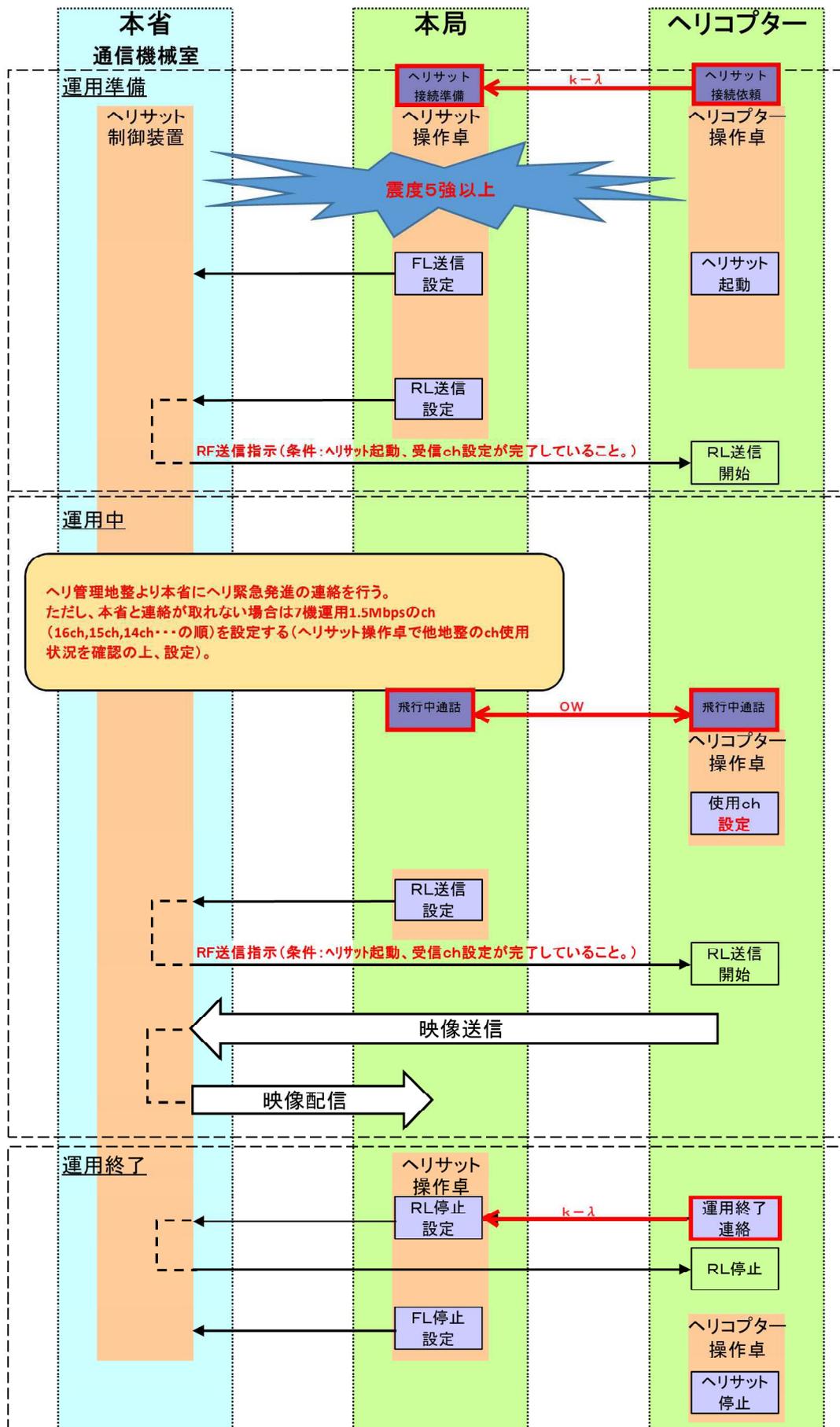
2. 本局（近畿）

災害対策室 86-4119、86-5228

無線室 86-3200
06-6942-1141（平日昼間、代表電話のため3200につないでもらう）
06-6942-1140（平日夜間・休日）

公自接続番号 06-6966-6302（音声アナウンス後にマイクロ番号をダイヤル）

ヘリサット運用フロー(緊急発進時)



FL:フォワードリンク(基地局からヘリサット向けの送信)
 RL:リターンリンク(ヘリサットから基地局向けの送信)

マイクロ電話からヘリ機体（きんぎ号）への通信方法

概要

マイクロ内線網を使用してヘリテレ基地局（無線中継所）をつかみ、基地局から400MHz無線機でヘリ機体と交信するものである。

1. 現在捕捉中の基地局及びマイクロ電話からの通信依頼を無線室（M3200）に行います。

連絡の例

- 「これからマイクロ電話にてきんぎ号と通信したいので切替願います。」
- 「発信基地局を知りたいので現在きんぎ号を捕捉中の基地局を教えてください。」
- 「設定終了後内線△△△△へ連絡願います。」
（準備完了時に無線室から連絡があります。連絡内線番号を無線室へ伝えてください。）

捕捉説明

マイクロ電話からきんぎ号への通信は単信（トランシーバ形式）及び複信（電話と同じ）の両方可能です。何も指示がなければ無線室は「複信」で設定します。

2. 無線室にてきんぎ号オペレータに無線機切替指示及びマイクロ電話での通信設定作業を行います。
3. 無線室から「1.」にて連絡した内線電話に準備完了の連絡が入ります。

連絡の例

- 「ただいまマイクロ電話からのきんぎ号との通信設定が完了しました。」
- 「現在、きんぎ号捕捉中の基地局は 生駒局です。」

4. きんぎ号へ電話連絡をします。
無線室から聞いた基地局の電話番号を押し、バックトーンがなれば「*」を押してください。ヘリと通信出来ます。ヘリとの通信は通常の電話のような話し方でOKです。（1回の最大通信時間は3分間です。）
通信が完了したら必ず「#」を押してから、受話器を置いてください。

捕捉：ヘリからの内線電話呼び出しは出来ません！

基地局及びマイクロ電話用電話番号一覧

飛行エリア	基地局名	呼び名	マイクロ電話番号
福井	越前	おち	781-585
滋賀・京都	比叡	ひえい	736-585
大阪・奈良	生駒	いこま	766-585
和歌山	檀山	まきやま	772-585
兵庫	栗鹿	あわが	735-585
淡路島	淡路	あわじ	746-585
和歌山	高森	たかもり	772-586

※飛行エリアは想定される府県名を記入しているため、通信の際は基地局を無線室に確認すること

へりこぷたー離着陸場一覽表 (平成21年 4月現在)

事務所名 (組織順)	離着陸場名	事務所からの距離	八尾空港からの空輸時間	最寄りの燃料補給地*1	平常時使用	災害時使用	あおぞら号	はるかぜ号	自衛隊機*3	配置図
1 近畿地方整備局 (本局)	大阪城	7 Km	10分	八尾空港 10分	○	○	○	○	A~E	No④
2 琵琶湖河川事務所	琵琶湖物部場外 (No6) 大石場外 (No7)	15 Km 4 Km	30分 20分	八尾空港 30分 八尾空港 20分	×	○	○	○	A~E	No⑤
3 大戸川ダム工事事務所	琵琶湖物部場外 (No6) 大石場外 (No7)	10 Km 8 Km	30分 20分	八尾空港 30分 八尾空港 20分	×	○	○	○	A~E	No⑤
4 滋賀国道事務所	琵琶湖物部場外 (No6) 大石場外 (No7)	10 Km 10 Km	30分 20分	八尾空港 30分 八尾空港 20分	×	○	○	○	A~E	No⑤
5 福知山河川国道事務所	福知山場外 (No2)	0.1 Km	35分	但馬空港 20分	○	○	○	○	A~E	No②
6 京都国道事務所	桂大橋場外 (No8)	3 Km	20分	八尾空港 20分	○	○	○	○	A~C	No⑤
7 淀川河川事務所	淀川枚方場外 (No10)	0.1 Km	10分	八尾空港 10分	○	○	○	○	A~E	No⑤
8 大和川河川事務所	八尾空港	2.5 Km	0分	———	○	○	*5x	○	A~E	No⑦
9 猪名川河川事務所	毛馬場外 大阪国際	12 Km	15分 10分	八尾空港 15分	○	○	○	○	A~D	No④
10 大阪国道事務所	淀川太子橋場外 (No12)	4 Km	10分	八尾空港 10分	○	○	○	○	A~E	No④
11 浪速国道事務所	淀川太間場外 (No11)	1.5 Km	10分	八尾空港 10分	○	○	○	○	A~E	No⑤
12 豊岡河川国道事務所	日高場外 (No1)	6 Km	45分	但馬空港 5分	○	○	x	○	A~C	No①
13 姫路河川国道事務所 (加古川分室)	揖保川場外 (No3) 加古川大堰場外 (No4)	13 Km 0.1 Km	40分 30分	神戸へりぽーと 30分 神戸へりぽーと 15分	○	○	○	○	A~E	No③
14 六甲砂防事務所	神戸へりぽーと	8 Km	15分	———	○	○	○	○	A~D	No④
15 兵庫国道事務所	神戸へりぽーと	3.5 Km	15分	———	○	○	○	○	A~D	No④
16 阪神国道事務所	神戸へりぽーと	12 Km	15分	———	○	○	○	○	A~D	No④
17 奈良国道事務所	平城宮場外 (No14)	2 Km	10分	八尾空港 10分	○	○	○	○	A~E	No⑤
18 和歌山河川国道事務所	紀ノ川場外 (No19)	2 Km	30分	八尾空港 30分	△*2	○	○	○	A	No⑦
19 紀南河川国道事務所	南紀白浜空港	8 Km	40分	———	○	○	○	○	A~E	No⑨
20 福井河川国道事務所	福井空港	12 Km	60分	———	○	○	○	○	A~E	No⑧
21 足羽川ダム工事事務所	福井空港	9 Km	60分	———	○	○	○	○	A~E	No⑧
22 木津川上流河川事務所	名張場外 (No15)	2.5 Km	20分	八尾空港 20分	○	○	○	○	A~E	No⑥
23 淀川ダム統合管理事務所	枚方場外	0.2 Km	10分	八尾空港 10分	○	○	○	○	A~D	No⑤

災害時等における近畿地方整備局所管施設等の 緊急災害応急対策業務に関する細目協定

近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長（以下「甲」という。）と福井県建設業連合会会長（以下「乙」という。）は、平成18年3月20日で締結した「災害時等における近畿地方整備局所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定」（以下、「災害時協定」という。）第7条に基づき、細目部分に関する協定を締結する。

（通則）

第1条 地震、津波、風水害等の異常な自然現象及び大規模事故等による災害の発生又は発生が予想される場合において、その被害の発生、拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とした災害時協定に定めるもののほか、この細目協定に定めるところによる。

（業務実施の範囲）

第2条 業務の実施範囲は、別図一1に定める甲の所管施設とする。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は以下に示すものとする。

- ① 甲が指定する箇所の点検調査
- ② 甲が必要と認める応急対策
- ③ 甲が必要と認める二次災害防止対策

（業務の要請）

第4条 災害時協定第3条に基づく出動要請を行ういとまが無い場合は、この細目協定に定める甲から乙へ出動要請ができるものとする。

（業務の実施）

第5条 災害時協定又は、前条に基づく要請により甲に報告された乙の会員は、速やかに甲の指定する担当者と協議を実施の上、協定業務を行うものとする。

（第三者との調整）

第6条 甲は、協定業務に係る物件又は道路占用物件等の所有権等を有する第三者と調整を行うものとする。

なお、出動した乙の会員は、調整業務に協力するものとする。

(有効期限)

第7条 この細目協定の期間は、平成18年4月27日から平成19年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出の無いときは、引き続き同一条件をもって本細目協定を期間の満了の日より1年間継続するものとする。

また、締結後、甲乙いずれかの申し出により本細目協定は、廃止することができる。

(その他)

第8条 定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この細目協定の締結の証するため、本書2通を作成し、甲・乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年 4月27日

甲 近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所長

岩崎 福久

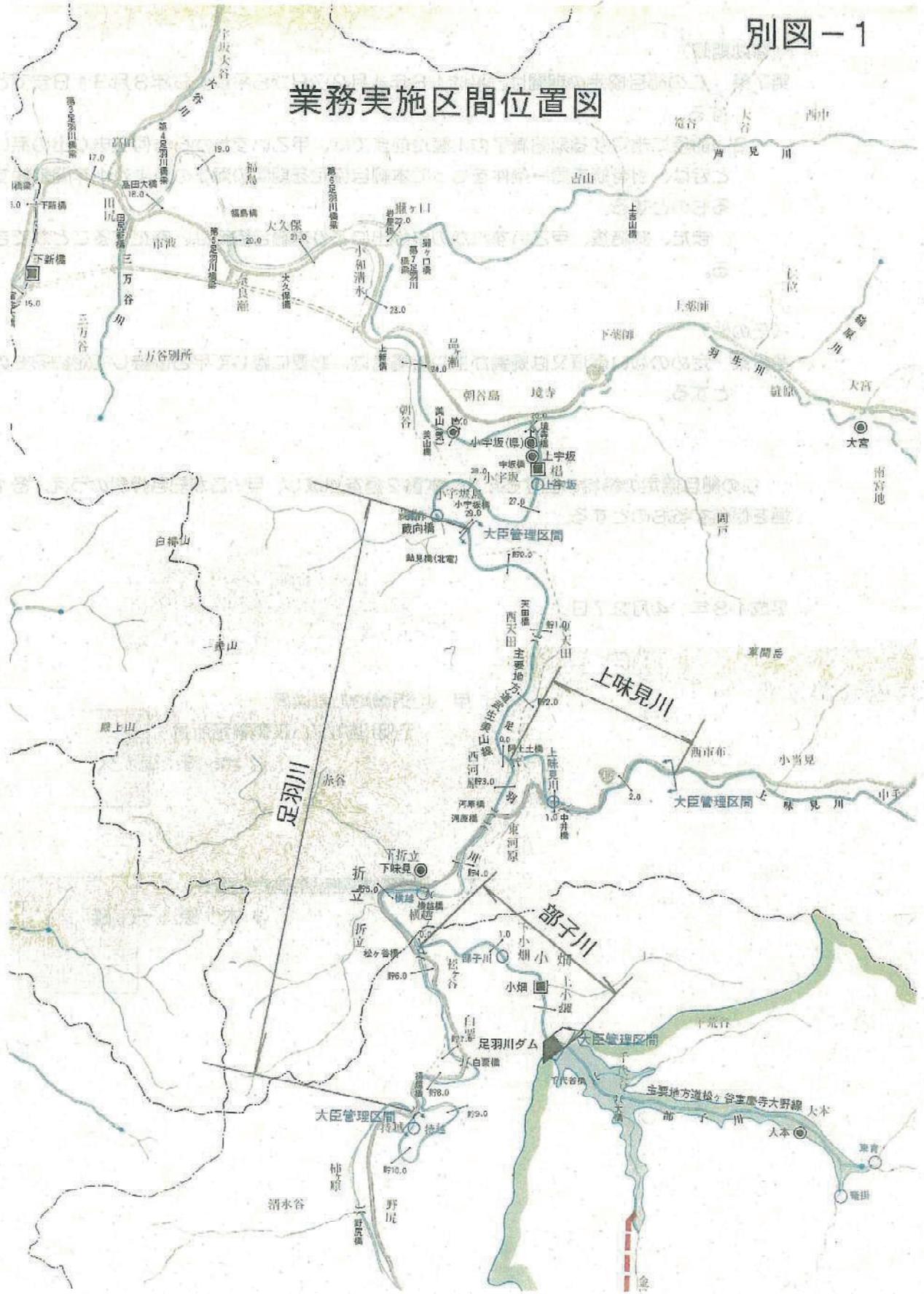


乙 福井県建設業連合会会長

木原 一雄



業務実施区間位置図

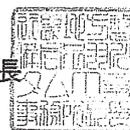




国近整足工 第 6 号
平成19年 5月29日

社団法人 福井県建設業連合会会長 殿

近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所長

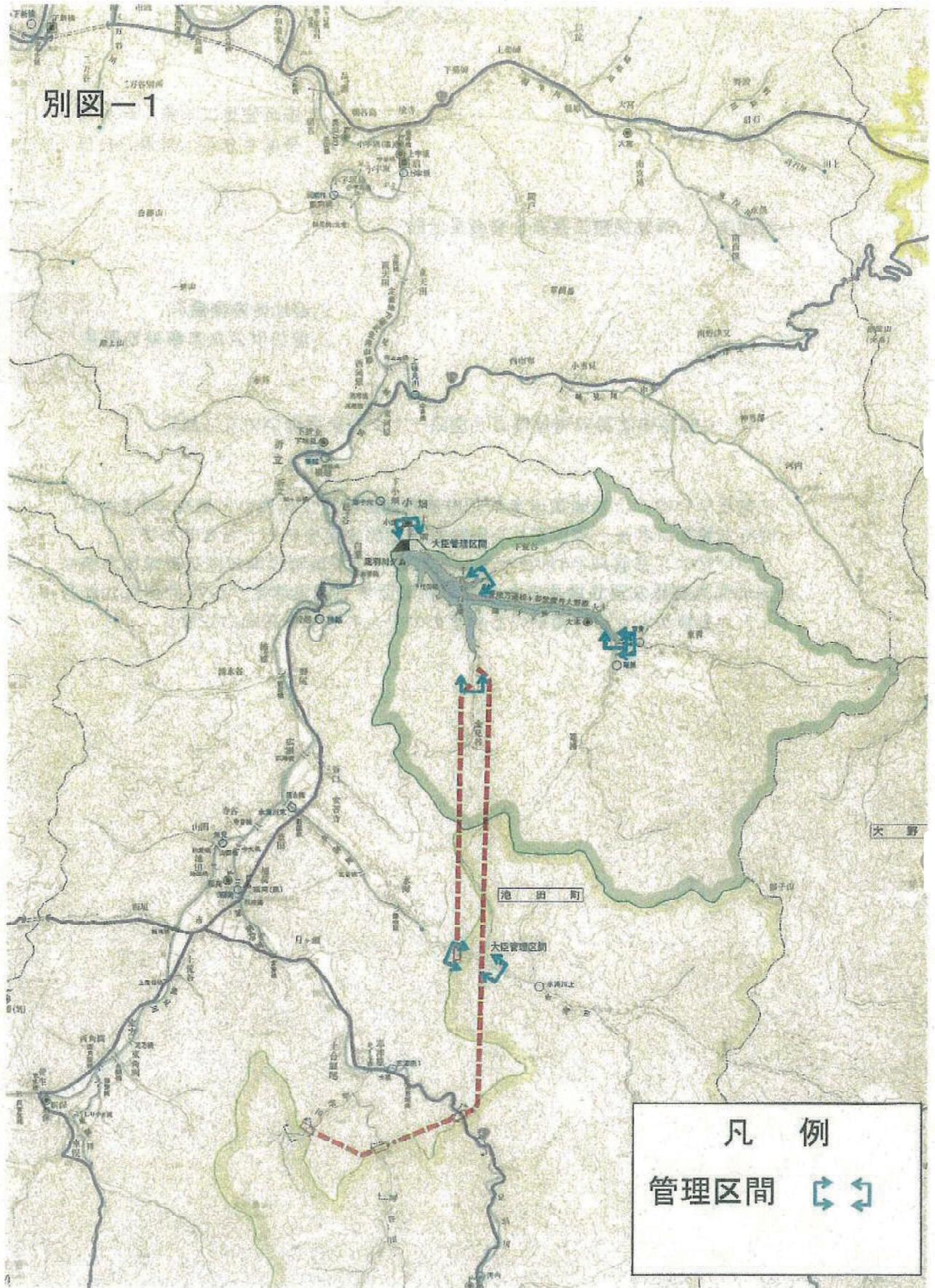


細目協定書の添付図面「別図－1」の変更について（通知）

標記について、九頭竜川水系河川整備計画の策定に伴い、平成19年4月19日付で九頭竜川水系一級指定及び直轄管理区間の変更を行ったところです。

ついては、平成18年4月27日付で締結した「災害時等における近畿地方整備局所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する細目協定」の添付図面「別図－1」を別添のとおり変更いたしますので、よろしくをお願いします。

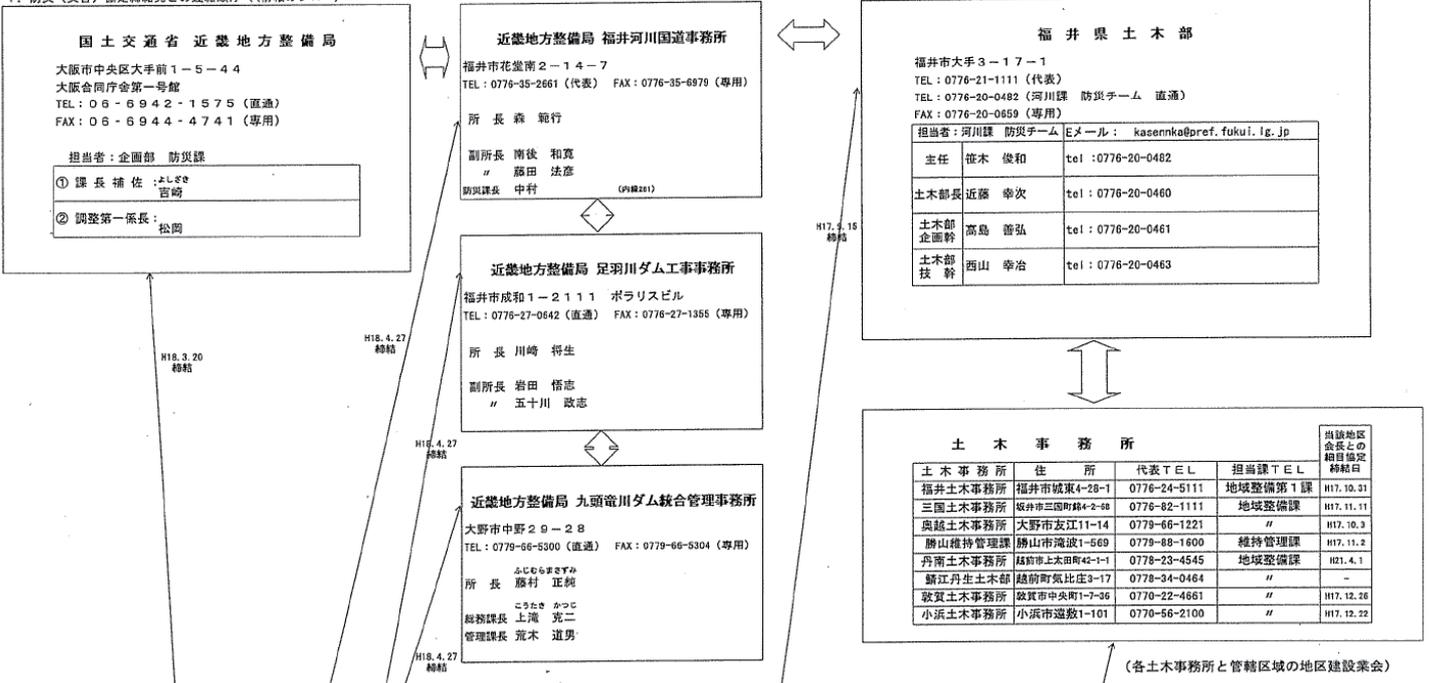
別図-1



緊急災害対策業務の実施体制組織図

凡例
 ← 協定先関係
 ⇄ 組織内関係、行政機関調整関係
 (社) 福井県建設業連合会

1. 防災(災害)協定締結先との連絡順序(情報のフロー)



社団法人 福井県建設業連合会 (緊急災害対策本部)						
名称	職名等	氏名	TEL	TEL (休日等)	携帯	住所
本部長	会長	松田 七男	0779-78-2713	0779-65-7565	090-8965-7056	福井市柳幸 3-1-10-15
副本部長	副会長	稲葉 良一	0770-22-0442	0770-23-0295	090-4689-2474	TEL 0776-24-1184, 24-1015
		天谷 知昭	0776-23-3355	0776-26-8069	090-3292-5526	FAX 0776-27-3003
本会議	会長・副会長・常任理事・専務理事					
	班長会議	総務班	土木班	建築班	労務班	情報・通信班
TEL	090-3296-2198	0779-78-2713 (会社)	0779-65-7565 (自宅)	0779-88-1446 (自宅)	0779-88-1446 (会社)	0776-661123 (自宅)
TEL	090-3296-2198	090-3150-3531	090-1391-1994	090-8969-2915	090-3767-3259	
事務局	業務課長	早水 一男	0776-66-7961 (自宅)	070-5636-6693 (携帯)		
	労務課長	野尻 景嗣	0776-78-5404 (自宅)	090-2371-8846 (携帯)		
	専務理事	大谷 正一	0776-21-2135 (自宅)	090-3298-3370 (携帯)		

土木事務所	住所	代表TEL	担当課TEL	当該地区 会長との 親自協定 締結日
福井土木事務所	福井市城東4-28-1	0776-24-5111	地域整備第1課	H17.10.31
三国土木事務所	坂井市三國町4-2-68	0776-82-1111	地域整備課	H17.11.11
奥越土木事務所	大野市友江11-14	0779-66-1221	"	H17.10.3
勝山維持管理課	勝山市滝波1-569	0779-88-1600	維持管理課	H17.11.2
丹南土木事務所	越前市上太田町42-1-1	0778-23-4545	地域整備課	H21.4.1
鯖江丹生土木部	越前町気比庄3-17	0778-34-0464	"	-
敦賀土木事務所	敦賀市中央町1-7-36	0770-22-4661	"	H17.12.26
小浜土木事務所	小浜市遠敷1-101	0770-56-2100	"	H17.12.22

(各土木事務所と管轄区域の地区建設業会)

地区建設業会						
(社) 福井地区建設業会	(社) 大野建設業会	(社) 勝山建設業会	(社) 坂井郡建設業協会	(一般社団法人) 丹南建設関係機構	(社) 敦賀建設業会	(社) 若狭地区建設業会
福井市城東4-1-2-21 TEL: 0776-23-2462 FAX: 0776-24-6448	大野市月美町14-2-1 TEL: 0779-66-3125 FAX: 0779-65-5678	勝山市滝波町1-5-6-8-1 TEL: 0779-88-0083 FAX: 0779-88-0084	坂井市三國町4-1-2-4 TEL: 0776-82-0014 FAX: 0776-82-0188	越前市日野栄1-2-1-3 TEL: 0778-24-4411 FAX: 0778-24-4415	敦賀市中央町2-5-5-5 TEL: 0770-23-4551 FAX: 0770-23-4552	小浜市水崎3-2-1-6-1 TEL: 0770-56-5500 FAX: 0770-56-5501
天谷会長 0776-23-3355 (会社)	松田会長 0779-78-2713 (会社)	横井会長 0779-89-1038 (会社)	半澤会長 0776-82-1245 (会社)	藤原会長 0778-21-2000 (会社)	稲葉会長 0770-22-0442 (会社)	岩田会長 0770-52-1776 (会社)
藤原副会長 0776-26-8069 (自宅)	柳長副会長 0779-65-7565 (自宅)	藤井副会長 0779-89-1038 (自宅)	藤原副会長 0776-82-1245 (自宅)	木原副会長 0778-22-2736 (自宅)	稲葉副会長 0770-23-0295 (夜間)	柳イワ副会長 0770-53-2714 (自宅)
川原副会長 0776-34-3555 (会社)	菅田副会長 0779-65-5500 (会社)	高野副会長 0779-88-1226 (会社)	奥野副会長 0776-51-0166 (会社)	***** 0776-21-8509 (会社)	細副会長 0770-22-2600 (会社)	神岡副会長 0770-77-0008 (会社)
佐田副会長 0776-23-3541 (会社)	西高副会長 0779-65-4600 (会社)	関野副会長 090-3767-6880 (携)	中山副会長 0776-66-0541 (会社)	***** 0776-23-1155 (会社)	坂副会長 0770-25-6027 (会社)	神岡副会長 090-5572-6427 (携)
神尾副会長 090-3296-2198 (携)	***** 090-3294-8024 (携)	関野副会長 090-3294-8024 (携)	中山副会長 090-3767-3259 (携)	***** 090-3768-1220 (携)	坂副会長 090-1631-1391 (携)	神岡副会長 090-5572-6427 (携)
高橋副会長 090-3150-3531 (携)				***** 0776-45-1133 (会社)	坂副会長 090-5682-0863 (携)	
(事務局) 局長: 池田敏雄 局長 tel: 0776-37-1107 (自宅)	(事務局) 局長: 柳山 正信 局長 tel: 0779-66-1476 (自宅)	(事務局) 局長: 佐々木 重 局長 tel: 0779-66-4496 (自宅)	(事務局) 局長: 稲垣 鈴子 局長 tel: 0776-66-4345 (自宅)	(事務局) 局長: 寺下 玉琴 局長 tel: 0770-37-0142 (自宅)	(事務局) 局長: 岡田 博子 局長 tel: 0770-23-0031 (自宅)	(事務局) 局長: 田中 正美 局長 tel: 0770-62-0146 (自宅)
tel: 090-2371-5801 (夜間)	tel: 090-2039-3871 (夜間)	tel: 090-1633-6890 (夜間)	tel: 090-7740-2964 (夜間)	tel: 090-8703-5331 (夜間)	tel: 090-7087-5799 (夜間)	tel: 090-8966-6577 (夜間)

会 員	会 員	会 員	会 員	会 員	会 員	会 員
(災 害 協 定 加 入 会 員)						

注: 災害協定加入会員は、所属地区業会の防災(災害)協定に基づく連絡体制表等の会員とする。

災 害 現 場

災害時における近畿地方整備局所管施設の 緊急災害応急対策業務に関する細目協定

近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長（以下「甲」という）と、社団法人福井県測量設計業協会会長（以下「乙」という）とは、平成20年4月14日で締結した「災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急応急対策業務に関する協定」（以下「災害時協定」という）第8条に基づき、細目部分に関する協定を締結する。

（通則）

第1条 地震・津波・風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合において、その被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とした災害時協定に定めるもののほか、この細目協定に定めるところによる。

（業務実施の範囲）

第2条 業務の実施範囲は、足羽川ダム工事事務所の所管施設とする。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は以下に示すものとする。

- ① 甲が必要と認める所管施設等の被災状況調査
- ② 甲が指定する箇所の応急対策調査

（業務の要請）

第4条 災害時協定第3条に基づく出動要請を行ういとまが無い場合は、この細目協定に定める甲から乙へ出動要請が出来るものとする。

- 2 災害時協定第3条3項及び第4条の実施体制表の提出は、この細目協定に定める乙から甲へ提出することが出来るものとする。

（業務の実施）

第5条 災害時協定又は、前条に基づく要請により甲に報告された乙の会員は、速やかに甲の指定する担当者と協議を実施の上、協定業務を行うものとする。

(第三者との調整)

第6条 甲は、協定業務に係る物件を有する第三者と調整を行うものとする。
なお出動した乙の会員は、調整業務に協力するものとする。

(有効期限)

第7条 この細目協定の期間は、平成22年8月4日から平成23年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出の無いときは、引き続き同一条件をもって本細目協定を期間満了の日より1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

また、締結後、甲乙いずれかの申し出により本細目協定は、廃止することが出来る。

(その他)

第8条 定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年8月4日

甲 近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長
川崎将生



乙 社団法人 福井県測量設計業協会会長
若林喜久



令和5年6月1日

近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所
所長 佐藤 弘行 殿

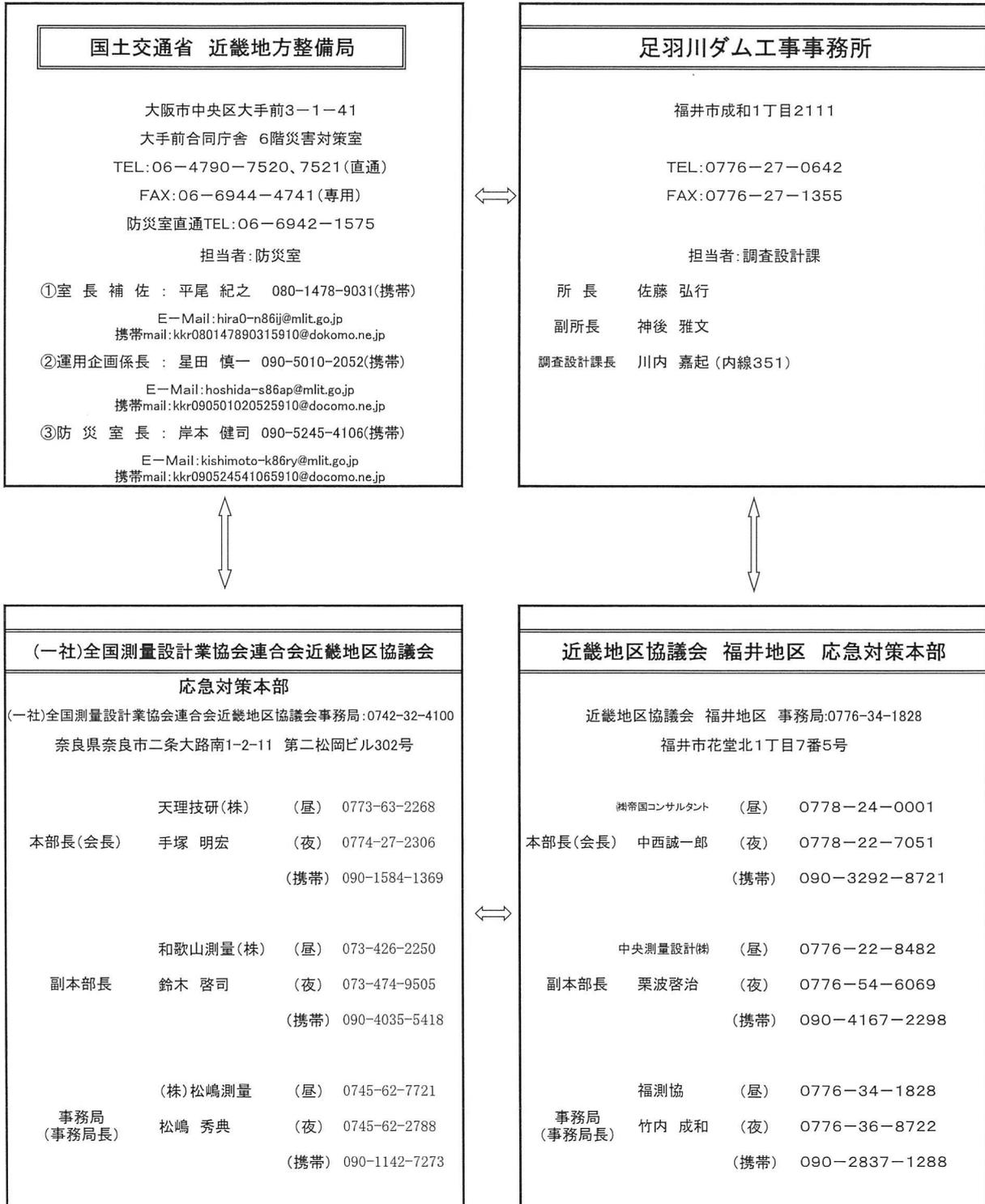
(一社)福井県測量設計業協会
会長 中西 誠一郎



「災害時における近畿地方整備局所管施設の
緊急災害応急業務に関する細目協定」に基づく
実施体制表の提出について

平成22年8月4日に締結した、「災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急災害応急対策業務に関する細目協定」の第4条2項に基づく「実施体制表」にういて、変更がありましたので改めて別紙のとおり提出します。

応急対策時連絡系統図



地区別連絡担当表

番号	連絡責任者(正)	連絡責任者(副)	会員名	所在地	担当部署	担当者名	電話番号	
福井・坂井地区 (福井市 あわら市 坂井市)								
1	樹サンワコン 三澤正彦 0776-36-2791 090-2375-5520	中央測量設計㈱ 栗波啓治 0776-22-8482 090-4167-2298	㈱アスワ測量設計	福井市花堂南2丁目12番1号	代表取締役	留木 大輔	0776-34-1012	
2			㈱川上測量コンサルタント	福井市加茂緑苑町612	代表取締役	川上 司	0776-35-5566	
3			㈱技研設計	福井市舞屋町6号3番地の1	代表取締役	上田 弘和	0776-36-6234	
4			光進企画調査㈱	福井市江端町32-36-1	代表取締役	建石 謙治	0776-97-6601	
5			㈱三雄測量設計	福井市文京2丁目12番23号	代表取締役	北川 健	0776-21-0031	
6			樹第一コンサル	福井市花堂北1丁目7番25号	代表取締役	奥居 淳	0776-36-2790	
7			福岡哲夫	ジビル調査設計㈱	福井市大願寺2丁目5番18号	代表取締役	中島 正夫	0776-23-7155
8			0776-38-2181	樹第一コンサル	福井市江端町20号41番地	代表取締役	吉田 直人	0776-38-2181
9			090-3296-9651	中央測量設計㈱	福井市和田2丁目1205番地	代表取締役	栗波 啓治	0776-22-8482
10			㈱日東調査設計	福井市飯塚町30号18番地	代表取締役	加藤 秀樹	0776-36-8849	
11			㈱平和ITC	福井市洲1丁目1704番地	代表取締役	山本 武	0776-36-5267	
12			丸一調査設計㈱	福井市開発町20号6番地	代表取締役	山崎 裕生	0776-52-8400	
13			(有) ミリオン測量設計	福井市大宮6丁目17番35号	代表取締役	片川 秀則	0776-27-7838	
14			㈱デルタコンサルタント	福井市文京7丁目8号17番	代表取締役	宮本 好昭	0776-97-8141	
15			(株)中村正	福井市新保2丁目815番地	代表取締役	中村 幸介	0776-54-2383	
奥越地区 (大野市 勝山市)								
1	九頭龍測量㈱	樹協立測量設計	㈱協立測量設計	大野市神明町322番地	代表取締役	川端 元之	0779-65-3945	
2	林原繁樹	川端元之	九頭龍測量㈱	大野市鍛掛第2号4番地1	代表取締役	林原 繁樹	0779-66-1021	
3	0779-66-1021	0779-65-3945	(有)興栄測量建設	大野市横枕22号20番地1	代表取締役	石田 幸男	0779-65-6308	
4	090-8960-8255	090-5173-9899	佐幸測量設計㈱	大野市中挟20号19番地2	代表取締役	鳥山 俊幸	0779-65-0286	
5			㈱三愛調査事務所	大野市横枕6号8番地	代表取締役	野尻 義忠	0779-65-4175	
6			㈱相互コンサル	大野市中保20号32番地	代表取締役	南 清志	0779-66-5170	
7			大和興業㈱	勝山市栄町2-7-6	代表取締役	和田 早苗	0779-88-2167	
8			㈱ワーク調査設計	勝山市滝波町4丁目1127番地	代表取締役	田中 延佳	0779-87-2825	
9			(同) マップ調査設計	大野市篠座65-12-1	代表社員	森田 昌文	0779-69-5358	
丹南地区 (越前市 鯖江市 越前町 南越前町 池田町)								
1	樹帝国コンサルタント	(株)キミコン	㈱キミコン	鯖江市小泉町26-6-4	代表取締役	木水 淳文	0778-62-7700	
2	中西誠一郎	杉田 浩二	㈱構造設計研究所	鯖江市糺町23-6-1	代表取締役	栗津 成司	0778-52-5125	
3	0778-24-0001	0778-62-7700	ジャパン測量	越前市栗田郡町70-1-1	代表	齊藤 俊彦	0778-43-1230	
4	090-3292-8721	090-2118-0517	樹帝国コンサルタント	越前市国高1丁目6-1	代表取締役	中西 誠一郎	0778-24-0001	
5			ニュー開発㈱	越前市平林町12-22	代表取締役	大塚 峰之	0778-23-0598	
6			松調査設計㈱	丹生郡越前町気比庄15-8-10	代表取締役	松葉 明美	0778-34-2737	
7			樹宮本測量建設	鯖江市上鯖江2-7-20	代表取締役	宮本 洋明	0778-51-6159	
8			㈱プラス設計開発	鯖江市平井町1-8-8	代表取締役	牧野 勝則	0778-62-7255	
9								
10								
嶺南地区 (敦賀市 小浜市 美浜町 若狭町 おおい町 高浜町)								
1	京福コンサルタント㈱	樹エイコー技術コンサルタント	樹エイコー技術コンサルタント	敦賀市中央町2丁目11番36号	代表取締役	野崎 敏	0770-25-1222	
2	芝田 清邦	野崎 敏	京福コンサルタント㈱	小浜市多田第11号2番地1	代表取締役	芝田 清邦	0770-56-2345	
3	0770-56-2345	0770-25-1222	樹澤田調査設計	小浜市野代第7号23番地	代表取締役	澤田 常男	0770-56-3456	
4	090-3150-3577	090-1639-3748	樹ニッテックコンサル	敦賀市呉竹町2丁目12-22	代表取締役	藤本 博文	0770-23-8111	
5			富士測量設計㈱	小浜市多田1号5番地31	代表取締役	中野 春雄	0770-56-1511	
6			樹若狭開発技術センター	小浜市府中15号21番地1	代表取締役	宇野 和典	0770-53-2883	
7			樹ワカサコンサル	小浜市和久里第33号21番地	代表取締役	前川 昇光	0770-56-1175	

国 河 都 第 5 号
平成19年 3月14日

近畿地方整備局 河川部長 殿

河川局治水課
都市河川室長



直轄河川に係る地震発生時の情報伝達の試行について

河川に係る地震発生時の情報伝達については、「河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルについて」（平成13年3月30日付け国河治第40号河川局治水課長通知）において運用方針を通知しているところである。

しかしながら、震度4以下の地震時においては、これまでの点検結果を踏まえ、河川管理施設等への重大な被害が極めて少ないことから、「直轄河川に係る地震発生時の情報伝達（点検実施の考え方）試行について」（平成17年9月26日付け国河都第7号河川局治水課都市河川室長通知）により、地震災害報告に係わる直轄河川管理施設の点検実施の考え方を示し、最大震度4の地震においては、点検ルールの試行として、一次点検（迅速な被害の概況の把握）を実施し、その結果、地震による被害が確認されない場合には、二次点検（詳細な被災状況の把握）を省略することとした。また、夜間に地震が発生した場合は、地震後の出水の可能性を考慮しつつ、一次点検を翌朝速やかに実施するとしてもよいこととしたところである。この試行による点検結果によれば、一次点検の段階で、全ての河川管理施設等において被害が認められず、二次点検の必要も生じていない状況となっている。

よって、これまでの試行結果を受けるとともに、一方では、堰、水門等の地震による被害が発生した場合、特に地域社会等への影響が懸念される施設（重要な河川管理施設等）については、迅速な状況把握が必要となることを踏まえ、地震時における河川管理施設等の被災状況把握の効率化・重点化を図ることを目的として、下記のとおり点検ルールを見直すための試行を実施することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

点検実施の考え方（試行）

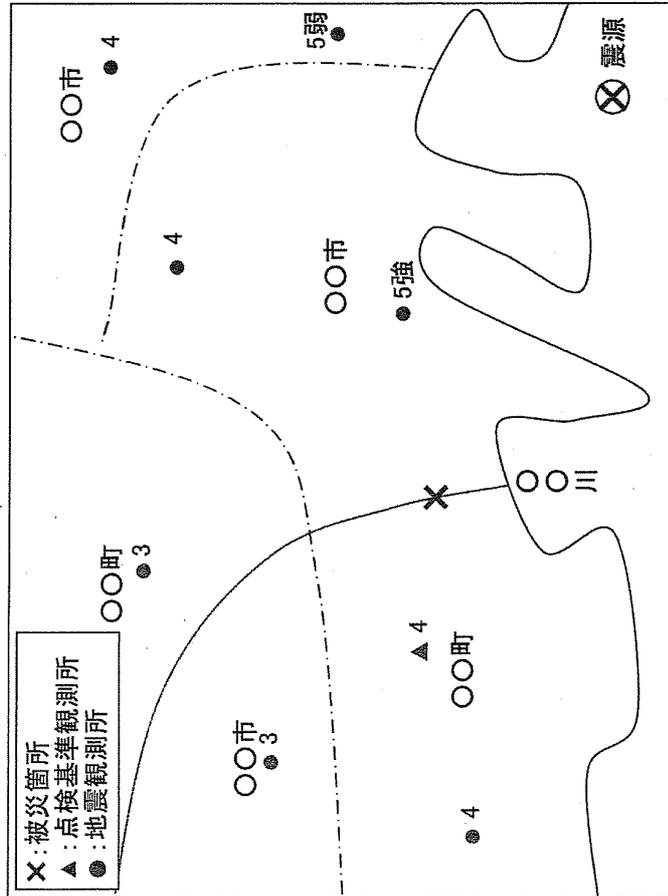
- 1 最大震度5弱以上の地震の場合には、従来どおり、対象観測所の震度が4以上の区間について、一次点検及び二次点検により、被害状況を把握すること。(明らかに、震源地から離れている地域等にあつては、これによらないこととすることができる。)
- 2 最大震度4の地震の場合には、ただちに河川管理施設等の点検を実施しなくてもよいこととし、地震発生の当日または翌日(翌日が閉庁日の場合は次開庁日)に河川巡視(平成17年3月29日付け事務連絡「河川巡視規程例について」の河川巡視規程例第6条第2項でいう一般パトロール)を実施して、河川管理施設等に被害等がないかを確認することで点検に代える。ただし、以下の場合は速やかに一次点検を実施し、その後必要に応じて二次点検を実施すること。
 - ・河川巡視(一般パトロール)により、地震の影響とみられる被害を発見した場合
 - ・出水により注意体制等を発令中、または今後注意体制等の発令が見込まれる場合
 - ・直前に発生した地震または出水、もしくはその他の原因により地震時の点検対象観測所区間で既に被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合
- 3 震度4以上の地震の発生後、河川管理施設等の点検や河川巡視等で地震によるとみられる被害を発見した場合は、従来どおり『河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアル』(平成13年3月30日付け国河治第40号治水課長通知)に基づき、速やかに河川局治水課へ報告すること。また、試行結果の評価に資するため、別添様式に地震の概要及び被害状況をとりまとめ、別途河川局治水課へ提出すること。
- 4 特に地域社会等への影響が懸念される重要な河川管理施設として、平成17年9月30日付け事務連絡「地震による被害が発生した場合、特に地域社会等への影響が懸念される重要な河川管理施設について」において抽出した河川管理施設等の地震時における点検については、より迅速な状況把握が可能となるよう、あらかじめ点検時における点検ルートや班編制を定める等、計画的な点検体制の整備に努めること。また、抽出した特に地域社会等への影響が懸念される重要な河川管理施設等については適宜見直しを図ること。
- 5 地震時の点検実施の基準となる対象観測所については、対象観測所の受け持ち区間内の震度が適切に把握できるよう、適宜見直しを図ること。

地震による河川管理施設の被災状況（記載例）

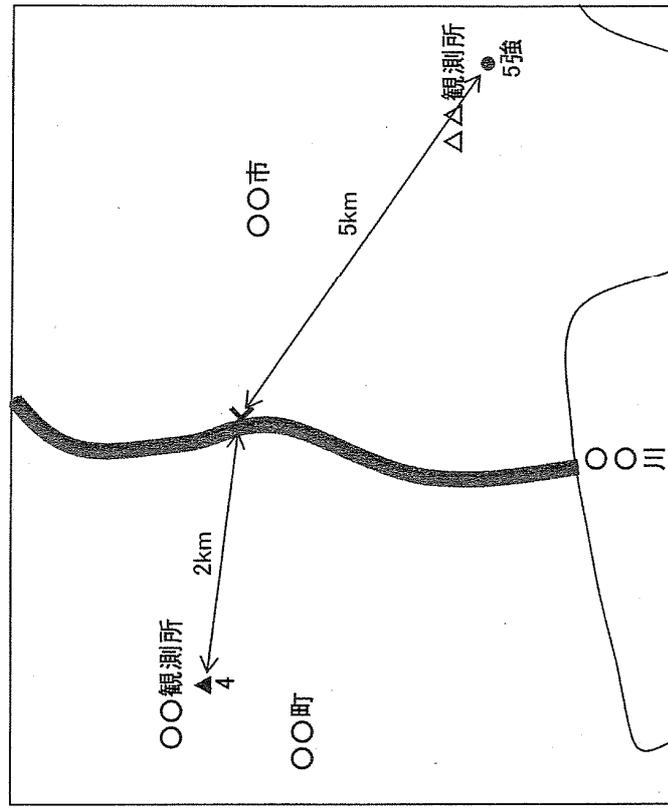
（別添）

地整名 〇〇地整	水系名 〇〇川	河川名 〇〇川	距離表 〇k	左右岸 左岸	場所 〇〇県〇〇市	発生日時 H〇.〇.〇 〇:〇	地震名 〇〇地震	被災状況 堤防天端縦断クランク
-------------	------------	------------	-----------	-----------	--------------	--------------------	-------------	--------------------

（位置図・震度分布）



注) 下図はイメージであり、実際は管内図等で作成すること



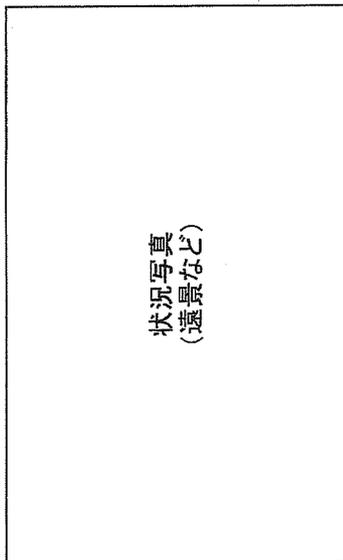
- ・可能な限り、震源と被災箇所、対象観測所を含む地震観測所の位置関係がわかるように記入すること
- ・対象観測所は被災箇所に対するものを▲表示し、被災箇所に関係しない観測所は●で表示すること

地震による河川管理施設の被災状況（記載例）

（別添）

地整名 〇〇地整	水系名 〇〇川	河川名 〇〇川	距離表 〇k	左右岸 左岸	場所 〇〇県〇〇市	発生日時 HO. O. O O: O	地震名 〇〇地震	被災状況 堤防天端縦断クランク
-------------	------------	------------	-----------	-----------	--------------	-----------------------	-------------	--------------------

（被災状況）



（損傷の度合）

緊急的に対応が**必要**な損傷 ・ 軽微な損傷

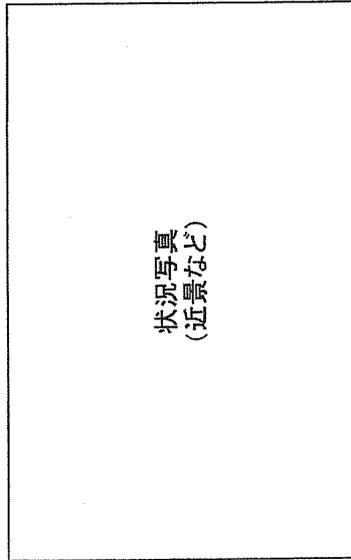
（考察）

平成〇年〇月〇日発生 of 〇〇地震により、〇〇川（〇k左岸）〇〇市において、堤防天端縦断クランクが発生した。被災地点の基準観測所は〇〇観測所であり、震度4を観測していた。〇〇観測所から被災地点までの距離は約2kmであるが、震源地方向に向かって約5kmの地点にある△△観測所では震度5強を観測していた。そのため、被災地点の震度は4以上だった可能性もある。また、この地域では1ヶ月前の平成〇年〇月〇日の△△地震において〇〇観測所で震度5弱を観測しており、その際の点検では異常は見されていない。

（地震の諸元）

震源地：〇〇県南部
震源の深さ：約〇〇km
地震の規模：マグニチュード〇.〇
最大震度：震度〇（〇〇町）

（備考）



事務連絡

平成21年3月31日

河川関係事務所 副所長 殿

河川部 河川管理課長



地震発生時の防災体制及び点検の実施について

平成21年3月4日付け国近整河管第110号「河川に係る災害発生時の情報伝達マニュアルの一部変更について」で情報伝達の時期について改正をお知らせしているところですが、防災体制の発令基準、点検の実施等について下記のとおり補足いたしますので、今後はこれにより実施して下さい。

記

1. 地震発生時の防災体制発令基準（津波注意報発令時等の取り扱いは従前の通り）
注意体制→事務所管内で震度4の地震が発生した場合（事務所管内にダム、堰、砂防施設が無い場合は震度5弱）
警戒体制→事務所管内で震度5弱または震度5強の地震が発生した場合（事務所管内にダム、堰、砂防施設が無い場合は震度5強）
非常体制→事務所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合
2. 従前通り震度4以上で緊急点検を実施する施設（施設により別途最大加速度を含めた点検基準あり）
 - ① ダム
 - ② 堰
3. 震度5弱以上で緊急点検を実施する施設
 - ① 堤防、護岸等
 - ② 樋門、水門、閘門、陸閘
 - ③ 排水機場

4. 点検の実施時期

該当震度以上の地震発生後直ちに一次点検及び二次点検を実施するものとするが、津波の影響が予測される区域においては、大津波警報、津波警報または注意報が解除され、安全が確認できてから点検を実施するものとする。

5. 震度4発生時の点検について（上記3項に該当する施設）

- 1) 以下のいずれかに該当する場合は速やかに一次点検を実施し、被害が確認された場合は二次点検を実施する
 - ① 出水により水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達する恐れがある場合。なお、対象観測所は、はん濫注意水位が設定されている全観測所とする。
 - ② 直前に発生した地震または出水、もしくはその他原因により既に河川管理施設または許可工作物が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。
- 2) 上記1) 以外の場合は日常点検を実施
 - ① 当日または翌日（当日または翌日が休日の場合は直近の勤務日）に平常時の河川巡視を実施すること。なお、委託による河川巡視として良い。
 - ② 委託による河川巡視がなされない場合は職員による河川巡視を行うこと。
 - ③ 巡視は河川管理施設、許可工作物等の異常、変化の把握を重点的に行い、被害が確認された場合は二次点検を行うこと。

6. 点検結果報告

- 1) 上記2項に該当する施設の点検結果報告は従来通りとする。
- 2) 上記3項に該当する施設
 - ① 一次点検の状況は随時本局担当課に報告すること。なお、報告は原則として地震発生後6時間以内に行うものとする。
 - ② 二次点検の状況は随時本局担当課に報告すること。なお、報告は原則として地震発生後24時間以内に行うものとする。
 - ③ 上記5項2) による日常点検結果は、速やかに本局担当課に報告するものとする。

近畿地方整備局防災エキスパート制度要綱（国近整防第36号）

第1 目的

本要綱は、近畿地方整備局管内等における地震及び風水害等の大規模災害発生時等に、近畿地方整備局が迅速かつ的確な災害対策を推進し、もって被災地域の早期の復旧等を図るため、防災エキスパートによる近畿地方整備局等が管理する公共土木施設等の被災状況等（以下「施設等被災状況」という。）の迅速な情報収集等の支援活動を行うことを目的とする。

第2 定義

- (1) 本要綱における「防災エキスパート」とは、公共土木施設等の整備・管理等について一定の専門的知識及び経験を有し、大規模災害発生時等に施設等被災状況の迅速な情報収集等の支援活動を、自主的かつ無報酬で行うものとして防災エキスパート事務局（以下「事務局」という。）に登録した者をいう。
- (2) 本要領において、「近畿地方整備局等」とは、近畿地方整備局以外に、近畿地方における公共土木施設などの整備・管理等を行っている府県、市町村をいう。

第3 事務局

- (1) 防災エキスパート制度の円滑な運営を図るため事務局を設置するものとし、以下の業務を行う。
 - ① 防災エキスパート登録事務
 - ② 防災エキスパート名簿の作成及び保管
 - ③ 近畿地方整備局からの支援要請に基づく防災エキスパートへの出動連絡
 - ④ 防災エキスパートからの出動連絡の受信
 - ⑤ 参集可能な防災エキスパートの近畿地方整備局への報告
 - ⑥ 防災エキスパートの活動記録作成及び保管
 - ⑦ 防災エキスパートの研修、訓練等の実施
 - ⑧ 防災エキスパートの円滑な活動のための費用の支弁
- (2) 事務局は、社団法人近畿建設協会内に設けるものとする。

第4 登録

- (1) 防災エキスパートに登録しようとする者は、第5の要件を満たす者で、別途定める登録規約の内容を十分に理解し、所定の様式により事務局に登録の申請をするものとする。登録内容の変更及び取り消しを行う場合も同様とする。
- (2) 事務局は、防災エキスパートの登録申請を受け、審査の上登録し、登録証及び身分

証明証を発行する。

- (3) 事務局は、防災エキスパートの登録者について、第5の要件に照らし不相当と判断される事由が判明した場合、速やかにその登録を抹消し、その旨を本人に通知するものとする。

第5 要件

防災エキスパートは、以下の要件を満たす者でなければならない

- ① 近畿地方整備局所管の公共土木施設等の整備・管理等に従事した経験を有し、公共土木施設等の被災状況についての把握ができる等、一定の専門的知識及び経験を有する者
- ② 近畿地方整備局管内に在住し、心身ともに健康であり、大規模災害発生時等に自己の可能な範囲で防災エキスパートとしての活動に参加できる見込みのある者。
- ③ 被災地域の早期復旧に向けて、関係する行政機関等や一般のボランティア等と協調して活動できる者。

第6 業務

防災エキスパートは、可能な範囲で以下の業務を行う。

- ① 自宅又は勤務地近辺等の公共土木施設等や市街地などの被災状況モニター
- ② 事務局の要請に基づく公共土木施設、建物、地すべり等の被災状況把握等
- ③ 被災状況伝達を円滑に進めるための事務処理等
- ④ 近畿地方整備局から派遣される現地情報連絡員の補助
- ⑤ 国土交通省緊急災害対策派遣隊の補助

第7 活動支援

(1) 防災エキスパートの活動が円滑に行われるよう近畿地方整備局は以下の支援を行う。

- ① 防災エキスパートの参集時等における場所の提供
- ② 資機材等の可能な範囲での使用協力
- ③ 防災エキスパートの研修及び訓練等の実施に当たっての協力

(2) 活動が円滑に行われるよう事務局は以下の支援を行う。

- ① 災害等に関する情報の提供
- ② 資機材等の可能な範囲での提供及び貸与
- ③ 活動中の事故等による本人の傷害等や、第三者の損害等に対処するための損害保険への加入及び保険加入料の支弁
- ④ 防災エキスパートの研修及び訓練等の実施

第8 その他

前各項に定めるもののほか、実施に必要な事項は、別途定める。

附則

本要綱は、平成21年11月18日から施行する。

近畿地方整備局防災エキスパート活動要領（国近整防第36号）

第1 目的

本要領は、近畿地方整備局 防災エキスパート制度要綱（以下「要綱」という。）第6を実施するにあたり、防災エキスパートの出動に関する事、業務内容に関する事、被災状況等の通報に関する事及び地震災害時の近畿地方整備局事務所等（以下「事務所等」という。）への参集に関する事を定め、防災エキスパートの円滑な活動に資することを目的とする。

第2 出動

（1）出動基準

防災エキスパートは次のいずれかに該当する場合、自発的、又は防災エキスパート事務局（以下「事務局」という。）の要請に応じて可能な範囲で出動する。

- 1) 気象庁が近畿地方整備局管内等において震度6弱以上を発表した場合、又は地震及び津波で大規模な災害が発生した場合。
- 2) 近畿地方整備局管内等において風水害等により大規模な災害が発生した場合、又はその恐れがある場合。

（2）出動の連絡等

- 1) 防災エキスパートは、大規模災害発生時において業務実施のため出動する場合は、速やかに事務局にその旨を事前連絡するものとする。なお、事前連絡がとれない場合は出動途中において速やかに連絡するものとする。
- 2) 事務所等に参集した場合には、身分証明証を事務所等の災害対策部運営計画に定める情報班（以下、「情報班」という。）に提示し、その後速やかに、氏名、到着時刻等を事務局に報告するものとする。
- 3) 業務が終了した場合は、その旨、事務局に報告するものとする。

第3 業務内容

要綱第6に基づき下記の活動を行う。

- ① 自宅又は勤務地近辺等の公共土木施設等や市街地などの被災状況モニターについては、別途定める通報連絡担当事務所等（複数の事務所等を兼ねて担当する場合もある。なお活動は担当事務所等に限定するものではない。）の所管施設等（以下、「所管施設等」という。）について、被災状況を調査し、担当事務所等の情報班に通報する。
- ② 事務所の要請に基づく公共土木施設、建物、地すべり等の被災状況の把握等については、特定の地域における所管施設等の被災状況の調査、報告及び要請に応じて対

応の提案を行う。（この場合、担当事務所等を限定しない。）

- ③ 被災状況伝達を円滑に進めるための事務処理等については、地震災害が近畿地方整備局職員の勤務時間外に発災し、近畿地方整備局職員の参集率が低いと想定される場合、あらかじめ定められた担当事務所等に参集して、防災エキスパートからの報告の授受、とりまとめ、事務局との連絡調整等を行う。
- ④ 近畿地方整備局から派遣される現地情報連絡員の補助については、近畿地方整備局職員が現地情報連絡員として被災地の地方公共団体等へ派遣される場合に、当該現地情報連絡員に同行し、地方公共団体等の災害対策本部等における各種情報収集、近畿地方整備局災害対策本部との連絡等における補助を行う。
- ⑤ 国土交通省緊急災害対策派遣隊の補助については、大規模災害の発生に伴い国土交通本省もしくは他の地方整備局から緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が派遣された場合に、当該緊急災害対策派遣隊の被災状況調査班等に同行し、被災地の地理的な案内等、緊急災害対策派遣隊の行う調査活動の支援及び補助を行う。

第4 被災状況の通報

（1）通報対象

近畿地方整備局等の公共土木施設等及び下記に掲げる施設等をいう。

- ① 営繕施設（庁舎、官舎、無線局舎、雪寒基地等の建築物。）
- ② 一般建物（一般住宅、店舗、事業所等。）
- ③ 道路通行状況（他機関所管道路等の被災状況、通行規制状況、交通量等。）
- ④ 公共交通機関の被災状況及び運行状況
- ⑤ その他必要と判断した施設等

（2）通報内容

- ① 報告者氏名及び登録番号
- ② 施設区分（道路、河川、港湾、空港、公園等の別を記入。）
- ③ 被害箇所（箇所が特定できるように、施設等からの距離を記入。）
- ④ 被害状況等（具体的な被害状況、被害規模、対応方針等を記入。）
- ⑤ 通報先・時刻（事務所等名及び受報者名、通報時刻を記入。）

（3）通報先

被災状況の通報先は、原則として、被災施設を所管する事務所等の情報班とする。

（4）通報時期

被災状況の通報時期については、被災状況確認後速やかに通報するものとする。

（5）通報手段

通報は、N T T回線等により行うものとする。なお、被災施設等を所管する事務所等への通報が不可能な場合には、当該事務所等へ直接情報を届ける。

(6) 報告様式

通報された被災状況等については、別紙の「防災エキスパート報告用紙」に記入の上、当該事務所等へ通報するものとする。

第5 参集

(1) 参集場所

あらかじめ定める事務所等に参集するものとする。

(2) 参集方法

被災地の交通状況を勘案し、公共交通機関の利用を原則とするが、利用不可能な場合は徒歩及び自転車等とする。

附則

本要領は、平成 21 年 11 月 18 日から施行する。

別紙

●防災エキスパート報告用紙●

報告年月日：平成 年 月 日

災害名： _____

報告者氏名： _____ (登録番号： _____)

施設区分	被害箇所	被害状況等	通報先・時刻
(例) 道路 河川	市町村名 施設名 k m左右岸	橋梁落橋 トンネル崩壊 堤防天端沈下 堤防決壊 死者数 交通状況 対応策等	事務所名 受報者名 通報時刻

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 2 日

北海道開発局 河川管理課 低潮線保全官 殿
北海道開発局 地方整備課 地域事業管理官 殿
各地方整備局 河川環境担当課長 殿
各地方整備局 地域河川課長 殿
沖縄総合事務局 流域調整課長 殿

水管理・国土保全局河川環境課
企画専門官 岩井 聖



河川水質事故災害に係る情報共有体制の強化について

河川水質事故災害については、平成 13 年 2 月 16 日付け国河災第 1 号河川局長通知及び同日付け河川局関係課長連名通知で示されたとおり、河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領（以下「要領」という。）に基づく情報連絡を依頼しており、要領の運用については、平成 29 年 4 月 10 日付けの河川環境課企画専門官事務連絡等により周知しているところである。

また、情報共有体制の強化については、平成 29 年 4 月 10 日付けの河川環境課企画専門官事務連絡等をもって周知しているところであるが、今般、河川水質事故災害に係る情報共有体制の強化を徹底するため、下記のとおり、改めて周知する。

なお、平成 25 年 4 月に「社会資本整備審議会河川分科会 安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会」において「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について〔答申〕」がとりまとめられている。また、厚生労働省健康局水道課長から平成 25 年 10 月 25 日付けで「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」が各都道府県・市・特別区の水道行政担当部（局）長及び各厚生労働大臣認可水道事業者・水道用水供給事業者に対し通知されていること、また、平成 27 年 3 月 6 日付けで「浄水処理対応困難物質」の設定について」が各都道府県・市・特別区の水道行政担当部（局）長に対し通知されていることも踏まえ、情報共有体制の強化について一層の取組を進められたい。

記

1. 情報共有体制の強化

河川水質事故災害に対し、関係機関が連携して迅速・的確に対応するためには、水道事業者等の利水者及び関係地方自治体等と河川管理者との間で遺漏なく情報共有を行うことができる体制の整備が必要である。

現在、各水系において、河川管理者が事務局である水質汚濁防止連絡協議会（以下「水濁協」という。）の枠組みを活用して情報共有がなされており、水濁協に参加していない利水者（特に水道事業者）が存在する水系においては、例えば水濁協への参画を促すなど、情報共有体制の強化を進めてきたところである。引き続き情報共有体制の強化を進めるとともに、関係者間での情報共有が適切になされるよう、体制の活用をはかられたい。

2. 情報共有の対象

河川水質事故災害に係る情報共有の対象は、利水者の取水・停止状況、原因物質・汚濁源等の調査状況、水質調査結果、記者発表等、災害発生のみだけでなく対応状況も含むものである。

また、原因物質が下流に流下することを鑑みると、河川水質事故災害が発生した地点を管理する河川管理者のみならず、流域全体で情報を共有する必要がある。

このため、水道事業者等利水者を含む関係機関に対し、情報共有の対象について周知するとともに、河川管理者への情報連絡を遺漏なく行うよう協力を要請されたい。

3. 汚濁源等関連情報の把握・整理

河川水質事故災害に対し関係機関が連携して迅速・的確に対応するためには、想定される汚濁源に関し、早い段階で目安をつけることが効果的である。

このため、関係地方自治体とも協力して、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者、「水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）」に基づく特定施設等の設置者の情報等を収集・活用して、流域における化学物質等取扱事業者等の位置等について、利水者の取水地点等とあわせて地図形式等による把握・整理を進められたい。

また、把握・整理した情報は、水道事業者等利水者を含む関係機関で共有を進められたい。

<問い合わせ先>

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 水環境管理係長 青地

Email: aochi-a2wa@mlit.go.jp TEL: 03-5253-8111 (内線 35482)

北海道開発局長
沖縄総合事務局長
各地方整備局長 } あて

国土交通省河川局長

河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領について

河川、砂防、海岸等に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、確実かつ迅速な災害情報の伝達及び地域の災害対策の充実を図る必要があることに鑑み、国土交通省への移行にあたり、今般、災害情報の連絡要領を別添のとおり定めたので通知する。

なお、都道府県の災害に関する情報連絡にあたっては、別添要領に配慮の上、所要の措置を講じられたい。

なお、別添要領は、平成13年2月16日以降発生する災害等に適用するものとする。

各都道府県知事 へ

国土交通省河川局長

河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領について

河川、砂防、海岸等に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、確実かつ迅速な災害情報の伝達及び地域の災害対策の充実を図る必要があることに鑑み、国土交通省への移行にあたり、今般、新たに災害情報の連絡要領を別添のとおり作成したものである。

河川、砂防、海岸等に係る災害情報の連絡にあたっては、別添要領を参考とされ、迅速かつ的確な運用につき、十分な配慮をお願いしたい。

なお、別添要領は、平成13年2月16日以降発生する災害等に適用するものとし、貴管内関係機関に対しても、その旨周知徹底を図られるようお願いしたい。

河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領

1. 目的

この要領の目的は、河川、砂防、海岸等に係る災害の発生時等において、災害による危険を防止し、地域の災害対策等を効果的に進めるために、出水、土砂災害、高潮等の災害状況や所管の事項に係る被災状況を迅速かつ的確に把握するための活動要領について示したものである。

2. 本通知における組織の定義

本省：国土交通省本省

地方整備局等：地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

3. 情報連絡方法

(1) 情報連絡の対象となる事象

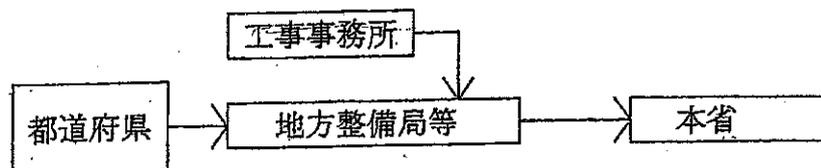
都道府県及び地方整備局等は、地震、風水害、火山の噴火等以下に例示する災害により所管の事項に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、(2)に定める方法によって情報連絡を行うものとする。

- ・地震
- ・河川の氾濫
- ・ダム等の洪水調節操作
- ・河川水質事故災害
- ・土砂災害
- ・火山の噴火
- ・雪崩災害
- ・高潮、津波等による災害

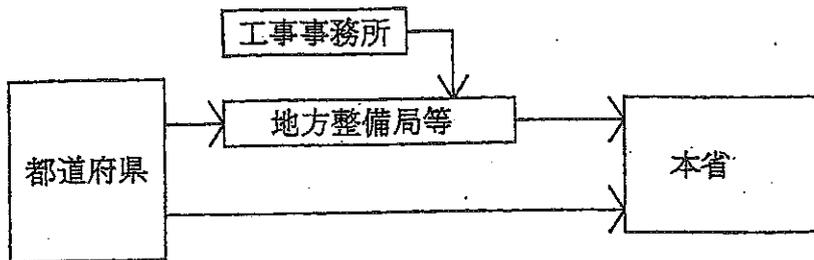
(2) 連絡経路

災害の発生時等において、都道府県は地方整備局等に連絡し、また地方整備局等は本省に連絡を行うものとする。

また、地方整備局等は、災害対策に関して都道府県と連携し、必要に応じて支援するものとする。



ただし、重大な災害等の場合であって、国土交通省あるいは河川局として災害の状況を内閣危機管理センター、政府非常災害対策本部等に報告する必要がある場合等緊急の場合（別途定める）においては、都道府県は本省にも直接連絡を行うものとする。



(3) 各事象の本省担当課

	本省における担当課
地震	河川環境課流水管理室、治水課、砂防部保全課、砂防部保全課海岸室
河川の氾濫	治水課
ダム等の洪水調節操作	河川環境課流水管理室
河川水質事故災害	河川環境課
土砂災害	砂防部保全課
火山の噴火	砂防部保全課
雪崩災害	砂防部保全課
高潮・津波	治水課、砂防部保全課海岸室

なお、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる公共土木施設の被害の発生状況、件数、被害額等を取りまとめたものについては、災害情報について（平成10年4月17日付建設省河防海第84号）」によるものとする。

国 河 環 第 1 1 号
国 河 治 第 1 0 号
国 河 災 第 3 号
国 河 保 第 2 号
平成 1 3 年 2 月 1 6 日

北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
各地方整備局河川部長
各都道府県土木（建築）部長

）あて

国土交通省河川局

河川環境課長

治水課長

防災課長

河川局砂防部

保全課長

「河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について」および
「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域について」

河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領については、平成13年2月16日付国土交通省河川局長通知で示したところであり、災害時の情報連絡は原則として地方整備局等を通じて本省に報告することとされているが、重大な災害等の場合であって、国として災害情報等を迅速かつ的確に集約する必要がある場合における情報連絡の当面の考え方について、別添「河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について」を作成したものである。

また、災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域については、別添「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域について」のとおり定める。

(以下、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、各地方整備局河川部長宛て)

河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡については、別添に基づき遺漏のないようにされたい。また、都道府県の災害等に関する情報連絡については、別添の運用につき、十分な配慮をお願いしたい。

災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域については、別添に基づき遺漏のないようにされたい。

(以下、各都道府県土木(建築)部長宛て)

河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡については、別添を参考とされ、迅速かつ的確な運用につき、十分な配慮をお願いしたい。

災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域については、別添を参考とされ、的確な運用につき、十分な配慮をお願いしたい。

なお、貴管内関係機関に対しても、この旨周知方願いたい。

河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について

河川、砂防、海岸等に係る災害に関する情報連絡について、平成13年2月16日付国土交通省河川局長通知においては、重大な災害等の場合であって、国土交通省あるいは河川局として、災害の状況を内閣危機管理センター、政府非常災害対策本部等に報告する必要がある場合等緊急の場合において、都道府県から直接本省にも連絡（以下、「緊急情報連絡」という。）することとされているが、緊急情報連絡が必要な場合については、当面以下のとおりとする。

1. 緊急情報連絡が必要な場合

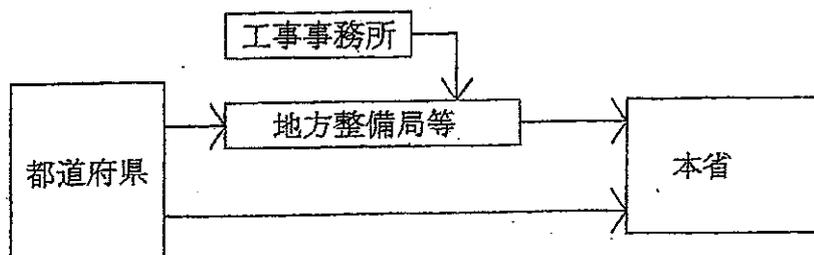
災害等の状況が以下の各号の一に該当する場合、災害の発生及び被害に関する情報の第一報（発生場所、時刻、災害状況等の概要で、特に定めがある場合を除き、様式は問わない）を、本通知に定める方法で連絡するものとする。

- ①最大震度5弱以上の地震が国内で発生した場合
- ②河川の破堤による被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、掘込河道での溢水により重大な被害が発生した場合及び内水氾濫により重大な被害が発生した場合
- ③河川水質事故災害のうち、人的被害などの重大な影響が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ④土砂災害（二次災害発生のおそれのある場合を含む。）が発生した場合
- ⑤火山の噴火による被害（二次災害発生のおそれのある場合を含む）が発生した場合
- ⑥雪崩災害（二次災害発生のおそれのある場合を含む。）が発生した場合
- ⑦高潮、津波による著しい被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

緊急情報連絡の判断にあたっては、上記のほか、災害等の状況に応じて機動的かつ弾力的に運用するものとする。

2. 緊急情報連絡経路

緊急情報連絡は、「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領」における本省の各所管課に直接連絡するとともに、地方整備局等にもあわせて連絡するものとする。



3. 各事象の本省連絡先

	本省における担当課
地震	河川環境課流水管理室担当補佐（係長） 治水課担当補佐（係長） 砂防部保全課担当補佐 砂防部保全課海岸室担当補佐（係長）
河川の破堤、氾濫	治水課担当補佐（係長）
河川水質事故災害	河川環境課担当補佐（係長）
土砂災害	砂防部保全課担当補佐
火山の噴火	砂防部保全課担当補佐
雪崩災害	砂防部保全課担当補佐
高潮・津波	治水課担当補佐（係長） 砂防部保全課海岸室担当補佐（係長）

4. その他

- ・土砂災害時における本省への緊急情報連絡は、「土砂災害における被害状況報告の提出について（昭和59年8月16日付建設省建民発第8号、建設省河砂発第56号、建設省河傾発第24号、建設省住防発第23号）」、「土砂災害による被害状況報告等について（平成5年10月25日付建設省河砂第63号）」によるものとする。
- ・雪崩災害時における本省への緊急情報連絡は、「雪崩災害による被害状況の報告等について（平成2年12月28日付事務連絡）」によるものとする。

河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域について

標記管轄区域については、国土交通省組織令第206条（地方整備局の名称、位置及び管轄区域）および地方整備局組織規則第1条（地方整備局の管轄区域の特例）によって定められる地方整備局の管轄区域に従うことを基本とする。

なお、北海道開発局については北海道、沖縄総合事務局については沖縄県とする。

1. 地方整備局の管轄区域（国土交通省組織令第206条より引用）

地方整備局	区域
東北地方整備局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方整備局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸地方整備局	新潟県、富山県、石川県
中部地方整備局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方整備局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方整備局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方整備局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2. 管轄区域の特例（地方整備局組織規則第1条）の中で、下表に掲げる一級水系（指定区間）に係る地震による被害、河川の氾濫、ダム等の洪水調節操作及び河川水質事故災害については、同表に掲げるの地方整備局の管轄とする。

地方整備局	区域
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 久慈川水系及び那珂川水系に属する河川の流域のうち、福島県内の区域 ・ 富士川水系に属する河川の流域のうち、静岡県内の区域
北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川水系（新潟県・山形県）に属する河川の流域のうち、山形県内の区域 ・ 阿賀野川水系に属する河川の流域のうち、福島県内の区域 ・ 阿賀野川水系及び信濃川水系に属する河川の流域のうち、群馬県内の区域 ・ 信濃川水系、関川水系及び姫川水系に属する河川の流域のうち、長野県内の区域 ・ 神通川水系及び庄川水系に属する河川の流域のうち、岐阜県内の区域

中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜川水系、矢作川水系及び木曾川水系に属する河川の流域のうち、長野県内の区域 ・木曾川水系に属する河川の流域のうち、滋賀県内の区域 ・雲出川水系に属する河川の流域のうち、奈良県内の区域
近畿地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川水系及び新宮川水系に属する河川の流域のうち、三重県内の区域 ・九頭竜川水系に属する河川の流域のうち、岐阜県内の区域

事 務 連 絡
平成 29 年 4 月 10 日

北海道開発局 河川管理課 低潮線保全官 殿
北海道開発局 地方整備課 地域事業管理官 殿
各地方整備局 河川環境担当課長 殿
各地方整備局 地域河川課長 殿
沖縄総合事務局 流域調整課長 殿

水管理・国土保全局河川環境課
企画専門官 武田 淳史 

河川水質事故災害に係る情報共有体制の強化について

河川水質事故災害については、平成 13 年 2 月 16 日付け国河災第 1 号河川局長通知及び同日付け河川局関係課長連名通知で示されたとおり、河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領（以下「要領」という。）に基づく情報連絡を依頼しており、要領の運用については、平成 28 年 4 月 5 日付けの河川環境課企画専門官事務連絡等により周知しているところである。

また、情報共有体制の強化については、平成 28 年 4 月 5 日付けの河川環境課課長補佐事務連絡をもって周知しているところであるが、今般、河川水質事故災害に係る情報共有体制の強化を徹底するため、下記のとおり、改めて周知する。

なお、平成 25 年 4 月に「社会資本整備審議会河川分科会 安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会」において「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について〔答申〕」がとりまとめられている。また、厚生労働省健康局水道課長から平成 25 年 10 月 25 日付けで「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」が各都道府県・市・特別区の水道行政担当部（局）長及び各厚生労働大臣認可水道事業者・水道用水供給事業者に対し通知されていること、また、平成 27 年 3 月 6 日付けで「浄水処理対応困難物質」の設定について」が各都道府県・市・特別区の水道行政担当部（局）長に対し通知されていることも踏まえ、情報共有体制の強化について一層の取組を進められたい。

記

1. 情報共有体制の強化

河川水質事故災害に対し、関係機関が連携して迅速・的確に対応するためには、水道事業者等の利水者及び関係地方自治体等と河川管理者との間で遺漏なく情報共有を行うことができる体制の整備が必要である。

現在、各水系において、河川管理者が事務局である水質汚濁防止連絡協議会（以下「水濁協」という。）の枠組みを活用して情報共有がなされており、水濁協に参加していない利水者（特に水道事業者）が存在する水系においては、例えば水濁協への参画を促すなど、情報共有体制の強化を進めてきたところである。引き続き情報共有体制の強化を進めるとともに、関係者間での情報共有が適切になされるよう、体制の活用をはかられたい。

2. 情報共有の対象

河川水質事故災害に係る情報共有の対象は、利水者の取水・停止状況、原因物質・汚濁源等の調査状況、水質調査結果、記者発表等、災害発生の旨だけでなく対応状況も含むものである。

また、原因物質が下流に流下することを鑑みると、河川水質事故災害が発生した地点を管理する河川管理者のみならず、流域全体で情報を共有する必要がある。

このため、水道事業者等利水者を含む関係機関に対し、情報共有の対象について周知するとともに、河川管理者への情報連絡を遺漏なく行うよう協力を要請されたい。

3. 汚濁源等関連情報の把握・整理

河川水質事故災害に対し関係機関が連携して迅速・的確に対応するためには、想定される汚濁源に関し、早い段階で目安をつけることが効果的である。

このため、関係地方自治体とも協力して、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者、「水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）」に基づく特定施設等の設置者の情報等を収集・活用して、流域における化学物質等取扱事業者等の位置等について、利水者の取水地点等とあわせて地図形式等による把握・整理を進められたい。

また、把握・整理した情報は、水道事業者等利水者を含む関係機関で共有を進められたい。

<問い合わせ先>

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 水環境管理係長 青地

Email: aochi-a2wa@mlit.go.jp TEL: 03-5253-8111 (内線 35482)

健水発1025第1号
平成25年10月25日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省健康局水道課長
（公印省略）

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂きお礼申し上げます。

厚生労働省では、かねてより「飲料水健康危機管理実施要領」（以下「実施要領」という。）を策定し、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることとしており、「飲料水健康危機管理実施要領について」（平成14年6月28日健水発第0628001号厚生労働省健康局水道課長通知（以下「平成14年課長通知」という。））により、危機管理の実施及び飲料水の水質異常などについて厚生労働省への報告をお願いしているところです。

また、「水道の断減水状況の報告について」（昭和54年3月23日付け環水第39号厚生省環境衛生局水道環境部長通知（以下「昭和54年部長通知」という。））により、渇水、風水害、地震等による断減水状況についても、厚生労働省へ報告をお願いしているところです。

さらに、上記2つの通知等に基づき、「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成19年6月19日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡（以下「平成19年事務連絡」という。））により、厚生労働省への報告様式や連絡方法を定めているところです。

今般、実施要領について所要の改正を行いましたので、送付します（別紙）。引き続き、下記1. のとおり健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。また、引き続き厚生労働省において、水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の収集を行いますので、下記2. ～6. のとおり情報提供をお願いいたします。

また、貴都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び

水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

なお、平成 14 年課長通知及び平成 19 年事務連絡は廃止します。

記

1. 飲料水健康危機管理実施要領について

厚生労働省は、厚生労働行政分野全般に係わる国民の健康に係わる危機管理の基本的な枠組みとして、「厚生労働省健康危機管理基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、この基本指針に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、厚生労働省が実施すべき要領を定めております。今般、基本指針の機能強化等を受け、情報伝達に関する手続きの明確化等につき実施要領の改正を行いました。

飲料水は国民の生命、健康に直結したものでありますので、貴職におかれても、実施要領をご参照の上、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じた場合の対応要領などを定め、又は再点検することなどにより、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の、より迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。

また、都道府県、市及び特別区におかれては、水道法による直接的な規制が適用されない小規模な水道、飲用井戸等についても、衛生の確保に万全を期されるようお願いいたします。

2. 自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合の情報提供依頼

風水害、地震等の自然災害による断減水の状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、風水害、地震等による断減水が発生した場合には、都道府県において、管内の水道事業者等の状況を取りまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いいたします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いいたします。）。なお、専用水道、簡易専用水道、飲料水供給施設の断水状況については、情報収集は不要です。ただし、情報を把握した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いいたします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・地震により断水等の被害が生じた場合（地震により管内に震度 4 以上の地域がある都道府県は、水道施設への被害がない場合もその旨御報告をお願いいたします）
- ・豪雨により断水等の被害が生じた場合
- ・その他の自然災害（大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等）により断水等の被害が生じた場合

【様式】

- ・別添1のとおり

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模な断水被害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（自然災害関係担当）

3. 渇水による断減水が発生した場合の情報提供依頼

渇水による断減水状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、渇水による断減水が発生した場合には、各都道府県において、管内の水道事業者等の状況をとりまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いします。）。なお、専用水道、簡易専用水道、飲料水供給施設の断水状況については、情報収集は不要です。ただし、情報を把握した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・渇水による断減水等が生じた場合（可能な限り減断水等が生じる前に連絡をお願いします。）

【様式】

- ・別添2のとおり

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993

- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道計画指導室（濁水による断減水担当）

4. 事故その他の原因による断減水が発生した場合の情報提供依頼

2. 及び3. に挙げた自然災害及び濁水によるものを除く、事故その他の原因による断減水が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における事故その他の原因による断減水の発生状況を把握する体制整備を図り、断減水の発生を把握した場合には厚生労働省水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

自然災害及び濁水以外の事故その他の原因による断減水等が生じた場合。例えば、以下のような事態が想定される。

- ・老朽化や道路工事等他工事に伴う配水管の破損事故による断減水等の被害。ただし、断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの
- ・水道施設の障害（例：機器故障、機器の操作ミス、停電、施設の破壊行為）等による断減水等の被害
- ・断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等（例えば、道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、布設工事中のガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの）
- ・断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故（クロスコネクション、水道水を汚染する恐れのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等）

[給水装置に係る重大な事故情報に関しては、各水道事業者については、自ら取得する情報に加え、指定給水装置工事事業者からも情報提供をお願いするなど、積極的な情報収集体制を構築しておくこと。]

【様式】

- ・様式自由（様式例：別添3のとおり）

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に事故等により大規模な断水被害（広範囲に断水が生じ、復旧まで数日かかるもの）が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道計画指導室（事故等による断減水担当）
水道課給水装置係（給水装置に関する事故担当）

5. 健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼

飲料水の水質異常などの情報については、平成14年課長通知に基づき、連絡をお願いしていたところですが、今後は本通知に基づき、引き続き御報告をお願いします。

水道原水又は水道（小規模水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常の情報を把握した場合には、以下のとおり各都道府県（市・特別区含む）から、直ちに厚生労働省健康局水道課あて御報告をお願いします。また、大臣認可水道事業者等におかれては、水道原水又は水道水について、水質異常の情報を把握した場合には、厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。

なお、市、特別区、大臣認可水道事業者等におかれては、水質事故の影響が広域に及ぶ場合は、各都道府県あてにもあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

次の事象のいずれかが原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じている又は生ずるおそれがある場合

- ・水道事業、水道用水供給事業又は専用水道に係る水道原水水質の異常
- ・水道施設又は簡易専用水道における事故
- ・飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生
- ・水道法による認可等の規制が直接及ばない小規模水道や飲用井戸等における水質異常
- ・水道原水又は水道（小規模水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水におけるクリプトスポリジウム等の塩素処理に耐性を有する病原生物の検出情報

なお、次の事象に該当する場合は、漏れなく、厚生労働省健康局水道課あて御連絡をお願いします。

- ①浄水の遊離残留塩素が0.1mg/L未満となった場合
- ②一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物のいずれかについて、基準を超えている場合
- ③水質基準省令の表中1の項から30の項までの上欄に掲げる事項のうち上記②に示した項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合
- ④その他、これらに準ずる水質異常が発生した場合（例：水質管理目標設定の目

標値超過が継続すると見込まれた場合等)

【様式】

- ・別添4のとおり
- ・必要に応じ、水質検査結果、浄水場と検査地点の位置を表した地図、水道システムのフローチャート、報道提供資料等があれば併せて送付をお願いします。

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模・重大な水質事故が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス： kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道水質管理室（水質事故関係担当）

6. 断減水及び水質事故発生事態以外で御連絡をお願いしたい場合

(1) 水道に対するテロが発生した場合

水道に対するテロの発生に係る対応については、「国内でのテロ事件発生に係る対応について」（平成18年10月17日事務連絡）により、危機管理の対応についてお願いしているところです。

テロ等により、断減水が発生した場合は上記4. に従って、水質異常が発生した場合は上記5. に従って、必要な措置をとられるようお願いいたします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、水道に対するテロ（例：毒物混入未遂、水道施設破壊等）があった場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等におけるテロの発生状況を把握する体制整備を図り、テロの発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・水道に対するテロが発生した場合

【様式】

- ・様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大なテロ行為が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（テロ関係担当）

（2）水道における情報システム障害等が発生した場合

水道分野における情報セキュリティ対策の実施については、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第3版）の送付について」（平成25年6月3日健水発0603第2号及び同第3号厚生労働省健康局水道課長通知）によりお願いしているところです。

情報システム障害、サイバー攻撃等により、断減水が発生した場合は上記4.に従って、水質異常が発生した場合は上記5.に従って、必要な措置をとられるようお願いいたします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、重大な情報システム障害が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いいたします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における情報システム障害の発生状況を把握する体制整備を図り、重大な情報システム障害の発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いいたします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・ITの機能不全により、断減水、水質異常又は重大な情報システム障害（システム停止に伴う給水への影響が大きい制御システム（浄水場の監視制御システム、ポンプ場の運転システム、水運用システム等）の障害）が発生した場合

【様式】

- ・様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携

携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大な情報システム障害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- 水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- 水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（情報システム障害関係担当）

飲料水健康危機管理実施要領

平成9年3月制定

(平成11年12月一部改定)

(平成12年3月一部改定)

(平成13年3月一部改定)

(平成14年6月一部改定)

(平成25年10月一部改定)

厚生労働省健康局

I 総則

(1) この実施要領は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、厚生労働省における責任体制及び権限行使の発動要件について定めるものである。

(2) この要領において飲料水とは次の3種のことをいう。

- 1) 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく種々の規制が適用される水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者（以下、本要領において「水道事業者等」という。）並びに簡易専用水道設置者により供給される水道水（以下、本要領において「水道水」という。）
- 2) 規模が小さいことなどから水道法による規制が適用されない1)以外の水道により供給される水（以下、本要領において「小規模水道水」という。）
- 3) 個人が井戸等から汲み上げて飲用する水（以下、本要領において「井戸水等」という。）

なお、ボトルウォーターについては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）により措置が講じられるものであるため、本要領の対象とはしていない。

(3) 水道法の水道水質基準は、小規模水道水を含めて、水道から供給される水全てに適用されるものである。また、小規模水道水や井戸水等については、厚生労働省の示す衛生対策要領を参考に、地方公共団体により地域の実情に応じた規制等が行われている。

そのため、本要領では、水道水のみならず小規模水道水や井戸水等を含めて、健康危険情報を入手した際に厚生労働省において対応すべき措置及びその実施体制について定めるものである。

- (4) 本要領においては、我が国の大部分の国民の飲料水となっている水道水について、水道水源から取水した水道原水の水質の異常（放射性物質による水質の異常を含む）又は水道施設において生じた事故等による汚染が原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生ずるおそれがある又は生じているという健康危険情報を入手した際に、厚生労働省において対応すべき措置及びその実施体制について、特に詳細かつ具体的に定めるものである。

(参考)

本要領において定めるところとは別に、厚生労働省においては、飲料水を経由して摂取する物質及び微生物による健康危険に関する新しい情報の収集及び調査研究並びに水道原水水質保全対策の強化及び高度な浄水施設の整備などの、飲料水に係る健康リスクをできるだけ下げるための施策を推進することとする。

- (5) なお、地震、豪雨等の災害や渇水に起因して、飲料水の供給が不足すること等により、国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる厚生労働省における対応については、別途厚生労働省が定める「厚生労働省防災業務計画」及び「厚生労働省水道渇水対策本部設置要綱」において規定する「厚生労働省水道渇水対策本部」の決定等に基づくこととする。

II 健康局水道課等における対応

1. 情報の収集

- (1) 健康局は、飲料水に係る健康危険情報を入手したときは、水道課を情報収集の中心として、さらに詳細な健康危険情報を収集するものとする。

1) 水道水の水道原水に係る水質の異常について

ア 水道課の職員は、都道府県（水道法第 46 条又は第 48 条の 2 に基づき権限を有する市町村及び特別区を含む。以下同じ。）又は水道事業者等から、水道原水水質に異常が生じた旨の情報を入手した場合には、直ちに水道課長まで伝達するものとする。

イ 水道課は、厚生労働省が直接所管する水道事業者又は水道用水供給事業者（以下、「厚生労働省所管水道事業者等」という。）の場合は直接、その他の場合は都道府県を通じて、水質異常の詳細な内容、浄水施設への汚染水流入の有無、都道府県及び水道事業者等が講じた取水停止などの措置の内容について情報を収集するものとする。都道府県を通じて情報を収集する場合において、夜間等のため都道府県に連絡がつかないときは、可能な限り水道事業者等の浄水場等から直接情報収集を行う

ものとする。

ウ 水道課は、水道原水水質に異常が生じた厚生労働省所管水道事業者等と同じ河川等から取水している他の水道事業者等がある場合には、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて関係の水道事業者等に必要な情報を提供するよう指示するものとする。

エ 水道課は、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて水道原水水質に異常のあった水道事業者等について、(ア)給水不能になるおそれの有無並びにそれを回避するために必要となる応援給水の期間及び水量、(イ)水道用水供給事業からの新規受水若しくは受水量の増量又は他の水道との間の緊急連絡管の整備等による代替管路給水の可能性、(ウ)地理的条件からみて他の都道府県の水道事業者等からの応援給水を行った方がより合理的である地理的状況であるか、などについて情報を収集するものとする。

オ 水道課は、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて、都道府県及び水道事業者等が実施した調査及び措置の内容について継続して情報を収集するものとする。また、都道府県及び水道事業者等による調査等の結果が判明した場合、講ずる措置に追加又は変更があった場合には、遅滞なく連絡がなされるよう措置するものとする。

カ 水道課は、厚生労働省所管水道事業者等から直接収集した情報については、速やかに関係都道府県に連絡し、情報を共有するものとする。

2) 水道施設等において生じた事故について

水道課は、都道府県又は水道事業者等から水道施設又は簡易専用水道において事故が発生した旨の情報を入手した場合には、1) のア、イ、エ、オ及びカに準じて対応するものとする。

3) 水道水を原因とする食中毒等の発生について

水道課は、医薬食品局食品安全部監視安全課等から水道水が原因となり又は水道水が原因となったことが疑われる食中毒又は感染症が発生した旨の情報を入手した場合には、1) に準じて対応するものとする。

4) 小規模水道水又は井戸水等の水質異常等の発生について

ア 水道課は、都道府県又は水道事業者等から、小規模水道水又は井戸水等の水質に異常が生じた旨、又は医薬食品局食品安全部監視安全課等から小規模水道水又は井

戸水等が原因となったことが疑われる食中毒又は感染症が発生した旨の情報を入手した場合には、1)に準じて対応するものとする。

イ 水道課は、小規模水道水又は井戸水等に水質異常が生じた地点をその区域に含む地方公共団体が経営する水道事業の給水区域、給水能力等について情報を収集するものとする。

(2) 水道課は、(1)で収集した情報のうち、健康への影響が懸念されるもの、又は健康への影響は小さいが発生規模が大きいもの若しくは広域にわたると懸念されるものについては、速やかに健康局長まで、生命への危険が強く懸念される場合等で別表に掲げるものは、電子メール等により速やかに厚生労働大臣まで、及び健康危機管理調整会議主査に伝達するものとする。

(3) 水道課は、(1)で入手した情報について、当該情報に伴う対応が想定される関係課に対し、速やかに当該情報を伝達し、必要な情報交換を密接に行うものとする。関係する省内他課は以下のとおり。

食中毒に関すること・・・医薬食品局食品安全部監視安全課

感染症に関すること・・・健康局結核感染症課

保健所・地域衛生研究所に関すること・・・健康局がん対策・健康増進課地域保健室

消費者被害に関する重要事案・・・政策統括官付社会保障担当参事官室

(上記以外の情報であって、当該情報を伝達すべき関係課がある場合は、当該関係課を含む。)

(4) 水道課は、(1)で入手した情報について、健康危険の程度を判断するために必要があれば、国立試験研究機関、研究者、国外の関係機関(世界保健機関、米国環境保護庁等)等から情報を収集するものとする。

ア 飲料水の水質の異常又は食中毒若しくは感染症の原因に関する情報のうち、化学物質については国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部に、微生物については国立感染症研究所寄生動物部、ウイルス第二部又は細菌第一部に、放射性物質については国立保健医療科学院生活環境研究部に、それぞれ情報を求めるとともに、情報源となる研究機関、研究者等について示唆があったときは、当該情報源から情報収集を行うものとする。

(参考)

化学物質について必要な情報としては、毒性、除去方法及び水道原水において検出された濃度レベルにおける当該物質による健康被害のおそれ等を、放射性物質につい

て必要な情報としては、これに加えて拡散の状況を、微生物について必要な情報としては、発生源、水中での動態、経口摂取した場合に引き起こされる症状（下痢等）、除去又は消毒方法等を想定している。

イ 浄水処理技術に関する情報については、国立保健医療科学院生活環境研究部又は同部を通じて国内外の研究者若しくは関係機関から収集するものとする。

(5) 水道課は、情報の的確な把握及び対策の検討に資するため、国立保健医療科学院、国立医薬品食品衛生研究所及び国立感染症研究所と連携して、また、世界保健機関、米国環境保護庁等を通じて、飲料水の健康危険に関する広範な情報収集に努めるものとする。

(6) 飲料水による重大な健康被害が発生した場合には、水道課は、必要に応じ、関係する地方公共団体との連携の下に、健康局長の了解を得て現地に職員を派遣し、情報の収集に努めるものとする。

(7) 水道課は、水道原水又は飲料水の水質の異常が判明したときは、関係省庁と必要な情報交換を密接に行うものとする。

ア 河川等の水質の異常については国土交通省水管理・国土保全局及び環境省水・大気環境局と、地下水の水質の異常については環境省水・大気環境局と、それぞれが把握している水質調査結果、講じられた又は講ずる予定の措置などについて情報交換を行う。

イ 水道原水又は飲料水の水質の異常の原因物質を排出している事業場、施設等を所管する省庁との間で、原因物質の排出の状況、講じられた又は講ずる予定の措置などについて情報交換を行う。

2. 対策の決定

(1) 水道課は、健康への影響が懸念される、又は健康への影響は小さいが発生規模が大きい若しくは広域にわたると懸念される、飲料水を原因とする健康危機管理に係る対策の決定は、健康局長の決裁を経て行うものとする（対策を講じない旨の決定を含む。）。また、生命への危険が強く懸念される場合の対策決定等特に重要な決定を行った場合には、速やかに厚生労働大臣まで、及び厚生労働省健康危機管理調整会議主査に伝達するものとする。

(2) 水道法に基づく権限行使等は次により行うものとする。

1) 水道法第 39 条に基づく立入検査について

ア 厚生労働省所管水道事業者等について、給水を停止しなければ水道水に係る健康危険を回避することができないと認めるとき（以下、「給水停止の必要な場合」という。）は、当該厚生労働省所管水道事業者等に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止するよう指導するとともに、必要に応じ水道法第 39 条に基づく立入検査を行い、当該厚生労働省所管水道事業者等の水道水、水道施設等について実地に客観的な調査を行うものとする。

イ 都道府県が直接所管する水道事業者又は水道用水供給事業者（以下、「都道府県所管水道事業者等」という。）について、給水停止の必要な場合であって、水道の利用者の利益を保護するために緊急の必要があると認める場合は、都道府県を通じ、当該都道府県所管水道事業者等に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止するよう指導するとともに、必要に応じ、都道府県と連携して立入検査を行い、当該都道府県所管水道事業者等の水道水、水道施設等について実地に客観的な調査を行うものとする。

2) 水道法第 40 条に基づく水道水の緊急応援について

ア 水道水の緊急応援は、原則として都道府県が処理する事務であるが、給水不能となることが避けられない水道事業又は水道用水供給事業（以下、「水道事業等」という。）があり、緊急に水道用水を補給しなければ公共の利益が保護できないと認める場合（以下、「緊急応援の必要な場合」という。）であって、当該水道事業等の管轄都道府県知事と供給する側の水道事業等の管轄都道府県知事が異なる場合は、当該水道事業等に対する水道水の緊急応援の実現を図るよう、供給する側の水道事業者又は水道用水供給事業者を指導するものとし、必要に応じ水道法第 40 条第 5 項に基づく命令を行うものとする。

イ 緊急応援の必要な場合であって、都道府県知事が事務を行うことができないと認める場合は、アと同様に供給する側の水道事業者又は水道用水供給事業者を指導するものとし、必要に応じ水道法第 40 条第 3 項に基づく命令を行うものとする。

ウ 緊急応援の必要な場合であって、ア及びイ以外の場合で、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認める場合は、都道府県に対して、当該水道事業等に対する他の水道事業等からの水道水の緊急応援の実現を図るよう要請する

ものとする。

エ ウの要請から6時間程度が経過してもなお、都道府県による調整の見込みがつかない場合には、当該都道府県に対して、水道法第40条に基づき、応急給水が可能であると考えられる水道事業等について、水道用水の緊急応援の命令を行うよう指示するものとする。

3) 水道法第36条に基づく改善の指示等について

ア 厚生労働省所管水道事業者等について、水道施設の構造又は管理を緊急に改善することにより、水道水に係る健康危険を回避することができると認めるとき（以下、「施設の改善が必要な場合」という。）は、当該厚生労働省所管水道事業者等に対し、水道施設について必要な改善を指導するとともに、必要に応じ水道法第39条に基づく立入検査を行い、実地に客観的な調査を行うものとする。

イ 都道府県所管水道事業者等について、施設の改善が必要な場合であって、水道の利用者の利益を保護するために緊急の必要があると認める場合は、当該都道府県所管水道事業者等に対し、水道施設について必要な改善を指導するとともに、都道府県と連携して、必要に応じ水道法第39条に基づく立入検査を行い、実地に客観的な調査を行うものとする。

ウ ア又はイの調査の結果、水道施設が施設基準に適合しなくなっており、国民の健康を守るため緊急に改善の必要があると認める場合、又は水道技術管理者がその職務を怠っており、その緊急な改善を怠らなければ水道水に係る健康危険が回避できないことが明らかになったときは、水道法第36条に基づく改善の指示等を行うものとする。

エ 国の設置する専用水道については、ア及びウに準じて対応するものとする。

オ 国の設置する簡易専用水道について、その管理を緊急に改善することにより、水道水に係る健康危険を回避することができると認めるときは、当該簡易専用水道について、実地に客観的な調査を行い、必要な措置を指導するとともに、必要に応じ水道法第39条に基づく立入検査を行うものとする。

カ オの調査の結果、簡易専用水道の緊急な清掃等を行わなければ水道水に係る健康危険が回避できないことが明らかになったときは、水道法第36条に基づく措置の指導を行うものとする。

4) 専用水道及び簡易専用水道の健康危険に対する措置について

専用水道又は簡易専用水道（国の設置するものを除く。）の健康危険については、都道府県において水道法に基づく権限の行使等により必要な措置が講じられるものであるが、都道府県から要請があるとき、又は当該施設に係る健康危険が極めて重大であるため、若しくは都道府県の区域を越えて生じているため都道府県のみでは対応が困難と認められるときは、必要な技術的助言を行う等の措置を講ずるものとする。

5) 小規模水道水又は井戸水等の健康危険に対する措置について

ア 小規模水道水又は井戸水等の利用を継続することによって健康危険が生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県又は水道事業者等に対して、当該飲料水の利用者に対して飲用の停止や使用上の注意などにつき必要な広報が徹底されていること、及び当該者が生活上最小限必要とする代替飲料水を確保できる手段があることを確認するとともに、必要な技術的助言を行うものとする。

イ 都道府県から要請があるとき、又は小規模水道水若しくは井戸水等に係る健康危険が極めて重大であるため、若しくは都道府県の区域を越えて生じているため都道府県のみでは対応が困難と認められるときは、他の水道事業等からの水道用水の緊急応援又は応急給水の実施の調整、技術者等の専門家の現地への派遣の斡旋、小規模水道水又は井戸水等に水質異常が生じた地点をその区域に含む地方公共団体が経営する水道事業に対する給水接続の要請などの必要な措置を講ずるものとする。

(3) 水道課は、健康危機管理に係る対策の決定を行った場合には、当該危険が無くなるまでの間、1の(1)1)オに準じて情報収集を行い、速やかに関係都道府県に連絡するとともに、対策決定の諸前提条件の変化に応じて対策を見直し、上記(1)及び(2)に準じてその決定を行うものとする。

(4) 水道課は、適時適切な対策の見直しを継続的に行うため、対策決定の諸前提、判断理由についての資料を適切に管理するものとする。

(5) 水道課は、上記(1)、(2)又は(3)により決定された対策について、速やかに、その内容を公開するとともに、特に不確実な情報の下で当該決定を行った場合には、その前提となった知見及び情報の内容、考慮要因、制約条件等を併せて公表するものとする。

(6) 水道課は、上記(2)による行政機関等に対する指導については、緊急やむを得ない場合を除き、文書によるものとする。緊急やむを得ず文書によらない場合にあつては、おつて文書により指導の内容を明らかにするものとする。

3. 研究班及び審議会での検討

(1) 水道課は、飲料水に由来する重大な健康への被害の発生が疑われる問題については、厚生科学審議会生活環境水道部会を機動的に開催し、必要な対策について専門的見地から意見を聞くこととする。

(2) 水道課は、飲料水に起因する健康被害について専門的かつ学問的な観点からの知見の集積を行うため、学識経験者から構成される研究班を機動的かつ弾力的に設置するものとする。

(3) 水道課は、上記(2)により研究班を設置する場合には、設置要綱等において、検討事項の範囲、責務等を明確にするとともに、対策決定に関わるような研究班については、研究班における検討状況の適時の厚生科学審議会生活環境水道部会への報告等、厚生科学審議会生活環境水道部会との連携強化を図るものとする。

4. 健康危険情報の提供

(1) 飲料水に関する健康危険情報の提供に係る対応の窓口は、水道課水道水質管理官及びその指定する職員とする。

(2) 飲料水に関する健康危険に係る国内外の情報については、適宜、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて広く国民に提供することとする。この場合、(公財)水道技術研究センターが整備している水道データベース、(公社)日本水道協会の連絡網等を活用し、情報提供が迅速に行われるよう措置するものとする。

(3) 飲料水に関する健康危険情報については、関係都道府県及び厚生労働省所管水道事業者等に対し、電子メール等を活用して、迅速かつ直接提供するとともに、必要に応じ、全国水道関係担当者会議等を開催して周知するものとする。

5. その他

(1) 本実施要領の内部処理等の詳細は、水道課長が細目で定める。

(2) 健康局は、必要に応じて、本実施要領を見直すものとする。

別表

次の水道の事故・事件、水道関連施設における事案及びその他の事案に該当するもの。

- 1 水道に係る事故（IT障害を含む。）であって国民生活に重大な影響を与えるもの
- 2 水道に対するテロ・ゲリラ事件（サイバー攻撃によるものを含む。）
- 3 上記に準じた事態の発生
- 4 水道施設において火災等の事故、人質、立てこもり等の犯罪事件の発生等により重大な人的・物的被害（死傷者の発生等）が生じた場合又は周辺住民や利用者の生命・健康・財産に重篤な被害や不安を与える可能性が高い場合
- 5 1から3に準じた事態が発生した場合であって、以下に掲げる場合
 - (1) 事案に対する社会的な関心が高いことが見込まれるもの
 - (2) 事故等の発生の原因が、制度的な不備や管理上の問題等に起因するもの

健水発 0306 第 1 号
平成 27 年 3 月 6 日

各 { 都 道 府 県 }
 { 市 }
 { 特 別 区 } 水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長
(公印省略)

「浄水処理対応困難物質」の設定について

水道行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成 24 年 5 月に利根川水系で発生したホルムアルデヒドによる水質事故の再発防止の観点から、同年 7 月に「水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策検討会」を設置し、原因となり得る化学物質の抽出、生成メカニズム及び水道施設における低減方策等の検証、水道水源におけるリスクに応じた監視方法、施設整備及び管理のあり方の検討を行い、平成 25 年 3 月 28 日付け健水発 0328 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知「水道水源における水質事故への対応の強化について」により、水道事業者等による水道水源における水質事故に備えた対策が実施されるよう、同検討会の報告書を添えて、各都道府県、保健所設置市及び特別区水道行政担当部（局）長宛に通知したところです。

その後、「水質基準逐次改正検討会」及び「厚生科学審議会生活環境水道部会」において、事故等により原水に流入した場合に通常の水質処理では対応が困難な物質への対応について更なる検討を進め、今般、別紙のとおり検討結果をまとめ、通常の水質処理により水質基準項目等を高い比率で生成する物質を「浄水処理対応困難物質」として新たに位置付けることとしました。

つきましては、貴管下水道事業者等に対する周知につき特段のご配慮をお願いいたします。

また、「浄水処理対応困難物質」を取り扱う者に注意喚起を行うため、環境省に対しては都道府県等環境部局への周知依頼、経済産業省に対しては関係する同省所管業界団体への周知依頼を行うこととしていますので、関係行政部局との連携についてもご配慮をお願いいたします。

なお、「水道水源における水質事故への対応の強化について」（平成 25 年 3 月 28 日付 健水発 0328 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知）は本通知をもって廃止します。また、本通知は、地方自治法（昭和 22 法律第 67 号）に規定する技術的助言であること並びに厚生労働大臣認可の水道事業者等及び国設置専用水道の設置者には別途通知していることを申し添えます。

「浄水処理対応困難物質」の設定について

1. はじめに

平成24年5月に利根川水系で発生した大規模な断水を伴う水道水質事故については、水質基準項目であるホルムアルデヒドの基準超過が問題となったが、その原因物質であるヘキサメチレンテトラミンは、水道法に基づく水質基準の項目でも、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目でも、あるいは水質汚濁防止法に基づく有害物質や指定物質（当時）にも該当していなかったが、浄水処理により水質基準項目となっている有害物質のホルムアルデヒドを生成するという物質であった。

このような事故の再発を防止するためには、ヘキサメチレンテトラミンと同様に浄水処理により副生成物として水質基準項目等を生成するような物質等を特定するとともに、それらの物質の水道水源への流入を防止する対策等を促すことが必要である。さらに、水道水源の上流にこれらの物質を排出する可能性のある事業者が存在する水道事業者等においては、当該物質によるリスクの存在を認識し、万が一の事故が起こった場合に備えておくことが望ましい。

以上の問題認識から、通常の浄水処理により水質基準項目等を高い比率で生成する物質を新たに「浄水処理対応困難物質」と位置付けるとともに、その取り扱いについて検討を行ったものである。

2. 「浄水処理対応困難物質」の位置付け

今般、検討対象とする物質は、万一の水質事故時を除き、通常は水道水や水道原水から検出されることは稀であり、水道事業者等に水質検査を義務付けることとなる全国一律の水質基準及び水質基準に準ずる水質管理目標設定項目に馴染むものではない。また、毒性が定まらない、検出状況が不明等によって位置づけられる要検討項目とも性質は異なるものである。従って、検討対象とする物質には、水質基準、水質管理目標設定項目及び要検討項目とは別の位置付けを与える必要がある。

検討対象とする物質は、事故等により万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質であり、第一には水道水源の上流でこれらの物質を水道水源に排出する可能性のある事業者等に対し、これらの物質が水道水源に排出された場合、水道水質事故の原因となることを知らせ、注意を促すことが重要である。このため、水道事業者等のみならず、排出側を含めた関係者がこれらの物質に対して注意を払うことを目的として、新たに「浄水処理対応困難物質」というカテゴリーを設定し、対象となる物質を位置付けることとした。

3. 「浄水処理対応困難物質」の対象物質の要件

水質基準及び水質管理目標設定項目に該当しないが、通常の浄水処理により水質基準又は水質管理目標設定項目に係る物質（以下「水質基準等物質」という。）のうち人の健康の保護に関する項目に該当する物質を高い比率で生成することから、万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質を対象とする。

4. 「浄水処理対応困難物質」の対象物質

3. の要件に該当する物質は別添1のとおり。厚生労働省では、新たな知見が得られた場合には随時見直しを行うことを予定している。

5. 「浄水処理対応困難物質」の取り扱い

(1) 「浄水処理対応困難物質」に係る排出側での管理促進

「浄水処理対応困難物質」は、事故等により万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では除去が困難な物質であり、まずは公共用水域への流入がないよう対策が講じられることが重要である。水道事業者等は、他の水道事業者等及び関係行政部局等と連携して、水源におけるこれらの物質の流出のおそれの把握に努めることが必要である。「浄水処理対応困難物質」を水道水源に排出する可能性のある事業場が水道水源の上流にある水道事業者等は、排出側での未然防止が図られるよう、当該物質が浄水処理では対応が困難である旨を環境行政部局、関係事業者等に情報提供し、万が一、当該物質が水道水源に流入した場合には、原因者から環境部局及び関係する水道事業者等に速やかに連絡する体制が構築されるよう関係者との連携に努めること。

(2) 水質事故把握のための体制整備

水源を共有する水道事業者等との連携を密にするとともに、**河川管理者**、環境部局等の関係行政部局や研究機関との連絡体制の強化、実施可能な措置及び役割の明確化により、事故発生時の状況を正確かつ迅速に把握できる体制の整備に努めること。

なお、「浄水処理対応困難物質」は、水道水源の上流でこれらの物質を水道水源に排出する可能性のある事業者等に対し、これらの物質が水道水質事故の原因となることを知らせ、注意を促すことを第一の目的として整理したものであり、当該物質の副生成物である水質基準等物質を検査することにより検知できることから、当該物質そのものを新たに定期的な水質検査の対象に加える必要はない。

(3) 「浄水処理対応困難物質」によるリスクの把握

「浄水処理対応困難物質」を水道水源に排出する可能性のある事業場が水道水源の上流にある水道事業者等においては、水安全計画（平成20年5月30日健水発第0530001号）の手法も活用しながら、浄水施設に対する当該物質によるリスクの把握に努めること。

(4) 影響緩和措置による対応能力の強化

十分な配水池容量や備蓄水等の施設内調整容量の確保、水源の複数化や予備水源の確保等は水質事故による給水への影響を軽減するうえで有効である。また、水道施設に排水機能を整備することは、水質事故からの早期復旧に有効である。

6. その他過去に水質事故の原因となった物質等について

その他、過去に水質事故（給水への影響を及ぼした事故又は給水への影響を及ぼすおそれのあった事故（取水制限、浄水操作の変更等））の原因となったものとして別添2に示す物質等が挙げられる。これらについても水道水源における水質事故への注意が必要であり、上記5. に準じた対応に努められたい。

別添1 浄水処理対応困難物質

物質	生成する水質基準等物質	備考(※)
ヘキサメチレンテトラミン (HMT)	ホルムアルデヒド (塩素処理により生成)	水濁法指定物質 PRTR 第1種
1,1-ジメチルヒドラジン (DMH)		PRTR 第1種
N,N-ジメチルアニリン (DMAN)		PRTR 第1種
トリメチルアミン (TMA)		
テトラメチルエチレンジアミン (TMED)		
N,N-ジメチルエチルアミン (DMEA)		
ジメチルアミノエタノール (DMAE)		
アセトンジカルボン酸	クロロホルム (塩素処理により生成)	
1,3-ジハイドロキシベンゼン (レゾルシノール)		
1,3,5-トリヒドロキシベンゼン		
アセチルアセトン		
2'-アミノアセトフェノン		
3'-アミノアセトフェノン		
臭化物 (臭化カリウム等)	臭素酸 (オゾン処理により生成)、 ジブロモクロロメタン、ブロモジ クロロメタン、ブロモホルム (塩 素処理により生成)	

※ PRTR 第1種指定化学物質については、経済産業省HP等から排出事業所等の情報収集が可能である。PRTR 第1種指定化学物質以外の物質については、今後、厚生労働省が関係省庁と連携し、情報収集に努める。

別添2 過去に水質事故の原因となった物質等

物質等	水質事故の内容	備考
スチレン	要検討項目の目標値超過	PRTR 第1種
有機すざ化合物		PRTR 第1種
過塩素酸		
パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	発泡	PRTR 第1種
ポリプロピレングリコール		
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	毒性の懸念	
ヒドロキシルアミン		
シクロヘキシルアミン	塩素と反応し異臭	PRTR 第1種
3,5-ジメチルピラゾール		
ナフタレン	異臭	PRTR 第1種
香料 (フェニルメチルエーテル、イソ吉草酸メチル等)		
アクリル酸2-エチルヘキシル		
硫酸ピッチ (硫酸、タール、油分)	異臭、油膜の形成	
油類		
ポリアクリル酸ブチル	表面膜の形成	
スルファミン酸	塩素消費量増加	
チオ硫酸ナトリウム		
アンモニア類 (重炭酸アンモニウム等)		
水酸化ナトリウム	pH 異常	
セメント灰汁		
蛍光塗料、染料	色度超過	

**「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について〔答申〕」
(抜粋)**

II 河川の管理における現状の課題

2. 平常時の管理上の課題

(6) 河川環境

平成24年には利根川において広域にわたり水道取水に影響を生じる水質事故が発生したが、このような水質事故対応に当たって関係機関の迅速な情報共有が十分に行われていない例が見られる。

III 今後のあり方

3. 資源・エネルギーとしての河川の利活用に向けて

(2) 地域資源としての河川環境の管理

河川における水質事故に当たっては、流域における安全な水質の確保に携わる関係機関の情報共有が重要であることから、河川管理者が関係機関と連携して迅速に対応することが必要である。

IV 具体的な取組

3. 資源・エネルギーとしての河川の利活用

(2) 地域資源としての河川環境の管理

④ 安全な水質の確保に係る情報共有体制の強化

水質事故に対応して流域における安全な水質の確保に当たるために、河川管理者が関係機関と連携して迅速に対応する体制を強化するべきである。

「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成25年10月25日付厚生労働省健康局水道課長通知)

別紙「飲料水健康危機管理実施要領」(抜粋)

II (1) 1)

ウ 水道課は、水道原水水質に異常が生じた厚生労働省所管水道事業者等と同じ河川等から取水している他の水道事業者等がある場合には、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて関係の水道事業者等に必要な情報を提供するように指示するものとする。

「浄水処理対応困難物質」の設定について」
(平成 27 年 3 月 6 日付厚生労働省健康局水道課長通知) (抜粋)

また、「浄水処理対応困難物質」を取り扱う者に注意喚起を行うため、環境省に対しては都道府県等環境部局への周知依頼、経済産業省に対しては関係する同省所管業界団体への周知依頼を行うこととしていますので、関係行政部局との連携についてもご配慮をお願いします。

別紙 「浄水処理対応困難物質」の設定について」

5. 「浄水処理対応困難物質」の取り扱い

(2) 水質事故把握のための体制整備

水源を共有する水道事業者等との連携を密にするとともに、**河川管理者**、環境部局等の関係行政部局や研究機関との連絡体制の強化、実施可能な措置及び役割の明確化により、事故発生時の状況を正確かつ迅速に把握できる体制の整備に努めること。

なお、「浄水処理対応困難物質」は、水道水源の上流でこれらの物質を水道水源に排出する可能性のある事業者等に対し、これらの物質が水道水質事故の原因となることを知らせ、注意を促すことを第一の目的として整理したものであり、当該物質の副生成物である水質基準等物質を検査することにより検知できることから、当該物質そのものを新たに定期的な水質検査の対象に加える必要はない。

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 2 日

北海道開発局	河川管理課	低潮線保全官	殿
北海道開発局	地方整備課	地域事業管理官	殿
各地方整備局	河川環境担当課長		殿
各地方整備局	地域河川課長		殿
沖縄総合事務局	流域調整課長		殿

水管理・国土保全局河川環境課
企画専門官 岩井 聖



河川水質事故災害に係る情報連絡要領の運用について

河川水質事故災害については、平成 13 年 2 月 16 日付け国河災第 1 号河川局長通知及び同日付け河川局関係課長連名通知で示されたとおり、河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領（以下「要領」という。）に基づき、情報連絡を依頼しているところである。

また、要領の運用については、平成 29 年 4 月 10 日付けの河川環境課企画専門官事務連絡等により周知しているところであるが、今般、河川水質事故災害に係る情報連絡の徹底のため、以下のとおり、改めて周知する。

要領の運用については、下記に基づき遺漏のないようにされたい。また、都道府県の河川水質事故災害に係る情報連絡については、要領の迅速かつ的確な運用について十分な配慮をお願いする旨、各都道府県宛て連絡されたい。

記

1. 河川水質事故災害

要領に基づく情報連絡の対象となる「河川水質事故災害」とは、有害物質等が河川に大量に流出したことなどにより、水道水の給水が相当期間にわたって停止する等、国民生活に重大な影響が発生した又は発生するおそれがある水質事故、並びに人的被害が発生した又は発生するおそれがある水質事故等であるので、その情報の収集及び連絡を遺漏なく行われたい。

なお、河川水質事故災害の目安については、当面、次に掲げる内容とするので、幅広く迅速に情報連絡されたい。

- ・ 人的被害が発生した又は発生するおそれがある場合
- ・ 取水停止等、利水者への影響が発生した又は発生するおそれがある場合
- ・ 全国規模で報道されることが予想される場合
- ・ 各地方整備局等において注意体制以上の体制を取る場合
- ・ 津波等により取水障害が生じるおそれがある場合
- ・ その他、連絡が必要と判断される場合

2. 情報連絡の内容

河川水質事故災害の情報連絡（緊急の情報連絡を含む）の内容は、以下の事項を基本とし、関係する河川と事故現場の位置関係が分かる地図や事故現場の概略図等を付して連絡されたい。本省への第一報の報告様式は別紙「河川水質事故災害の本省報告様式」を基本とし、状況に応じて適宜項目を追加されたい。なお、当該報告様式は平成28年7月4日付けの河川環境課企画専門官事務連絡で変更しているところ、留意されたい。

(1) 事故の概要

- ① 発見日時（発見者含む）
- ② 発見場所（水系・河川名、管理者、河口及び直轄区間からの距離 等）
- ③ 事象（発生場所・範囲、汚濁物質の種類・量、魚類の斃死状況 等）
- ④ 原因（原因者・原因箇所、発生日時、原因物質の種類・量 等）

(2) 上流の化学物質取扱事業所等の有無

(3) 下流での利水の状況（利水の有無、事故発見場所又は原因箇所から利水施設までの距離 等）

(4) 対応状況及び今後の見通し

①河川管理者等の対応状況（巡視・水質調査、オイルフェンスの設置場所・期間、樋管等の操作状況 等）

②利水者への連絡状況

(5) 利水者の対応状況（オイルフェンス設置、水質調査、取水停止 等）

(6) 水質調査結果（実施項目、実施機関を含む）

(7) 記者発表の有無（記者発表がある場合は、事前に発表日時・発表機関を連絡の上、発表資料を添付すること）

(8) 地方整備局等の体制（体制の適用・変更・解除の日時を含む）

また、1. に該当しない軽微な水質事故を含め、毎月第1週目までに、前月の一級河川の水質事故発生状況に関し、別途送付する「定期報告様式」により各地方整備局等から本省に情報連絡を行うものとする。

3. 河川水質事故災害時の防災体制

(1) 国土交通本省の防災体制については、「災害時等における国土交通本省の防災体制について」（平成16年5月24日、国土交通省防災会議決定）（以下、「防災会議決定」という。）に定められており、河川水質事故災害時、地方整備局等が注意体制、警戒体制又は非常体制をとる場合等においては、国土交通本省も同等の体制をとることとしている。

(2) また、河川水質事故災害に係る体制の適用・変更・解除は、防災会議決定に示す目安に基づき、防災課長が必要に応じて河川環境課長の意見を踏まえ決定することとしている。

(3) 地方整備局等における体制の適用、変更並びに解除時は、当該地方整備局等が防災課へ情報連絡を行うこととなるが、上記(2)の理由等から、地方整備局等の体制の適用、変更並びに解除に係る根拠についても当課が事前に把握する必要があるため、事故の概要を遺漏なく当課に情報連絡するよう徹底されたい。

(4) 情報連絡の内容は2.の項目を基本とするが、地方整備局等において体制の適用等を行う見込みとなった際は、その段階で把握している範囲で、直ちに事故の概要を当課に連絡するよう徹底されたい。

以上

<問い合わせ先>

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 水環境管理係長 青地

Email: aochi-a2aw@mlit.go.jp TEL: 03-5253-8111 (内線 35482)

国 河 災 第 1 号
平成13年2月16日

北海道開発局長
沖縄総合事務局長
各地方整備局長 } あて

国土交通省河川局長

河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領について

河川、砂防、海岸等に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、確実かつ迅速な災害情報の伝達及び地域の災害対策の充実を図る必要があることに鑑み、国土交通省への移行にあたり、今般、災害情報の連絡要領を別添のとおり定めたので通知する。

なお、都道府県の災害に関する情報連絡にあたっては、別添要領に配慮の上、所要の措置を講じられたい。

なお、別添要領は、平成13年2月16日以降発生する災害等に適用するものとする。

国 河 災 第 2 号

平成13年2月16日

各都道府県知事 あて

国土交通省河川局長

河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領について

河川、砂防、海岸等に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、確実かつ迅速な災害情報の伝達及び地域の災害対策の充実を図る必要があることに鑑み、国土交通省への移行にあたり、今般、新たに災害情報の連絡要領を別添のとおり作成したものである。

河川、砂防、海岸等に係る災害情報の連絡にあたっては、別添要領を参考とされ、迅速かつ的確な運用につき、十分な配慮をお願いしたい。

なお、別添要領は、平成13年2月16日以降発生する災害等に適用するものとし、貴管内関係機関に対しても、その旨周知徹底を図られるようお願いしたい。

河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領

1. 目的

この要領の目的は、河川、砂防、海岸等に係る災害の発生時等において、災害による危険を防止し、地域の災害対策等を効果的に進めるために、出水、土砂災害、高潮等の災害状況や所管の事項に係る被災状況を迅速かつ的確に把握するための活動要領について示したものである。

2. 本通知における組織の定義

本省：国土交通省本省

地方整備局等：地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

3. 情報連絡方法

(1) 情報連絡の対象となる事象

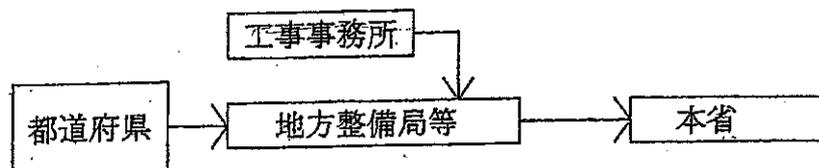
都道府県及び地方整備局等は、地震、風水害、火山の噴火等以下に例示する災害により所管の事項に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、(2)に定める方法によって情報連絡を行うものとする。

- ・地震
- ・河川の氾濫
- ・ダム等の洪水調節操作
- ・河川水質事故災害○
- ・土砂災害
- ・火山の噴火
- ・雪崩災害
- ・高潮、津波等による災害

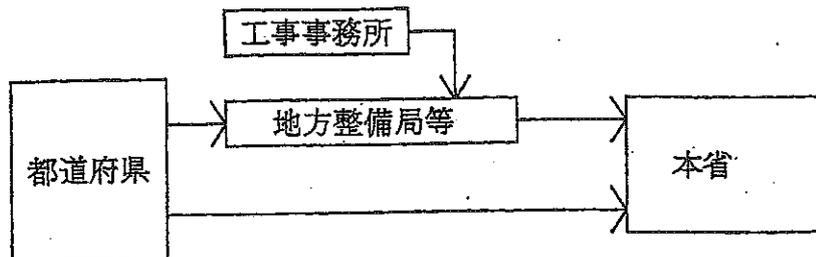
(2) 連絡経路

災害の発生時等において、都道府県は地方整備局等に連絡し、また地方整備局等は本省に連絡を行うものとする。

また、地方整備局等は、災害対策に関して都道府県と連携し、必要に応じて支援するものとする。



ただし、重大な災害等の場合であって、国土交通省あるいは河川局として災害の状況を内閣危機管理センター、政府非常災害対策本部等に報告する必要がある場合等緊急の場合（別途定める）においては、都道府県は本省にも直接連絡を行うものとする。



(3) 各事象の本省担当課

	本省における担当課
地震	河川環境課流水管理室、治水課、砂防部保全課、砂防部保全課海岸室
河川の氾濫	治水課
ダム等の洪水調節操作	河川環境課流水管理室
河川水質事故災害	河川環境課
土砂災害	砂防部保全課
火山の噴火	砂防部保全課
雪崩災害	砂防部保全課
高潮・津波	治水課、砂防部保全課海岸室

なお、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる公共土木施設の被害の発生状況、件数、被害額等を取りまとめたものについては、災害情報について(平成10年4月17日付建設省河防海第84号)によるものとする。

国 河 環 第 1 1 号
国 河 治 第 1 0 号
国 河 災 第 3 号
国 河 保 第 2 号
平成 1 3 年 2 月 1 6 日

北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
各地方整備局河川部長
各都道府県土木（建築）部長

）あて

国土交通省河川局

河川環境課長

治水課長

防災課長

河川局砂防部

保全課長

「河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について」および
「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域について」

河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領については、平成13年2月16日付国土交通省河川局長通知で示したところであり、災害時の情報連絡は原則として地方整備局等を通じて本省に報告することとされているが、重大な災害等の場合であって、国として災害情報等を迅速かつ的確に集約する必要がある場合における情報連絡の当面の考え方について、別添「河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について」を作成したものである。

また、災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域については、別添「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域について」のとおり定める。

(以下、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、各地方整備局河川部長宛て)

河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡については、別添に基づき遺漏のないようにされたい。また、都道府県の災害等に関する情報連絡については、別添の運用につき、十分な配慮をお願いしたい。

災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域については、別添に基づき遺漏のないようにされたい。

(以下、各都道府県土木(建築)部長宛て)

河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡については、別添を参考とされ、迅速かつ的確な運用につき、十分な配慮をお願いしたい。

災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域については、別添を参考とされ、的確な運用につき、十分な配慮をお願いしたい。

なお、貴管内関係機関に対しても、この旨周知方願いたい。

(別 添)

河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について

河川、砂防、海岸等に係る災害に関する情報連絡について、平成13年2月16日付国土交通省河川局長通知においては、重大な災害等の場合であって、国土交通省あるいは河川局として、災害の状況を内閣危機管理センター、政府非常災害対策本部等に報告する必要がある場合等緊急の場合において、都道府県から直接本省にも連絡（以下、「緊急情報連絡」という。）することとされているが、緊急情報連絡が必要な場合については、当面以下のとおりとする。

1. 緊急情報連絡が必要な場合

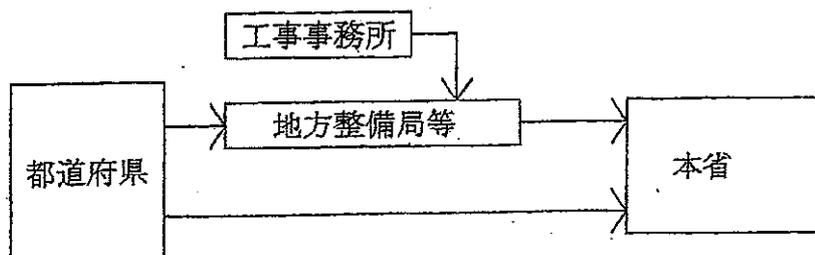
災害等の状況が以下の各号の一に該当する場合、災害の発生及び被害に関する情報の第一報（発生場所、時刻、災害状況等の概要で、特に定めがある場合を除き、様式は問わない）を、本通知に定める方法で連絡するものとする。

- ①最大震度5弱以上の地震が国内で発生した場合
- ②河川の破堤による被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、掘込河道での溢水により重大な被害が発生した場合及び内水氾濫により重大な被害が発生した場合
- ③河川水質事故災害のうち、人的被害などの重大な影響が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ④土砂災害（二次災害発生のおそれのある場合を含む。）が発生した場合
- ⑤火山の噴火による被害（二次災害発生のおそれのある場合を含む）が発生した場合
- ⑥雪崩災害（二次災害発生のおそれのある場合を含む。）が発生した場合
- ⑦高潮、津波による著しい被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

緊急情報連絡の判断にあたっては、上記のほか、災害等の状況に応じて機動的かつ弾力的に運用するものとする。

2. 緊急情報連絡経路

緊急情報連絡は、「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領」における本省の各所管課に直接連絡するとともに、地方整備局等にもあわせて連絡するものとする。



3. 各事象の本省連絡先

	本省における担当課
地震	河川環境課流水管理室担当補佐（係長） 治水課担当補佐（係長） 砂防部保全課担当補佐 砂防部保全課海岸室担当補佐（係長）
河川の破堤、氾濫	治水課担当補佐（係長）
河川水質事故災害	河川環境課担当補佐（係長）
土砂災害	砂防部保全課担当補佐
火山の噴火	砂防部保全課担当補佐
雪崩災害	砂防部保全課担当補佐
高潮・津波	治水課担当補佐（係長） 砂防部保全課海岸室担当補佐（係長）

4. その他

- ・土砂災害時における本省への緊急情報連絡は、「土砂災害における被害状況報告の提出について（昭和59年8月16日付建設省建民発第8号、建設省河砂発第56号、建設省河傾発第24号、建設省住防発第23号）」、「土砂災害による被害状況報告等について（平成5年10月25日付建設省河砂第63号）」によるものとする。
- ・雪崩災害時における本省への緊急情報連絡は、「雪崩災害による被害状況の報告等について（平成2年12月28日付事務連絡）」によるものとする。

河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域について

標記管轄区域については、国土交通省組織令第206条（地方整備局の名称、位置及び管轄区域）および地方整備局組織規則第1条（地方整備局の管轄区域の特例）によって定められる地方整備局の管轄区域に従うことを基本とする。

なお、北海道開発局については北海道、沖縄総合事務局については沖縄県とする。

1. 地方整備局の管轄区域（国土交通省組織令第206条より引用）

地方整備局	区域
東北地方整備局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方整備局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸地方整備局	新潟県、富山県、石川県
中部地方整備局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地方整備局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地方整備局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地方整備局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2. 管轄区域の特例（地方整備局組織規則第1条）の中で、下表に掲げる一級水系（指定区間）に係る地震による被害、河川の氾濫、ダム等の洪水調節操作及び河川水質事故災害については、同表に掲げるの地方整備局の管轄とする。

地方整備局	区域
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 久慈川水系及び那珂川水系に属する河川の流域のうち、福島県内の区域 ・ 富士川水系に属する河川の流域のうち、静岡県内の区域
北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川水系（新潟県・山形県）に属する河川の流域のうち、山形県内の区域 ・ 阿賀野川水系に属する河川の流域のうち、福島県内の区域 ・ 阿賀野川水系及び信濃川水系に属する河川の流域のうち、群馬県内の区域 ・ 信濃川水系、関川水系及び姫川水系に属する河川の流域のうち、長野県内の区域 ・ 神通川水系及び庄川水系に属する河川の流域のうち、岐阜県内の区域

中部地方整備局	・天竜川水系、矢作川水系及び木曾川水系に属する河川の流域のうち、長野県内の区域 ・木曾川水系に属する河川の流域のうち、滋賀県内の区域 ・雲出川水系に属する河川の流域のうち、奈良県内の区域
近畿地方整備局	・淀川水系及び新宮川水系に属する河川の流域のうち、三重県内の区域 ・九頭竜川水系に属する河川の流域のうち、岐阜県内の区域

参考②

事 務 連 絡
平成 29 年 4 月 10 日

北海道開発局	河川管理課	低潮線保全官	殿
北海道開発局	地方整備課	地域事業管理官	殿
各地方整備局	河川環境担当課長		殿
各地方整備局	地域河川課長		殿
沖縄総合事務局	流域調整課長		殿

水管理・国土保全局河川環境課
企画専門官 武田 淳史



河川水質事故災害に係る情報連絡要領の運用について

河川水質事故災害については、平成 13 年 2 月 16 日付け国河災第 1 号河川局長通知及び同日付け河川局関係課長連名通知で示されたとおり、河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領（以下「要領」という。）に基づき、情報連絡を依頼しているところである。

また、要領の運用については、平成 28 年 4 月 5 日付けの河川環境課課長補佐事務連絡等により周知しているところであるが、今般、河川水質事故災害に係る情報連絡の徹底のため、以下のとおり、改めて周知する。

要領の運用については、下記に基づき遺漏のないようにされたい。また、都道府県の河川水質事故災害に係る情報連絡については、要領の迅速かつ的確な運用について十分な配慮をお願いする旨、各都道府県宛て連絡されたい。

記

1. 河川水質事故災害

要領に基づく情報連絡の対象となる「河川水質事故災害」とは、有害物質が河川に大量に流出したことなどにより、水道水の給水が相当期間にわたって停止する等、国民生活に重大な影響が発生した又は発生するおそれがある水質事故、並びに人的被害が発生した又は発生するおそれがある水質事故等であるので、その情報の収集及び連絡を遺漏なく行われたい。

なお、河川水質事故災害の目安については、当面、次に掲げる内容とするので、幅広く迅速に情報連絡されたい。

- ・ 人的被害が発生した又は発生するおそれがある場合
- ・ 取水停止等、利水者への影響が発生した又は発生するおそれがある場合
- ・ 全国規模で報道されることが予想される場合
- ・ 各地方整備局等において注意体制以上の体制を取る場合
- ・ 津波等により取水障害が生じるおそれがある場合
- ・ その他、連絡が必要と判断される場合

2. 情報連絡の内容

河川水質事故災害の情報連絡（緊急の情報連絡を含む）の内容は、以下の事項を基本とし、関係する河川と事故現場の位置関係が分かる地図や事故現場の概略図等を付して連絡されたい。本省への第一報の報告様式は別紙「河川水質事故災害の本省報告様式」を基本とし、状況に応じて適宜項目を追加されたい。なお、当該報告様式は平成28年7月4日付けの河川環境課課長補佐事務連絡で変更しているところ、留意されたい。

(1) 事故の概要

- ① 発見日時（発見者含む）
- ② 発見場所（水系・河川名、管理者、河口及び直轄区間からの距離 等）
- ③ 事象（発生場所・範囲、汚濁物質の種類・量、魚類の斃死状況 等）
- ④ 原因（原因者・原因箇所、発生日時、原因物質の種類・量 等）

(2) 上流の化学物質取扱事業所等の有無

(3) 下流での利水の状況（利水の有無、事故発見場所又は原因箇所から利水施設までの距離 等）

(4) 対応状況及び今後の見通し

①河川管理者等の対応状況（巡視・水質調査、オイルフェンスの設置場所・期間、樋管等の操作状況 等）

②利水者への連絡状況

(5) 利水者の対応状況（オイルフェンス設置、水質調査、取水停止 等）

(6) 水質調査結果（実施項目、実施機関を含む）

(7) 記者発表の有無（記者発表がある場合は、事前に発表日時・発表機関を連絡の上、発表資料を添付すること）

(8) 地方整備局等の体制（体制の適用・変更・解除の日時を含む）

また、1. に該当しない軽微な水質事故を含め、毎月第1週目までに、前月の一級河川の水質事故発生状況に関し、別途送付する「定期報告様式」により各地方整備局等から本省に情報連絡を行うものとする。

3. 河川水質事故災害時の防災体制

(1) 国土交通本省の防災体制については、「災害時等における国土交通本省の防災体制について」（平成16年5月24日、国土交通省防災会議決定）（以下、「防災会議決定」という。）に定められており、河川水質事故災害時、地方整備局等が注意体制、警戒体制又は非常体制をとる場合等においては、国土交通本省も同等の体制をとることとしている。

(2) また、河川水質事故災害に係る体制の適用・変更・解除は、防災会議決定に示す目安に基づき、防災課長が必要に応じて河川環境課長の意見を踏まえ決定することとしている。

(3) 地方整備局等における体制の適用、変更並びに解除時は、当該地方整備局等が防災課へ情報連絡を行うこととなるが、上記(2)の理由等から、地方整備局等の体制の適用、変更並びに解除に係る根拠についても当課が事前に把握する必要があるため、事故の概要を遺漏なく当課に情報連絡するよう徹底されたい。

(4) 情報連絡の内容は2.の項目を基本とするが、地方整備局等において体制の適用等を行う見込みとなった際は、その段階で把握している範囲で、直ちに事故の概要を当課に連絡するよう徹底されたい。

以上

<問い合わせ先>

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 水環境管理係長 青地

Email: aochi-a2aw@mlit.go.jp TEL: 03-5253-8111 (内線 35482)

災害時等における国土交通本省の防災体制について

平成16年5月24日
国土交通省防災会議決定

「地震等災害に関する対応の充実・強化について（国土交通省防災会議決定 平成15年7月15日）」における、国土交通省災害対策本部の設置に至らない災害又は設置するまでの間における国土交通本省の防災体制及び職員の参集については、下記によるものとする。

記

1. 防災体制整備の考え方

(1) 各体制における対応についての基本的な考え方

イ 注意体制

情報の収集・連絡を行う。

ロ 警戒体制

情報の収集・連絡、必要に応じて情報のとりまとめ、報告（内閣情報集約センター、内閣府等）、広報活動等を行う。

ハ 非常体制

情報の収集・連絡、情報のとりまとめ、報告（内閣情報集約センター、内閣府等）、広報活動等を行う。

府

(2) 勤務時間外における参集

勤務時間外は別紙に定める幹部が本省に参集する。

関係課室の参集については、別途定める。

(3) 防災体制目安

次表を目安として当該体制に入るものとする。

区 分	体制	目 安
地 震	注意	・ 気象庁が震度4を発表した場合 ・ 地方整備局等が注意体制をとった場合
	警戒	・ 気象庁が震度5弱又は5強（東京23区内を除く）を発表した場合 ・ 地方整備局等が警戒体制をとった場合 ・ 交通機関の施設に被害が発生した場合
	非常	・ 気象庁が震度6弱以上を発表又は東京23区において震度5強以上を発表した場合 ・ 地震により重大な被害が発生した場合 ・ 地方整備局等が非常体制をとり、重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合

区 分	体制	目 安
東海地震	注意	・ 気象庁が東海地震観測情報を発表した場合
	非常	・ 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合
津 波	注意	・ 気象庁が津波注意報を発表した場合 ・ 地方整備局等が注意体制をとった場合
	警戒	・ 気象庁が津波警報（津波）を発表した場合 ・ 津波により相当の被害が発生し、又はそのおそれがある場合 ・ 地方整備局等が警戒体制をとった場合
	非常	・ 気象庁が津波警報（大津波）を発表した場合 ・ 津波により著しい被害が発生し、又はそのおそれがある場合 ・ 地方整備局等が非常体制をとり、重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合
風 水 害	注意	・ 地方整備局等が注意体制をとった場合 ・ 台風の本邦への接近・上陸等により、複数の都道府県において交通機関の運行（航）抑止が発生した場合
	警戒	・ 地方整備局等が警戒体制をとった場合 ・ 台風の本邦への接近・上陸等により、多数の乗客に影響を及ぼす交通機関の施設に被害が発生した場合
	非常	・ 地方整備局等が非常体制をとり、重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合 ・ 風水害により大規模な被害の発生がほぼ確実となった場合であって、次の場合 ア 特定の区間において破堤のおそれが高い又は破堤し、大規模な被害が発生すると予想される場合 イ 台風の規模、強さ、進路、速度及び潮位等から高潮による大規模な被害の発生がほぼ確実な場合 ウ 土砂災害等により大規模な被害が発生し、今後更に土砂災害等により被害の拡大が予想される場合 エ 上記以外で重大な人的、物的被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
火山災害	注意	・ 気象庁が臨時火山情報を発表した場合 ・ 地方整備局等が注意体制をとった場合
	警戒	・ 気象庁が緊急火山情報を発表した場合 ・ 社会的影響を及ぼす火山災害が発生し、又はそのおそれがある場合 ・ 地方整備局等が警戒体制をとった場合
	非常	・ 社会的影響が大きい大規模な火山災害が発生し、又はそのおそれがある場合 ・ 地方整備局等が非常体制をとり、重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合

区 分	体制	目 安
雪 害	注意	・ 地方整備局等が注意体制をとった場合 ・ 複数の都道府県において、交通機関の運行（航）抑止が発生した場合
	警戒	・ 地方整備局等が警戒体制をとった場合 ・ 多数の乗客に影響を及ぼす交通機関の施設被害が発生した場合
	非常	・ 地方整備局等が非常体制をとり、重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合 ・ 社会的影響が大きい重大な被害が発生、又はそのおそれがある場合
道路災害	注意	・ 地方整備局等が注意体制をとった場合
	警戒	・ 地方整備局等が警戒体制をとった場合
	非常	・ 地方整備局等が非常体制をとり、重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合
河川水質事故災害	注意	・ 河川水質事故により被害（軽微なものを除く）が発生し、又はそのおそれがある場合 ・ 地方整備局等が注意体制をとった場合
	警戒	・ 重大な被害発生のおそれがある場合 ・ 地方整備局等が警戒体制をとった場合
	非常	・ 重大な被害が発生した場合 ・ 地方整備局等が非常体制をとり、重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合
海上災害	非常	・ 旅客船等の衝突、沈没等の海難事故により、多数の死傷者、行方不明者が発生する等の大規模な海難が発生し、又はそのおそれがある場合 ・ 我が国周辺海域において、大規模な油流出事故が発生、又はそのおそれがある場合
航空災害	非常	・ 航空に関する事故であって、多数の死傷者の発生を伴うものの発生又は恐れがある場合
鉄道災害	非常	・ 鉄軌道事業者が運行する列車等の衝突、脱線等により多数の死傷者等を生じた大規模な鉄軌道事故が発生した場合
原子力災害	非常	・ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報を受けた場合
港湾危険物等災害	警戒	・ 港湾において危険物等の漏洩、爆発等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生するおそれがある場合
	非常	・ 港湾において危険物等の漏洩、爆発等により、多数の死傷者等の発生する大規模な災害が発生した場合

区 分	体制	目 安
そ の 他	注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の災害が発生し、又はそのおそれがある場合 ・ 上記以外の災害に起因して、地方整備局等が注意体制をとった場合
	警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の社会的影響を及ぼす突発的災害が発生し、又はそのおそれがある場合 ・ 上記以外の災害に起因して、地方整備局等が警戒体制をとった場合
	非常	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の社会的影響が大きい突発的災害が発生し、又はそのおそれがある場合 ・ 上記以外の災害に起因して、地方整備局等が非常体制をとり、重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合

(4) 体制の適用、変更及び解除の決定

体制の適用、変更及び解除は、(2) 防災体制目安に基づき、地震、東海地震、津波、風水害、火山災害、雪害、道路災害、河川水質事故災害及びその他については河川局防災課長が、海上災害及び原子力災害（施設）については総合政策局技術安全課長が、航空災害、鉄道災害、港湾危険物等災害及び原子力災害（輸送）については当該局の担当課長が、必要に応じて関係する局課の意見を踏まえ決定する。

各体制の適用等をした場合は、それを決定した課長が、必要に応じて大臣以下関係幹部（注）へ体制及び参集の連絡を、関係局課等へは体制の連絡を行うものとする。

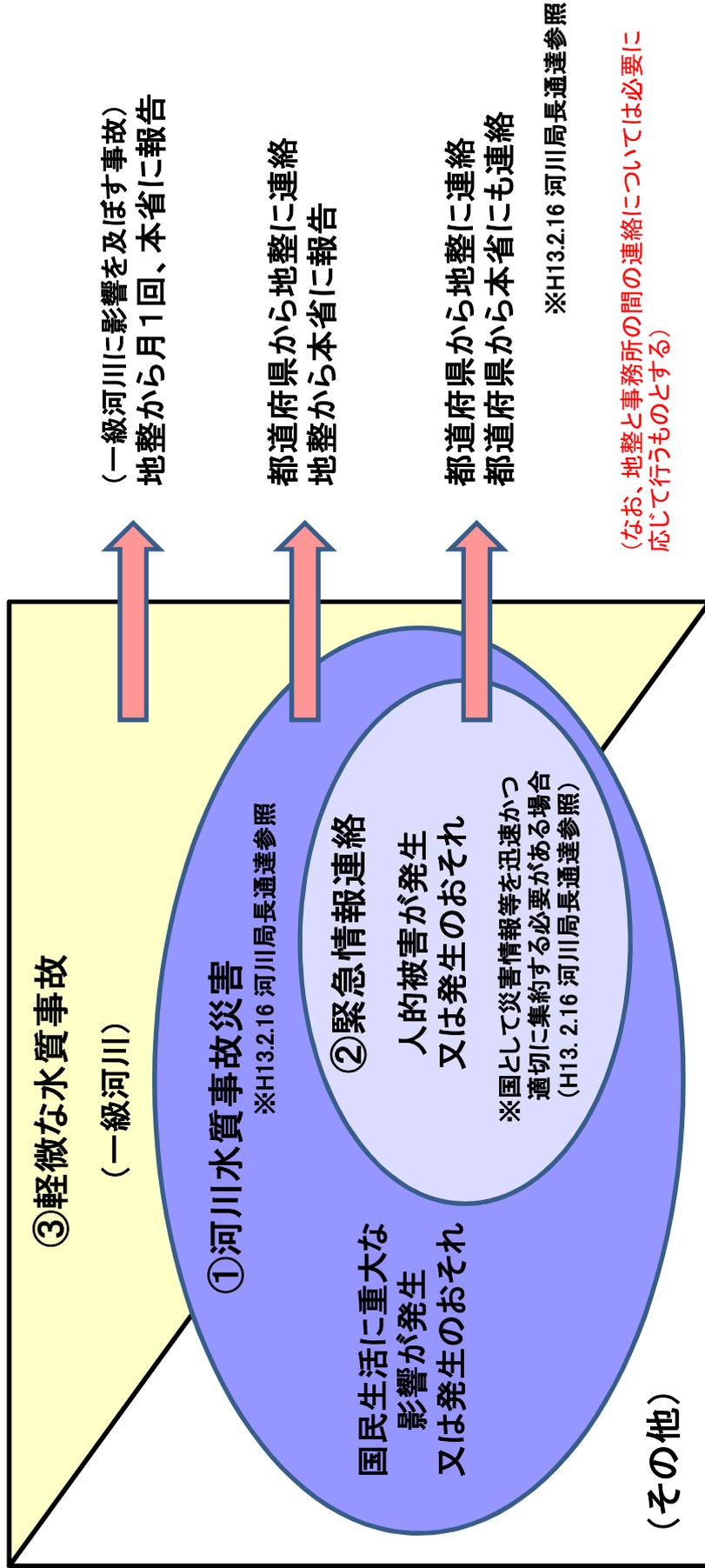
体制の解除及び下位体制への変更については、(2) 防災体制目安のほか、応急対策の実施状況、被害の程度・変化の状況、災害の原因となった事象の今後の見通し、2次災害の可能性、政府の対応状況等を踏まえて決定するものとする。

（注）大臣以下関係幹部：大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、技監、国土交通審議官、官房長

2. その他

参集を要する規模の地震等が発生した場合において、参集が必要な職員は、当該地震等発生を察知、あるいはテレビ・ラジオ放送等により了知したときは、直ちに自発的に参集するものとする。

河川水質事故災害の情報連絡体制



※情報連絡の対象となる河川水質事故災害の目安

- ・ 人的被害が発生した又は発生するおそれがある場合
- ・ 取水停止等、利水者への影響が発生した又は発生するおそれがある場合
- ・ 全国規模で報道されることが予想される場合
- ・ 各地方整備局において注意体制以上の体制をとる場合
- ・ 津波等により、取水障害が生じるおそれがある場合
- ・ その他連絡が必要と判断される場合

河川法施行令の一部を改正する政令の施行について(河川局長通達)

(昭和45年9月10日、建設省河政発第100号)

一 禁止、許可行為等の規則について

竹木の流送、舟若しくはいかだの通航、汚物若しくは廃物の投棄等の河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、治水、清潔及び他の河川使用との調整の見地から厳しく規制

すべきことは当然であるが、他面河川は公共の場として不特定多数の者の自由な使用に供されており、また農水産業等河川に依存する事業活動も広汎にわたっているため、これらとの調整に慎重に配慮し、規制は河川管理上支障を及ぼ

すおそれのある範囲に止めること。

二 汚水の排出の届出について

河川への汚水の排出は、公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和33年法律第181号)、工場排水等の規制に関する法律(昭和33年法律第182号)等により規制されることとなっているが、河川管理者においても、河川の汚濁の状況を的確に把握することが必要であるので、令第16条の5の規定を設けたものである。

河川に汚水を排出する者に対しては、本条による届出義務を周知徹底するとともに、別表の法令による規制の事務を行う行政機関と相互に密接な連絡を保ち、汚水の排出の状況を的確に把握すること。

なお、今後は、本条による届出制の運用とあいまって、他法令による排水規制の状況も把握し、必要に応じて関係行政機関に対して監督の強化等の要請を積極的に行うこと。

三 緊急時の措置について

1 異常な濁水等により河川の汚濁が著しく進行し、河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる場合において、汚水の排出者に対して要請すべき事項は、当該汚濁の程度、汚濁による影響の程度等に応じて当該支障を除去するために有効、適切なものとする。この場合、汚水の排出者が要請を履行することができるよう当該汚水の排出者の業種、排出量、営業規模等を考慮し、実情に即したものと

よう配慮すること。

2 あらかじめ緊急な事態の内容に応じて汚水の排出者に求めるべき事項を定め、緊急時に迅速に対応できるよう措置すること。

3 汚水の排出者に所要の要請をするほか、関係行政機関に対しても汚濁の防止につき協力を求める等の措置を講ずること。また、必要な場合には、汚濁地域の住民に対して汚濁の状況を周知させる措置を講ずること。

四 本政令施行のための体制について

1 本政令による行為規則は、国民の生活に密接な関連を有するものが多く、施行日までの間に必要な指定等の準備を完了するほか、広く関係住民に周知徹底させること。

2 本政令による規則を有効に実施するために河川の巡視、水質の測定、監視等広く河川の監視体制の強化に努めること。

3 本政令の施行に関しては関係する行政機関が多く、かつその協力を必要とするので、これら関係行政機関との連絡を一層緊密にすること。とくに罰則を伴う行為の取締については、警察との連絡を密にすること。また、水質汚濁防止に関しては、必要な河川ごとに水質関係機関からなる連絡協議会をあらかじめ設置し、常時情報の交換を行うとともに、緊急事態の発生した場合に即応できるようにする等連絡体制を確立すること。

河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について(河川局水政課長通達)

(昭和45年10月7日、建設省河政発第105号)

第三令 第16条の4関係

一 第1項第1号関係

法第26条又は第27条の許可を受けて行う行為は、本号に該当しないものであること。

二 第1項第2号関係

1 汚物には、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体のほか燃えがら、汚でい等が含まれ、廃物には、建築廃材、産業廃棄物等が含まれるものであること。

2 汚水を樋門、樋管を通じて河川に排出する行為は、本号に該当せず、第16条の5の規定による届出の対象となるものであること。

3 下記に掲げる行為は、「みだりに行う行為」に該当しないものであること。

(1) 河川の流水により貯水池、取水口、沈砂池に運ばれてくる汚物の処理

(2) 事故による汚水の流入その他突発的な事態が発生した場合

2 河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合とは、河川の汚濁が進行し、次の各号に例示するような事態が生じた場合をいうものとする。

(1) 上水道等の原水として利用することが不可能となるおそれがある場合

上水道等の原水として利用することができるかどうかは、各施設の浄化能力に左右されるが、上水道の場合を例にとれば、原則としてBOD値が簡易水道の場合には4ppm以上、高級水道の場合には6ppm以上となった場合とする。

(2) シアン、クロムその他の劇毒物による汚染により上水道水源が汚染され人の健康の保持に影響が生ずるおそれがある場合

(3) 魚類等の異常死があった場合又は魚類等が急激に棲息できなくなるおそれがある場合

(4) BOD値が20ppm以上となり、悪臭が発生した場合環境の保全に影響が生じた場合

二 緊急時等の措置

異常な事態が生じた場合に汚水の排出者に求めるべき内容は、当該河川の水質の状況、利用の状況及び開発の状況を勘案し、特に上水道原水及び魚類の棲息を重視して河川の特성에応じて決定するものとする。この場合、河川ごとに設けた関係機関等による協議会であらかじめ汚濁の進行状況に応じて、次に例示するように段階的に減量すべき量を定めておく等適切な措置を講ずること。

1 異常湧水時の場合

あらかじめ、次の例のような段階別の措置を年度ごとに定め、状況に応じて適用するものとする。この場合、原材料の面で操業時期に制約のある季節的な事業については、その特殊事情を配慮し、シアン、カドミウム等の健康項目を含む排水については、その排水が人の健康に及ぼす影響を十分配慮して決定するものとする。

(A) 段階

(2) 道路事業その他の公共事業の施行に伴いやむを得ず行われる一時的な行為及び公共施設を管理し、若しくは利用する行為であって止むを得ないもの

(3) 河川区域内の農地において行われる肥料の散布、魚網に付着したゴミの除去、伐採した下枝の放置等農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為

第五令 第16条の6関係

一 緊急時の要件

1 異常な湧水等とは、次の各号の1に該当する場合をいうものとする。

(1) 河川の流量が当該河川の平均湧水流量以下に減少した場合

主要な汚濁負荷工場について業種、排出量、排水の水質等に応じて定める割合の排水量の減量を求める。

(B) 段階

その他の排出者に排出規制の協力を求め、かつ、主要な汚濁負荷工場に対し、業種、排出量、排水の水質等に応じて定める割合の排水量の減量、排水の停止等を求める。

2 突発的な事態が発生した場合

排水者に対し、異常水質の状況を示し、適正な排水規制を求める。

三 一般への周知と関係行政機関への通報

異常な湧水等が生じた場合には、その旨を流域主用汚濁源地域の住民に対し、ラジオ、テレビ等の報道機関等を通じて周知徹底するとともに、関係行政機関等に通報する。

四 一の緊急時の要件及び二の緊急時において求める措置の内容を汚水を排出する者に周知徹底させること。

五 河川に流入する水路についても緊急時には河川管理者が当該水路管理者に協力を求め、当該水路管理者は当該水路への排出者に排出量の減量等の措置を求めることとすることが望ましいので、前記二の協議会に当該水路管理者を加え、所要の措置を定めておくこと。

六 河川管理者が通商産業省所管の工場、事業者にに対し、汚水の排出量の減量その他の必要な措置を講ずべきことを求める場合には、関係通商産業局長又は関係鉱山保安監督部長に協議するものとする。

七 河川管理者が病院に対し、緊急時の措置を求めようとするときは、緊急性の度合に応じ、当該病院を所管する関係行政部局又は関係行政機関に協議することとし、当該病院の医療に支障をきたさないように配慮すること。

八 緊急時の措置を求める場合には、公害防止に関する条例による類似の措置を尊重して行うこと。

河川の水質汚濁防止に関する連絡協議会の事業の内容について

(昭和46年7月24日、建設省河計発第254号)

(各地方建設局河川部長および北海道開発局建設部長あて 建設省河川局河川計画課長)

河川の水質汚濁防止に関する連絡協議会の設置については、昭和45年9月10日付け建設省河政発第100号をもって河川局長より通達されたところであるが、同協議会の業務の内容は、下記の事項とするところが適当であるので、参考とされた

水質汚濁防止法第16条第1項

- 4. 水質調査及び解析に関する情報の交換
- 5. 3及び4以外の次項で一級河川の管理上必要な水質汚濁防止法の措置に関する連絡調整
- 6. 一級河川に係る水域類型の指定の作業に関する協力

い。

記

- 1. 緊急時の措置に関する連絡及び連絡通報体制の整備(河川法施行令第16条の6)
- 2. 水質汚濁に係る公害防止計画の作成作業に関する協力(公害対策基本法第19条)
- 3. 水質測定計画の作成に関する連絡調整(水
- 7. 流域別下水道整備総合計画の策定に関する協力(下水道法第2条の2)
- 8. 水質汚濁対策事業に関する協力
- 9. その他水質汚濁防止対策上必要と認める次項

重油流出事故等による河川汚濁の緊急対策について (昭和50年1月8日、建設省河治発第3号)

(各地方建設局河川部長および北海道開発局建設部長あて 建設省河川局治水課長通達)

河川への重油等有害浮遊物の大量の流出等突発的な事故発生に対し緊急的な対策がとれるよう貴職におかれては遺憾なく措置されていることと思うが、昨年の11月19日に起こった岡山県の水島コンビナートの重油流出事故により瀬戸内海及びこれに流入する河川の河口部の汚染が社会問題化していることもあり、これらの事故が予想される河川については、改めて下記事項に留意し遺憾のないよう措置されたい。

記

- (1) 流出した重油等の拡散、流下、遡上等を防止するためのオイルフェンス、オイルマット等の資材の常備
 - (2) 関係機関との連絡、応援体制の確立
 - (3) 専門業者の活用を検討
- なお、常備する資材等は「直轄河川維持修繕費」で支出して差し支えないが、使用した資材等の補給は原因者に行わせることになるから、念のため申し添える。

地方建設局河川部長 殿

建設省河計発第7号
平成二年二月三日

建設省河川局河川計画課長

水質事故発生時の情報伝達について

水質事故は突発的に発生し、重大な社会的影響を及ぼす恐れがあるため、水質事故の発生又は通報を受け次第、水質事故の規模、内容の如何を勘み、必要に応じて水質事故情報の伝達を行うことを産産元とし、下記によりその業務に留意されたい。

記

- 一 水質事故の発生又は通報(以下「通報等」という。)を受け次第、関係者への連絡伝達を行うと同時に、必要に応じて関係機関及び関係者へ以下「次項」による「通報」(以下「第一報」という。)を行うこと。
- 二 水質事故は緊急事態であることとなる。担当者の不在等の場合であっても、遅滞なく本省に報告がなされるよう努めること。
- 三 上記の報告は通報等により把握した水質事故の内容を併せて記載し、速に伝達すること。
- 四 本省への報告は第一報の後、水質事故状況の適宜な把握を行い、差次水質事故への対応状況及び今後の見通しを報告すること。

農林省河川部第五号
平成二年八月四日

北羽道開発局建設課長
各地方建設局河川部長 殿

農林省河川部河川課対策課長

河川の水質汚濁防止に関する連絡協議会の設立促進及び
強化について

河川の水質汚濁防止に関する連絡協議会の設置については、昭和四五年九月一〇日付建設省河政第第一〇〇号による河川局長官通知に基づき、設置努力を要するところであるが、最近水質事故が頻発している現状に鑑み、未だ水質汚濁防止に関する連絡協議会が設立されていない河川（水系）にあっては、早急にその設立に努められたい。
又、事故情報の迅速な入手、及び迅速な対応を図るため、既に設立されている協議会も、通報・連絡体制を整備、消防警備等の機関を加える等の措置を要し、水質事故の体制の強化を図られたい。

水質事故対策マニュアルの作成について

農林省河川部第九号
平成四年一月二二日

地方建設局河川部長 殿

河川部河川課対策課長 横 正和

近年、河川水質事故は増加の傾向にあり、特に昭和六三年の異川のシアン素中毒や平成三年の今切川の二酸化硫黄中毒は、人命を奪取し、甚だしい社会的影響が大きい水質事故が頻発しており、河川管理上重大な問題となっている。
このような水質事故の頻発に對するため、従来より水質汚濁防止連絡協議会の設立やその連絡網の強化、拡充を図ってきたところであるが、平成三年七月までに全国の全ての一級水系に水質汚濁防止連絡協議会が設立された。については、水質事故対応をより迅速かつ的確に実施するため、「水質事故対策マニュアル（案）」を原案のとおり作成したので、今後この作成資料（案）に基づき、各水系の水質事故対策マニュアルを早急に作成し、頒布する水質事故に迅速かつ的確な対応が図られるよう対応されたい。
なお、作成にあたっては、水質汚濁防止連絡協議会との協議を十分行うとともに、作成した時は速やかに河川課対策課まで報告されたい。

水質事故等緊急時における水質汚濁防止連絡協議会の情報連絡通報体制等について

(平成6年9月12日、建設省河計発第76号)

(各地方建設局河川部長および北海道開発局建設部長あて 建設省河川局河川計画課長)

今般、天竜川水系におけるシアン流出事故にみられるように重大な水質事故が多発しており、水質事故等緊急時の情報の連絡通報はますます重要となっている。ついては、水質事故等緊急時の水質汚濁防止連絡協議会(以下「水濁協」といふ)の対応について下記のとおり徹底を図り、河川水質汚濁被害の防止・軽減に一層努められたい。

記

1. 水濁協による水質事故等緊急時の情報の連絡通報体制(特に夜間、休日の連絡通報体制)について徹底を図る。また、水質事故情報伝達訓練を実施していない水系については、定期的に訓練を実施する。
2. 一般市民に対し、河川水質の異常等を発見した場合の通報先について、広報等により

周知を図るよう努める。

3. 警察、消防、保健所等の機関が水濁協の構成員となっていない場合については、これらの機関からの水質事故情報が迅速に入手できるような連絡調整に努める。
4. 水質事故が発生した場合には、水濁協として報道機関を通じ広く一般市民に情報提供するように努める。
5. 水質事故等緊急時の対策を円滑に実施できるよう、水質事故現地対策訓練を定期的に実施する。
6. 水質事故等緊急時に的確に対処するため、水質事故対策マニュアルの作成について平成4年1月22日付け建設省河環発第9号で河川環境対策室長より各地方建設局河川部長あて通知しているところであるが、未策定の水系については早急に作成されたい。

河川法の一部を改正する法律等の施行について(平成10年1月23日付け建設省河政発第4号)

(各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事あて 建設省河川局長)

河川法の一部を改正する法律(平成9年法律第69号)は、平成9年6月4日に、河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成9年政令第341号)、河川法施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第342号)及び河川法施行規則の一部を改正する省令(平成9年建設省令第18号)は、それぞれ11月28日に公布され、いずれも平成9年12月1日から施行されることとなった。

(中略)

記

五 水質事故処理等の原因者施行・原因者負担制度の創設について(法第18条及び第67条関係)

河川管理者は、水質事故等に対応して、オイルフェン

スの設置により油の下流への流出の防止、オイルマットの敷設による油の吸着等の処理対策を行っているところである。このような水質事故処理等は、本来原因者の責任で行うべきであるが、改正前の河川法においては、原因者に施行・負担させることができるものは「河川工事」に限定され、河川管理者は、水質事故処理等の河川の維持を原因者に施行させることができなかつたため、河川管理者が、油の流出など水質事故等により必要となった河川の維持(オイルフェンス、オイルマットの敷設等)について、原因者に施行を命じ、又は原因者に必要な費用を負担させることができるよう措置したものであること。

河川法の一部を改正する法律等の施行について(平成10年1月23日付け建設省河政発第5号、河計発第3号、河環発第4号、河治発第2号、河開発第5号)

(各地方建設局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、各都道府県土木主管部長あて 河川局水政課長、河川計画課長、河川環境課長、治水課長、開発課長通知)

河川法の一部を改正する法律(平成9年法律第69号)は、平成9年6月4日に、河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成9年政令第341号)、河川法施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第342号)及び河川法施行規則の一部を改正する省令(平成9年建設省令第18号)の施行については、「河川法の一部を改正する法律等の施行について」(平成10年1月23日付け建設省河政発第4号各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事あて河川局長通達)により通達されたところであるが、その運用に当

たっては、下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

記

五 水質事故処理等の原因者施行・原因者負担制度の創設について

1 河川の汚損について

「河川の汚損」とは、水質事故等により、河川の流水、河川敷等を汚すことであり、具体的には、例えば、施設や船舶等の故障、事故等の突発的な事象により、原油、重油、灯油などの油や有害物質等が河川に流入し、河川の流水を汚したり、産業廃棄物、建設廃材、船舶、車両等の不法投棄により、河川敷を汚すことであること。

2 河川の維持について

「河川の維持」とは、河川又は河川管理施設の原状を

良好な状態に保存する行為であり、具体的には破船、流木、ごみ、投棄車同等の障害物の除去、水質事故の応急措置等であること。

水質事故の応急措置としては、流出した油、酸・アルカリ等の拡散、流下、遡上等を防止するためのオイルフェンス、オイルマット等の設置、化学処理等で、いずれも河川の原状を良好な状態に保全するために行うものであること。

3 水質事故等の関係者への連絡通報について

河川を汚濁する行為があったことを知ったときには、都道府県環境担当部局関係行政機関及び利害関係を有すると認められる関係河川使用者に対し速やかに通報するよう周知してきたところであるが、今後とも関係機関と十分な連絡通報体制の確保を図り、流水の清潔の保持の観点から適切に対処すること。

なお、連絡通報体制の確保に当たっては、既存の水質汚濁防止連絡協議会等の組織を活用すること。

4 原因者負担金について

原因者は、自らが生起させた水質事故等の結果に対して責任を有するものであり、公平の原則から水質事故等の処理に要した維持行為についての費用負担を原因者に請求するものである。

したがって、原因者が個人、企業、法人を問わず、費用請求ができるものとする。なお、大震災等通常想定し得ない天災や第三者の犯罪行為により水質事故等が発生した場合で、原因となった施設の管理者に帰責理由が存しない場合においては、費用請求の対象とはならないものとする。

原因者負担の範囲は、業者に依頼した場合の処理に要した経費及び水質分析費、処理に要した資材費等水質事故等の処理に直接要した維持行為に係る費用とすること。

河川水質事故災害関連資料

水質事故時の対応に関する関係法令及び過去の通達及び情報連絡要領等の内容について、以下の通りとりまとめた。

- ・ 各地方整備局においては、本内容に基づき対応されたい。
- ・ 各都道府県においては、本資料を参考とされ、迅速かつ的確な運用につき、十分な配慮をお願いしたい。

■ 緊急時の措置（河川法施行令第16条の6 関連）

河川法施行令第16条の6

（緊急時の措置）第16条の6 河川管理者は、異常な濁水等により河川の汚濁が著しく進行し、河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その旨を関係行政機関、関係地方公共団体及び利害関係を有すると認められる関係河川使用者（法第38条に規定する関係河川使用者をいう。）に通報するものとする。

2 前項に規定する場合には、河川管理者は、当該支障を除去するために必要な限度において、河川に汚水を排出する者に対し、排出する汚水の量を減ずること、汚水の排出を一時停止することその他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

1. 緊急時の要件

（昭和45年10月7日付け河川局水政課長通達「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」より抜粋）

第五 令第16条の6 関係

一 緊急時の要件

1 異常な濁水等とは、次の各号の1に該当する場合をいうものとする。

- （1）河川の流量が当該河川の平均濁水流量以下に減少した場合
- （2）事故による汚水の流入その他突発的な事態が発生した場合

2 河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合とは、河川の汚濁が進行し、次の各号に例示するような事態が生じた場合をいうものとする。

（1）上水道等の原水として利用することが不可能となるおそれがある場合

上水道等の原水として利用することができるかどうかは、各施設の浄化能力に左右されるが、上水道の場合を例にとれば、原則としてBOD値が簡易水道の場合には4ppm以上、高級水道の場合には6ppm以上となった場

合とする。

- (2) シアン、クロムその他の劇毒物による汚染により上水道水源が汚染され人の健康の保持に影響が生ずるおそれがある場合
- (3) 魚類等の異常斃死があった場合又は魚類等が急激に棲息できなくなるおそれがある場合
- (4) BOD値が 20ppm 以上となり、悪臭が発生した場合 環境の保全に影響が生じた場合

2. 関係河川使用者及び関係行政機関等への通報

(1) 関係河川使用者及び関係行政機関への通報

(平成 10 年 1 月 23 日付け河川局水政課長、河川計画課長、河川環境課長、治水課長、開発課長通達「河川法の一部を改正する法律等の施行について」より抜粋。平成 2 年 2 月 3 日付け建設省河川局河川計画課長通知「水質事故発生時の情報伝達について」にも同様内容あり)

河川を汚濁する行為があったことを知ったときには、都道府県環境担当部局関係行政機関及び利害関係を有すると認められる関係河川使用者に対し速やかに通報するよう周知してきたところであるが、今後とも関係機関との十分な連絡通報体制の確保を図り、流水の清潔の保持の観点から適切に対処すること。なお、連絡通報体制の確保に当たっては、既存の水質汚濁防止連絡協議会等の組織を活用すること。

(2) 本省、地方整備局等における災害情報連絡

(平成 13 年 2 月 16 日河川局長通知「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領について」より抜粋)

河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領

1. 目的

この要領の目的は、河川・・・(中略)・・・等に係る災害の発生時等において、災害による危険を防止し、地域の災害対策等を効果的に進めるために、・・・(中略)・・・等の災害状況や所管の事項に係る被災状況を迅速かつ的確に把握するための活動要領について示したものである。

・・・(中略)・・・

3. 情報連絡方法

(1) 情報連絡の対象となる事象

都道府県及び地方整備局等は、・・・(中略)・・・等以下に例示する災害により所管の事項に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、(2)に定める

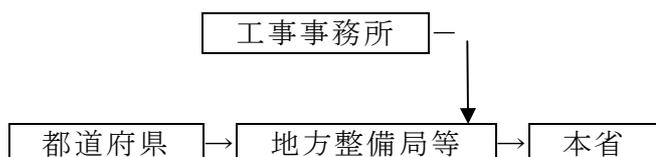
方法によって情報連絡を行うものとする。

- ・ ・ （中略） ・ ・
- ・ 河川水質事故災害
- ・ ・ （中略） ・ ・

(2) 連絡経路

災害の発生時等において、都道府県は地方整備局等に連絡し、また地方整備局等は本省に連絡を行うものとする。

また、地方整備局等は、災害対策に関して都道府県と連携し、必要に応じて支援するものとする。



ただし、重大な災害等の場合であって、国土交通省あるいは河川局として災害の状況を内閣危機管理センター、政府非常災害対策本部等に報告する必要がある場合等の緊急の場合（別途定める）においては、都道府県は本省にも直接連絡を行うものとする。

（平成 13 年 2 月 16 日関係課長通知「河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について」より抜粋）

河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情報連絡について

- ・ ・ （中略） ・ ・

1. 緊急情報連絡が必要な場合

災害等の状況が以下の各号の一に該当する場合、災害の発生及び被害に関する情報の第一報（発生場所、時刻、災害状況等の概要で、特に定めがある場合を除き、様式は問わない）を、本通知に定める方法で連絡するものとする。

- ・ ・ （中略） ・ ・

③河川水質事故災害のうち、人的被害などの重大な影響が発生し、又は発生するおそれがある場合

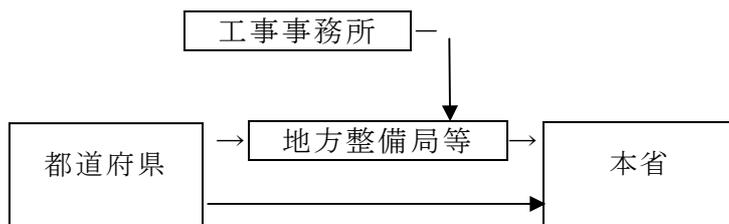
- ・ ・ （中略） ・ ・

緊急情報連絡の判断にあたっては、上記のほか、災害等の状況に応じて機動的かつ弾力的に運用するものとする。

2. 緊急情報連絡経路

緊急情報連絡は、「河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領」における本省の各所管課に直接連絡するとともに、地方整備局等にもあわせて連絡するものとする。

る。



(3) 水質汚濁防止連絡協議会（水濁協）

(3) — 1 設置

(昭和 45 年 9 月 10 日付け建設省河川局長通達「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」より抜粋)

水質汚濁防止に関しては、必要な河川ごとに水質関係機関からなる連絡協議会をあらかじめ設置し、常時情報の交換を行うとともに、緊急事態の発生した場合に即応できるようにする等連絡体制を確立すること。

(3) — 2 業務の内容

(昭和 46 年 7 月 24 日付け建設省河川局河川計画課長通達「河川の水質汚濁防止に関する連絡協議会の事業の内容について」より抜粋)

河川の水質汚濁防止に関する連絡協議会の設置については、・・・(中略)・・・同協議会の業務の内容は、下記の事項とするところが適当であるので、参考とされたい。

記

1. 緊急時の措置に関する連絡及び連絡通報体制の整備(河川法施行令第 16 条の 6)
2. 水質汚濁に係る公害防止計画の作成作業に関する協力(公害対策基本法第 19 条)
3. 水質測定計画の作成に関する連絡調整(水質汚濁防止法第 16 条第 1 項)
4. 水質調査及び解析に関する情報の交換
5. 3 及び 4 以外の事項で一級河川の管理上必要な水質汚濁防止法の措置に関する連絡調整
6. 一級河川に係る水域類型の指定の作業に関する協力
7. 流域別下水道整備総合計画の策定に関する協力(下水道法第 2 条の 2)
8. 水質汚濁対策事業に関する協力
9. その他水質汚濁防止対策上必要と認める事項

(平成6年9月12日付け建設省河川局河川計画課長通知「水質事故発生時の情報伝達について」より)

・ ・ (中略) ・ ・ 水質事故等緊急時の水質汚濁防止連絡協議会 (以下「水濁協」という) の対応について下記のとおり徹底を図り、河川水質汚濁被害の防止・軽減に一層努められたい。

記

1. 水濁協による水質事故等緊急時の情報の連絡通報体制 (特に夜間、休日の連絡通報体制) について徹底を図る。また、水質事故情報伝達訓練を実施していない水系については、定期的に訓練を実施する。

・ ・ (中略) ・ ・

5. 水質事故等緊急時の対策を円滑に実施できるよう、水質事故現地対策訓練を定期的に実施する。

・ ・ (中略) ・ ・

(3) — 3 通報・連絡系統

(平成6年9月12日付け建設省河川局河川計画課長通知「水質事故等緊急時における水質汚濁防止連絡協議会の情報連絡通報体制等について」より抜粋。平成2年8月4日付け建設省河川局河川環境対策室長通知にも同様内容あり)

3. 警察、消防、保健所等の機関が水濁協の構成員となっていない場合については、これらの機関からの水質事故情報が迅速に入手できるような連絡調整に努める。

(昭和45年10月7日付け河川局水政課長通達「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」より抜粋)

第五 令第16条の6 関係

五 河川に流入する水路についても緊急時には河川管理者が当該水路管理者に協力を求め、当該水路管理者は当該水路への排出者に排出量の減量等の措置を求めることとすると望ましいので、前記二の協議会に当該水路管理者を加え、所要の措置を定めておくこと。

(4) 一般への周知

(平成6年9月12日付け建設省河川局河川計画課長通知「水質事故等緊急時における水質汚濁防止連絡協議会の情報連絡通報体制等について」より抜粋。昭和45年10月7日付け河川局水政課長通達「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」にも同様内容あり)

水質事故が発生した場合には、水濁協として報道機関を通じ広く流域の一般市民に情報提供するように努める。

3. 緊急対策

(昭和 50 年 1 月 8 日建設省河川局治水課長通達「重油流出事故等による河川汚濁の緊急対策について」より抜粋)

河川への重油等有害浮遊物の大量の流出等突発的な事故発生に対し・・・(中略)・・・これらの事故が予想される河川については、改めて下記事項に留意し遺憾のないよう措置されたい。

記

- (1) 流出した重油等の拡散、流下、遡上等を防止するためのオイルフェンス、オイルマット等の資材の常備、
- (2) 関係機関との連絡、応援態勢の確立
- (3) 専門業者の活用の検討

4. 汚水の排出者に求める内容

(1) 汚水の排出者に対して要請すべき事項

(昭和 45 年 9 月 10 日付け建設省河川局長通達「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」より抜粋)

三 緊急時の措置について

1 ... (中略) ... 汚水の排出者に対して要請すべき事項は、当該汚濁の程度、汚濁による影響の程度等に応じて当該支障を除去するために有効、適切なものとする。この場合、汚水の排出者が要請を履行することができるよう当該汚水の排出者の業者、排出量、営業規模等を考慮し、実情に即したものとなるよう配慮すること。

2 あらかじめ緊急な事態の内容に応じて汚水の排出者に求めるべき事項を定め、緊急時に迅速に対応できるよう措置すること。

3 汚水の排出者に所要の要請をするほか、関係行政機関に対しても汚濁の防止につき協力を求める等の措置を講ずること。・・・(中略)・・・

(昭和45年10月7日付け河川局水政課長通達「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」より抜粋)

第五 令第16条の6関係

二 緊急時等の措置

異常な事態が生じた場合に汚水の排出者に求めるべき内容は、当該河川の水質の状況、利用の状況及び開発の状況を勘案し、特に上水道原水及び魚族の棲息を重視して河川の特성에応じて決定するものとする。この場合、河川ごとに設けた関係機関等による協議会であらかじめ汚濁の進行状況に応じて、次に例示するように段階的に減量すべき量を定めておく等適切な措置を講ずること。

1 異常渇水時の場合

あらかじめ、次の例のような段階別の措置を年度ごとに定め、状況に応じて適用するものとする。この場合、原材料の面で操業時期に制約のある季節的な事業については、その特殊事情を配慮し、シアン、カドミウム等の健康項目を含む排水については、その排水が人の健康に及ぼす影響を十分配慮して決定するものとする。

(A) 段階 主要な汚濁負荷工場について業種、排出量、排水の水質等に応じて定める割合の排出量の減量を求める。

(B) 段階 その他の排出者に排出規制の協力を求め、かつ、主要な汚濁負荷工場に対し、業種、排出量、排水の水質等に応じて定める割合の排水量の減量、排水の停止等を求める。

2 突発的な事態が発生した場合

排水者に対し、異常水質の状況を示し、適正な排水規制を求める。

・・・(中略)・・・

四 一の緊急時の要件及び二の緊急時において求める措置の内容を汚水を排出する者に周知徹底させること。

・・・(中略)・・・

六 河川管理者が通商産業省所管の工場、事業場に対し、汚水の排出量の減量その他の必要な措置を講ずべきことを求める場合には、関係通商産業局長又は関係鉱山保安監督部長に協議するものとする。

七 河川管理者が病院に対し、緊急時の措置を求めようとするときは、緊急性の度合に応じ、当該病院を所管する関係行政部局又は関係行政機関に協議することとし、当該病院の医療に支障をきたさないように配慮すること。

八 緊急時の措置を求める場合には、公害防止に関する条例による類似の措置を尊重して行うこと。

5. その他

(平成4年1月22日付け建設省河川局河川環境対策室長通知「水質事故対策マニュアルの作成について」より抜粋)

・・・(中略)・・・

については、水質事故対応をより迅速かつ的確に実施するため、・・・(中略)・・・各水系毎の水質事故対策マニュアルを早急に作成し、頻発する水質事故に迅速かつ的確な対応が図られるよう対処されたい。

なお、作成にあたっては、水質汚濁防止連絡協議会との調整を十分行うとともに、作成した時は速やかに本省河川環境対策室まで報告されたい。

■原因者負担（河川法第18条関連）

河川法第18条（工事原因者の工事の施行等）

河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。

河川法第67条（原因者負担金）

河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

（平成10年1月23日付け河川局長通知「河川法の一部を改正する法律等の施行について」より抜粋）

五 水質事故処理等の原因者施行・原因者負担制度の創設について（法第18条及び第67条関係）

河川管理者は、水質事故等に対応して、オイルフェンスの設置により油の下流への流出の防止、オイルマットの敷設による油の吸着等の処理対策を行っているところである。このような水質事故処理は、本来原因者の責任で行うべきであるが、改正前の河川法においては、原因者に施行・負担させることができるものは「河川工事」に限定され、河川管理者は、水質事故処理等の河川の維持を原因者に施行させることができなかつたため、河川管理者が、油の流出など水質事故等により必要となった河川の維持（オイルフェンス、オイルマットの敷設等）について、原因者に施行を命じ、又は原因者に必要な費用を負担させることができるよう措置したものであること。

（平成10年1月23日付け河川局水政課長、河川計画課長、河川環境課長、治水課長、開発課長通達「河川法の一部を改正する法律等の施行について」より抜粋）

五 水質事故処理等の原因者施行・原因者負担制度の創設について

1 河川の汚損について

「河川の汚損」とは、水質事故等により河川の流水、河川敷等を汚すことであり、具体的には、例えば、施設や船舶等の故障、事故等の突発的な事態により、原油、重油、灯油などの油や有害物質等が河川に流入し、河川の流水を汚したり、産業廃棄物、建設

廃材、船舶、車両等の不法投棄により、河川敷を汚すことであること。

2 河川の維持について

「河川の維持」とは、河川又は河川管理施設の原状を良好な状態に保存する行為であり、具体的には破船、流木、ごみ、投棄車両等の障害物の除去、水質事故の応急措置等であること。

水質事故の応急措置としては、流出した油、酸・アルカリ等の拡散、流下、遡上等を防止するためのオイルフェンス、オイルマット等の設置、化学処理等で、いずれも河川の原状を良好な状態に保全するために行うものであること。

・ ・ (中略) ・ ・

4 原因者負担金について

原因者は、自らが生起させた水質事故等の結果に対して責任を有するものであり、公平の原則から水質事故等の処理に要した維持行為についての費用負担を原因者に請求するものである。

したがって、原因者が個人、企業、法人を問わず、費用請求ができるものとする。なお、大震災等通常想定し得ない天災や第三者の犯罪行為により水質事故等が発生した場合で、原因となった施設の管理者に帰責理由が存在しない場合においては、費用請求の対象とはならないものとする。

原因者負担の範囲は、業者に依頼した場合の処理に要した経費及び水質分析費、処理に要した資材費等水質事故等の処理に直接要した維持行為に係る費用とすること。

(様式1) 水質事故一覽表 ※体制に関わらず、全ての水質事故を含む。

NO	地名	地方整備体制	年月日	時分	年月日	時分	〇〇日間は〇〇時間	水系名	河川名	水質事故の種類	原因物質の種類	発生年月日	事故発生場所	区分1	区分2	事故の概要	事故原因	対応策の概要	原因者の判明	原因者施工の有無	原因者への費用請求の有無	原因者の負担の状況	記者発表の有無
1	前年度より継続の体制がある場合は、この行より上で、「行の購入」を記入してください																						
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
	記入欄が不足した場合は、この行より上で、「行の購入」を記入してください																						

注1 地方整備局(本局)の水質事故体制には、下記のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注2 体制の種類には、下記の5種類のうち1つを記入する。
 注3 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。

注4 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注5 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注6 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注7 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注8 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注9 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注10 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注11 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注12 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注13 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注1 地方整備局(本局)の水質事故体制には、下記のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注2 体制の種類には、下記の5種類のうち1つを記入する。
 注3 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注4 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注5 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注6 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注7 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注8 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注9 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注10 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注11 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注12 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

注13 水質事故の種類には、下記の8種類のうち1つを記入する。
 ※なお、体制の適用が無い場合は空欄のままとする。体制の変更がある場合は、改行して改めて体制を記載する。

(様式2)
上水道の取水停止を伴った水質事故

NO.	地名	地方整備局 体制	体制期間				発生年月日	発生地点	取水停止水道	取水権量 (m ³ /s)	停止期間	事故の原因	受水者への 影響	影響市町村
			年月日	時分	～	年月日 時分								
1														
2														
3														
4														
5														

記入欄が不足した場合は、この行より上で、「行の挿入」を記入してください。
 ※(様式1)のうち、上水の取水停止を伴ったものを記入する。
 ※体制を取らなかった事故も含む。

DiMAPS へのアクセスは 国土交通省トップページのバナーをクリック

(URL) <http://www.mlit.go.jp>



DiMAPSが扱う事前の登録情報



ダム、高速道路、鉄道線・駅、バスターミナル、港湾、ヘリポート、下水道処理施設、公園、官公庁施設、病院、避難施設等を地図上で表示

DiMAPSが扱う被害情報



※ DiMAPSの被害情報は、本規模災害発生時に「〇〇災害に関する〇月〇日〇時時点の被害情報」として時点毎に更新して表示します。
 ※ 登録地図や登録している登録情報は定期的に更新します。最新情報は定期的に更新します。
 ※ 当サイトのコンテンツを利用される場合は、国土交通省の利用規約を確認のうえご利用ください。(<http://www.mlit.go.jp/link.html>)
 ※ 本リーフレットの記載内容は2015年11月現在のものです。

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 災害対策室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111

国土交通省 国土地理院 企画部 防災推進室

〒305-0811

茨城県つくば市北郷1番 (代表電話) 029-864-1111



～災害情報をより早く、わかりやすく～ 統合災害情報システム DiMAPS (Integrated Disaster Information Mapping System)



国土交通省・国土地理院

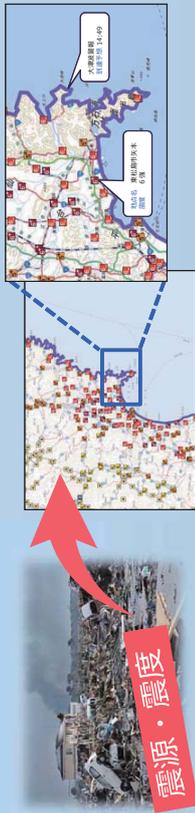
災害情報をより早く、わかりやすく「DIMAPS」

統合災害情報システム（**DIMAPS**）は、地震や風水害などの自然災害発生時に、いち早く現場から災害情報を収集して、地図上にわかりやすく表示することができ、今までにない全く新しいシステムです。

素早く集めて、どこでも誰でも見ることが可能に。

DIMAPS は、震度情報や被災地の空中写真、被害情報などを、ほぼリアルタイムで地図上に表示します。このため、被害状況を迅速に把握し、共有することが可能になります。

震源・震度等に関する情報を発生直後に表示します。



震源・震度

防災ヘリが撮影した高画質な画像をリアルタイムで表示します。



空中写真

インフラや交通関連の被害情報を垣根を越えてスピーディーに表示します。



インフラ・交通被害

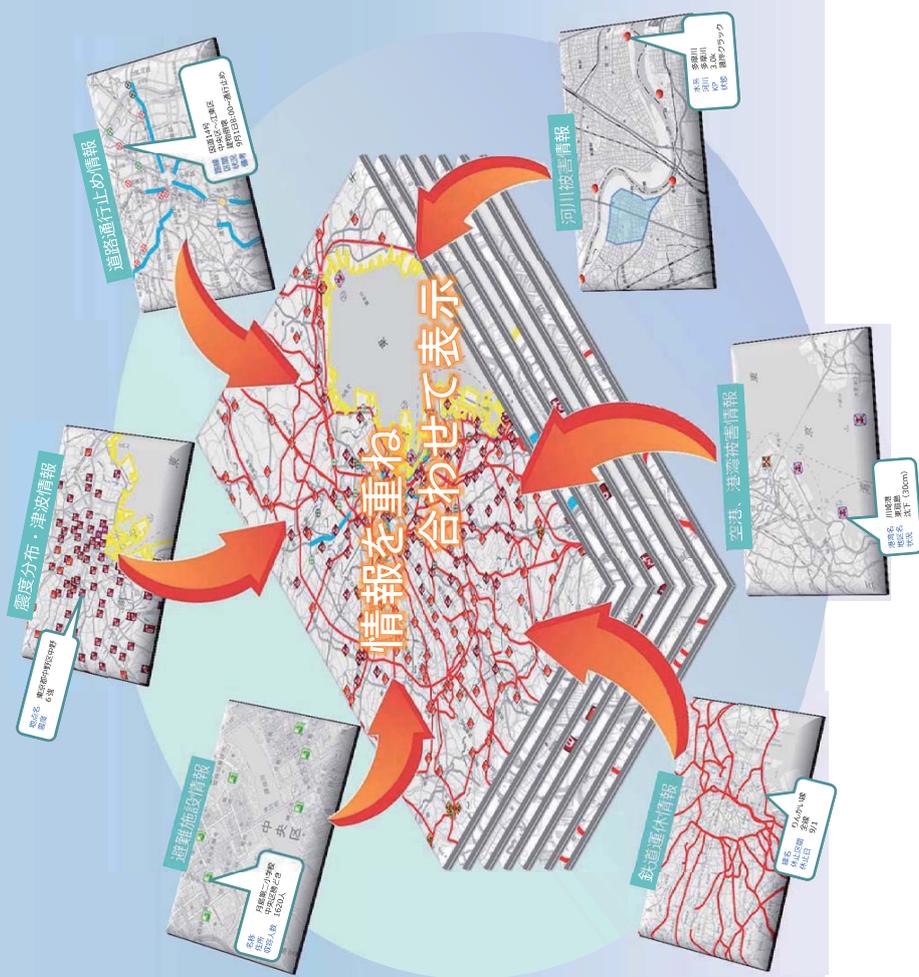
TEC-FORCEの活動状況を現場からダイレクトに表示します。



TEC-FORCE

全部まとめて、自由な大ききで見ることが可能に。

DIMAPS は、国土交通省が収集するインフラや交通関連の被害情報を集約して、拡大・縮小可能なシームレスな地図上で、統合して表示します。これにより、被害状況の全体像の把握と、その後の的確な意思決定を支援します。



統合災害情報システム

DIMAPS

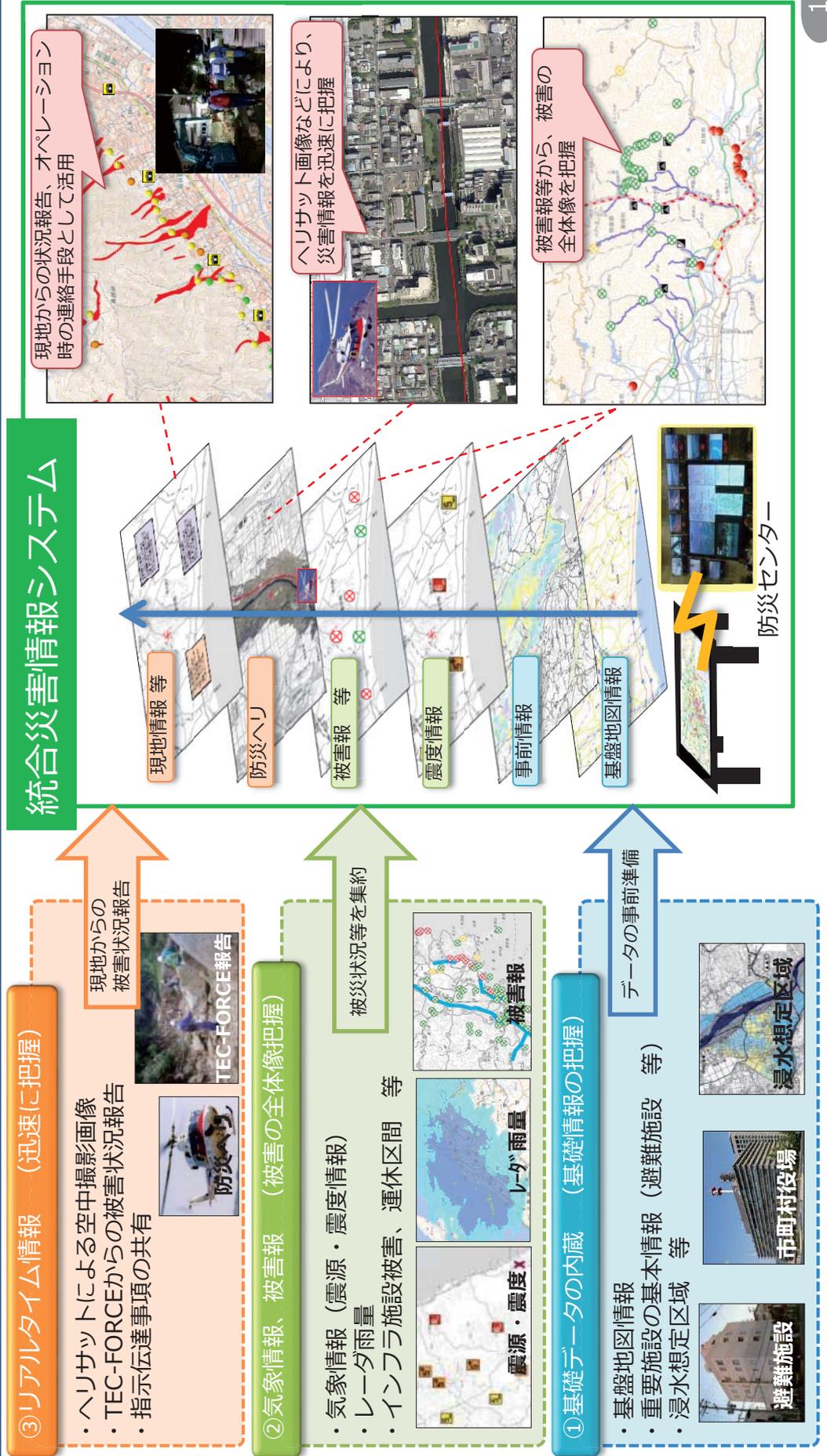
使用マニュアル

平成31年3月

水管理・国土保全局防災課、国土地理院企画部

DiMAPSの概要

- 災害発生時に提供される膨大な情報を集約し、Web地図上に統合表示することで、被害情報をより分かりやすく把握・共有できる**今までにない新しいシステム**。
- 震源・震度情報、防災ヘリ撮影画像、TEC-FORCEからの被害情報等を地図上に表示し、**災害情報を迅速に把握すると共に、被害の全体像を把握**することが可能。



DiMAPSの基本地図画面へのアクセス

DiMAPSへのアクセスは、以下のURLをブラウザのアドレスバーに入力

URL <http://10.97.5.65/dims/>

(本省) <http://10.11.103.110/dims/>
(地理院) <http://163.42.20.1/dims/>

- ① **DiMAPS**のWEBトップページに入ると、下図の画面が表示される。「基本地図」ボタンをクリックすると基本地図画面が表示される。



基本的な機能の操作手順（概要）

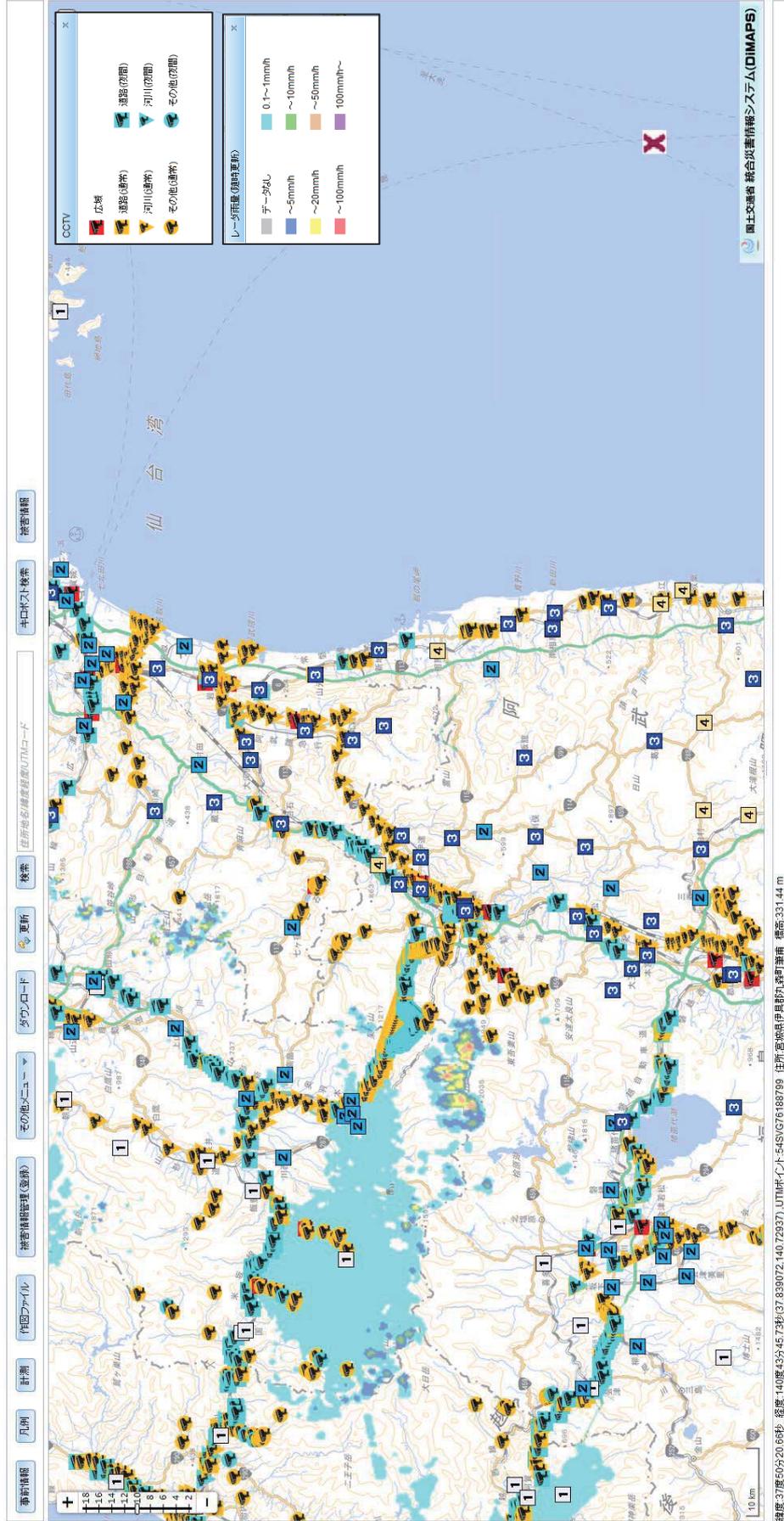
大項目	No	操作内容		参照頁数	「統合災害情報システム 操作説明書」の参照先
		小項目			
被害情報の 参照 (本省 登録情 報)	1		リアルタイム情報を見る	4～9	3.3,3.4
	2		事前情報を見る～浸水想定区域、避難所～	10,11	3.1
	3		被害情報を見る ～各種施設の被害情報～	12～15	3.2
被害情報の 登録 (地方整備局・ 国土地理院 等 登録情報)	4		画像、GPSロガー情報をメール送信する	16～19	5.8,5.9
	5		被害情報等を作図、登録する	20～37	6.1,6.3,6.4
	6		二次編集機能（作図ファイル）	38	6.5
	7		フォルダ（データ）の編集 （削除・移動・複写・新規作成・名前の変更・並び替え）	39～41	-
その他	8		場所を検索する（テキスト検索）	42,43	4.2.1～4.2.5,4.2.7
	9		場所を検索する（キーワード検索）	44	4.2.6,4.2.8
	10		背景地図を変更する	45,46	2.8
	11		中心地点アイコンの表示切替	47	4.3
	12		広域印刷機能	48	4.7
	13		ダウンロード機能	49	4.8
	14		テロップ操作	50	2.6

※ 詳細な操作マニュアルは「統合災害情報システム（DiMAPS）操作説明書」（平成30年3月15日）を参照

1.リアルタイム情報を見る

【被害情報の参照】
(操作手順はP5～9を参照)

- リアルタイムに登録される情報を表示

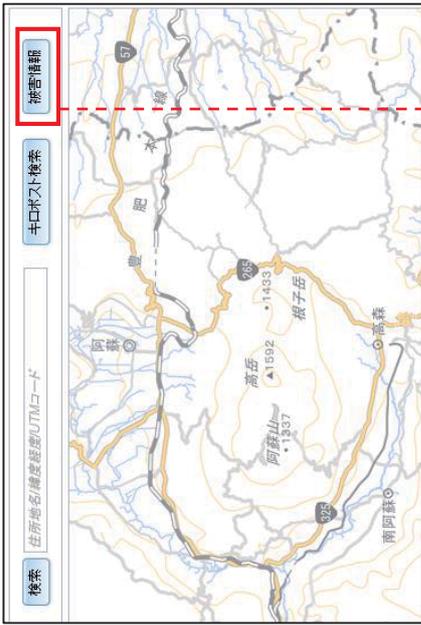


■表示できる共通被害情報

- CCTV
- レーダ雨量
- 現地写真
- 災害対策車両位置
- 水位観測所
- ヘリサット
- 震源・震度 (震度4以上)
- 津波警報・津波の情報
- GPSロガー情報

■ 操作手順（震源・震度、CCTV）

- ① 「被害情報」 ボタンをクリック。



- ② 被害情報選択画面の「リアルタイム情報」の+をクリックし、閲覧する情報に☑を入力。



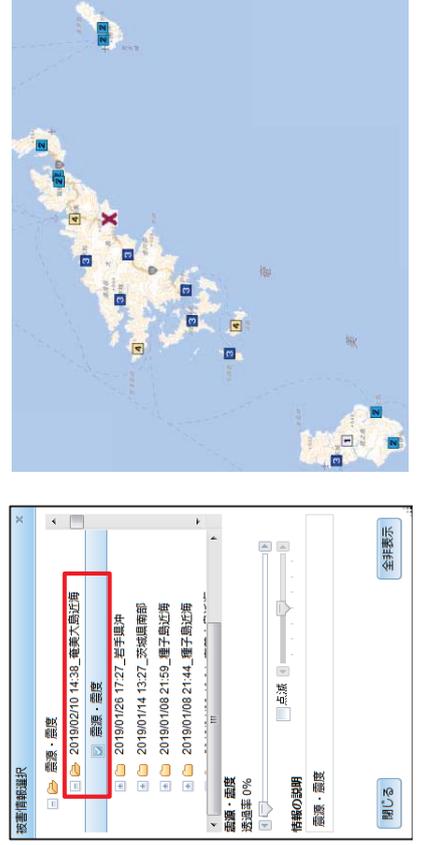
< CCTV >



カメラアイコンをクリックして、ポップアップ内の「映像表示」をクリックすると映像が表示される。

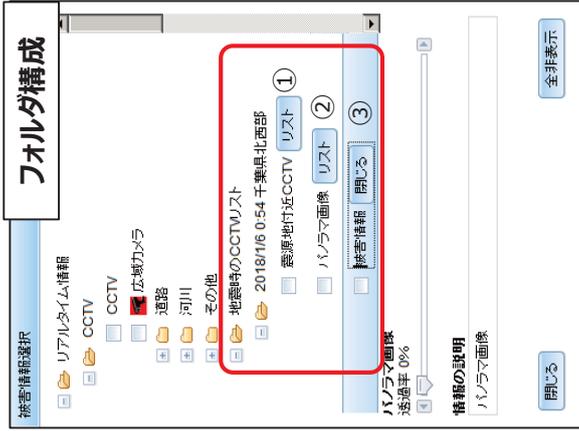


< 震源・震度 >（最大震度4以上の地震について表示）



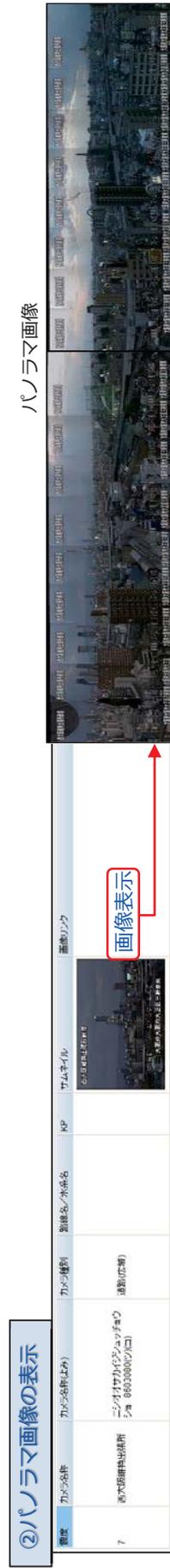
■ 操作手順 (CCTV) ～補足～

地震発生時、震度4以上の揺れに曝されたCCTVカメラ (震度順、震源地に近い順の上位20点) を自動的に表示 (①)。20点の中にパノラマ画像対象のCCTVカメラがある場合はパノラマ画像を閲覧することが可能 (②)。さらに、地震時のCCTVカメラ映像から被写箇所が抽出された場合は被写画像も閲覧可能 (③)。



※①～③の項目に を入れると、該当のCCTVカメラが地図表示される。

※①～③の「リスト」ボタンをクリックすると、地図画面の下に下図のリストが表示される。

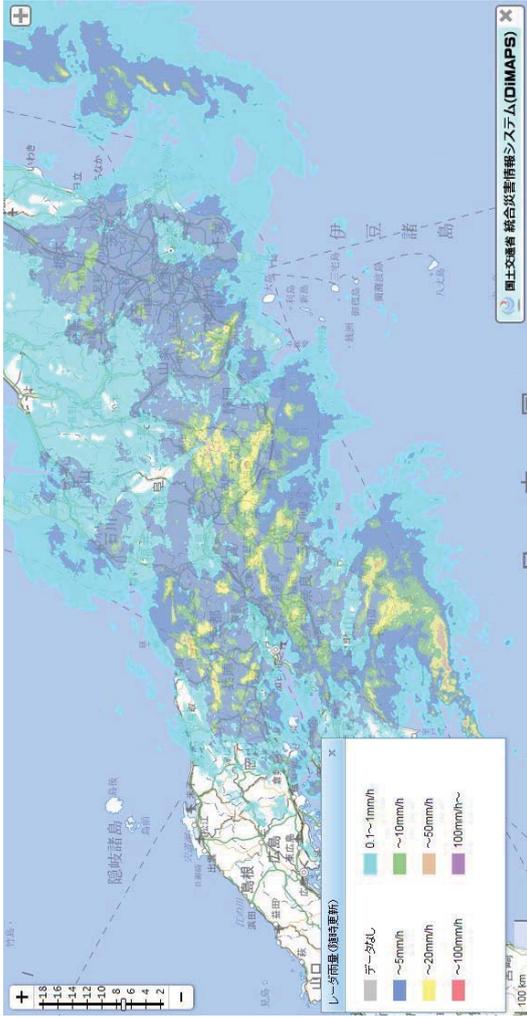


「画像表示」をクリックすると、別ウィンドウでパノラマ画像又は被写画像が表示される。

■ 操作手順 (レーダ雨量)

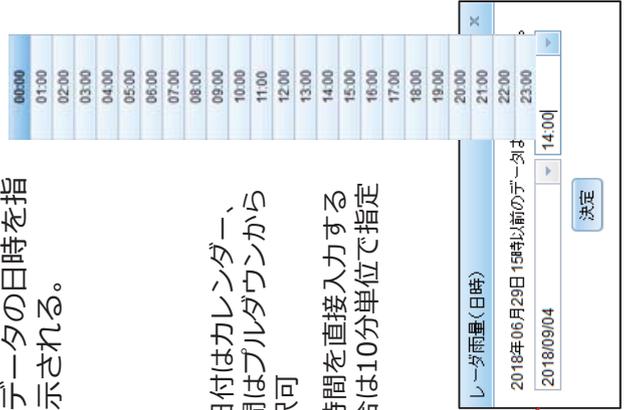
<現時点の情報を閲覧>

「レーダ雨量 (随時更新)」に を入れると、現時点の雨量データが地図表示される。



<指定した日時の情報を閲覧>

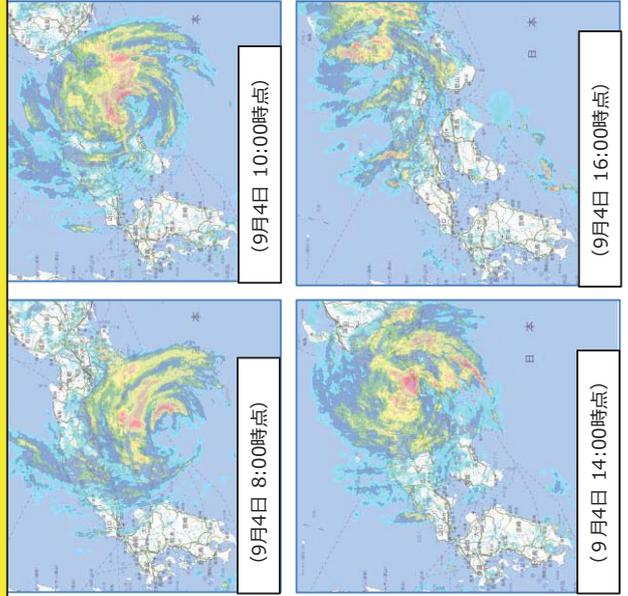
「レーダ雨量 (日時指定)」に を入れ、右側の「日時指定」ボタンをクリックし、閲覧したい雨量データの日時を指定すると、その時点の雨量データが地図表示される。



※日付はカレンダー、
時間はプルダウンから
選択可

※時間を直接入力する
場合は10分単位で指定
可

(例) 平成30年台風21号における雨量の時間経過の確認



■ 操作手順（災害対策車両位置、津波の情報、水位観測所、現地写真、GPSロガー情報）



＜災害対策車両位置＞



被害情報選択画面で閲覧したい地方整備局等に
☑を入れると車両位置を地図表示。「リス
ト」ボタンをクリックすると詳細情報を表示。

＜津波の情報＞

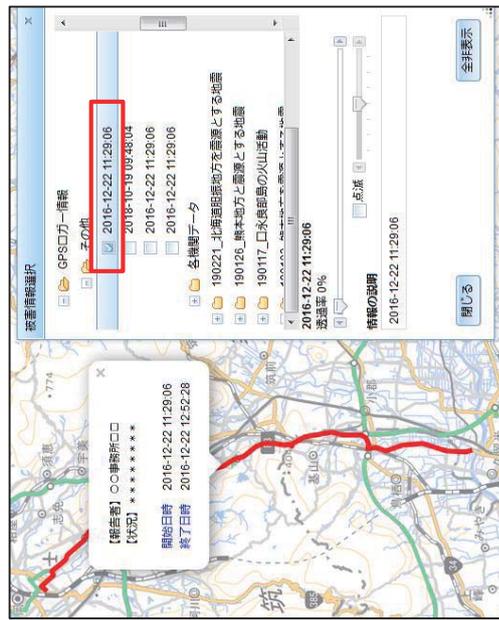


津波警報・注意報を色で表示。津波
の高さ等もポップアップで表示。

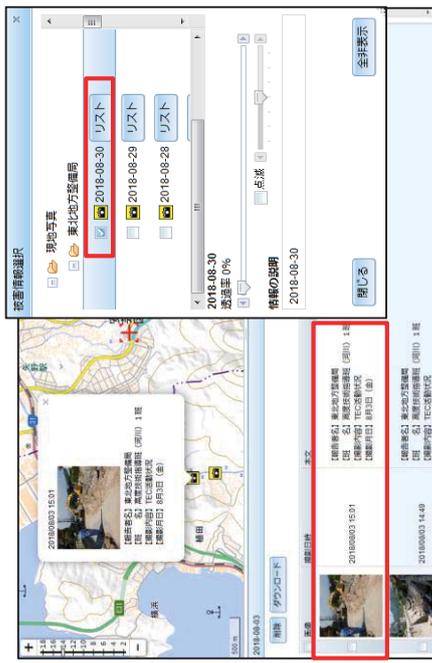
＜水位観測所＞



＜GPSロガー情報＞



＜現地写真＞



被害情報選択画面から閲覧したい撮影日に☑を
入れると撮影位置を地図表示。「リスト」から閲
覧したい写真をクリックすると、地図画面が撮影
位置に移動。（写真をクリックすると拡大）

被害情報選択画面から閲覧したいデータ
取得日に☑を入れると軌跡を地図表示。
地図上で軌跡をクリックすると、詳細情
報をポップアップ表示。

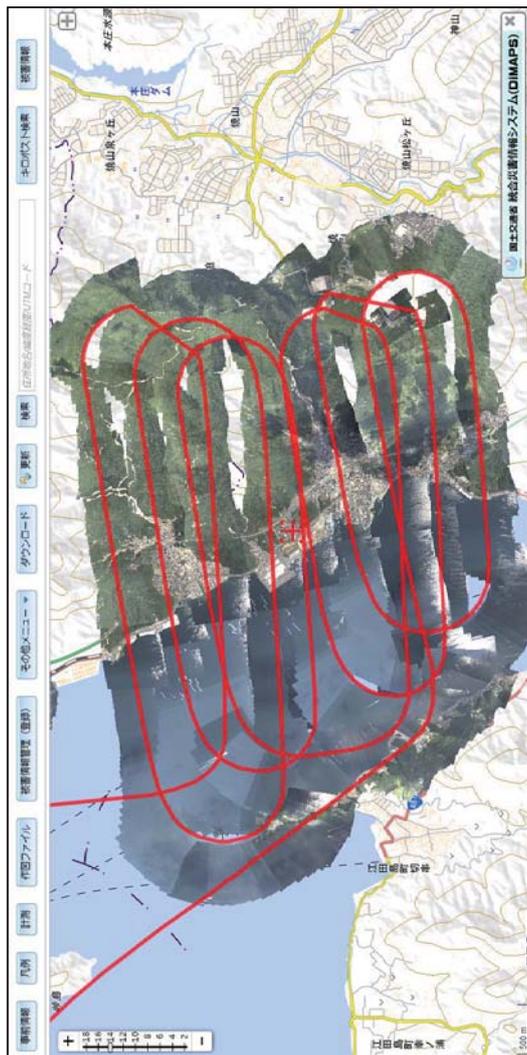
アイコンをクリックし、ポップアップ内
の「川の防災情報」（又は「統一河
川」）をクリックするとリンク先を表示。

※「統一河川」は防災LANでアクセス可

■ 操作手順（ヘリサット）

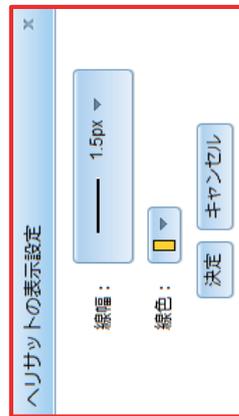
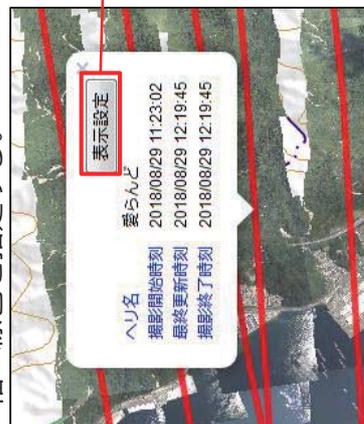


防災ヘリの撮影が行われていた場合、確認したい情報に を入れると画像と軌跡が表示される（ヘリアイコンは現在の位置（終了した場合は着陸位置）、赤いラインは軌跡を示す）。



<軌跡の表示設定>

軌跡上をクリックし、ポップアップ内の「表示設定」から軌跡の線幅・緑色を指定する。

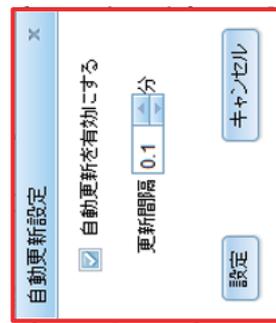


※線幅を“なし”とすることで、軌跡を非表示にできる。

※軌跡非表示の状態から表示に変更する場合は、ヘリアイコンをクリックするとポップアップが表示される。

<自動更新の設定>

定期的に地図画面を自動更新する場合「自動更新を有効にする」に を入れる。



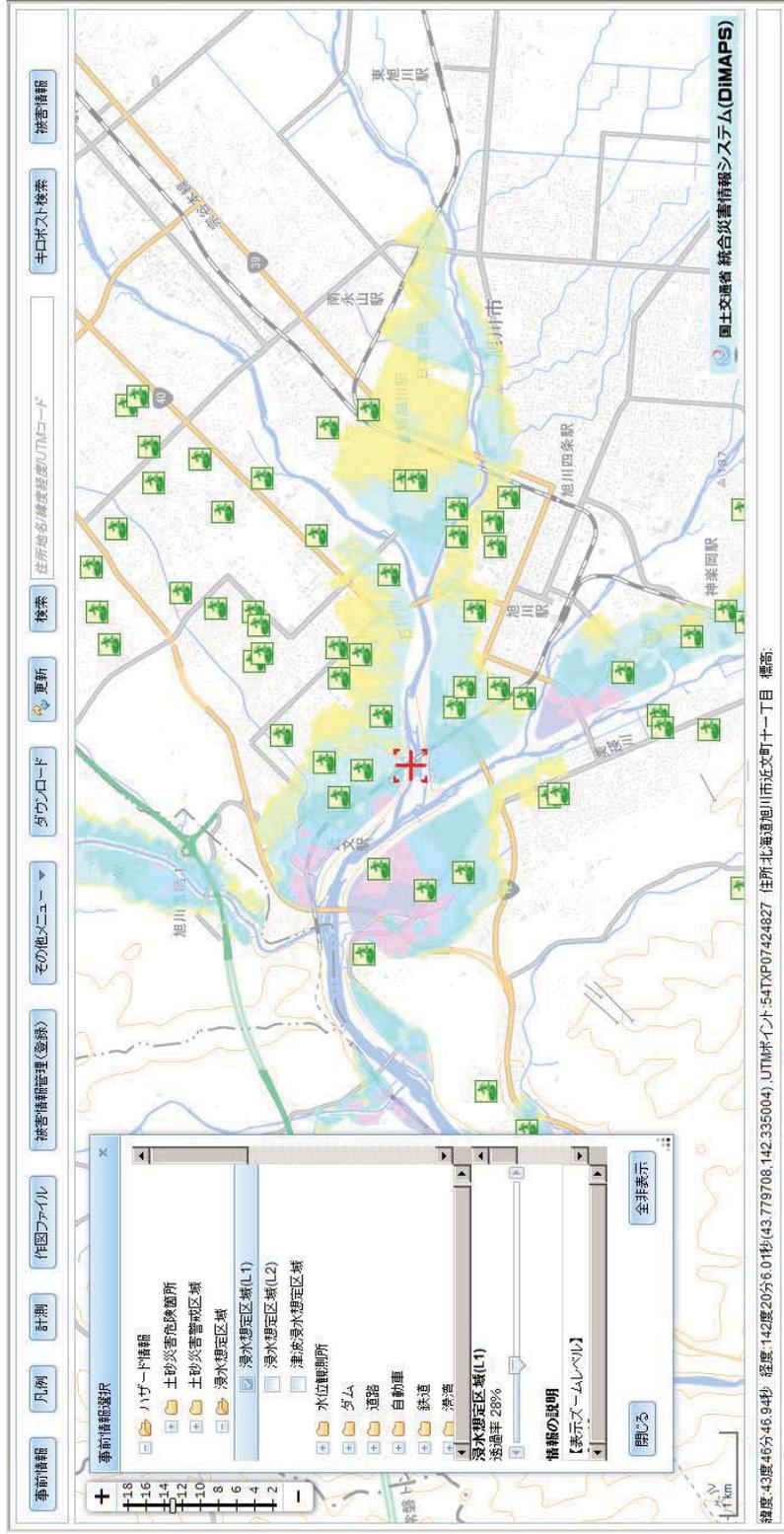
※更新間隔を0.1分に設定すれば、6秒ごとに自動で更新される

2. 事前情報を見る

～浸水想定区域、避難所～

【被害情報の参照】
(操作手順はP11を参照)

- 事前に登録された基礎データ等を表示



■ 表示できる事前情報

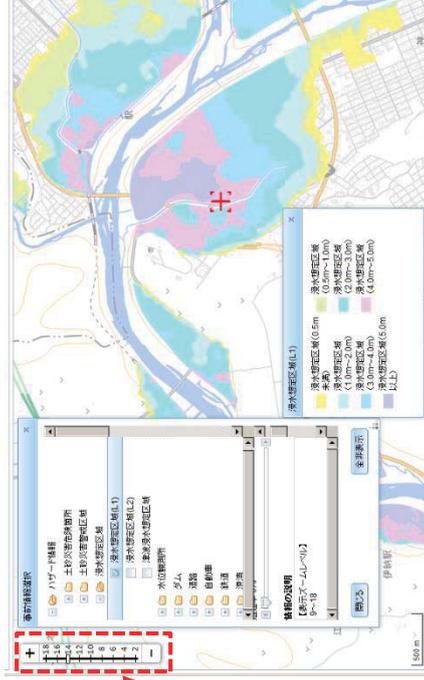
- 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、河川特定危険箇所
- ダム、道路、鉄道、港湾、空港、都市公園、官公庁施設
- 行政界、人口分布
- 避難施設、病院、道の駅、発電所 など

■ 操作手順（「浸水想定区域」の例）

- ① 「事前情報」ボタンをクリックし、事前情報選択画面を表示。



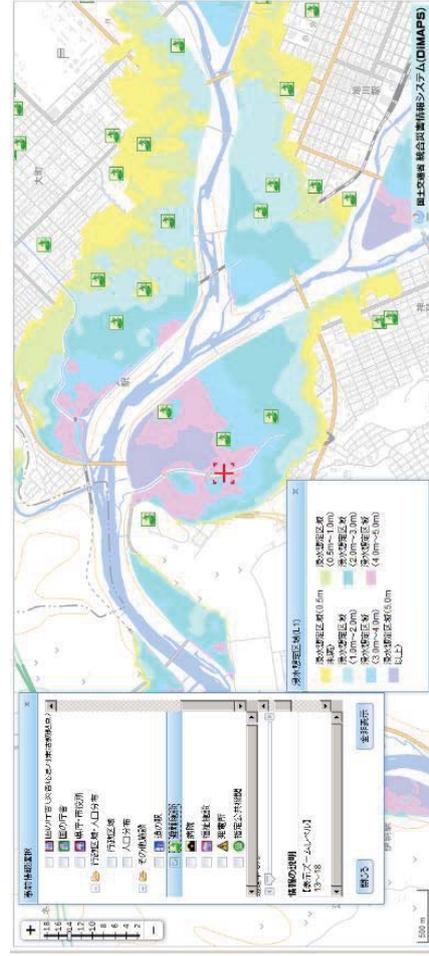
- ② 事前情報選択画面で表示したい項目に を入れると地図表示。



※事前情報は、「情報の説明」欄に記載されているズームレベルの範囲で表示

＜複数の事前情報を表示する場合＞（「浸水想定区域」に「避難施設」を重ねる場合の例）

- ③ 「浸水想定区域」を表示させた状態で、「避難施設」を選択



※後にチェックを入れた情報が上位に表示される（3つ以上の複数表示も可）

【被害情報の参照】 (操作手順はP15を参照)

3.被害情報を見る ～各種施設の被害情報～

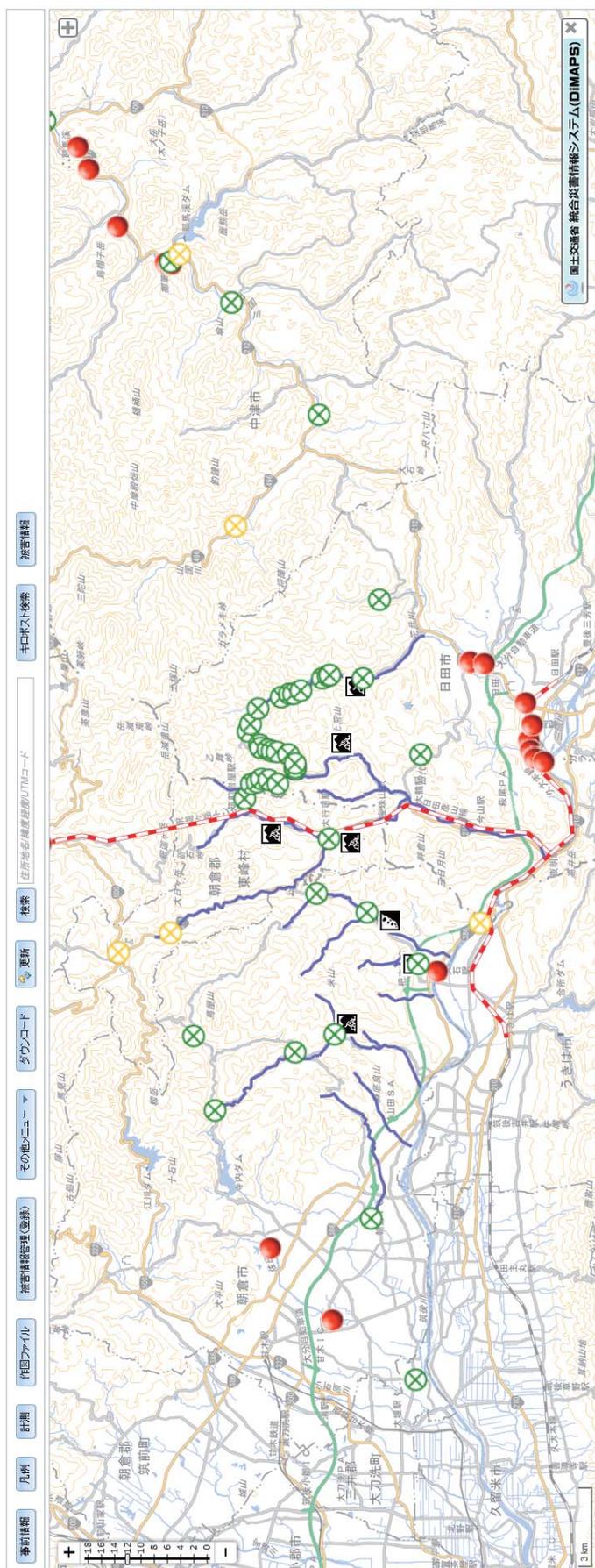
- 各局の被害情報を取りまとめた被害報を表示 (地図+リスト)

地図	整備局	水系	河川	地点	被害状況	数量(約m)	対策状況
○	関東	荒川	入間川	川越市	右岸	6.0k*+150m	堤防法撤去、すべり 応急対策完了
○	北陸	信濃川	新潟市	左岸	2.2k*+10m	L=20m	堤防法撤去、すべり 応急対策完了
○	北陸	堀川	堀川	糸魚川市	左岸	L=50m	河岸侵食 応急対策完了

■ 表示できる被害情報

- ▶ 河川 ▶ 土砂災害 ▶ 道路 ▶ 自動車 ▶ 港湾 ▶ 下水 ▶ 公園 ▶ 官庁施設
- ▶ ダム ▶ 海岸保全施設 ▶ 鉄道運行状況 ▶ 海事 ▶ 航空 ▶ 物流 ▶ 宅地 ▶ 観光

● 各局の被害情報を取りまとめた被害報を表示 (地図)



■ 地図表示できる被害情報

- ダム・被害状況
- 河川・管理施設等被害状況 (国・都道府県管理)
- 海事運航状況
- 河川・一般被害状況 (国管理)
- 高速道路
- 都市 (公園被害状況)
- 土砂災害 (土石流・地すべり・がけ崩れ)
- バスターミナル
- 空港施設被害状況
- 下水道処理施設被害状況
- 自動車・軽自動車検査場
- 一般国道
- 物流 (トラックターミナル被害状況)

● 各局の被害情報を取りまとめた被害報を表示 (リスト)

被害一覧

河川(点検情報)

国管理

整備局等	水系	河川	一次点検		二次点検	
			開始時間	終了時間	開始時間	終了時間
北海道開発局	沙流川	沙流川	15:10	点検中		
北海道開発局	石狩川	千歳	15:10	17:30		
北海道開発局	石狩川	石狩・千歳 (江別管内)	15:25	16:40		
北海道開発局	石狩川	篠津	15:25	16:40		
北海道開発局	石狩川	夕張	15:25	17:50		
北海道開発局	石狩川	清真布	15:25	被害一覧		
北海道開発局	石狩川	幌向	15:25			
北海道開発局	石狩川	札幌管内	15:23			
北海道開発局	石狩川	当別	15:23			
北海道開発局	石狩川	石狩	15:40			
北海道開発局	石狩川	幾春別	15:40			
北海道開発局	石狩川	旧美唄	15:30			
北海道開発局	十勝川	十勝川	15:20			
北海道開発局	十勝川	達別川	15:20			
北海道開発局	十勝川	士幌川	15:20			
北海道開発局	十勝川	帯広川	15:20			
北海道開発局	十勝川	然別川	15:20			
北海道開発局	十勝川	美生川	15:20			
北海道開発局	十勝川	音更川	15:20			
北海道開発局	十勝川	札内川	15:20			
北海道開発局	十勝川	巨勢別川	15:20			

道路 (高速道路)

道路(高速道路)

地区	路線名	区間名	被災状況	備考
。	東北縦貫自動車道弘前線	海和～碓氷間	段差あり	通行止め 点検中 3/12 11:00 川口川～浦和下り通行止め解除 3/12 11:35 碓氷間～青森、青森東通行止め解除
。	東北縦貫自動車道八戸線	安代JCT～南郷		通行止め 点検中 3/12 12:20 南郷～八戸、八戸JCT～下田百石通行止め解除
。	東北横断自動車道葦石秋田線	東和～花巻JCT	段差あり	通行止め 点検完了 3/12 15:50 花巻空港～東和通行止め解除 3/13 14:06 緊急輸送路指定のため、花巻空港～東和通行止
。	東北横断自動車道葦石秋田線	北上JCT～北上西		通行止め 点検中 3/12 13:45 榑手～能代南、河辺川～岩城通行止め解除 3/12 20:50 北上西～榑手、通行止め解除
				通行止め 点検完了 3/11 20:25 鹿沼～笹谷下り通行止め解除 3/11 20:30 鹿沼～笹谷上り通行止め解除 3/12 15:40 山形北～関根通行止め解除 3/12 22:30 月山～山形北通行止め解除 笹谷～宮城川間について、一線道の物資輸送状況等を踏まえ 老齢調整中
。	東北横断自動車道通田線	笹谷～村田JCT	段差あり	
				通行止め 点検中 (笹谷～利尻は緊急車両可)
	仙台北部道路	全線	路面陥没	通行止め 点検中 (仙台若林～山元は緊急車両可)
	仙台東部道路	全線	全線穴没	通行止め 点検中 (仙台若林～山元は緊急車両可)
。	青森自動車道	山元～互理	段差あり 全線穴没	通行止め 点検中 (仙台若林～山元は緊急車両可)
。	仙塩道路	仙台港北～利府中		通行止め 点検中 (仙台若林～山元は緊急車両可)

■ 操作手順

- ① 基本地図画面の「被害情報」ボタンをクリックし、被害情報選択画面を表示。



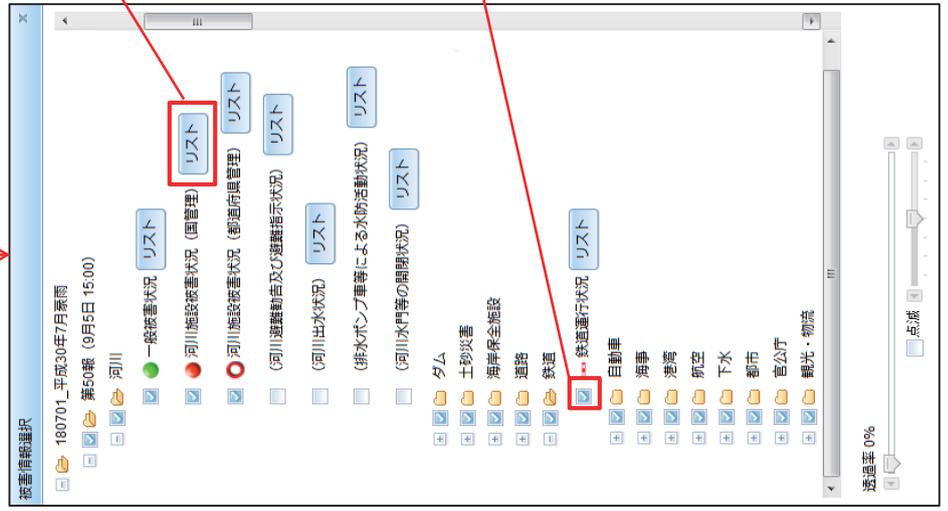
- ② 「リスト」ボタンをクリックすると取り込んだ項目のリスト情報が表示される。

項目管理	水系	河川	市町村	地点	被害状況	対策状況
				左/右岸	状態	数量 (約)
○	北海道	常呂川	北見市	左岸	15.5~15.7	河岸浸食
○	北海道	石狩川	新十津川町	右岸	82.5	護岸崩壊
○	北海道	石狩川	珠瑛牛町	右岸	108.0	護岸崩壊
○	北海道	石狩川	石狩川	左岸	122.0	護岸崩壊
○	北海道	石狩川	旭川市	右岸	147.2~160.0	その他
						5.07km3
						墜打処理 (既)、応急対策完了

- ③ 被害情報選択画面から表示したい「被害情報」の項目に を入れると地図表示される。

※ フォルダに すると、そのフォルダに含まれる 全ての「被害情報」を一括選択・地図表示可能。

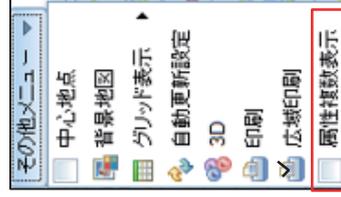
※ () で表示されている項目は、地図表示不可。



5-6-193



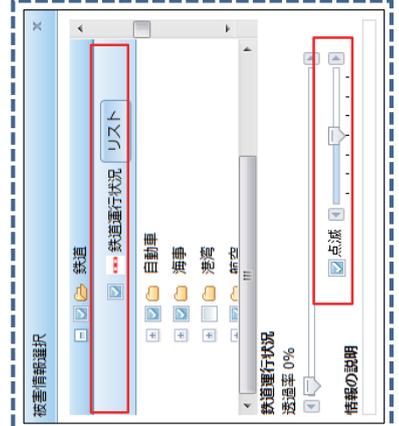
<属性複数表示の設定>



「その他メニュー」の「属性複数表示」にチェックを入れることで、属性ポップアップを複数表示することが可能。

<点滅表示の設定>

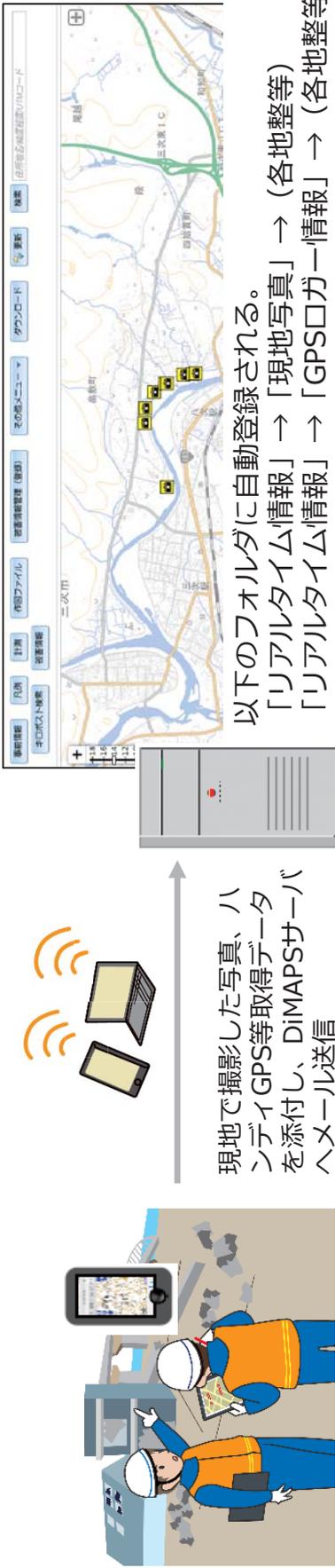
被害情報選択画面で、点滅表示させたい項目を選択し (項目名をクリックし、右図のように背景青色表示の状態にする)、「点滅」ボタンを選択 ()。点滅間隔は右側のスライダーで調整可能。



4. 画像、GPSロガー情報をメール送信する

【被害情報の登録】
(操作手順はP17～19を参照)

- 現地から送信された画像、GPSロガー情報（ハンディGPS等取得データ）を地図上に表示



以下のフォルダに自動登録される。
 「リアルタイム情報」→「現地写真」→（各地整等）
 「リアルタイム情報」→「GPSロガー情報」→（各地整等）
 ※各地整等フォルダの下のファイル日時は、メール送信日時ではなく、写真又はGPSロガー情報に記録されている日時。

<画像>

報告者：幸井和正
 撮影日時：2018/07/06 29
 撮影場所：三次市上川立町 江の川右岸 584800付近
 状況：内水低水位より影響範囲50m×100m 龍柱保護(箇所)

報告者：上嶋
 撮影日時：2018/07/07 06:00
 撮影場所：三次市上川立町 江の川右岸 584800付近
 撮影状況：内水低水位状況

<GPSロガー情報>

【報告者】○○事務所ロコ
 【状況】*****
 開始日時 2016-12-22 11:29:06
 終了日時 2016-12-22 12:52:28

GPSロガー情報
 その他
 2016-12-22 11:29:06
 2018-10-19 09:48:04
 2016-12-22 11:29:06
 2016-12-22 11:29:06
 各機関データ
 190221_北海道胆振地方を震源とする地震
 190126_熊本地方と震源とする地震
 190117_口永良部島の火山活動

メール本文に記載した内容が、
DIMAPS上で表示されます。

■ メール送付先: hqt-dimaps@mlit.go.jp

QRコードはこちら



■ メール題名 (件名)

地方整備局名 (開発局、総合事務局)
例) : 北海道開発局 ⇒ 北海道
 関東地方整備局 ⇒ 関東

■ メール本文の記載例

【報告者名】 北海道開発局
【被災場所】 北海道釧路市
【被害状況】 釧路港 (東港区)
【その他】 冠水により臨港道路が通行止め
【非公開】 非公開 (該当する場合)

■ 添付ファイル

画像 (jpeg、jpgファイル)
ハンディGPS等取得データ (GPX形式)

■ DiMAPSに画像を登録する際の注意点

- ① **DiMAPS**に画像を登録するためには、付加情報 (位置情報「緯度・経度」、撮影日時) が必要。登録されない場合はExif情報を確認。
- ② 過去の写真等、位置情報のない画像を登録したい場合は、付加情報を付したうえで登録。
- ③ 使用するデジタルカメラの機能によっては正常に取り込めない場合があるので、災害時に写真を送る可能性があるデジタルカメラは事前のテスト送信を推奨。

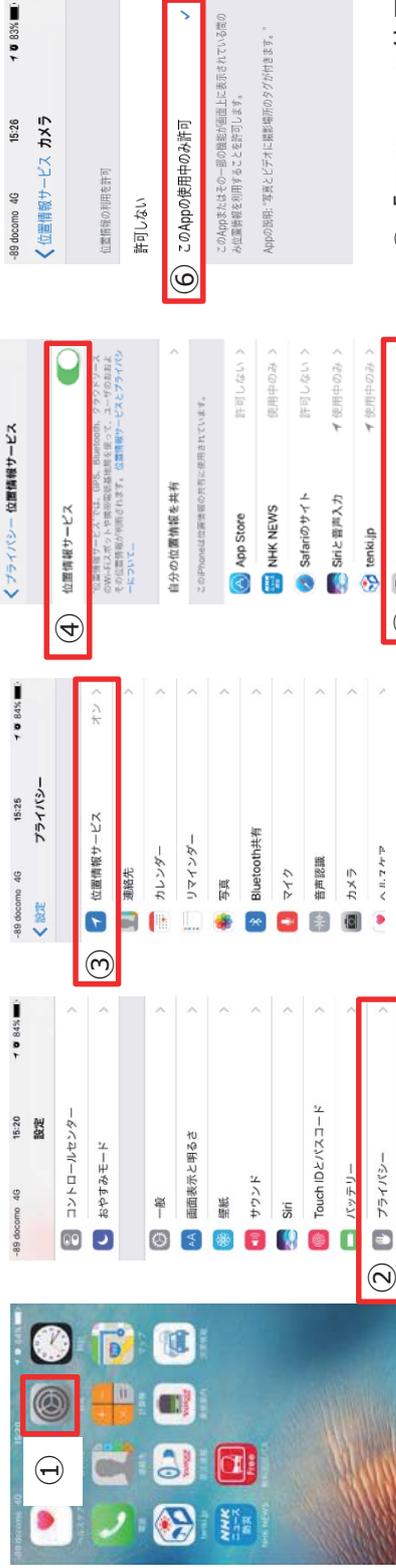
■ 写真に位置情報を付与する（例：NTT docomo SH-11Cの手順）



- ① 携帯電話のカメラ機能で写真を撮影する。
- ② 下記手順で、位置情報を付与する。
（待受画面）MENUボタン＞データBOX＞マイピクチャ＞カメラ＞位置情報上書き
サブメニュー＞位置情報＞位置情報付加＞現在地確認から＞位置情報上書き（※赤字部分は図参照）
- ③ 位置情報を付与した写真をメールに添付し、上記の記載例を参考にメール本文を記入する。

■ 写真に位置情報を付与する（例：iPhoneの手順）

※下記①～⑥の手順で選択し、位置情報を付与する



- ① 設定
 - ② プライバシー
 - ③ 位置情報サービス
 - ④ 「位置情報サービスオン」にチェック
 - ⑤ カメラ
 - ⑥ 「このAppの使用のみ許可」にチェック
- 位置情報を付与した写真をメールに添付し、上記の記載例を参考にメール本文を記入する

■ 登録した画像を削除・ダウンロードする

メール送信により**DIMAPS**に登録した画像は、ユーザが画像を削除又はダウンロードできる。

- ① 被害情報選択画面の「現地写真」のリスト表示の中から、削除又はダウンロードしたい画像に を入力。複数選択も可。
- ② 「削除」又は「ダウンロード」ボタンをクリック。

画像	撮影日時	本文
<input checked="" type="checkbox"/>	2018/07/07 06:29	報告者：宗井和正 被害場所：馬洗川右岸5k000～4k00 状況：内水被害あり 影響範囲50m×
<input type="checkbox"/>	2018/07/07 06:00	報告者：上嶋 被害場所：三次市上川立町 江の川右岸 被害状況：内水被害状況
<input type="checkbox"/>	2018/07/07 05:52	報告者：宗井和正 被害場所：馬洗川右岸5k000～4k00 状況：内水被害あり 影響範囲50m×

※ 「ダウンロード」する場合は、右の画面で「ファイルを保存する」を選択し「OK」をクリック。

※ ファイルはローカルPCのダウンロードフォルダに保存される。

images_1551345524238.zip を開く

次のファイルを開こうとしています:

- images_1551345524238.zip
- ファイルの種類: ZIP ファイル (942 KB)
- ファイルの場所: http://163.42.20.1

このファイルをどのように処理するか選んでください

- プログラムで開く(O): Lhaplus Version 1.73 (既定)
- ファイルを保存する(S)
- 今後この種類のファイルは同様に処理する(A)

OK キャンセル

ダウンロードの検索

新しいフォルダー

お気に入り

- ダウンロード
- デスクトップ
- 最近表示した場所
- OneDrive

名前

images_1551345524238.zip

更新日時

2019/02/28 18:19

種類

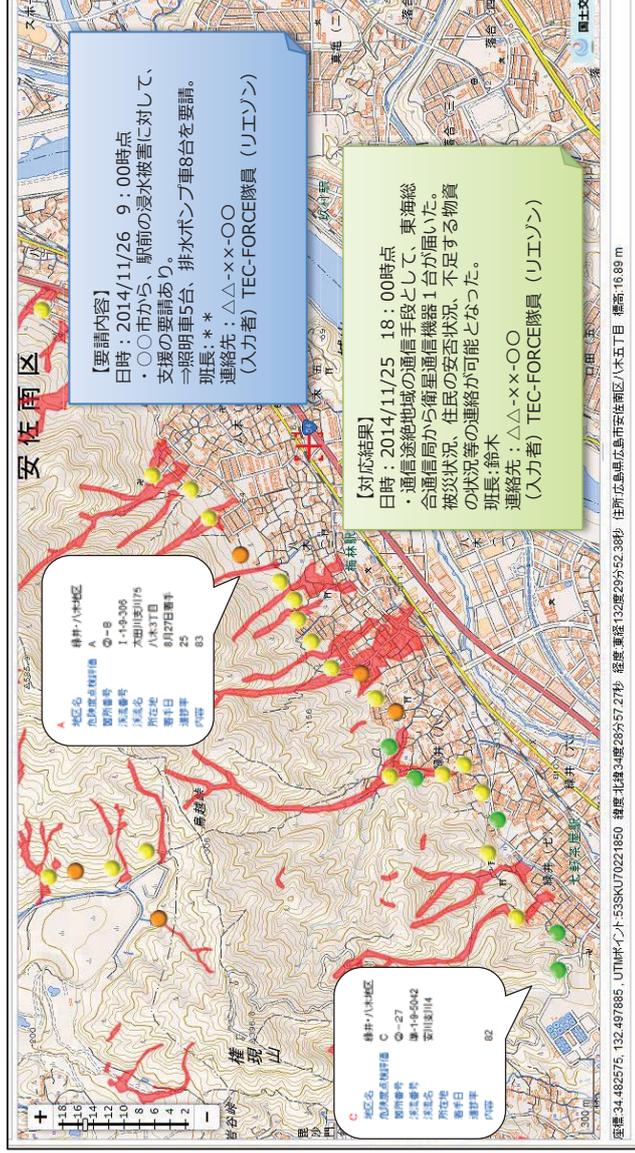
ZIP ファイル

5.被害情報等を作図、登録する

【被害情報の登録】

(操作手順はP21～32を参照)

● 点検情報、TEC-FORCE情報、マスコミ情報等を登録



■ 作図情報の格納場所

- 地方整備局等の場合
 - 「yymmdd ○○県を震源とする地震」等災害フォルダの下に「地方整備局による登録情報」フォルダを登録してあるので「○○地方整備局」、「○月○日」フォルダを作成し格納。
- 国土地理院の場合
 - 「yymmdd ○○県を震源とする地震」等災害フォルダの下に「国土地理院による登録情報」を登録し、登録情報に適したフォルダ名と「○月○日」フォルダを作成し格納。

※フォルダの作成、データの移動はP34～36を参照

■ 作図情報の公開方針（案）、命名ルール

【公開方針（案）】

- 地方整備局等において登録する情報は、原則、非公開であるものの、利用者に有益な情報や整備局の活動を広報するうえで有益な情報に関しては、可能な限り公開したい。
- ついては、下記のファイル命名ルールに基づき、公開可能な情報を提示すること。
- 整備局に提示いただいたもののうち、本省の判断により登録情報を公開する。

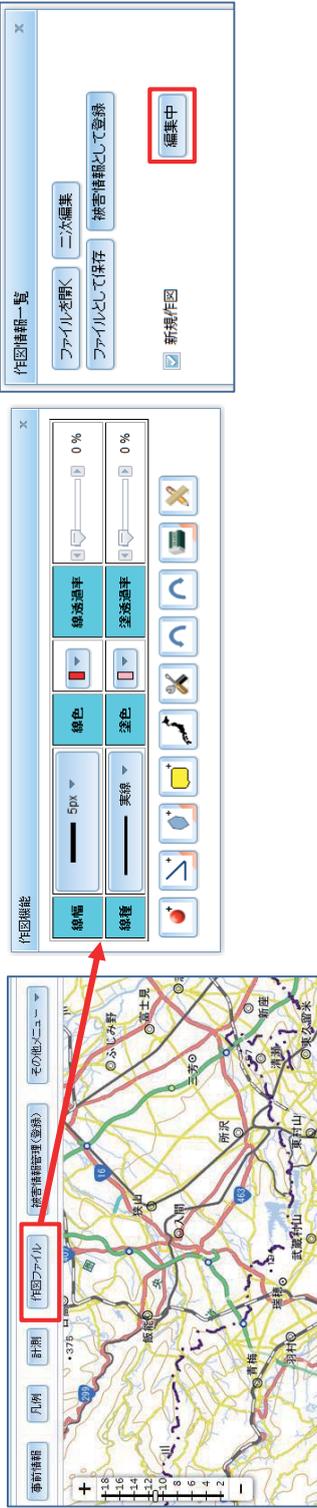
＜ファイル命名ルール＞

- (公開できる情報)
 - 【公開】○○地域 浸水エリア
- (公開できない場合)
 - 地域 浸水エリア

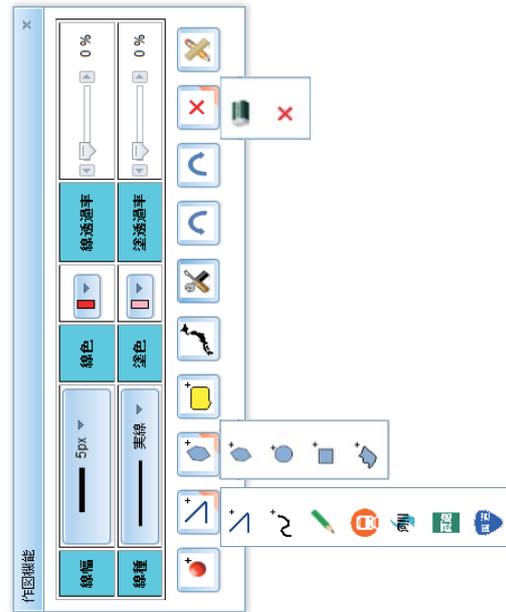
● 作図機能の詳細

■ 作図パレットの表示

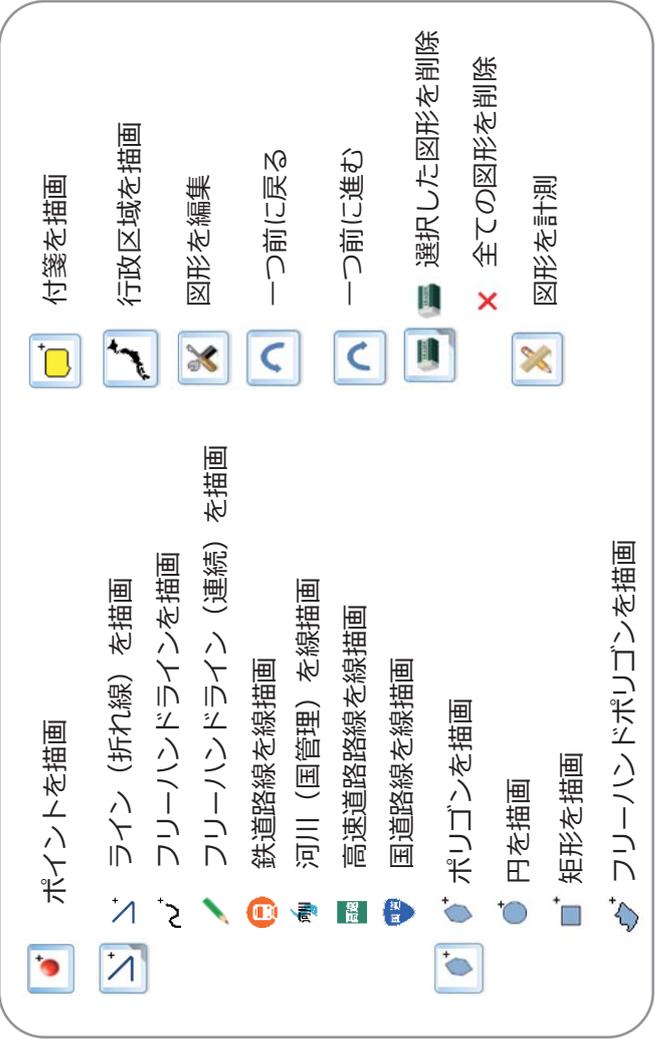
基本地図画面メニューの「作図ファイル」をクリックすると「作図機能」パレットが表示される。



■ 作図機能一覧



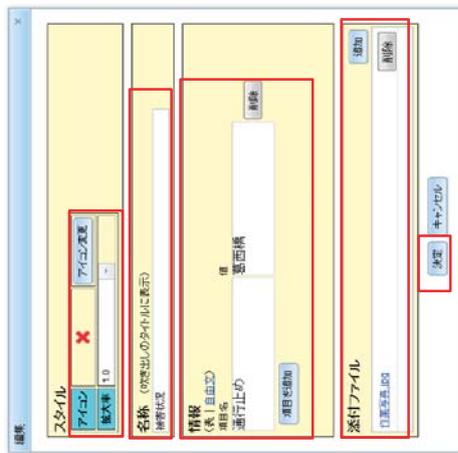
このボタンにマウス
カーソルを合わせると
一覧表示



■ポイントの作図



② 下図の編集画面で、ポイントの表示スタイルやポップアップ表示する属性情報等を指定し、「決定」ボタンをクリック。



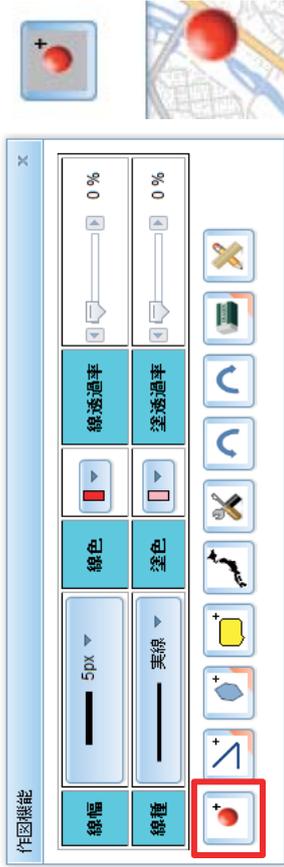
- 1) アイコン、拡大率を選択
- 2) 名称を記入
- 3) 情報を記入（複数の情報を記す場合は「項目を追加」をクリック）
- 4) 添付するファイル*があれば追加

※添付（登録）可能なファイル拡張子は以下のとおり

- ◆画像：.jpg、.jpeg、.png ◆PDF：.pdf ◆Word：.doc、.docx
- ◆Excel：.xls、.xlsx ◆動画：.mp4、.avi、.mpeg、.wmv

動画ファイルは容量が大きい場合、登録やダウンロード・表示に時間がかかる

① 作図機能画面の  ボタンをクリックするとポイント作図モードとなるので、地図画面上のポイントを置きたい場所をクリック。



※ ボタンをクリックすると、右図のようにボタンの背景がグレイに、またマウスカーソルが赤丸が表示される。この状態でポイント作図を行う。

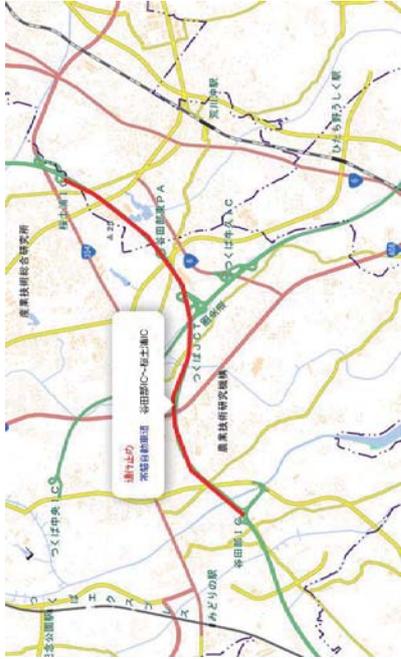
③ 引き続きポイントを追加する場合は、①②の操作を繰り返す。編集を終了する場合は、作図情報一覧画面の「編集集中」ボタンをクリック（「編集集中」→「編集」に変わる）。



※ アイコンをクリックすると、ポップアップ情報が表示される。

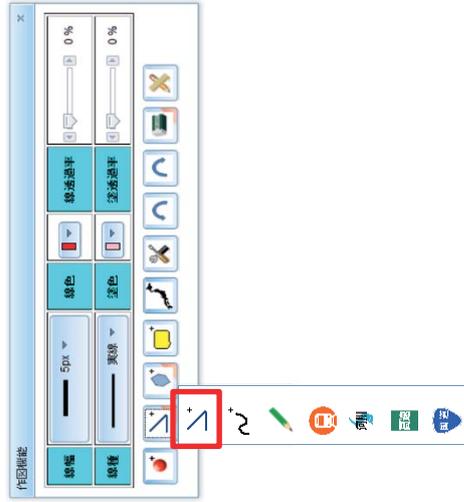
※ ファイルを添付した場合、ポップアップにファイル名が表示され、ファイル名をクリックし、「OK」をクリックすると、ファイル情報が表示される。

■ ラインの作図



<ライン (折れ線) の作図>

① ボタンをクリック。



② 以下の操作によりラインを作図。



- 1) 始点をクリック ●
- 2) 頂点 (○) の位置で左クリックし、描画したい場所までクリック
- 3) ラインの終点 ● でダブルクリックをする、編集画面が表示

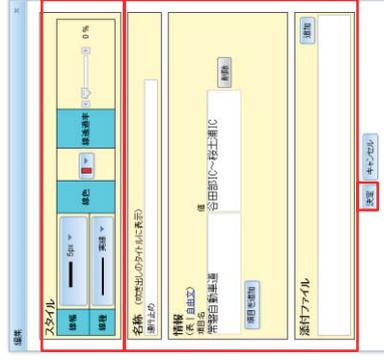
<ラインの種類>

- ライン (折れ線) を追加する
- フリーハンドラインを追加する
- フリーハンドライン (連続) を追加する



鉄道、河川 (国管理)、道路 (高速、国道) について、始点・終点を指定することにより路線に沿った線分を追加する

③ 編集画面で、ラインの表示スタイルやポップアップ表示する属性情報等を指定し、「決定」ボタンをクリック。



- 1) スタイルでラインの幅、線種、色、透過率を決定
- 2) 名称、情報を入力。添付がある場合はファイルを追加

<フリーハンドラインの作図>

- ① ボタンをクリック。② 以下の操作によりラインを作図。



- 1) 始点 ● で左クリック
 - 2) マウスの左ボタンを押しながら動かし、ラインを描画
 - 3) 終点 ● でマウスの左ボタンを離すと編集画面※が表示
- ※編集画面の詳細は前のページを参照

<フリーハンドラインを連続で作図>

- ① ボタンをクリック。② 以下の操作によりラインを作図。



- 1) 始点 ● で左クリック
- 2) マウスの左ボタンを押しながら動かし、ラインを描画
- 3) 終点 ● でボタンを離す。続けて始点を選択し、同じ手順を繰り返す。終了するときは をクリック。

<ラインの編集>

- ① 「編集」状態での描画済みのラインをクリック



- 1) 「編集」状態で、描画済みのラインをクリック

- ②



- 2) 色が変わり破線に端点マークが表示。「白抜き(赤丸)、半白抜き四角マーク(緑丸)」

- ③



- 3) 白抜き四角マークをクリックすると一つ前のマークまで削除

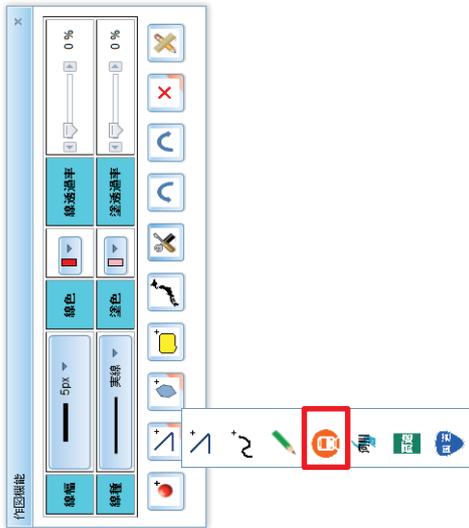
- ④



- 4) 半白抜き四角マークをクリックすると端点が追加され編集できる。端点マーク以外をクリックすると編集終了

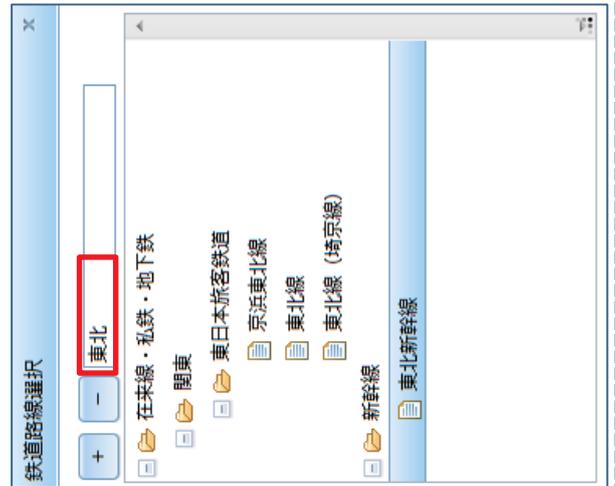
<路線に沿った線分の作図 (鉄道) >

①  をクリック。

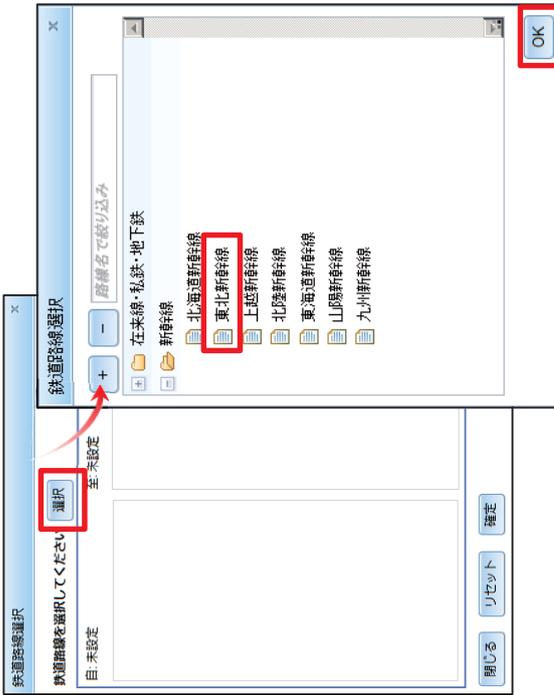


<路線選択の方法>

キーワード入力で路線の候補を絞り込み、
選択することも可能。

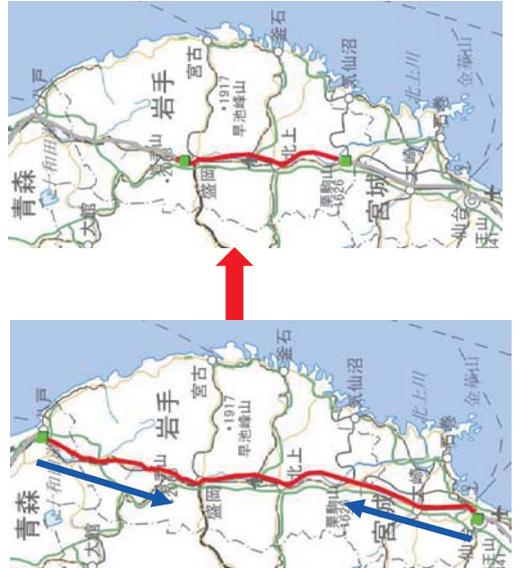


② 鉄道路線選択画面で「選択」をクリックし、路線と区間 (始点・終点の駅) を選択



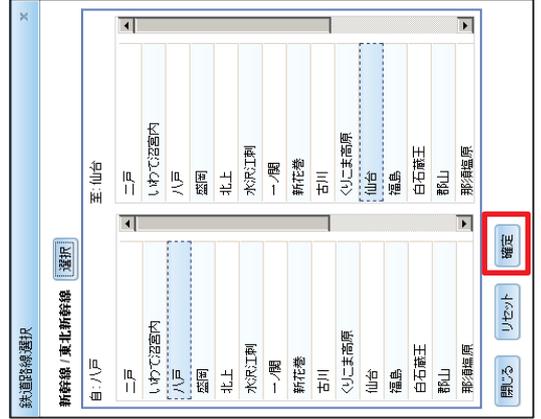
③ 必要に応じ区間を編集

②の区間が下図のように地図表示される。
始点、終点の■をマウスでスライドし、
任意の区間に編集できる。



④ 「確定」をクリック

確定すると始点、終点の■が地図
画面から消える。



<路線に沿った線分の作図（河川、高速道路、国道）>

基本的な操作手順は鉄道と同じ。路線等の選択方法は以下のとおり。



①河川を選択

②キロポストで区間を選択

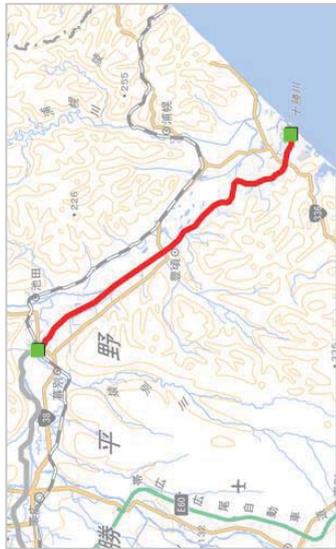
河川選択

北海道開発局 / 十勝川水系 / 十勝川 選択

自: 2.4キロポスト 至: 38.0キロポスト

2.4キロポスト	30.8キロポスト
2.6キロポスト	37.0キロポスト
2.8キロポスト	37.2キロポスト
3.0キロポスト	37.4キロポスト
3.2キロポスト	37.6キロポスト
3.4キロポスト	37.8キロポスト
3.6キロポスト	38.0キロポスト
3.8キロポスト	38.2キロポスト
4.0キロポスト	38.4キロポスト
4.2キロポスト	38.6キロポスト
4.4キロポスト	38.8キロポスト
4.6キロポスト	39.0キロポスト
4.8キロポスト	39.2キロポスト

閉じる リセット 確定




①路線を選択

②IC・JCT等名称で区間を選択

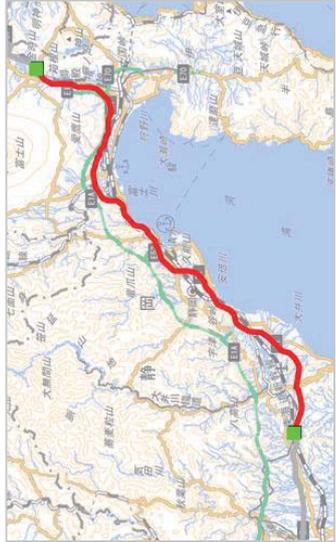
高速道路選択

全国の高速度路 / 東海 / 第一東海自動車道【東名高速】 選択

自: 御殿場 至: 掛川

素野中井	清水
大井松田	静岡
御殿場	焼津
裾野	吉田
富士	相良牧之原
富士川	菊川
清水	掛川
静岡	袋井
焼津	磐田
吉田	遠州豊田PA
相良牧之原	浜松
菊川	浜松西
掛川	三ヶ日

閉じる リセット 確定




①路線を選択

②キロポストで区間を選択

国道選択

路線 : 国道 8 線

絞り込み検索

現新旧区分 : 現道

自: 310キロポスト 現道 至: 340キロポスト 現道

298キロポスト 現道	334キロポスト 現道
299キロポスト 現道	335キロポスト 現道
310キロポスト 現道	336キロポスト 現道
311キロポスト 現道	337キロポスト 現道
312キロポスト 現道	338キロポスト 現道
313キロポスト 現道	339キロポスト 現道
314キロポスト 現道	340キロポスト 現道
315キロポスト 現道	341キロポスト 現道
316キロポスト 現道	342キロポスト 現道
317キロポスト 現道	343キロポスト 現道
318キロポスト 現道	344キロポスト 現道
319キロポスト 現道	345キロポスト 現道
320キロポスト 現道	346キロポスト 現道

閉じる リセット 確定



■ 面（ポリゴン）の作図

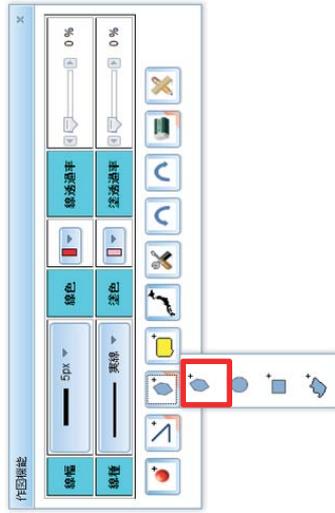


<面（ポリゴン）の種類>

- ポリゴンを追加する
- 円を追加する
- 矩形を追加する
- ▲ フリーハンドポリゴンを追加する



① ボタンをクリック。

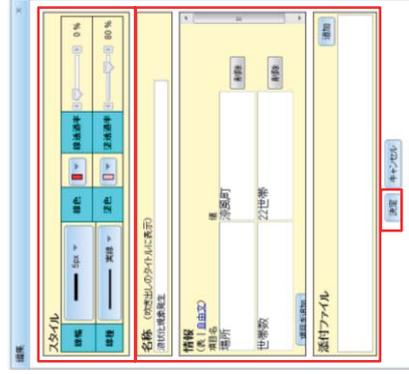


② 以下の操作により面を作図。



- 1) 面の始点 ● を左クリック
- 2) 頂点の位置で左クリックし、直線で面を描画
- 3) 面の終点 ● でダブルクリックをすると、編集画面が表示

③ 編集画面で、面の表示スタイルやポップアップ表示する属性情報等を指定し、「決定」ボタンをクリック。



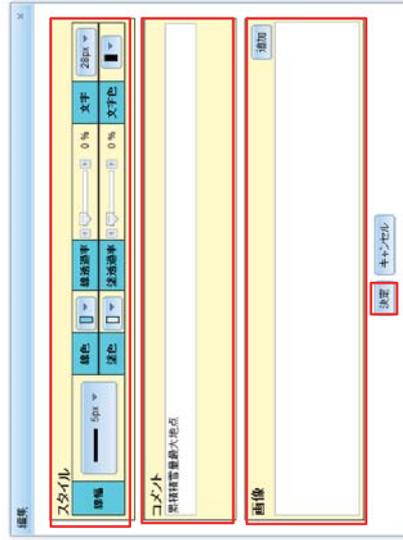
- 1) 2ページ前と同様に必要事項を入力
- 2) 添付ファイルがある場合は追加

■ 付箋の作図



- ① ボタンをクリックし、地図画面上の付箋を設置したい箇所をクリック。

- ② 編集画面で、付箋の表示スタイル（次ページ参照）やコメント等を指定し、「決定」ボタンをクリック。



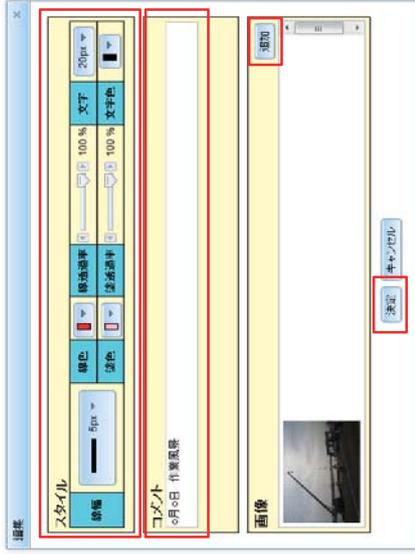
- 1) 付箋、文字のスタイル（大きさ、色、透過率等）を設定
- 2) 付箋の文字を記入
- 3) 画像を追加

- ③ 付箋右下をドラッグして付箋の大きさを調整。編集を終了するときは「編集集中」ボタンをクリック。



<付箋のスタイル>

付箋のスタイル（枠線幅、枠線色、付箋塗色、透過率、文字大きさ、文字色）を設定可能
また、画像表示（写真の登録）も可能



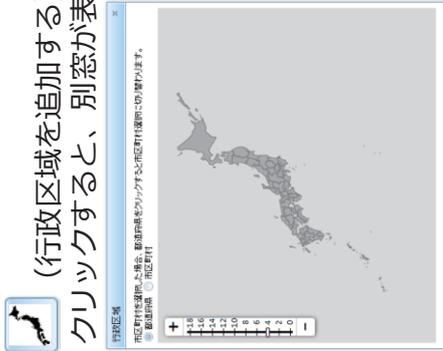
◆付箋作図（例）

<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> 線幅2px 線色 塗色 文字24px 文字色 	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 線透過率100% 塗透過率100% 文字28px 文字色 付箋大きさ変更 	<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> コメント 「〇月〇日 作業風景」 線透過率100% 塗透過率100% 画像添付
<p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> 線透過率100% 塗透過率100% 文字28px 文字色 	<p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> 線透過率100% 塗透過率100% 画像添付 	<p>⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 線幅10px 線色 塗色 線・塗透過率50% 文字24px

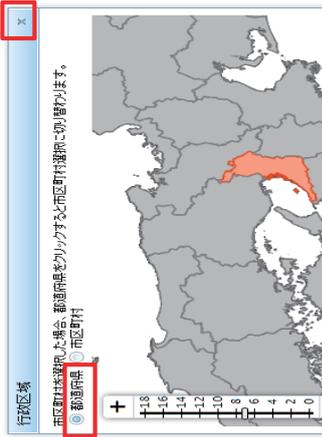
■ 行政区域の表示

◆ 都道府県の作図

「行政区域を追加する」をクリックすると、別窓が表示



「都道府県」をチエックし、作図したい都道府県を選択した後、右上のxをクリック

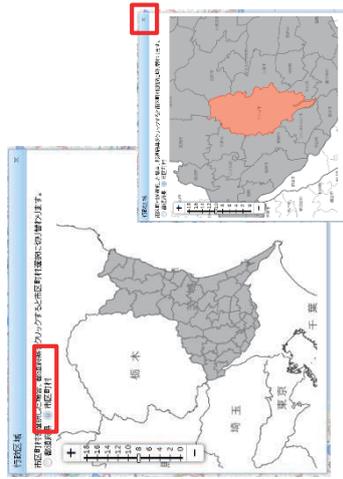


表示している地図上に面で作図された都道府県が表示

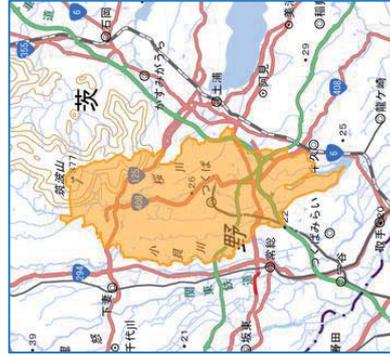


◆ 市町村の作図

「市区町村」をチエックし、作図したい都道府県を選択。市区町村界が表示されるので、作図したい市区町村を選択した後、右上のxをクリック

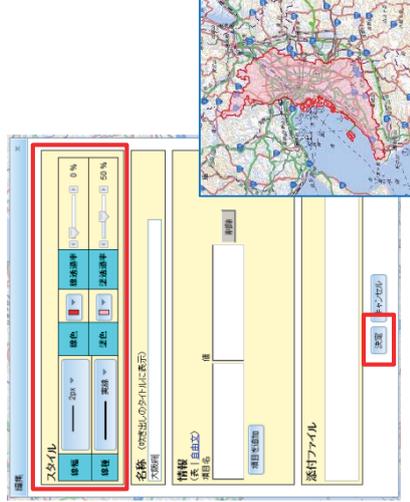


表示している地図上に面で作図された市区町村が表示



◆ 編集

線種等を変更したい場合は、「編集」ボタンをクリックし、線や色を変更した後、「決定」をクリック



■ 作図情報の編集 (アイコン・線幅・色等のスタイル、属性情報の編集)



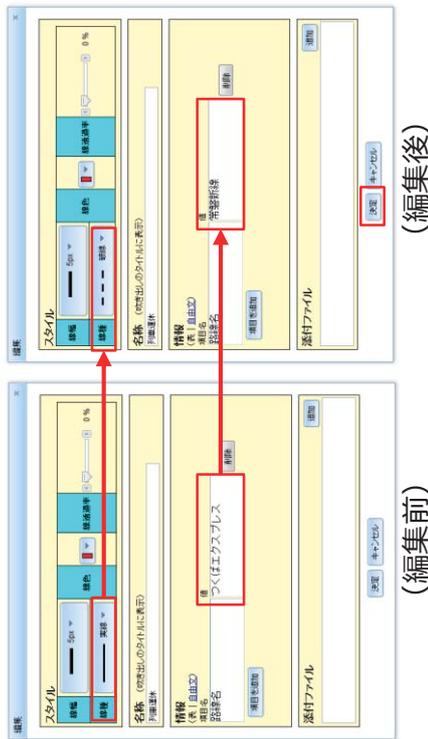
＜編集できるもの＞

-  ポイント
-  ライン
-  面 (ポリゴン)
-  付箋

- ① ボタンをクリックし、地図画面で編集したい図形をクリック。



- ② スタイル、名称、情報等を変更し、「決定」ボタンをクリック。



※ 編集を終了し、図形をクリックすると、変更後の情報が表示される。

■ 図形の削除

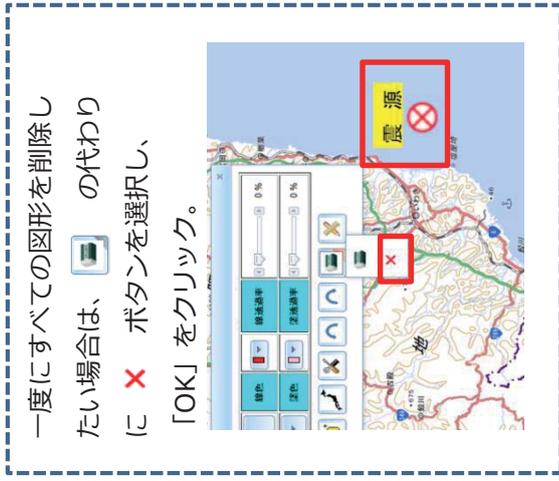
- ① ボタンをクリックし、地画面で削除したい図形をクリック。



- ② 確認画面が表示されるので「OK」をクリック。



※ 選択した図形が削除される。



■ 一つ戻る、戻した作業をやり直す



- 上記の状態から、 ボタンをクリックすると、削除前の状態へ戻る



-  ボタンをクリックすると、戻した作業をやり直す



■ 図形を計測

- ①  ボタンをクリック。
- ② 計測したい図形をクリックし、計測単位を選択。
- ③ 図形の距離、面積が表示。

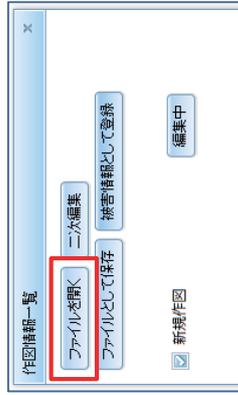


● ファイルの読み込み・編集

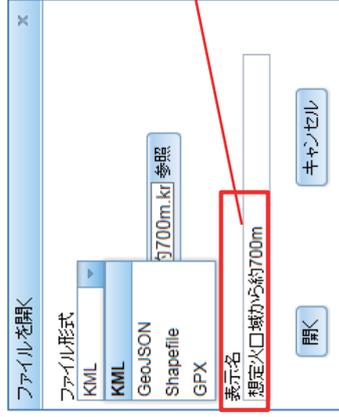
別のソフトウェア等で作成した位置情報を持ったデータをDIMAPSに読み込み、編集することができる。

■ ファイルの読み込み

- ① 作図情報一覧画面の「ファイルを開く」ボタンをクリック。

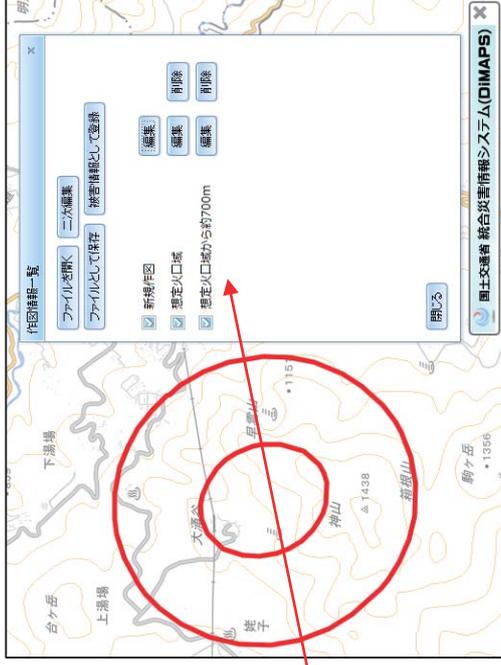


- ② 読み込むファイル形式とファイルを選択。また、表示名を必要に応じて修正。



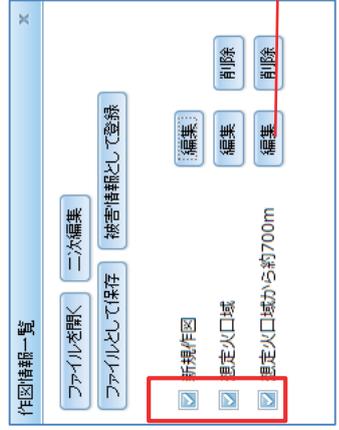
※ ファイル形式は、KML、GeoJSON、Shapefile、GPXに対応。

※ 表示名は、ファイル読み込後に作図情報一覧で表示される名称。ファイル名と同一である必要はなく、任意に設定可。

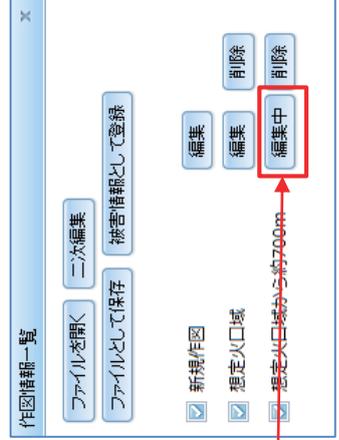


■ 読み込みファイルの編集

- ① 編集したい項目の右にある「編集」ボタンをクリックし、「編集」の状態とする。その後の操作は、作図情報の編集と同じ (P31～32)。



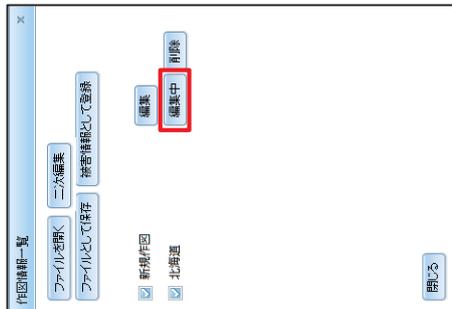
※ が入力されている項目が地図表示される。



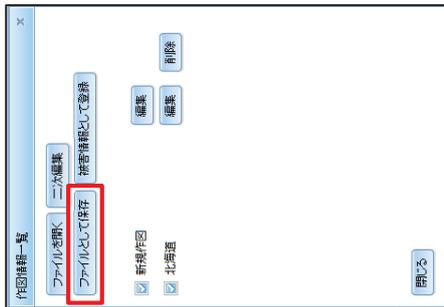
● 作図した情報の保存、登録

■ ファイルに保存

① 「作図情報ダイアログ」の「編集」ボタンをクリック。

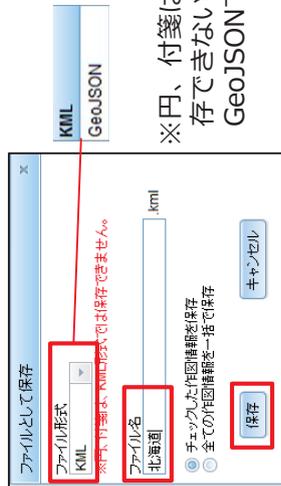


② 「ファイルとして保存」をクリック。



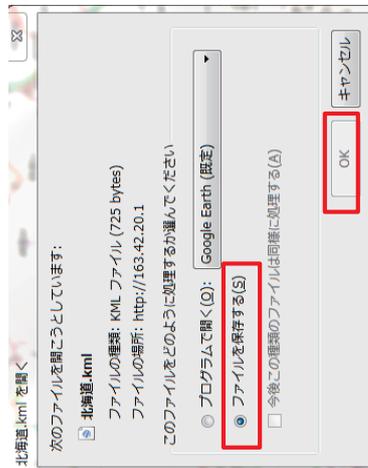
保存する場合

③ ファイル形式 (KML、GeoJSON) を選択しファイル名を入力し「保存」をクリック。

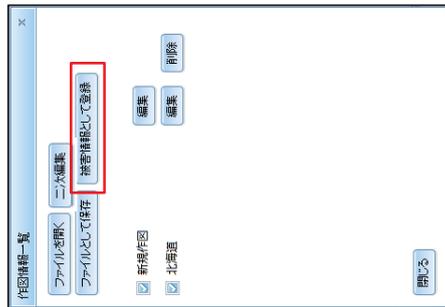


※円、付箋はKMLでは保存できないので、GeoJSONで保存する。

④ 「ファイルを保存する」にチェックを入れ、「OK」をクリック。



※ファイルはローカルPCのダウンロードフォルダに保存される。

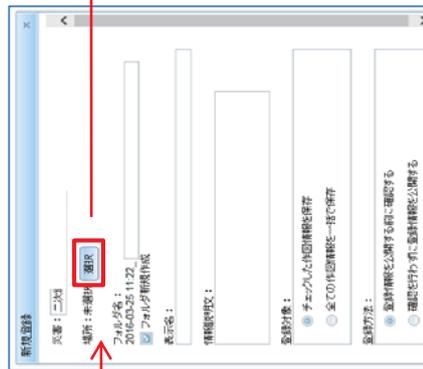
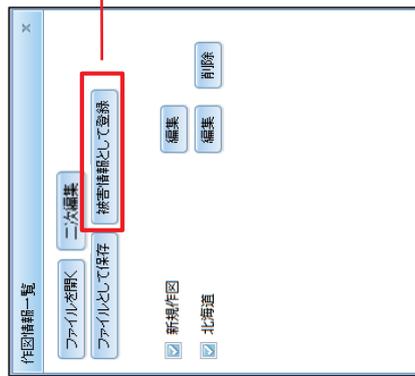


DIMAPSに
登録する場合

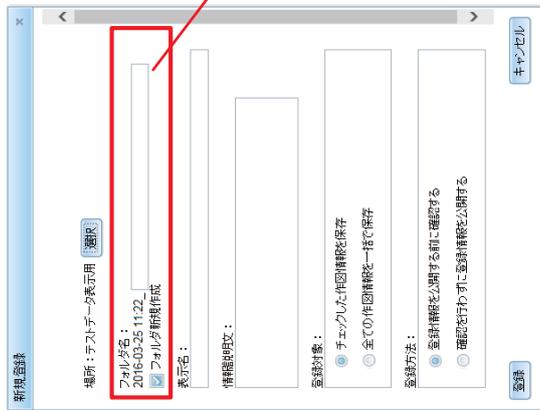
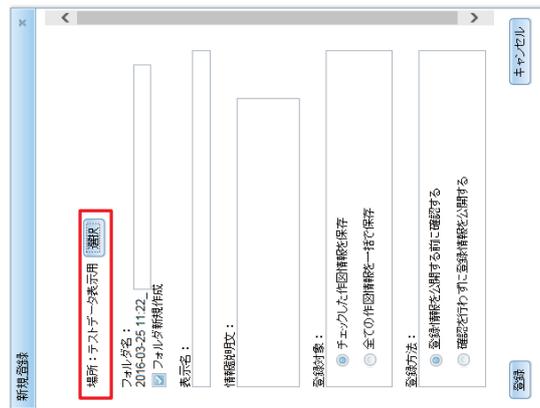
「被害情報として登録」の手順は
次ページを参照

■ 作図情報の登録

- ① 作図が完了もしくはファイル読み込み済みのものをDIMAPSに登録するため「被害情報として登録」をクリック。
- ② 「新規登録」ダイアログが表示されるので、保存したい場所を選択するため「選択」ボタンをクリック。
- ③ 「フォルダ選択」ダイアログが開くので、フォルダを選択し「OK」ボタンをクリック。



- ④ 「場所」の表示に、先ほど選択したフォルダ名がセットされる。
- ⑤ 選択したフォルダの直下に「フォルダ新規作成」にチェックを入れる。



※フォルダを作成しない場合は、チェックを外しておく

⑥ 必要な情報を入力し、「登録」ボタンをクリック。

⇒ (4) の選択により、次の操作が異なる。

(1) 取り込む情報の表示名を入力
(表示名のルールはP20)

(2) 登録する情報の説明文
(入力は任意)

(3) ①の作図データの内、登録
したいデータを選択

(4) 確認の有無の選択

(5) 上記入力後にクリック

⑦' DIMAPSに作図情報を登録する前に確認する場合

次ページで解説

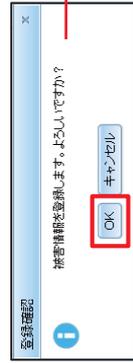
⑦'' 確認を行わずにDIMAPSへ作図情報を公開する場合

⑦'' 登録終了後は、⑤で新規作成したフォルダに表示される。

⑦' DiMAPSに作図情報を登録する前に確認する場合



⑦' 新規登録画面で「登録情報を公開する前に確認する」を選択し、「登録」をクリック。



⑧ 「登録完了」画面で「OK」を選択。

※ 「OK」を選択しても、まだ公開されない。



⑨ 基本地図画面メニューの「被害情報管理（登録）」をクリック。



⑩ 「被害情報管理」ダイアログ画面で以下の操作・確認を実施。

・災害欄が「新規」となっているのを確認し**変更しない**

・種別は「作図情報」を選択

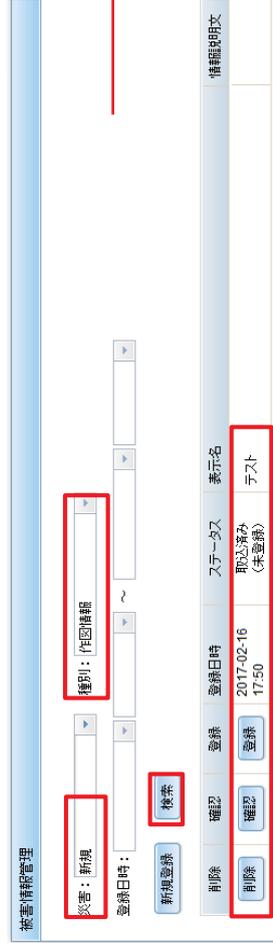
・「検索」ボタンをクリック

・リスト表示される公開待ち情報の「確認」ボタンをクリック

し、表示される地図画面で登録内容を確認

⇒公開してよい場合は「登録」をクリック。

※ステータスが「取込済み（未公開）」は未公開の状態。



登録した情報は、⑤で新規作成したフォルダに表示される。



6.二次編集機能（作図ファイル）

【被害情報の登録】

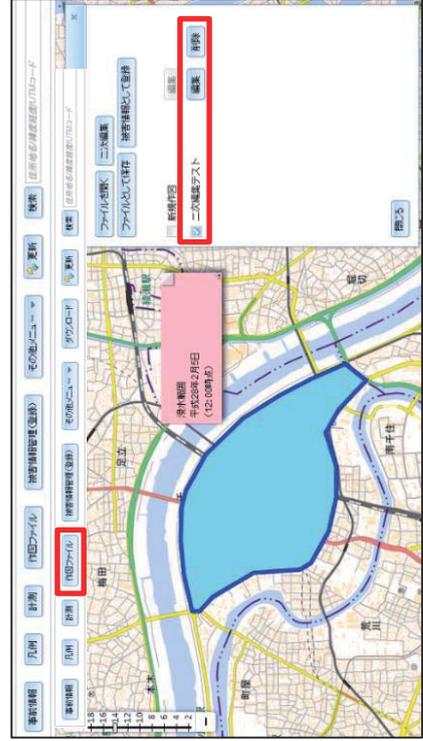
- 登録された作図情報や付箋紙情報を編集し追加登録
- 場所の移動や複写も可能

■ 操作手順

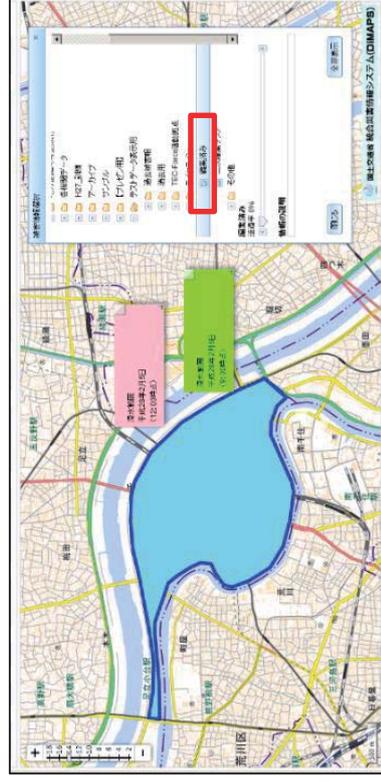
- ① 「作図ファイル」ボタンをクリックし、作図情報一覧画面の中から「二次編集」ボタンをクリック。
- ② 被害情報選択画面が表示され、編集できる情報の横に「編集」ボタンが表示される。



- ③ 作図情報一覧画面に、編集できる情報が表示される。後は、作図機能の修正と同じ要領で編集し「被害情報として登録」する。



- ④ 登録された情報が追加される。



※ 二次編集機能は、一度登録された情報を呼び出し再編集できる機能。作図したデータは元のデータを上書きするのではなく新しく登録されるため、古いデータが不要のときは別途削除機能を用いて削除を行う。

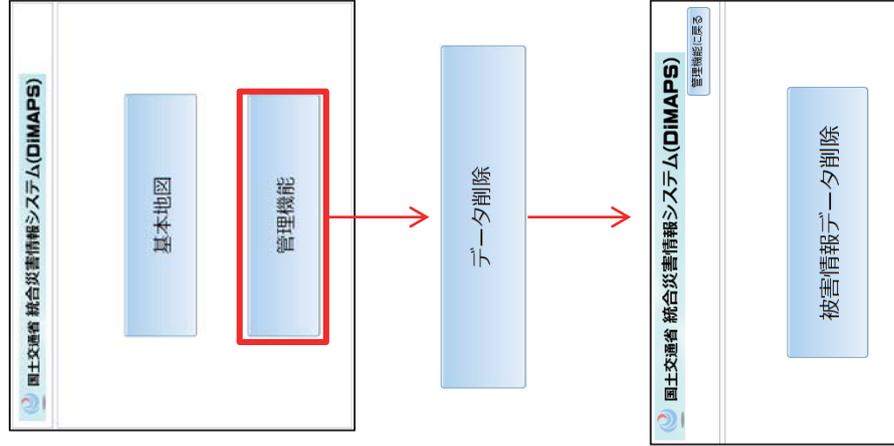
7.フォルダ（データ）の編集（削除・移動・複写・新規作成・名前の変更・並べ替え）

※管理者権限で利用

● フォルダ（データ）の削除

■ 操作手順

- ① トップページ「管理機能」をクリックし、管理機能画面から「データ削除」→「被害情報データ削除」を選択。



- ② 被害情報データ削除画面の「データ削除」ボタンをクリック。

被害情報データ削除画面

ディスク空き容量: 5923.8GB

削除一覧	削除日時	ステータス	コメント
一覧	2019/02/26 10:17:04	削除完了	
一覧	2018/10/22 17:32:29	削除完了	
一覧	2018/08/30 20:07:15	削除完了	
一覧	2018/04/26 18:13:26	削除完了	

- ③ 削除対象データ選択画面から削除したいフォルダ（又はファイル）を選択（☑）し、「削除」ボタンをクリック。削除確認ダイアログで「OK」をクリック。

削除対象データ選択

削除するデータを選択してください

- テストデータ表示用
- 2018-06-29 14:51_テスト
- 画面表示用
- 20160623
- 2017-02-27 19:18_浸水
- 2018-06-29 14:48_IBMテスト
- 資料作成用6(GSI)
- 資料作成用5(GSI)
- 資料作成用4(GSI)
- 資料作成用3(GSI)
- 資料作成用2 (GSI)
- 新規

削除

キャンセル

削除完了

削除を実行しました。

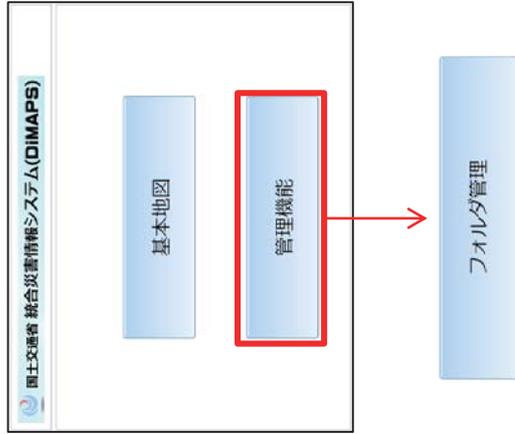
OK

※ 削除が終わると削除完了ダイアログが表示される。

● フォルダ（データ）の移動・複写

■ 操作手順

- ① トップページ「管理機能」をクリックし、管理機能画面から「フォルダ管理」を選択。



- ② 左画面で移動又は複写したいファイル等を、右画面で移動又は複写先のフォルダを選択し、画面上の「移動」又は「複写」ボタンをクリック。

※ ボタンをクリックすると、移動又は複写後のフォルダ構成が画面にプレビュー表示される。この段階では、システムに未反映の状態。



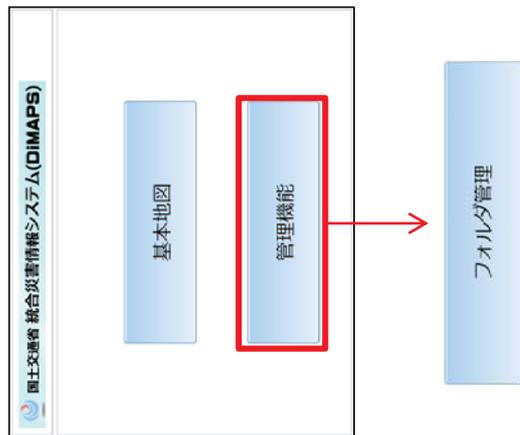
- ③ ②のプレビュー表示で問題ないことを確認し「確定」ボタンをクリック。

※ 「確定」ボタンをクリックすると、システムに反映される。

● フォルダ（データ）の新規作成・名前の変更・並べ替え

■ 操作手順

- ① トップページ「管理機能」をクリックし、管理機能画面から「フォルダ管理」を選択。



- ② 左画面で、フォルダの新規作成場所、名前の変更又は並べ替えをしたいフォルダ等を選択し、「新規作成」「名前の変更」「並べ替え」の矢印ボタンのうち操作したいボタンをクリック。

※ ボタンをクリックすると、操作後のフォルダ構成が画面面にプレビュー表示される。この段階では、システムに未反映の状態。



- ③ ②のプレビュー表示で問題ないことを確認し「確定」ボタンをクリック。

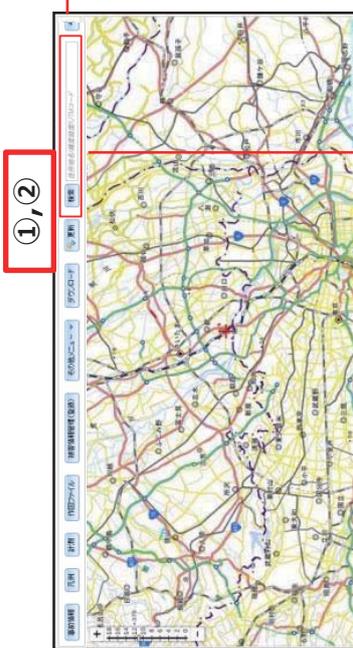
8. 場所を検索する (テキスト検索)

【その他】

- 地図上の場所をUTMコードや座標、住所、地名のテキスト情報から検索

「基本地図」画面メニューの「検索用テキストエリア」に特定の情報を入力することで、地図表示を特定の地点に移動可能

■ 操作手順



UTMコード、座標

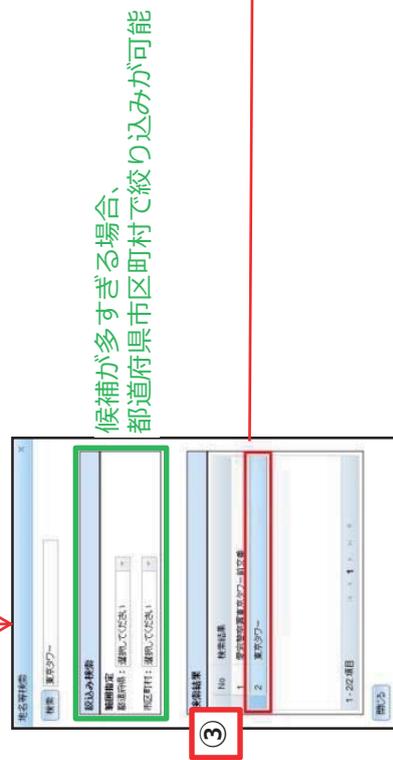
- ① 「UTM」 ※コード、「座標」
※ で検索した場合、その情報が示す位置に画面が移動。

※UTM：陸上自衛隊・警察・海上保安本部などが共通的に利用する位置情報の表現方法

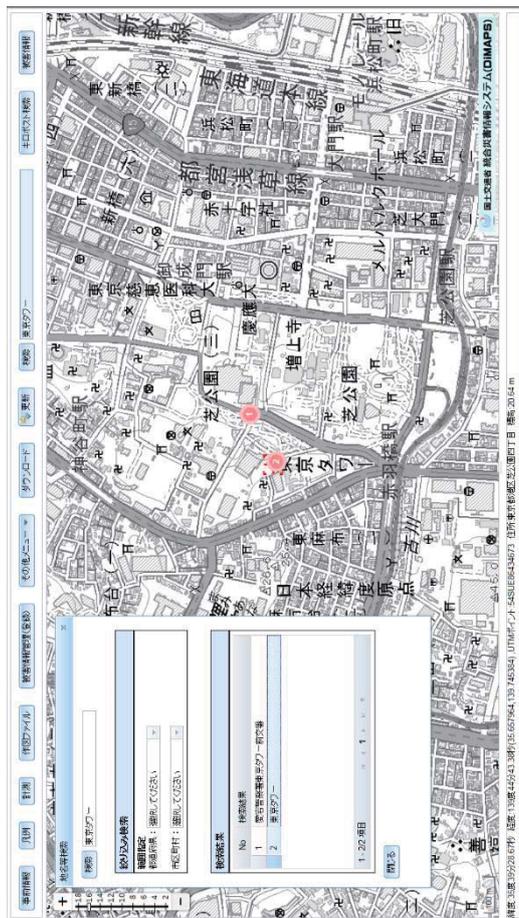
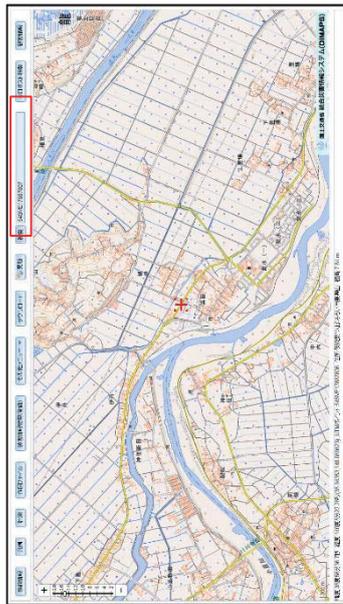
※座標：世界測地系の緯度・経度

- ② 「住所」または「地名」で検索した場合、「地名等検索」画面が表示。

住所、地名



- ③ 「地名等検索」画面で、「検索結果」欄から該当する名称を選択すると、その名称が示す位置に画面が移動。



● CCTVカメラ、道路、河川キロポストの地図上の場所をテキスト入力により検索

「基本地図」画面メニューの「検索用テキストエリア」に特定の情報を入力することで、地図表示を特定の地点に移動可能

■ 操作手順

以下の規則の基つき、検索フォームにテキスト入力し「検索」をクリック。

- 【CCTV】 → CCTV：[カメラ名称]
 【河川キロポスト】 → 河川：[河川名] (スペース) [河川KP]
 【道路キロポスト】 → 道路：[道路名] (スペース) [道路KP]

検索用テキスト入力欄:

検索ボタン: 検索

検索結果表示:

No.	検索結果
1	山田IC
2	山田IC
3	山田IC
4	山田IC
5	山田IC
6	山田IC
7	山田IC
8	山田IC

※事例では、“山田”を含むCCTVカメラが全て表示。

検索例:

- CCTVカメラ: CCTV:雄物川橋雄大橋 ←CCTV 入力例
- 河川キロポスト: 河川:石狩川 10KP ←河川KP 入力例
- 道路キロポスト: 道路:国道8号 11KP ←道路KP 入力例

テキストの一部で検索し、ダイアログボックスに表示された候補の中から対象物を選択することも可能。

9. 場所を検索する (キロポスト検索)

【その他】

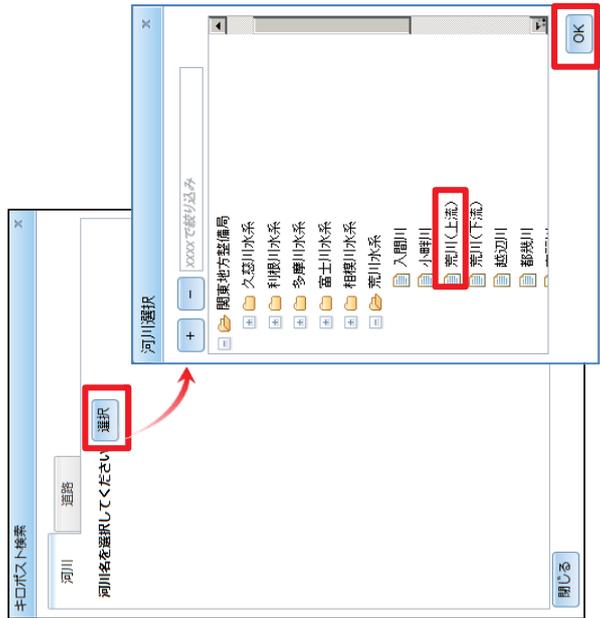
● 地図上の場所を道路と河川のキロポストから検索

■ 操作手順 (河川キロポスト)

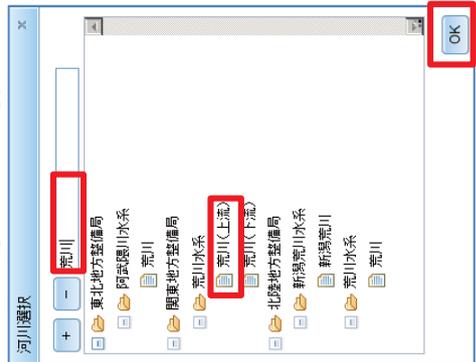
① 「基本地図」画面メニューの「キロポスト検索」ボタンをクリック。



② キロポスト検索画面の河川タブで「選択」をクリックし、河川選択画面から河川を選択。

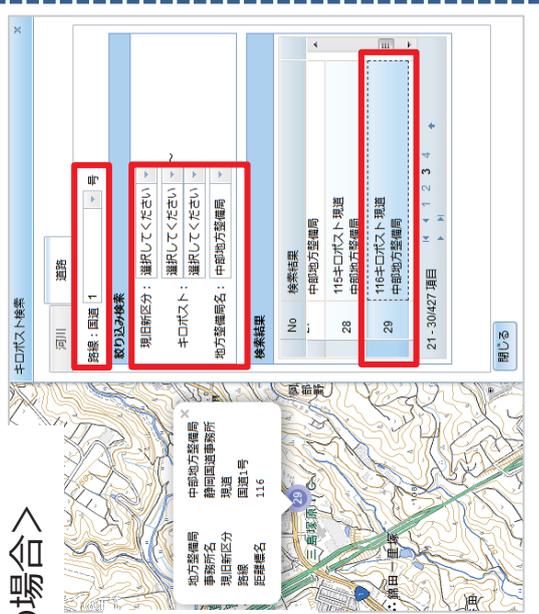


※ 文字入力し、該当河川を絞り込み選択することも可能。

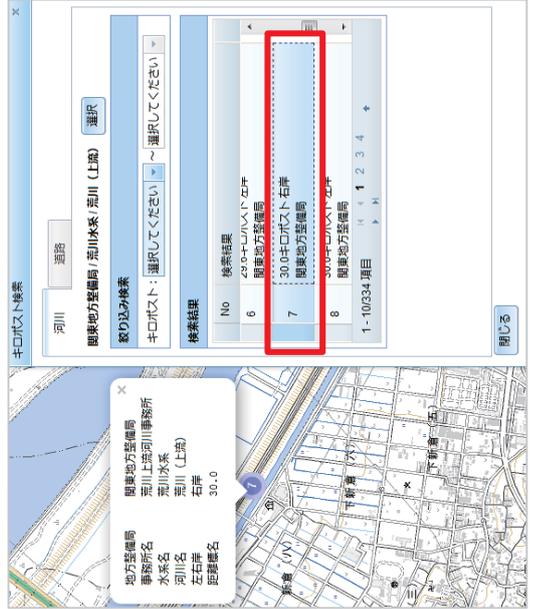


<道路キロポストの場合>

- ・ キロポスト検索画面で、まず国道番号を選択。
- ・ 必要に応じ、現旧新区分、地方整備局等を絞り込み。
- ・ 該当のキロポストを選択。



③ キロポスト検索画面で該当のキロポストを選択すると、その地点に地図画面が移動。



10. 背景地図を変更する 【その他】

■ 操作手順

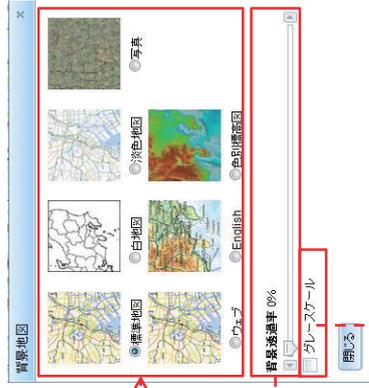
① 基本地図画面の「その他メニュー」→「背景地図」を選択。



※ 地図の拡大・縮小は、地図画面上でマウスのホイール操作等により実施できる。また、ズームバー上の「+」「-」ボタンでも操作可能（最大で、1/2500まで拡大可能）。

※ 地図のスクロールは、地図画面上で、マウスをクリックしたまま地図をドラッグすることで行える。

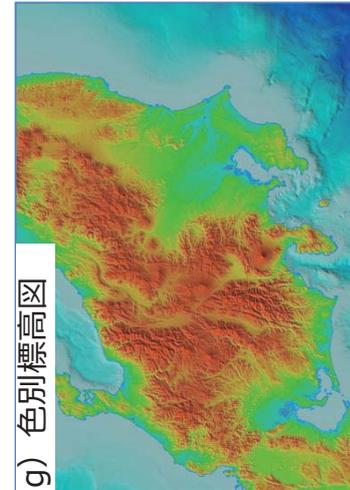
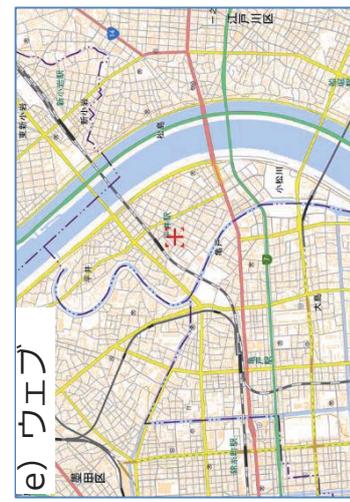
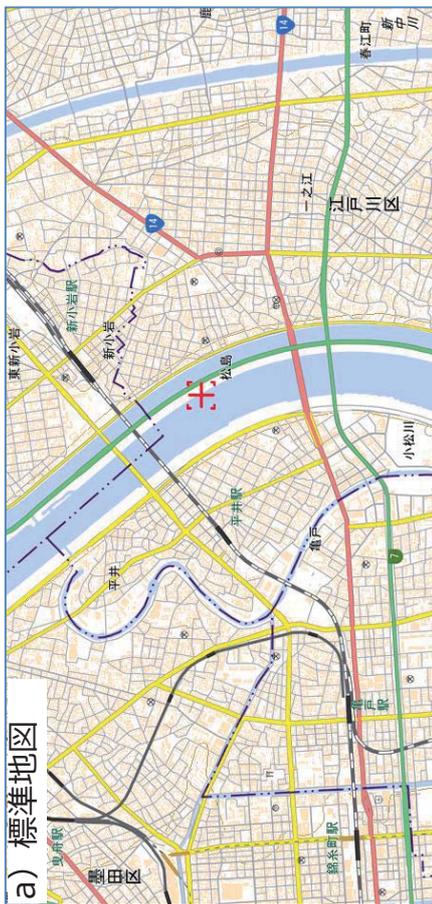
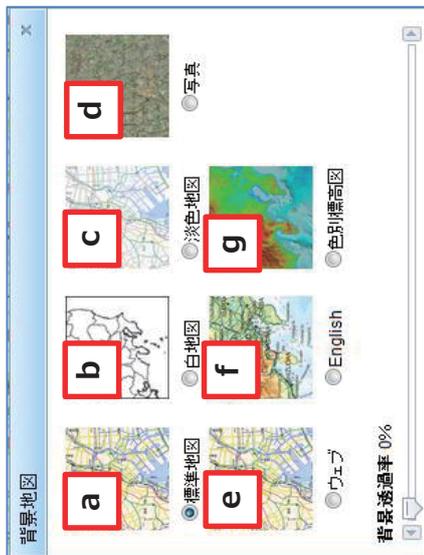
② 背景地図画面から表示したい地図を選択すると表示が切り替わる。使用できる地図は次ページを参照。



※ 透過率のスライダーバーを操作することで透過率を変更可能（表示は60%）。



※ グレースケールに を入れることで白黒表示が可能。



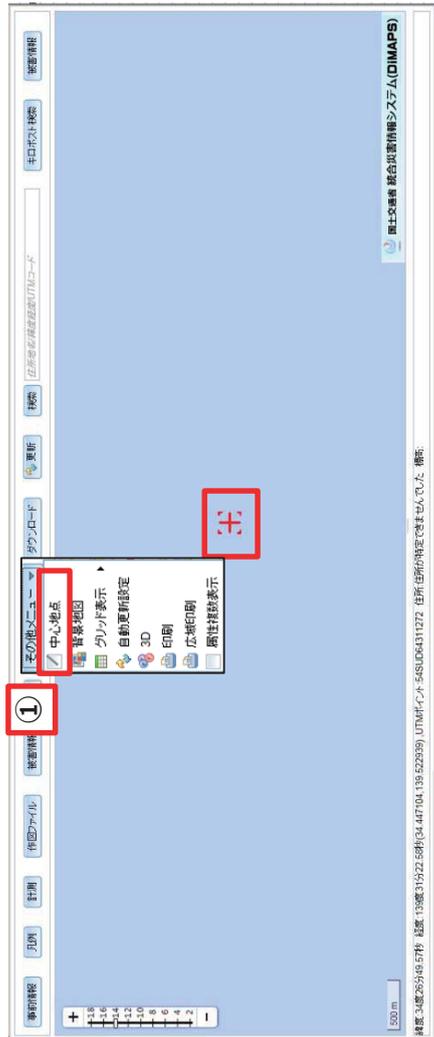
※「標準地図」がデフォルトになっているため、最新（高速道路や鉄道の開通直後等）の地図を表示したい場合は、「ウェブ」に切り替える。ただし、「ウェブ」は国土地理院サイトの地理院地図を使用しているため、防災LAN等インターネットに接続していないPCでは参照できない。

1 1. 中心地点アイコンの表示切替

- 画面中央に表示されるアイコンを表示/非表示の切り替え

■ 操作手順

- ① 「基本地図」画面メニューの「その他メニュー」ボタンをクリックする。
中心地点に☑を入れることでアイコンが表示



- ② 中心地点のチェックを外すことでアイコンが非表示



1 2. 広域印刷機能（その他メニュー）

【その他】

- 印刷範囲を指定して、画面表示範囲を越える広域・詳細な印刷が可能
- 作成される画像はPNG形式で、ブラウザ機能を用いてデータでの保存も可能

■ 操作手順



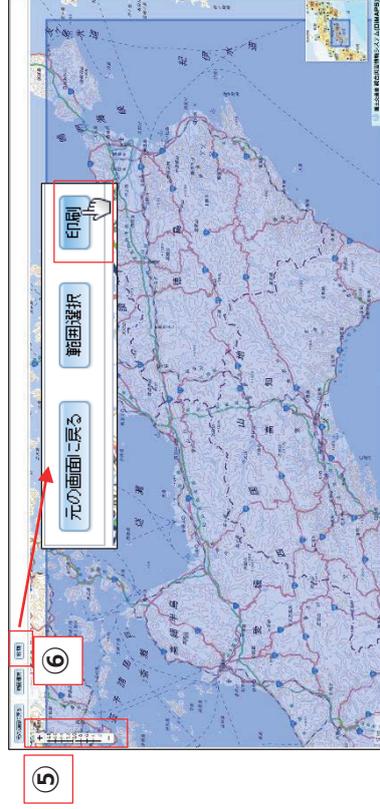
- ① 「その他メニュー」ボタンをクリックし、「広域印刷」をクリック



- ② 地印刷したい範囲を表示し、「範囲選択」ボタンをクリック



- ③ マウスドラッグで印刷したい範囲を選択
- ④ 選択後「選択範囲終了」ボタンをクリック



- ⑤ 印刷したいズームレベルに設定（10～16まで）
- ⑥ 「印刷」をクリック後、指定した範囲が新規ウィンドウで表示。表示後は、ブラウザの機能を利用して印刷や保存

※ 1. 印刷可能なズームレベルは8～16まで。ズームレベル15、16等、広い範囲（九州全域等）の処理をする場合は、時間がかかる
※ 2. 「ポップアップをブロックしますか」等のメッセージが出た場合には、「許可する」を選択

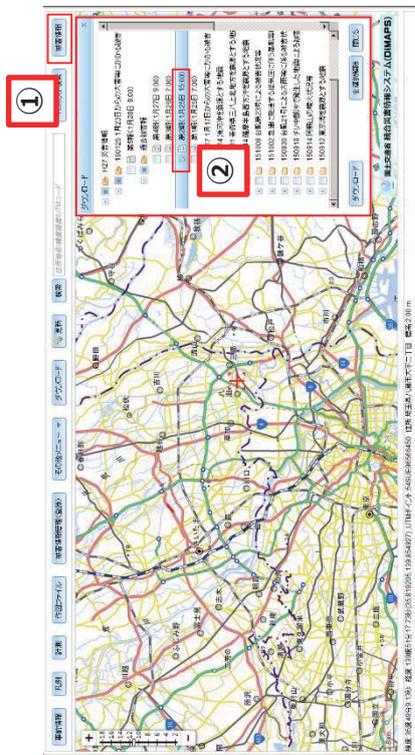
1.3.ダウンロード機能

【その他】

- 被害報から登録した被害情報をKML形式でダウンロード

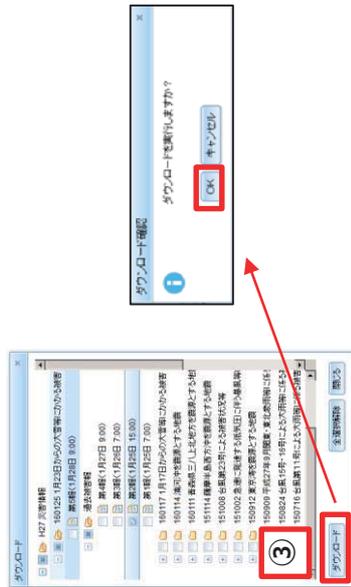
■ 操作手順

※ ダウンロード機能を実装した以降のデータから反映（過去に登録したデータは対象外）



① 「ダウンロード」ボタンをクリックで、「ダウンロード」画面が表示

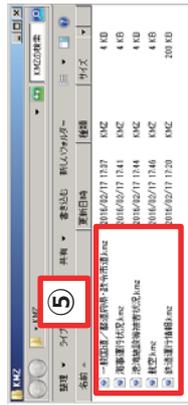
② ダウンロードしたい被害情報をチェック



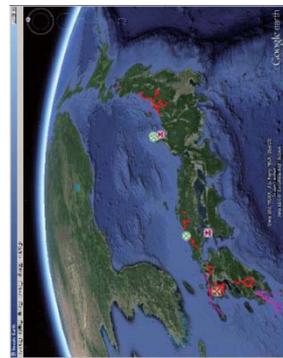
③ 「ダウンロード」ボタンをクリック後、確認画面が表示されるので「OK」をクリック



④ ブラウザの機能を使用し保存。「名前を付けて保存」を選択し適宜名前を付けて保存する（表示例はIEです）



⑤ 解凍したフォルダの中に、被害報で作成されたKMLデータが格納



※ KMLデータは、Google Earth等、GISソフトで表示可能

●テロップの表示位置、文字サイズの変更

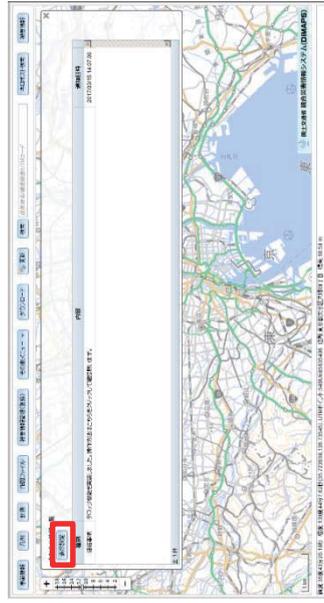
■操作手順

【非表示、表示の停止、再開】



- 「基本地図」画面を開くと画面上部にテロップが表示
- 表示を消したい場合は、テロップ右端の「x」をクリック
- スクロールを止めたい場合は、マウスをテロップ上に移動
- テロップからマウスを離すと再始動

【一覧表示、表示の変更】（表示の変更は、自分の画面のみに反映）



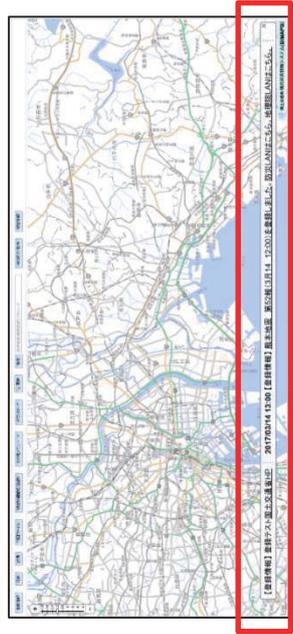
1) テロップ上で左クリックすると登録された情報一覧が表示

2) 一覧画面の左上にある「表示設定」をクリック



3) 表示位置や文字サイズを変更し、反映をクリック

4) 左上の「x」をクリック



5) テロップの表示位置、文字サイズが変更

統合災害情報システム

DIMAPS

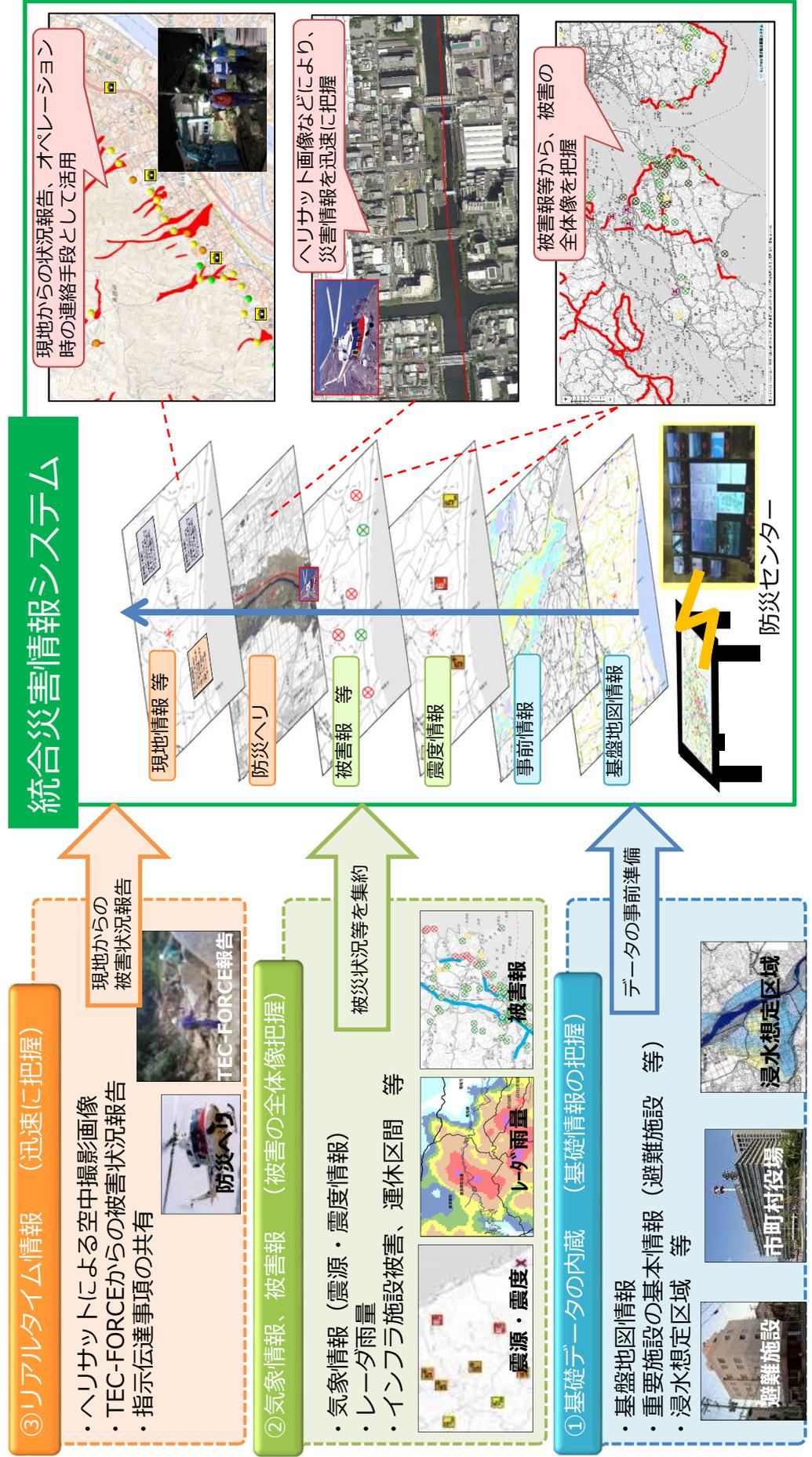
使用マニュアル

令和4年10月

近畿地方整備局 防災室

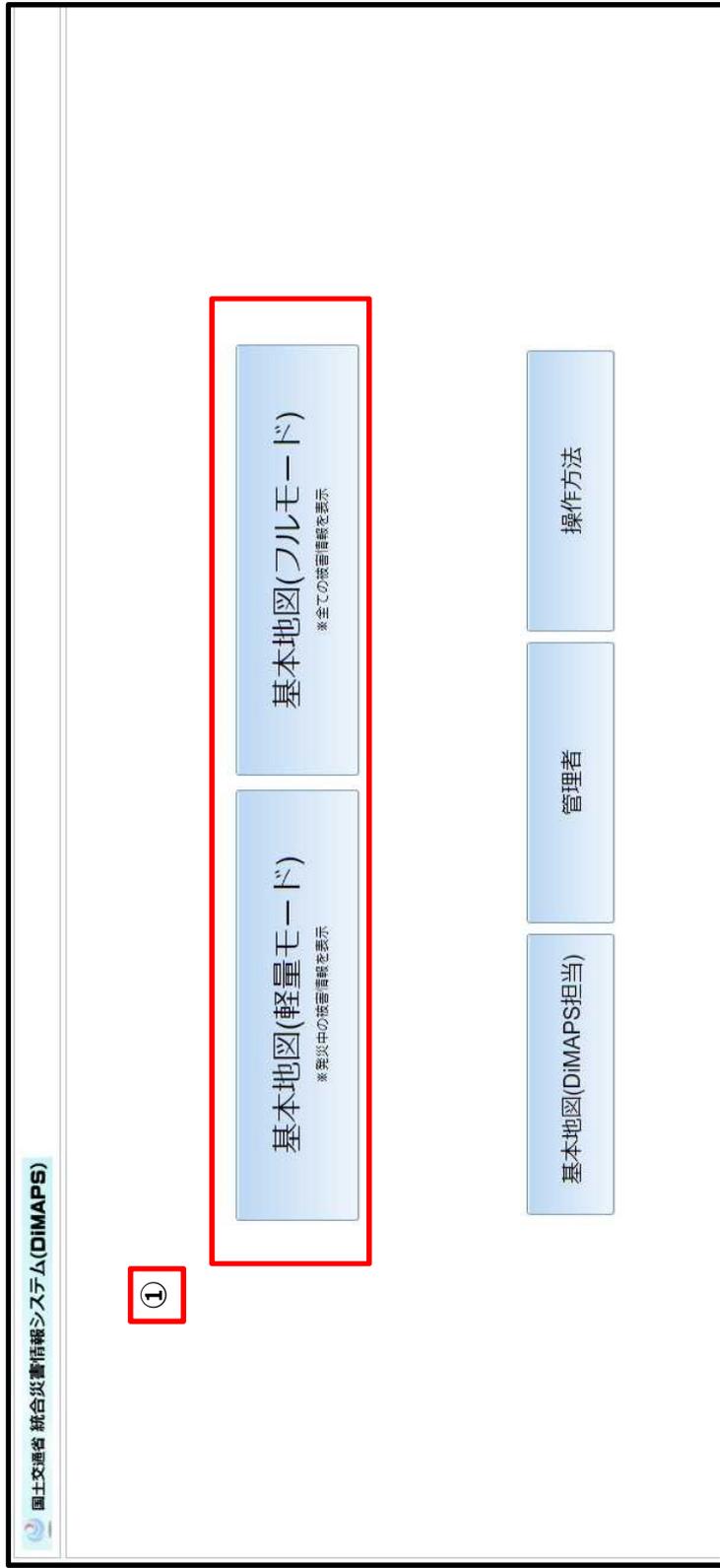
1. DiMAPS (統合災害情報システム)の概要

- 災害発生時に提供される膨大な情報を集約し、Web地図上に統合表示することで、被害情報をより分かりやすく把握・共有できる**今までにない新しいシステム**。
- 震源・震度情報、防災ヘリ撮影画像、TEC-FORCEからの被害情報等を地図上に表示し、**災害情報を迅速に把握**することが可能。



2. DiMAPSの基本地図画面へのアクセス

内部資料



- ① **DiMAPS**のWEBトップページに入ると、「メニュー」画面が表示。「基本地図」ボタンをクリックすることで基本地図画面が表示（軽量モードは現在継続中の災害のみ、フルモードは過去災害全てのデータが表示）

DiMAPSへのアクセスは、以下のURLをブラウザのアドレスバーに入力

URL <http://10.97.5.65/dims/>

2. DiMAPSへのアクセス(一般公開編)

DiMAPSで検索。
または、国土交通省トップページのバナーをクリック

DiMAPS へのアクセスは
国土交通省トップページのバナーをクリック
(URL) <http://www.mlit.go.jp>



The image shows a screenshot of the Japanese Ministry of Land, Infrastructure, and Transport (MLIT) website. A hand icon is shown clicking on a banner for DiMAPS. The banner text reads 'DiMAPS へのアクセスは 国土交通省トップページのバナーをクリック (URL) http://www.mlit.go.jp'. The website interface includes a navigation menu, a search bar, and various news and service announcements.

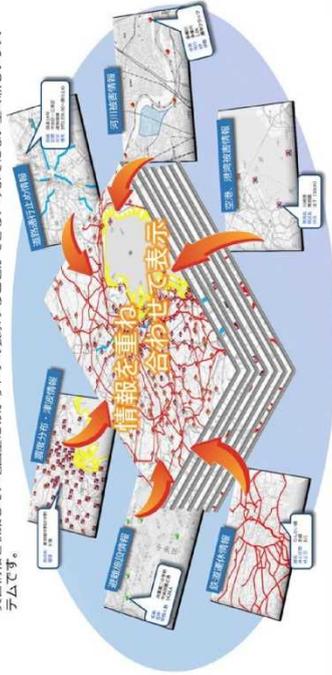
ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 防災 > 統合災害情報システム(DiMAPS)

～災害情報をより早く、わかりやすく～

統合災害情報システム

DiMAPS

統合災害情報システム (DiMAPS) は、地震や風水害などの自然災害発生時に、いち早く現場から災害情報を収集して、地図上にわかりやすく表示することができる、今までにない全く新しいシステムです。



被害情報を見る

《トピックス》

- ▶ 熊本県南阿蘇村立野地区の空中写真
- ▶ 【マニュアル】写真の閲覧方法 (PDF:1.37MB)
- 最新の被害情報
- ▶ 160612 熊本県熊本地方を震源とする地震 (6月12日発生) について (第1報 6月12日23:40現在)
- ▶ 160416 熊本県熊本地方を震源とする地震 (第44報 6月7日11:00現在)
- これまでの被害情報《一部抜粋》
- ▶ 20110311 東日本大震災～160516 茨城県西部を震源とする地震

DiMAPSの使い方を見る

- 利用マニュアル (PDF:1.75MB)
 - 各表示イメージ (PDF:1.70MB)
 - リーフレット (PDF:3.72MB)
- 当サイトに配置している各種ボタン等の操作方法を照会しています
--- 当サイトで表示できる情報の詳細です
--- DiMAPSの紹介用に作成したリーフレットです (A3画面1枚で印刷できます)

3. DiMAPS(統合災害情報システム)への写真登録方法

内部資料

○写真の登録方法

1. **位置情報付の写真**を撮影する。
※携帯、スマホ、デジカメなど

【写真に必要な情報】

- ・位置情報【緯度・経度】

※位置情報が無い写真は登録できません。

- ・撮影日時

※撮影日時で登録されます。

(送信日時ではありません。)

統合災害情報システム

2. **DiMAPS**にメール送付(写真を添付)する。

◎メール送付アドレス：hqt-dimaps@ki.mlit.go.jp

※メール送付時の注意点

- メールの件名：**近畿**

※『近畿』のみを記載する。DiMAPSでのフォルダ仕分けに必要です。

- メール本文の記載内容及び記載例**

※下記四角囲みの内容をメール本文に記載して下さい。

【訓練】 ← **訓練の場合、必ず入れて下さい。**

【報告者名】 近畿地整〇〇事務所〇〇課〇〇

【被災場所】 国道〇〇号〇〇地先

【被害状況】 国道〇号 法面崩落のため全面通行止め

【その他】

統合災害情報システム

3. **DiMAPS**への写真登録完了。

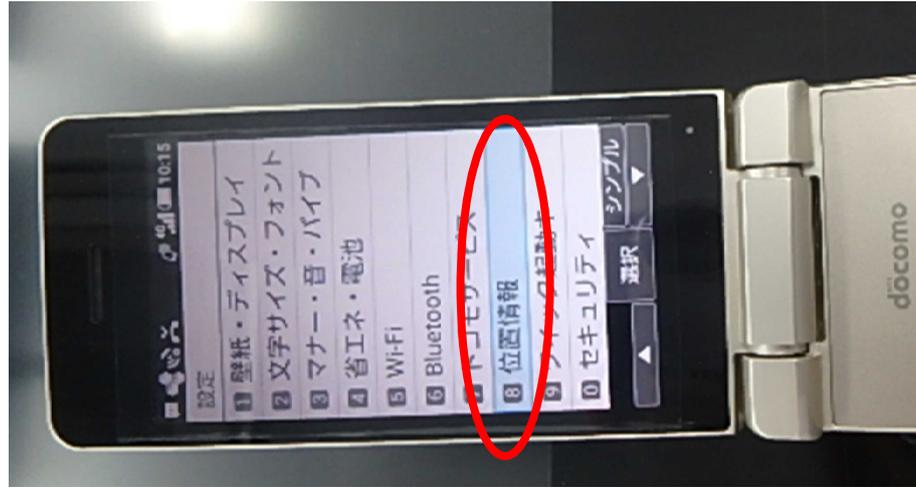
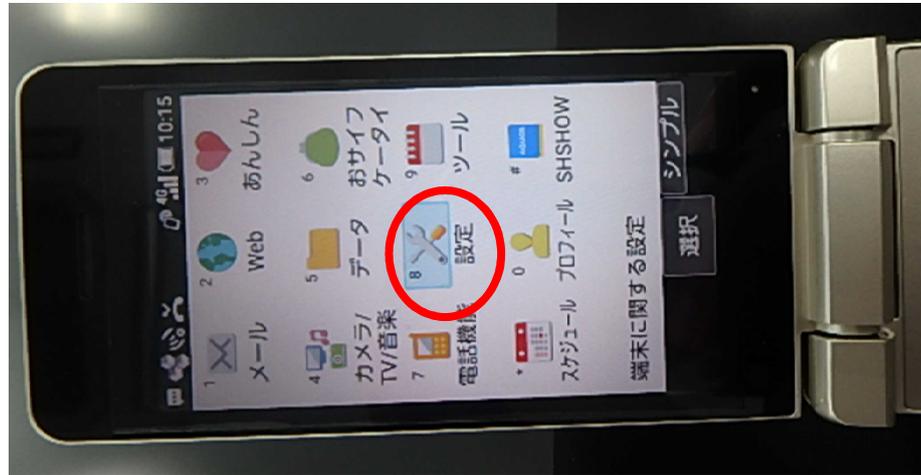
※ 反映されるまで数分かかります。

3. DiMAPSへの写真登録方法 携帯版(1/6)

写真に位置データを付加して、メール送信を行うことで、DiMAPSへ登録することが出来ます。

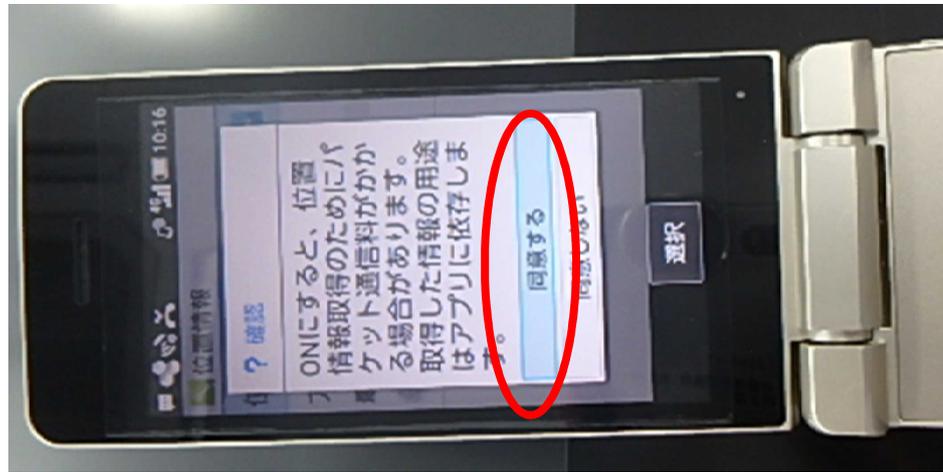
※屋内等、撮影場所によっては位置データが上手く捉えられず、DiMAPSへ登録できない場合があります

①『メニュー』を押す ②『設定』を選択 ③『位置情報』を選択 ④『位置情報』をONに

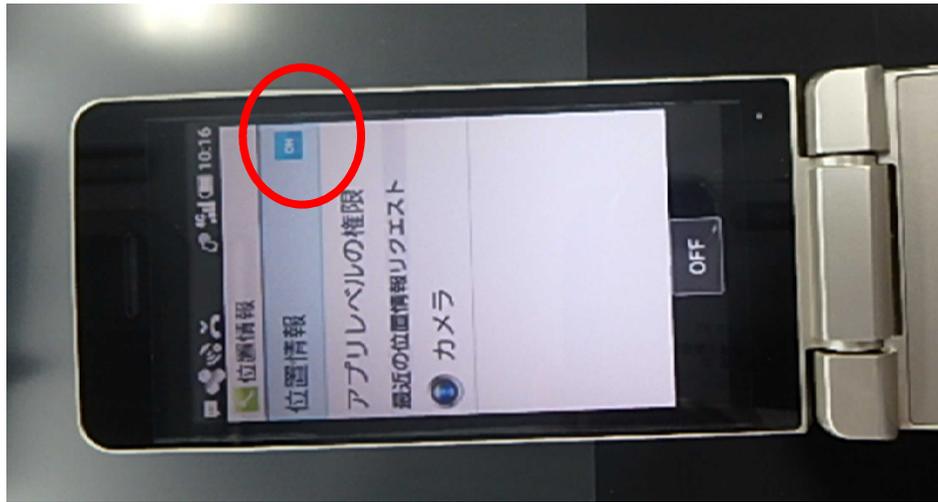


3. DiMAPSへの写真登録方法 携帯版(2/6)

⑤『同意する』を選択



⑥位置情報がONになったことを確認



⑦スタート画面に戻る

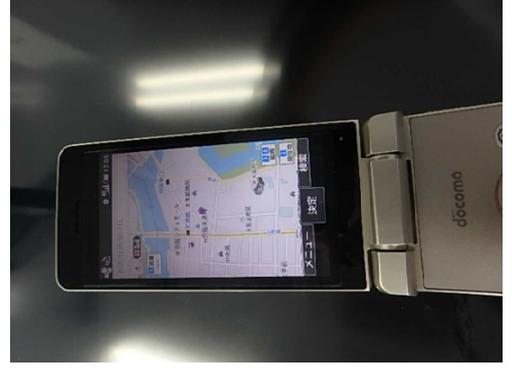


3. DiMAPSへの写真登録方法 携帯版(3/6)

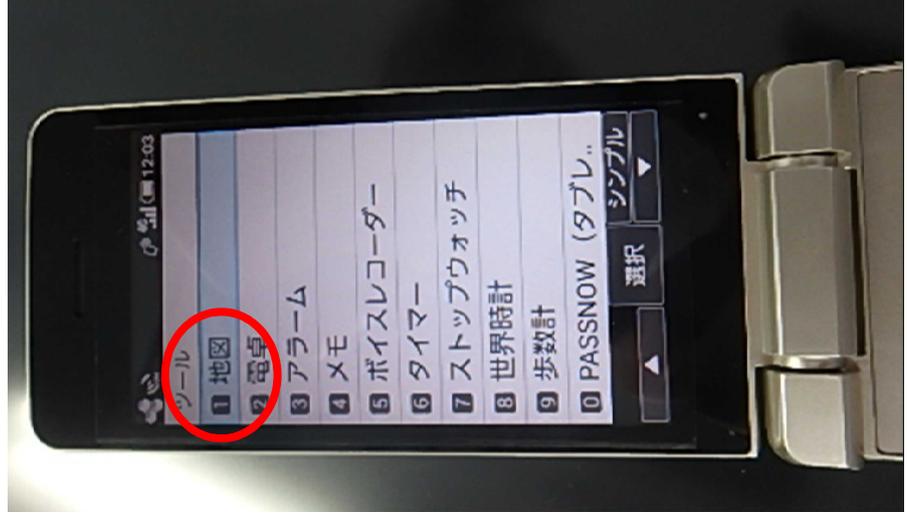
⑪アプリが立ち上がり
同意をしていく



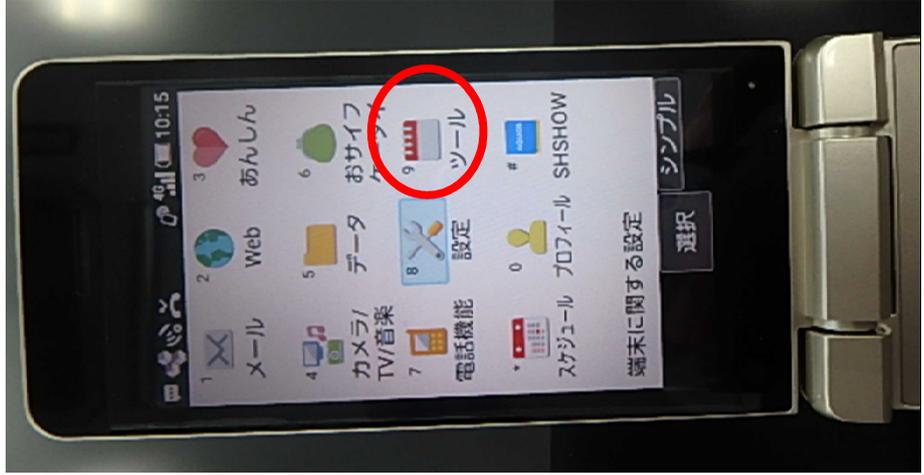
⑫現在地情報が表示
されて完了



⑩『地図』を押す



⑨『ツール』を押す



⑧『メニュー』を押す



3. DiMAPSへの写真登録方法 携帯版(4/6)

⑬『カメラマーク』
を押す



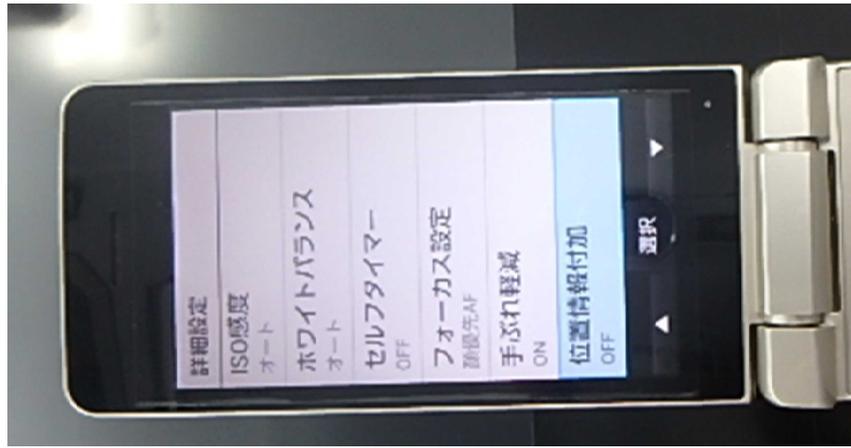
⑭『設定』を押す



⑮『詳細設定』を押す

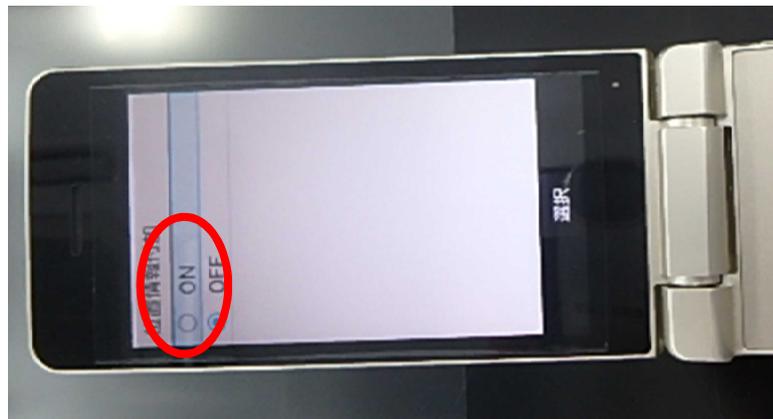


⑯『位置情報付与』を
押す

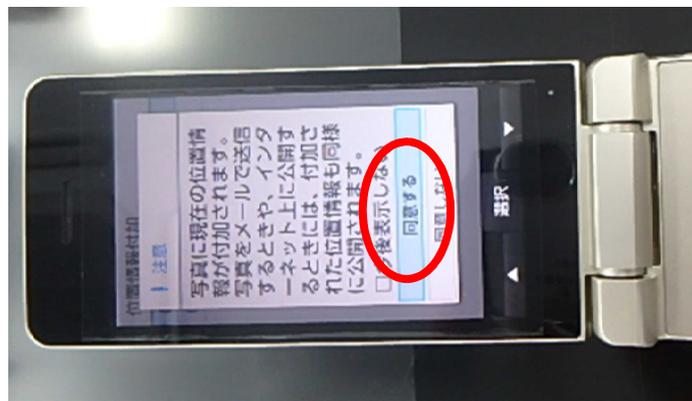


3. DiMAPSへの写真登録方法 携帯版(5/6)

⑰『ON』を押す



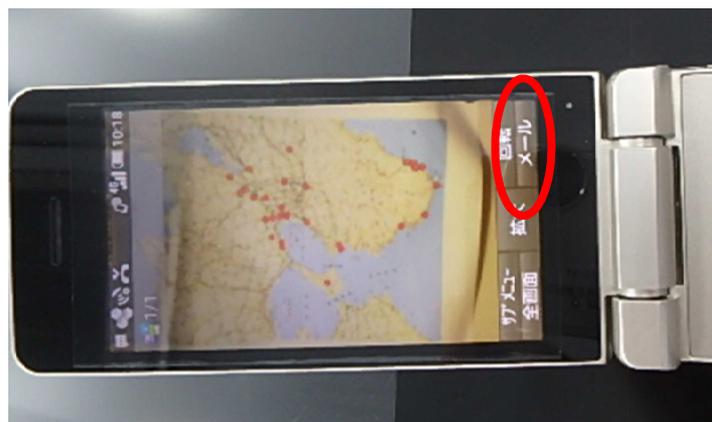
⑱『同意する』を押す



⑲撮影し、プレビューを押す



⑳メールを押す



3. DiMAPSへの写真登録方法 携帯版(6/6)

- ②以下の様に、「アドレス」「件名」「本文」を入力し、送信
- ・アドレス入力

①メール画面が起動する

アドレス: hqt-dimaps@ki.mlit.go.jp

- ・件名入力
件名には「近畿」と入力
(注)「近畿」以外は入力しないで下さい。

- ・本文入力
メール本文の記載例
【訓練】 ← 必ず訓練と記入

【報告者名】

近畿地整 ○○○○

【被災場所】

○○県○○村○○地先

【被害状況】

国道○号 法面崩落のため全面通行止め
【その他】

土砂撤去のため、BHが必要

- ・メール送信



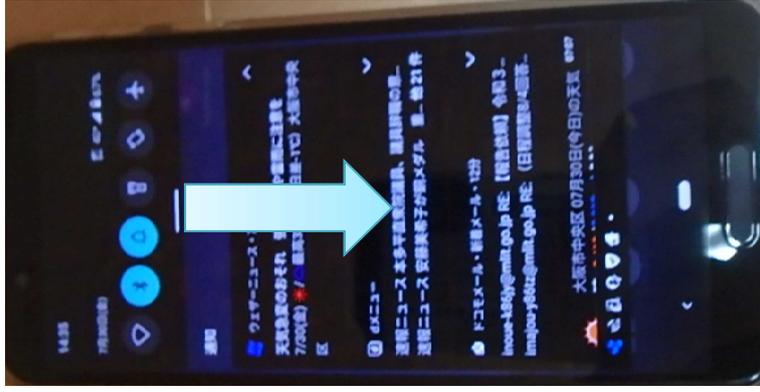
3. DiMAPSへの写真登録方法 スマホ版(1/6)

○ 位置情報を付与した写真をメールに添付送信し、DiMAPSに登録する。

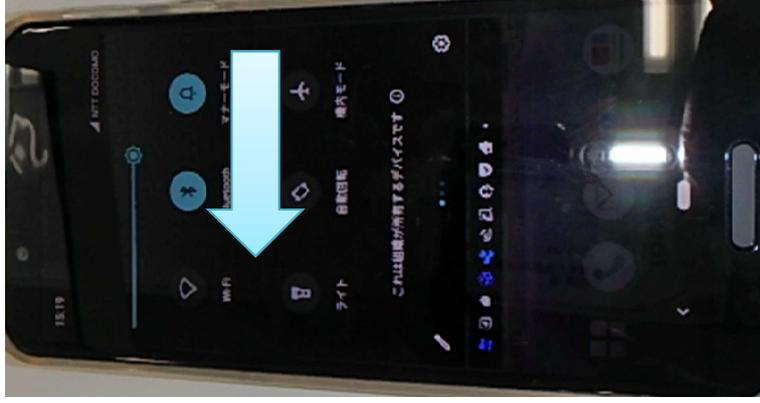
1. 位置情報を有効になっているか確認する。



①ホーム画面で画面の上部から下にスワイプし、通知画面を表示する。

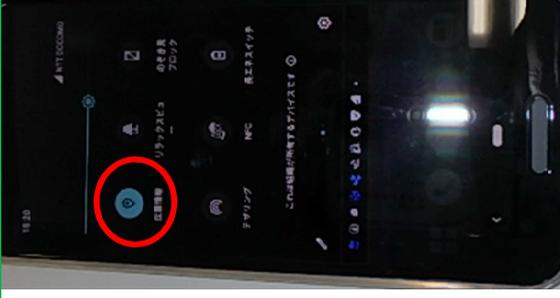


②さらにスワイプする。

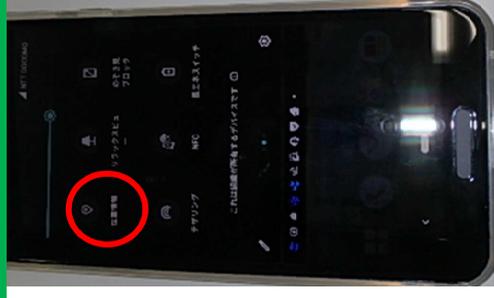


③さらに左へスワイプする。

位置情報が有効の場合



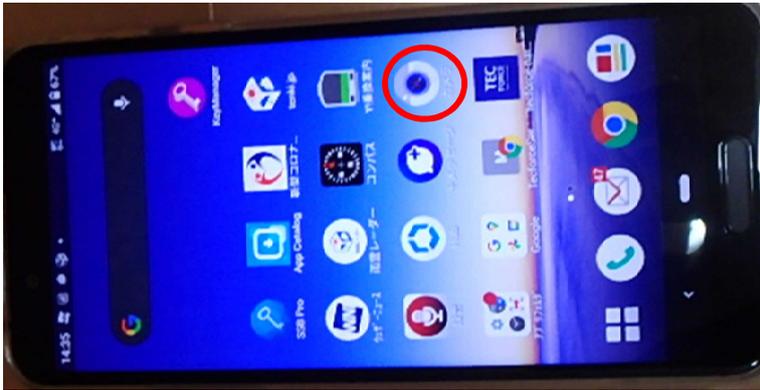
位置情報が有効でない場合



④位置情報が有効になっていない場合はタップして有効にする。
(ユーザーの同意を求められた場合は「設定する」をタップ)

3. DiMAPSへの写真登録方法 スマホ版(2/6)

2. カメラを起動する。



①カメラにタッチして
カメラを起動する。



ホーム画面にカメラアプリが
表示されていない場合



●アプリを探すから。検索アイコンをタップし、
「アプリ名を入力」をタップし、「かめら」と入力
すればカメラアプリがヒットする

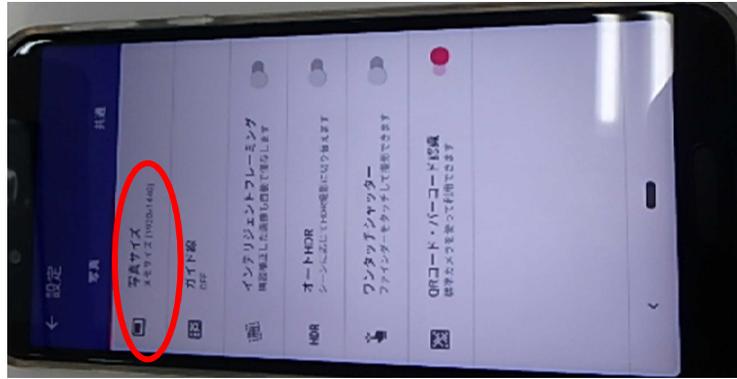
●ホーム画面に登録されていない
アプリ等を表示するアイコンにタッチ
し、他のアプリを表示する。

3. DiMAPSへの写真登録方法 スマホ版(3/6)

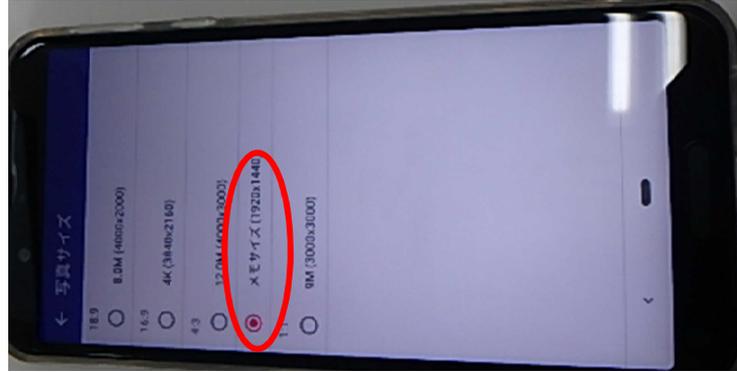
3. 位置情報の取得を確認してから撮影する。



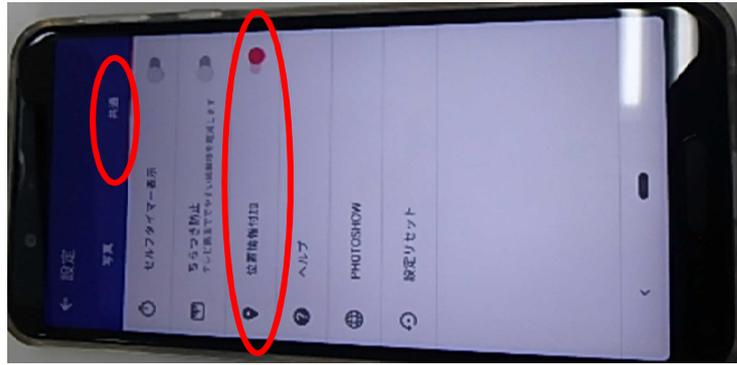
●カメラを起動し、右上の…アイコンをタップ。



●撮影する写真の撮影容量の圧縮を行うため、写真サイズを、「メモサイズ」に選択

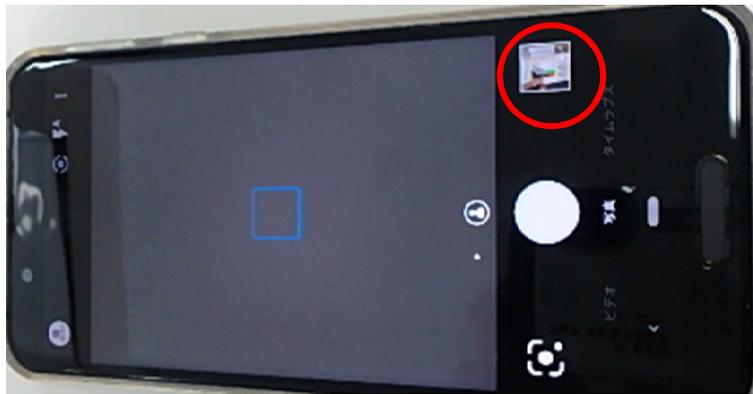


●共通タブをタップし、位置情報付加にチェックが入っているか確認する



3. DiMAPSへの写真登録方法 スマホ版(4/6)

4. 撮影した写真に写真に位置情報が付与されているか確認する。



●カメラアプリを起動し撮影した写真をタップする



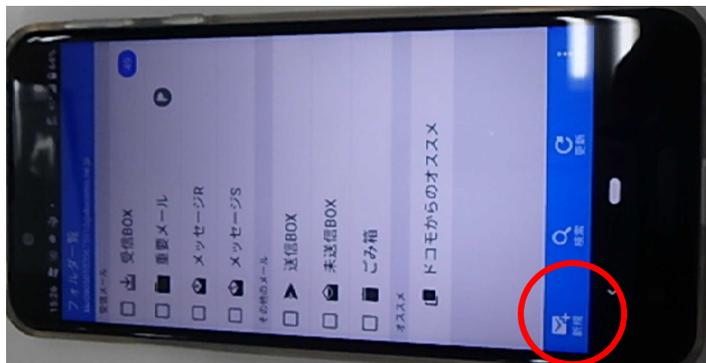
●写真右上の…アイコンをタップし写真の情報を確認する。



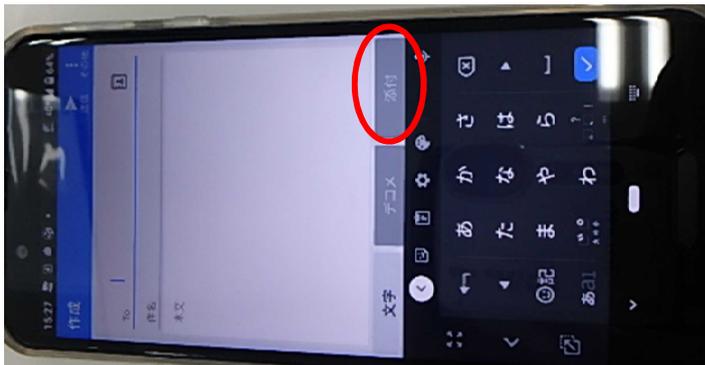
●写真に位置情報が付与されている場合は、上図のように撮影場所等が表示される。

3. DiMAPSへの写真登録方法 スマホ版(5/6)

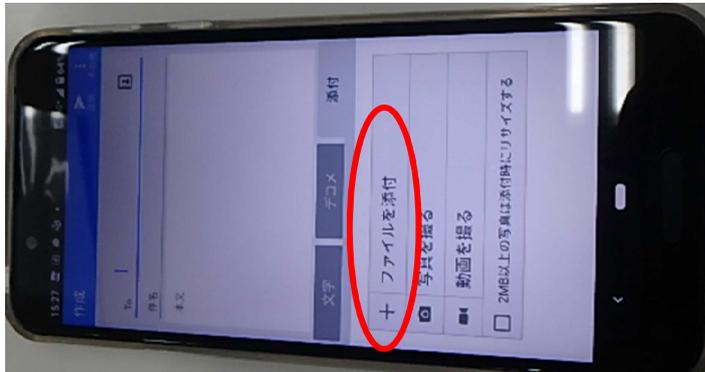
5. メールに写真を添付する。



①メールを起動し、「新規」をタップ。



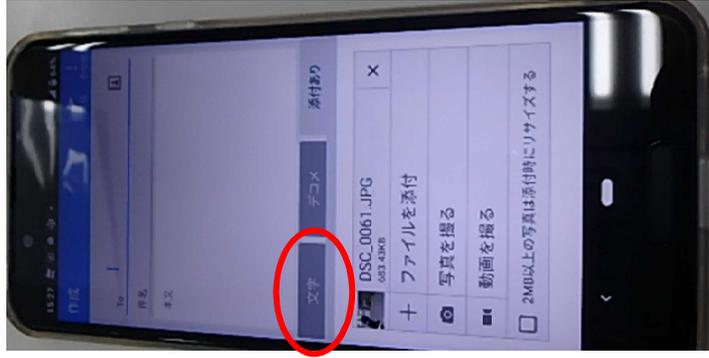
②「添付」タブにタッチ



③ファイルを添付にタッチ

3. DiMAPSへの写真登録方法 スマホ版(6/6)

5. メールに写真を添付する。 6. メールを作成し、送信する。



・アドレス入力

アドレス：hqt-dimaps@ki.mlit.go.jp

・題名入力

題名には「近畿」と入力

(注)「近畿」以外は入力しないで下さい。

・本文入力の記載例

【訓練】 ← 必ず訓練と記入

【報告者名】

近畿地整 ○○○○

【被災場所】

○○県○○村○○地先

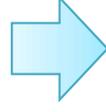
【被害状況】

国道○号 法面崩落のため全面通行止め

【その他】

土砂撤去のため、BHが必要

④添付する写真を選択し、「文字」タブをタップ。

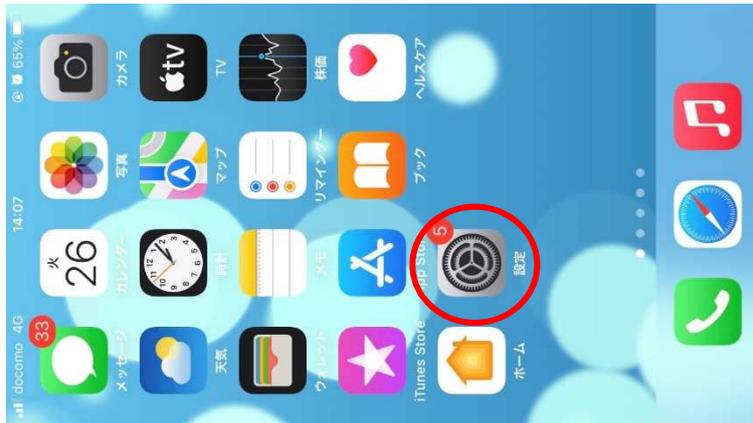


入力を完了したら
メール送信

3. DiMAPSへの写真登録方法 iPhone版(1/5)

- 位置情報を付与した写真をメールに添付送信し、DiMAPSに登録する。

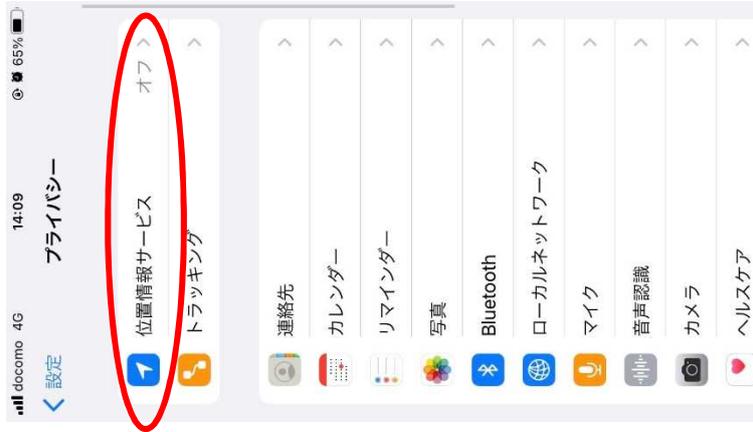
1. 位置情報の設定方法。



- ①ホーム画面で設定画面をタップする。



- ②プライバシーをタップする。



- ③位置情報サービスをタップする。



- ④位置情報サービス内の上記赤丸をタップする。

3. DiMAPSへの写真登録方法 iPhone版(2/5)

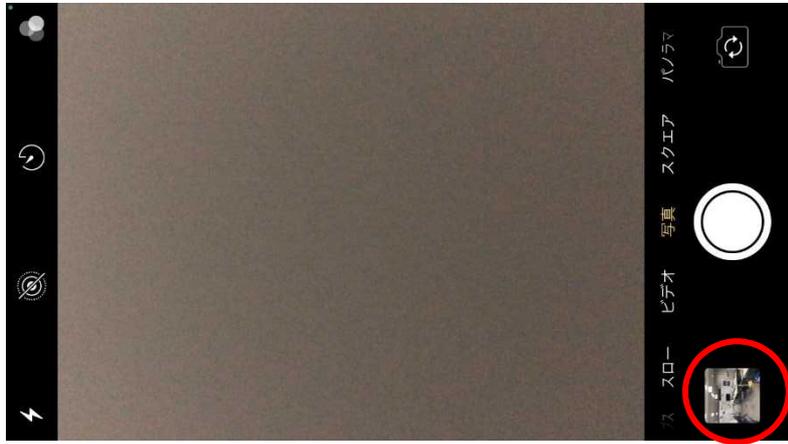


⑤下部に各アプリの設定が
選べるようになるので
カメラをタップする。

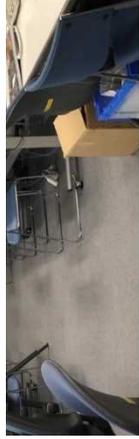
⑥「このAppの使用中的み許可」
をタップする。

3. DiMAPSへの写真登録方法 iPhone版(3/5)

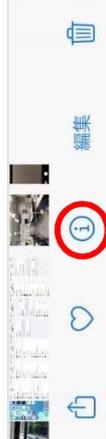
2. 撮影した写真に位置情報が付与されているか確認する。



●カメラアプリを起動し撮影した写真をタップする



キャプションを追加



●写真中央下部の…アイコンをタップし写真の情報を確認する。

●写真に位置情報が付与されている場合は、上図のように撮影場所等が表示される。

3. DiMAPSへの写真登録方法 iPhone版(4/5)

3. メールに写真を添付する。



①メールを起動し、「✉」をタップ。

②「添付」タブにタッチ

③送付写真にタッチ

3. DiMAPSへの写真登録方法

iPhone版(5/5)

5. メールを作成し、確定する。



6. メールの容量を選択し、送信する。(1M程度)
 メーラーによっては容量選択が出ない場合があります。(その場合はそのまま送信ください。)



・アドレス入力

アドレス：hqt-dimaps@ki.milit.go.jp

・題名入力
題名には「近畿」と入力
(注)「近畿」以外は入力しないで下さい。

・本文入力の記載例

【訓練】 ← 必ず訓練と記入

【報告者名】

近畿地整 ○○○○

【被災場所】

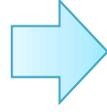
○○県○○村○○地先

【被害状況】

国道○号 法面崩落のため全面通行止め

【その他】

土砂撤去のため、BHが必要



入力を完了したら
メール送信

4. DiMAPSへ登録した写真を見る(1/2)

リアルタイム情報

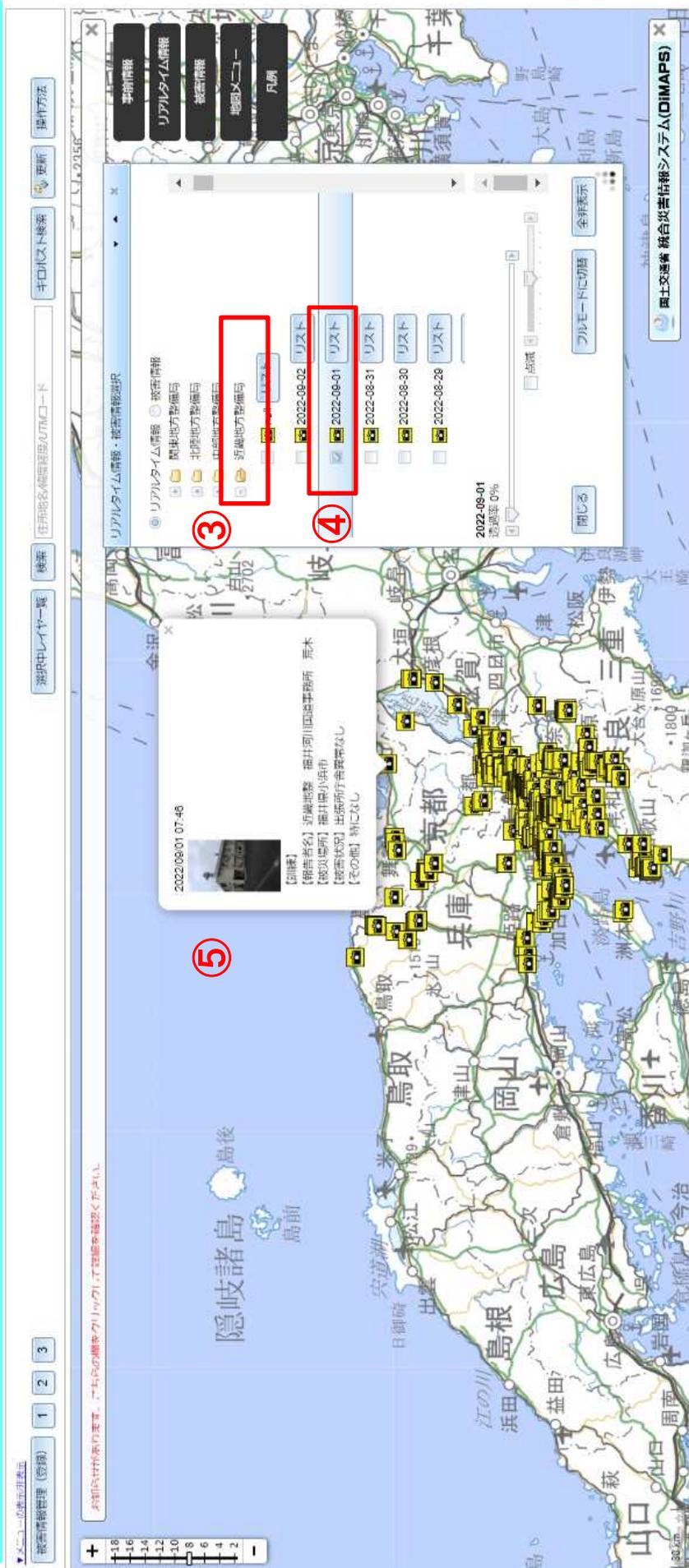
- 震源・震度
- 津波警報・注意報
- CCTV
- ヘリサウト
- レーダ雨量
- 災害対策車両位置(随時更新)
- 高潮・高波
- 現地写真

写真データ登録日付

- 北海道開発局
- 東北地方整備局
- 関東地方整備局
- 北陸地方整備局
- 中部地方整備局
- 近畿地方整備局
- 中国地方整備局
- 四国地方整備局
- 九州地方整備局
- 沖縄総合開発事務所

- ① リアルタイム情報をクリック
- ② リアルタイム情報左横の+をクリックし
左記ツリー図を参考に近畿地方整備局
まで移動

4. DiMAPSへ登録した写真を見る(2/2)



- ③ 「近畿地方整備局」左横の十をクリック
- ④ 登録した日付(年一月一日)横のチェックボックスにチェックを入れる
と地図にカメラアイコンが表示されます。
- ⑤ 地図上に表示されたカメラマークをクリックすると登録内容の確認が行えます。